

も無之、一年不思議の事有とて、知行所よりさし越たる札あり、捺拾捺拾此文字は新見知行所にて、或日野に雉子を射けるに、其矢當たりと思に、雉子恙なく敢て立んともせず、又射るに初の如し、餘りの事に、弓術に名高き者共争ひて射たれども、さらに當らず、日頃養由を欺く程の射手もあぐみて、いろ／＼思慮して、終に此雉子を生捕たり、則よく見れば、翼の裡に右の文字書付ありし故にや、矢それで當らず、世の常の雉子は弦音に應じて斃るゝと雖も、こは文字の徳によれるならんと、其儘雉子をも放ちやうぬ、稀有の事と記し置ぬ、右は根岸が耳袋に記し、有な、その儘に寫しぬ。

七骸骨の贊 扶桑拾葉集に、釋慶雲が骸骨の繪の贊を載す、左に記す、「抑佛法に入、生死を離れんと思ふ心は、是何物ぞ、唯此心の源をかへり見るべし、眼に色をみ、耳に聲を聞、鼻にかをかき、舌に味をなむ、これたれが恩力ぞ、無始より此恩をうけながら、主をしらざることは、譬へば人の家に宿りて長しなへにはごくまれながら、家主に對面もせず、又いかなる人ともしらざらんが如し、されば色を見るものは是何ものぞ、聲を聞はこれ何ものぞ、香をかき味をなむる

又これ何ものぞ、行住坐臥につけても是はなにものぞ、此うたがひをおこして、教のうち道理によらず、みづからかへりみるべし、若あきらむる事を得ば、墮劫の無明忽に消滅し、本來の面目即ち眼前せん、
八明世の弓尺 徂徠の度考六に云、「近得海船所齋來、今江南官斗歩弓裁衣尺、弓當吾邦今伍尺肆寸、以驗官斗與明鐵斛相符」と、これにて明の弓の長さをしるべし、今世に傳ふる半弓は利滿弓也、これは朝鮮の利滿子が傳ふる所の由、鯨を以て作る、長さ二尺ばかり也、免許には見血の毒を教しゆといふ、
九平形の念珠 四床要文の淨土宗の條下に、大勢至經を引て云、「以平形念珠者、此是外道弟子也、非我弟子、我遺弟必可用圓形念珠」と見えたり、今世を擧て皆平形の念珠のみ、たゞ異邦より渡り來れるもののみ圓形あり、按ふに、我邦念珠を作る工の、作りよきによりて平形に作りしにやあらん、
一〇いらたか數珠 世にいらたかの數珠といふ事あり、たゞの數珠の事とのみ心得てより、念珠の梵名くろくろをいらたかといふが如し、

一遊女總角考 山谷易行院に、花川戸助六、傾城總角が墓あり、馬これを得て同向の料を贈る、後市ヶ谷八助、幡の優松本何某にまつけ、助六にあらたむ。

六の事は、近世奇跡考卷五に委しく見えたれば、いはず、總角が世に一代ありといへり、高尾七代、薄雲三代、揚卷一代といへり。れど然にはあらざる様に覺ゆ、兩巴厄言享保十一年に、三浦屋四郎左衛門内に小あげまさきあり、享保十九年の細見に小あげまさきあり、元文五年の細見に小あげまさきあり、寛保三年の細見には總角見え、その後延享四年の細見に小あげまさきあり、延享の五年の細見に總角あり、寛延二年の細見に總角あり、寶曆四年小あげまさきのぶ、あり、寶曆五年の細見に小あげまさきのぶ、あり、これにて三浦屋斷絶す、三浦や身上仕舞し、は寶曆八年也。是にて按へば、享保十九年より元文の細見に見えしあげ巻一人にて、又延享四年より寶曆五年までに見えしあげ巻一人なり、これにて見れば、まづ二代はありし也、されど助六狂言は正徳四年に初てしたるに、玉澤林彌あげ巻の役を勤めたりと、されば此以前にあげ巻なべては叶はず、これ又一代とする時は、おのれをもて見ても三代はありし也、猶後考を俟のみ、

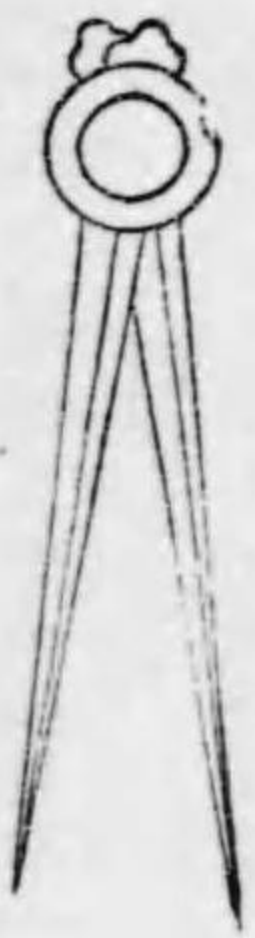
一二ト齋屋敷 板坂ト齋は神祖の侍醫なり、その

ト齋覺書一名慶長年中記云、三冊あり、神祖の御事蹟を記す事詳か也、その居處は、今淺草にト齋屋敷と云處あり、〔頭書、醫職卷中の廿六、載ト齋の事、可併考、ト齋屋敷の圖、寛文中の遠近道印の繪圖にあり、ト齋の事、淺草寺志にも見えたり、可併考〕その處に稻荷の小社あり、これをト齋稻荷といふ、觀音の後富士の傍にあり、南紀風雅集卷の一に詩あり、「板坂意齋、名如春、世通稱ト齋、家本甲州武田氏臣、意齋仕神祖、爲侍醫、甚被親近、後從藩祖、遷子紀、其著係神祖起居者數種、又嘗校刻宋人馬仲虎編年互見圖一行于世云々、元日之詩云、淺草川西一小廬、新年風暖見春蔬、向門元未異符版、更讀時珍綱目書、余聞之、板坂氏自傳、文事於東都淺草、地多齋、圖書、此篇亦足徵之。」と見えたり、ト齋事蹟此等にて粗しるべし、

一三コンパス 規矩元法町見辨卷の一云、「コンパスと云器、惟町見術のみに用る物には非ず、今世の人、町見術有るによつてコンパス有る事を知り、コンパスの用法多端なる事を知らず、且つコンパスと名づくるは、何國の語なるを知らず、中華の製と思ひたるか、或は日本の製と思ひたるか、根發また渾發の字をもつてこの器の字とす、此の器もと蠻製なり、蠻名にして文字なし、コンパスと云も阿蘭陀の語にはあ

らず、拂郎察國の語なり、阿蘭陀にては是をパスルと云ふ、唐人は是を圓規と書く、都て此書に唐人云は、世俗にはあらず、中華本の所謂朝鮮人、阿蘭陀人の事唐人のこまなり。此器は、拂郎察國の人始て長崎に持來れり、故に今に至りて拂郎察國の名を用ゆる者なり、今の世紅毛人の持來れる所の圓規も、奇巧の製造多し、

圓規の圖(頭書、コンパスの圖は、高厚蒙求一の巻に見たり。)



此の製數品ありと雖も、略して特に用ゆるものを記す、

一四清正家中へ申渡 加藤清正家中へ申渡七ヶ條、奉公之道不可油斷、朝寅刻におきて兵法をつかひ食を喰、弓を射鐵砲を打馬を乗べし、武士の嗜み能者には、別て加増を可遣事、

慰に出べきと存候は、鷹野、鹿狩、相撲、加様の儀にて可遊山事、

衣類之事、木綿紬の間たるべし、衣類に金銀を費し、手前不成旨申者は、可爲三曲事候、不斷身上相應に

武具を嗜、人を可扶持、軍用の時は金銀を可遣事、平生傍輩づきあひ、客一人亭主の外咄申問敷候、食は黒飯たるべし、但武藝執行の時は多人數可出合事、軍禮法侍の可存知事也、不レ入事に美麗を好む者可爲三曲事、

亂舞方一圓停止たり、太刀を取れば人を切らんと思ふ、然る上は、萬事は一心の置處より生る物にて候間、武藝の外亂舞稽古の輩可加切腹事、

學文の事可入精、兵書を讀、忠孝の心掛專用たるべし、詩聯句歌よむ事停止たり、心に華車風流なる手よはきことを存候へば、いかにも女の様に成ものにて、武士の家に生れてよりは、太刀かたなを取て死する道本意也、常々武道の吟味をせざれば、いさぎ能死は仕にくきものにて候間、能々心を武にきざむ事肝要の事、

右の條々晝夜可相守、若右の个條難レ勤と存輩於有レ之者、暇を可申、速に遂ニ吟味、男道不レ成者の印を付可追逐事不レ可有疑、仍如件、

加藤主計頭清正 在判 侍 中

一五擊丸

鎖鎌は世普く知れり、その外近ごろ正本鎖とて、左右に劔形のつきたるあり、これは伊賀守様、又高崎侯の藩に、富岡肥後右衛門といふ人の傳にて、擊丸といふ物あり、これはもと明の劉雲中の傳來なる由、乳切の杖に、二尺餘の鎖に重き三十目の玉を附る也、又一種の鎌杖あり、寶山流の遣ひ方あり、これは杖の中より出る様にしかけたりといふ、猶これらの類數多あるべし、

一六本卦がへり 我邦昔より六十一年を本卦がへりとして、賀を祝ふ事いと古し、唐土にてはこれを華甲重逢といへるとぞ、その詩明の陳白沙の集に見えたりと、南畝翁いはれし、

一七常憲廟 三王外記靈王「或曰、王既謀レ將、遂以二癸未二下レ詔、藤后知レ之、故先レ期一日、回進候起居二手刃裁レ之、藤后亦即自殺、列相近臣合議、秘二藤后喪、以三出痘二不起聞、逾レ月而發レ喪云、(頭書、文會雜記云、三出來る時、徂徠手つたひありて、春臺もかゝれたり、王外記は靈廟實錄のにも多くしたるゆゑ外記も盡したりとあり、これにて外記の實に近きこと、)この事、世にも人々に云傳へたる事なれども、憲廟實錄をはじめ元正間記にも、病にて御他界の由記せり、何れが是ならんと、年頃疑ひ思ひ居りし

に、市川一學、正月九日來話、ぬし云らく、この事いとさだかに本藩高崎に云傳へたる由、そはその頃彼事に與かりしは、井伊掃部頭と松平右京大夫輝貞、と御臺様となりと云、その由申奉るも畏けれど、御臺様御わざには被レ遊かね、右京大夫御手を持をへさせ給ひて弑し奉れりと云、又云、御城内に御下部屋と云所あり、これは方近臣の候ひて、御刀御差がへの御箱等ある處と云、この所は、夜はくら闇にては火を禁する故也、さむらふ所也と、その頃井上傳左衛門と云臣高崎侍りしに、くら闇ながら右京大夫の參られて、手づからくらまぎれに衣服を改め、もとの衣服を手づから挾箱の裡へ入錠をおろし、さて退出後屋敷にて取寄、自身柳ごりにいれかへ封を付、品川沖へ沈めさせしと也、これは血に漬れし故といへり、又云、その後御他界の事は、直に仕を辭し、上野御靈屋へ日參して、雨雪と雖も一日もかくる事なしといふ、かねて憲廟御言に、右京大夫はわが墳墓の傍へ葬るべき由ありければ、卒後御靈屋の傍へ葬りし、今猶しかり、これらの説、實事にして疑ふべからざる由いへり、姑く記して異聞にそなふ、

一八禧康錢 余家一錢を藏せり、楷書にして禧康

通寶の四字あり、古今和漢の錢譜を閲するに、此錢ある事なし、その錢質も中々近代の物にあらず、蓋し逸古錢ならんか、記しても博古の人を俟、

一九墨の優劣 墨色の優劣至つて辨じ難し、漆器の墨色なるものへ付て見る時は、好惡いと瞭然として辨すべし、

二〇天狗酒盛 滑稽雜談卷の一正月上云、「天狗酒盛、二日、雍州府志文略、「古老語て曰、天狗酒盛と云事は、古へ此大神人に兩座あり、毎年愛宕の修正會の夜、大坊に來りて酒宴をなして、後萬歲樂を唱ふ、譬へば、東座出で總僧とたからかによばへば、其座の方より一人立て、萬歲樂々々々唱て入、又東座より呼へば、西座是に同じく、一獻々々に如此、次第に上座に至り、又若人より老人に及ぶ、此度の萬歲樂は、東の方春高し、又西の方春高しなども興じけるに、今年は東の方春競べに、何れの方にや、人に勝れて脊高の神人ありて、片座のみ毎年勝けり、然るに才覺の者ありて、其身の腰に輕矜などいふめる物を着て、手頃の杖木を懐中して、件の脊高の、例の如く一座の頭を取て入たる所へ、彼才覺の者兩の腕を小袖の内へさし

入て、今時童など見越入道とかやいへる如くに、小袖を彼の杖木にて指舉たれば、何人か是につやくべき、今年は珍らしく此方の方勝けるなど云の、しる、又の年に、件の高法師の才覺者の唱歌をいたしすまして、件の杖木にて小袖を指舉たれば、又誰か此脊高法師に及ぶ者あらんや、其後は互に公家武家の雜人、奴僕などを頼みて、脊くらべの勝負を争ふ、後には京童の脊高きものは、物好にて宴座に出で、脊の高さを稱美せらるゝやうになんありける、其行裝輕衫或は堅着、股引など下に着て、小袖を指舉たる姿など、繪に畫る天狗なんといふめる者に似たれば、京童の名づけて天狗酒盛とは申ならはしたり、此儀は八九十年計も絶たる事となん、今は形の如く行ふもの也、
二一雨をオサガリと云事滑稽、附、歌樂、滑稽雜談卷一正月上云、「おさがり、世俗云、歲始にふる雨雪をオサガリとよべり、按に、これあまさがるの轉語也、雨ふり雨そそぐなど、涙によせある詞なれば、是を忘れていふならし、俳諧に専ら歲首の季とす、師説云、春の雪は二月までなり、春雨は三ヶ月に互る、おさがりは早春に限るべし、春雪も深山幽谷又は寒國のうはさ、各別の作

也、（頭書、東鑑、承元二年正月十一日、依將軍家御歌樂延及今日、はし遠れり、○世事談に、寐るをいねつむと云こあり、これも正月の忌詞也）

二二竹笑山笑 珍珠船卷の二、「竹得風其體大屈、謂之竹笑」と見えたり、梅の花の開くをも笑ふといふ、又俳諧山笑と春の季にいへり、滑稽雜談卷の一、正月上、「郭熙畫譜曰、春山淡恬而如笑、夏山蒼翠而如滴、秋山明淨而如粧、冬山慘淡而如眠」とあるによりて、春の山を山笑といへる也、この類猶數多あるべし、

二三徐福日本へ來る 紀州熊野に徐福廟ある由云傳ふ、史記に徐福仙樂を求るの事見えたり、我國に來れる由は見え、唐土の書に見えしは、歐陽文忠公集卷十に倭刀歌あり、其中に云、「徐福行時書未焚、逸書百篇今猶存」といへるは、徐福の我國に來れるを指せる也、我邦の書古くいへる事なし、天書卷三、「孝靈天皇七十二年秋八月、秦徐福來于日本」と見ゆ、いと珍し、美成云、此天書世に二本あり、何れも偽書なる由云、一本は古書にて、信すべき事、余別に詳に云、

二四聲明 彼岸辨疑全二冊、作者不詳、圓光大師御傳第十六云、「上人天王寺におはしける時、高野僧都明遍善

光寺參詣の事ありけるが、たづね參せられて、下登、年中法事記云、「聲名、引聲短聲分在、故堂名、夫聲明、弘法慈覺二大師始、今世普弘事、大原良忍上人起、融通念佛、此上人始給、今此所、春秋彼岸中融通念佛勤也、下略、

二五年中重寶記鈔 年中重寶記全六卷、記者未詳、元祿七刻、○月八日、今日より十四日迄禁裡にて御齋會、後七日御修法○空也堂鉢た、き出初の儀式あり、○正月十一日、具足餅、そのかみは廿日なり、廿日は大猷院殿御忌日なる故承應壬辰の年より改めて今日を用ゆ、○正月十九日、八幡厄神參り、武内宿禰三百餘歳を保ちたる人なれば、これを厄神と齋ひたる也、又高良ともいふ也、此序でに入幡へ諸人參り、小弓をかふ、又蘇民將來とて守りを買こ有、素盞鳴尊に宿をかし奉りたる者なれば、汝が子孫の印とて、尊の付させ給ふもの也、○正月廿日、女鏡臺の祝、鏡餅をひらく、初顔祝と云心にて、廿日也、○十日、高雄の法華會、傳教大師より始る○紫野安良花、これは紫野にて人多く集り、高雄は法華會安らにはてよと云べきを、誤りて安良花よと囃也、○四月朔日、江州筑摩

祭、此所の氏子の未だ嫁せざる女、窈かに男に會ひたるをさんげとて、鍋をかつぎ今日の祭にわたる事也、昔姪婦ありて、數の男にあひたるを恥しく思ひ、大鍋の中に小鍋を數多くかつぎ渡りけるが、躓き仆れて顯はれたりといふ事もあり、三、〇十一月、當月子の日、大黒天を祭る事あり、これを子祭といふ、此日燈心を諸人買、これを子燈心といふ、いかなる故ともしり難し、國風なり、^十、

二六江戸櫻 此花も遅咲なり、葉少し赤し、花大輪にて、莖至て長く下に垂る、故に伏て見るといふ心にて、昔は伏見櫻又伏櫻などいへるを、伏の和訓武士、清てよめり、武士の住といふ儀を取て、江戸櫻と名付といへり、又此種も關東に多き故に、江戸櫻といへるにや、彼桐ヶ谷普賢堂の類か、猶尋ぬべし、滑稽雜談見えた。

二七弄花生 唐歲時記曰、「七夕、俗以蠟作嬰兒形、浮水中、以爲婦人宣子之祥、謂之化生、唐薛能詩曰、芙蓉殿中元日、水拍銀盤弄化生、梅翁言、弄七夕故事、吳姬用之於七月十五日、不覺從七夕、至中元、實是也、〇村巷云、化生爲七夕故事、然此篇以爲中元、蓋大數云、此解亦可耳、以上三體詩評也、滑稽雜談七月上に見えたり、

二八住吉踊 住吉踊、是住吉の神社より出る事なし、大坂長町牧元坊より御祓として、傘に赤き絹を附、菅笠に赤絹を附顔をかしくし、神いさめとて初穂を集むるなり、滑稽雜談五月上に見えたり、

二九市井 莊子云、「仲尼曰、商賈且於市井、以求其贏、司馬彪註曰、九夫爲井、井有市、性靈集補闕鈔卷十の註云、市井猶言成市」と見えたり、井字の義、辰集四九條、己にいへり、肩口群碎錄云、市井、古井田、因井爲市、故稱市井、これにて市井の義明かなり、

三〇性靈集の詩句 性靈集卷一、四十四、徒懷玉之詩云、「古人學道不謀利、今人讀書但名利、」
三一雪竿 信州越州北陸など、雪の深さを知る棹也、一丈迄寸を竿に書て、水の高さを見るが如し、夫木集に、
越の山立置く竿のかひぞなき日なる雪に印見えれば

大炊御門爲佐の歌なり、滑稽雜談に見えたり、
三二地震にて晴雨を知る 世俗に、地震の時刻にて晴雨を占ふの歌あり、その歌に、
九はやまひ五七の雨に四ツ日で六八なれば風さるべし

美成按に、このやまひといへる事を、世にはやり疾にてもある如くいへども、地震の度毎に疾の流行すべき謂れもなし、これは空の曇ることをいへる也、其よしは、唐土にて地震にて晴雨を占ふ法あり、日風疾雨の四字をもて、日を卯と定めて順にくる也、この疾即ち曇る事也、この説、遊井由、寅集、春海の傳なるに云り、思ふに、疾のくもるといふ事を辨せずして、文字の儘にやまひとよめるなるべし、ある日太田全齋を訪ひしに、この地震の歌のこと及び、いはれしは、この歌の時どり相違あり、六ツ日でありならでは叶はず、そのよしは、六ツと九ツとは豎横にて、數一つなり、四八と五七とは二つづつにて、豎横の間をいへる也、猫の目にて時をしる歌のくりやうにてもしるべしといへり、皇の御製に、盛なばふるさ定めよふり降すちらくちらと天氣なりけり、これ十二支に配當すれば、陰晴を知る云、これはも雨の長短を知る歌に、子は長し丑は一日寅は半卯は一時さつねてしるべし、子へ辰申を込、丑へ巳酉を込、寅へ午戌を込、卯へ未亥を込る也、長し



は霖雨一日、その日限り、半は半日、一時はひと時ざり云々、ぞ、此歌を上皇のよみなほさせ給ひしなり、曇りなばふるさ定めよ子辰申、ふりふらず丑巳酉、ちらくく、午戌、天氣なりけり卯未亥、曇りなばは長雨、ふりふらずは一日位の雨、ちらくくは半日ほどの事と云ふ也、右の歌甚よくあつた。

三三猫目の歌 猫の目にて時をしる歌に、
六丸く五七玉子に四ツ八ツは柿の核にて九ツは針

全齋又云、唐土にても猫目にて時を知ること同じ、西陽雜俎云、猫目旦暮圓、及レ午堅斂如延と見え、又瑯琊代醉篇に、占三猫眼、法、子午線、卯酉圓、辰戌丑未杏仁尖、寅申巳亥棗核様とあり、これにも誤あり、頭書、物八々、猫兒眼知、詩、有歌云、子午線卯酉圓、寅申巳亥棗核、辰戌丑未、側如、錢、さあり、〇花鏡曰、其晴可、以、完、時、子、午、卯、酉、如、一、線、寅、申、巳、亥、如、一、棗、核、也、

三四酒折祠碑 酒折祠碑、此四字横、日本武尊既平三東夷、還次三甲斐國、酒折宮此爲三其舊址、有祠享祀、不レ解者千六百餘年于今一矣、昌貞等、不レ勝三景仰之至、樹石廟庭、謹爲三其銘、嗚呼尊之靈德、千載之下八埏之外、靡レ不レ被三其化、焉、若夫底績之著、則史籍歷然、此不三復序、銘曰、維神開國、皇舉三其綱要、荒不レ服、

逞其強梁、偉哉帝子、是民之望、爰提神劍、經營四方、梟帥授首、蝦夷來王、威德所及、莫不披攘、愷旋作詠、新聖之章、鏗鏘遺響、千載流芳、允文允武、盛化洋洋、縣々洪趾、寰宇以康、

寶曆十二年壬午夏四月 山縣昌貞謹撰

加藤翼拜書

右碑文、楷書十行十八字、年號別行にて平頭なり、友人近藤棠軒より借覽す、二月十日

三五「何故にすてける」の歌

何故にすてける身そまわりくは心にはちよ墨染のそで

といへる歌、人口に膾炙すれど、誰の歌といふ事を審

にせざりしに、これは圓光大師の熊谷蓮生に示され

し歌也、その事、四十八卷傳に見えたり、

三六執筆の法 坊間に手習師匠とて、筆法を教授

する者數多あり、事を解したるはいと稀なり、かれが

執筆を教ゆるに、總て單指に持てり、且云、掌をゆる

やかに、雞子を持たらん心なるべしといへり、俗様の

書、單指に筆をこる事、大師以來の習はしなればう

べなり雞子の喩も又據あり、書畫譜卷四十五、明徐

渭論「執筆法」の中に云、「令掌心虛如握卵、筆支、要旨、

見えたれば、これも又大師などの傳にやあらん、明人の論と雖も、自ら傳來あるものべからず、

三七手ぐすね引と云俗語 俗に、心に思ひ構ふる事

ありて待つを、手ぐすねを引て待といへり、これはも

と軍陣の詞より來れる也、常の禮射には弓がへりあ

れど、軍陣の弓射る時には弓がへりなし、なほ弓の握

のすべらざる事を欲して、クスネといへるものを、弓

手のゆがけに着くる也、俗の喩にも、戰場に手ぐすね

引て待つが如しといへる也、扱クスネといへる物は、

弓の弦にも引、釣針の緒にもつくるもの也、松脂と油

とを合せて造れり、

三八二連念珠 今淨土宗の出家及び俗家にも、二

連の念珠をもて淨土諸廻向、寶鑑卷二、廿三淨家二連

數珠濫觴、出御傳上人常成給仕、有謂阿波介、念佛

者仕出、二連珠始此阿波介、彼阿波介持二百八數珠

二連、念珠其所以尋人弟子無隙、爲上下、盡易其

緒、一連稱念珠、一連取數、所積數取弟子、易緒

被盡云々、圓光大師御傳卷四の十九云、阿波介といふ陰陽師、

上人に給仕して念佛するありけり云々、阿波介、

百八の念珠を二連もちて念佛するに、その故を尋れば、弟子

ひまなく上下すれば、その緒つかれやすし、一連にては念佛を申し、

一連にては數をさして、つゝもるころの數を弟子にされば、緒

やすまりてつかれざるなりと申ければ、云々見えたり、思ふ

に、この文今の二連念珠の證にはなり難くや、これは百八念珠とあれば、念珠二連にて、今の五十四の念珠の如きにはあらず、附會にしてとるべからず、和漢三才圖會には、大樹寺の上人作りて神祖に奉れりといれば也、忍微和尚行業記卷下五、云、「師生平唱號之數珠五十四珠、而別穿三麥形二十珠、鉤鎖相連、招之記數、蓋鉤鎖二穿、以一過爲三聲也、且麥形之新製、護其珠之放過也、天下淨業之徒尤爲便稱號、取以爲則、靡弗效之、真享三年師年四十六の時、事なこれ正しき據とすべし、

三九苾芻 苾芻は法師の梵語也、苾芻とは草名なる由、古く妙吉祥觀門經といふものに見えたりと、西教寺潮音いへり、釋氏要覽卷上、八、梵語也、是西天草名、具五德、故將喩出家人、とも見えたり、唐以前玄奘三藏の譯より前には、法師の事を比丘とも沙門ともいへり、玄奘より後苾芻といへるごぞ、潮音又云、苾芻を草名といへるは誤なるべし、比丘苾芻梵音の轉訛ならんといへり、

四〇僧の義 釋氏要覽卷上、八、僧梵語、具云僧伽、唐言多、今略稱僧也、僧史略云、「凡四人已上名僧、今一

人亦稱僧者、蓋從衆名之也、亦如三萬有二千五百人為軍、一人亦稱軍也、又南海寄歸傳にも、「僧は一人の名にあらず、一人の時は沙門とも比丘ともいふ、四人已上を僧と云、唐にては變じて比丘の通稱となれりとあり」といへり、

四一唐土の米 金銀米穀、吾邦世界第一とす、唐土の米尤も悪し、南史任昉の傳云、「爲新安太守、爲政、清省吏民便之、卒於官、惟有桃花米二十斛」と見え、又南齊書云、「王儉問周顒卿、山中何所食、曰、赤米、白鹽、綠葵、紫粳」とあり、桃花米といひ赤米といふ、その米の赤きをしるべし、吾邦の米穀尤も下品なる、あかき米の多きをもてしるべし、

四二黃河五百年一清 安藤爲章の年山紀聞曰、「後葉和歌集序に、そのきくの色なる河一たびすみて書たるは、黃河の五百年に一たびすむといふ故事といへるを、頭書、五燈今元七の七に、黃河三千年一度清とあり、又一説に備ふべし、或人云、これは王子年拾遺記曰、有丹丘二千年一清、主聖之君以爲大瑞、と見えたるが本據なり、これを誤り覺えて、五百年とかけるなるべし」といへり、されど一わたりにて古人をば議すべからず、劉氏鴻書卷五引三原

始祕書曰、「經曰、黄河五百年一清、聖人五百年一出」と見えたり、之によれば、五百年といへる據なしといふべからず、

四三天浮橋 神代に「伊弉諾尊伊弉册尊、立於天浮橋之上」云々とある浮橋を、諸註釋に説々ありて各異同あり、とにかく吾邦に生れ、吾邦の正史をば疑ふべからざるは固より論なし、神代口訣などに、立空_三空中_二而受_三天真_一と云へるも信け難し、本居宜長の古事記傳卷四八に論説する事いと審か也、されど白石先生の古史通も、又一種の見解と云ふべし、〔頭書、本二漢人傳説、堯時巨查浮四海上、十二年一清、拾遺記、亦浮橋之類歟。〕其説云、「天浮橋は、天の字讀て阿麻といふ、即海也、浮橋は連舟至岸をいふなり、爰に天の浮橋といひしは、連海之戰艦をいふなるべし」といへるは、自ら儒家の見識なり、扱古史通或問に、なほ浮橋の事をいひて、その證に舊事紀を引れたれど、その書固より偽書なれば、かゝる據にはなし難くや、己思ふには、廣雅に舟謂之浮梁といへるぞ、確證なるべき、今舟をはしといへるに通へるは、通ひ舟の事をはし舟といへり、〔見統草紙〕又唐土の書に、浮橋といへる事種々見えたれど、皆常の橋の事に

て、舟をいへるにてはなし、〔唐土の書は、爾雅釋水疏、事物紀原、晉書及吾邦の書にも後撰集の歌に「絶えざりし昔だに見しうき橋を今はわたる音にのきく」又大納言公任某の詞書に、「圓融院の石山におはしますに、殿上人うきはしといふころにいきかへる」と〕など見えしは、常の橋をいふにてはありける、

四四松のみどり 松の芽の出るを、俗にみどりといへり、然るを古今和歌集〔春上、源むれ、常盤なる松のみどりも春くれば今ひとしほの色まさりけり〕とあるは、色の緑を詠せるなり、日本紀などに稚をミヅと詠じて、若き事也、嬰兒をみづ子ともみどり子とも云るも、稚の意也、嬰兒又稚子ともいふをしるべし、さらば芽をみどりといへる方古語にして、和歌に松のみどりと色をよみたるは、緑をみどりと訓じてより後の事にして、却りて穩かならずといふべし、
四五岳飛の軍略 岳飛傳曰、〔出鴻書卷廿二、二十七、飛學鞭指王貴曰、爾以三長鎗步卒擊三其騎兵、指三牛鼻曰、爾以三騎兵擊三其步卒、合三戰馬應鎗而斃、後騎皆入江、步卒死者無數〕云々、この奇策古今用ひもて勝を得事必せり、これより先已にかくの如きことあり、杜甫詩曰、「不擊人只擊馬、〔頭書、智囊卷八の廿一、揚子人先射馬、擒賊須擒主、〕右智囊卷の四、陳の條、太田全飛、〔此の詞句を覺えていへり、されど作者など當否を知らず云、〕飛に先ちて已にこの謀あり、

四六出母の喪 禮記檀弓曰、「孔子の出母に喪せざるは、子思より初る」といへる事ある由、然るに元文御改の服忌令には、離別の母に五十日十三月の忌服あり、書生の一わたりに、經書をとりて萬古不易と思ふは、その國の制度を辨へざるの致す所なり、

四七那須國造の舊趾 下野國那須の國造の碑あり、されどその國造の宅地、今何れの處なることを詳にせず、奥州海道蘆野といへる地あり、〔碑銘の今ある所より五里ばかりもわきり、今この所を國造の舊趾と云傳ふ、その所は即温泉明神の社地なり、其御社に、神體は木像にて三つあり、思ふに國造の像なるか、又その社内に國造下りし時代、人皇十二代と申事記しこれ有由云傳ふ、又此近き所に、唐來村といへる所あり、此所その比唐人を置たる由、その唐人に國造の牌銘も書せしなるべし、故に常に恩澤を思ひて記せるならん、併考、〕又唐の年號を用ゆる事も、この故にてやあらんと純孝話しなり、〔◎文政六年二月廿五日〕

四八とり貝 〔物化第二〕 今とり貝とて鬻ぐものあり、味も又あしからず、其とり貝と稱する由は、上總の海邊にて、千鳥といへる鳥の海中に入て變ずる由、故に鳥

貝と云なり、其肉卵の如くなるは、これをもての故なりと、彼土より來りし人のいへり、月令に、雀の變じて蛤となるを併せ思ふに、實にさる事ならんもしるべからず、〔頭書、申集(第九卷)の蟬花の條可三合考、◎とり貝を求るに、勢州の通船の者、舟がかりの間、獵師のとり貝をうれる花の海にとり貝多く生ずる時は、米價貴く、この前六十年前計の飢饉の時、浪花の海底三尺程もとり貝生じしとぞ〕

四九間新六の墓 間新六の墓、築地門跡輪番所の後、總墓の中にあり、その墓へ香花を供する人は、芝源介町に間宗賢といへる醫師のあり、時々參詣すといふ、此人その血統にや、尋ねまほし、春樹話、
五〇大坂の融通金 我衣卷二、云、寶曆十「此秋、大坂豪富の町人年々奢侈甚に付、分限に應じ御用金被三仰付、其外嚴敷御穿鑿ありて、種々の禁を立られたり、是より大坂衰微の始となるとかや、夫までは大坂豪富のもの、仲間通用金といへる物を拵へ融進せしが、是も同時に制止あり、此仲間金止たる故、大坂中殊の外差つかへに成たり、此通用金は、大坂にて爲替金の仲間、又大坂仕送を扱ふものども、百兩包を拵へ、上封に銘々名判を連署して、包たる中は銅を小判の形に拵へ、重さも百兩の金目に等しく拵置て、急に

入用の時は眞小判に交へ遣ひし故、巨萬の金も即時に辨する事にて、甚融通よかりきと、若右の百兩他國へ遣す時は、上封の名判ある方へ持行ば、その儘眞金に引かへらる、故、數萬金の通用差支なく、全體は銀札を遣ふ様なる物にて、夫よりはたしか成物なりといふ、

五一高壽の者 我衣卷二に云、安永五、此節世上高壽のもの御尋ねありしに、都て書上たるもの十餘人に及ぶ、皆江戸の人々、百歳以上にて九十歳を最下とす、大抵は御家人の中長壽の人多し、神田お玉が池の大工喜兵衛が祖母百廿一歳になりけり、八百やお七が帯解きの小袖を裁縫せしと物がたりしといへり、

五二銃車説 銃車説言上の寫 當四月、エトロフ島へヲロシヤ人上陸仕候節の始末、風聞仕候趣承知及候處、此方より掛候鐵砲は多分越し玉し、異人には玉疵受たる者多く無之哉に承知仕候、右之趣相考候處、元來軍者之説にも、戰場にては弓は矢先下り易く、鐵砲は筒先揚り易く候由、且戰場の實地を踏候者も、兎角戰場にては、心を附敵を打可申と心掛候者も、其場に臨み候ては、慥にねらひ打

候者は、十人に一人も無之由相見え申候、戰場に馴候者さへ右之通に候へば、二百年餘の昇平に長生仕候者は猶更之儀に御座候、尤平日戦法足並をも操練仕、能々遠近の目附をも打覺えさせ、その場に臨み、勇猛成物頭嚴令を下知仕候て、剛臆にかはらず進退節にあたり候て、先づはむだ玉も少く可有之哉、然る所是迄一向に右軍陣の平均等も無之、其事に馴不申候儀故、異人より打掛候鐵砲の響を承り候へば、心も臆し目もくらみ、慥に人をねらひ不申、鐵砲の先目當を見出し候て打候故、筒先揚り越し玉に相成候は、自然の理に御座候、依之相考候處、右の越し玉を制し候には、ヲロシヤの鐵砲の如く、臺に添木を仕打放仕候か、又は矢臺杯にて打せ候は、先はこし玉も少く可有之哉、矢臺は、左の手に込込鐵砲の臺は、右の足の指の間に挟み、一處に持添、右込込の先は、膝の臺にて、ヲロシヤ人の鐵砲の臺に添木有之候も、理は同様之儀と奉存候、乍然何れも常々其打方をも習熟仕、且剛臆も有之候へば、右之打方にては、必越し玉に相成間敷難申儀に御座候、依之猶亦右越し玉を制し候儀、當時之急務を以相考候處、御鐵砲御箆筒奉行御預り三匁五分玉御鐵砲之内、先年より諸組同心等へ御貸渡に相

成、右之御筒ふけ候分は、追々新張の御筒も御引替に相成、各ふけ損候御不用之御鐵砲、凡一萬挺も有之候哉に承及申候、右御筒之内、少々手入等仕候は、御用立候も可有之と奉存候間、右御鐵砲之臺の仕掛、二三十間より一町位迄、桁打のみ勾配に兼て仕組置、少しの高下は其場にのぞみ差略仕打出し候は、大抵こし玉は有之間敷哉と奉存候、其上右之業は、格別鐵砲鍛鍊のものに無之候ても、少々打方を覺へ候得者、誰にても打放相成可申、且一車に二三人も懸り、數十挺一度に打出候事故、便利にも可有之哉と被存候、右車制之儀は、異國之書に衝鋒雷電車、滅雷砲車など名付候銃車有之、衝鋒雷電車は、明之超士積仕、前には櫛を付け小筒を多く仕かけ、申もの工夫にて、獨輪に砲車は、大鐵車申もの工夫にて、三輪車に鐵砲を多く仕かけ、其ひ付、働仕方に御座候、且亦本邦にては、井上貫流と申もの御當地町醫師にて、武衛流砲術相心掛、當時現在仕候、肥前國浪人雲仙道人俗名不詳と申ものより傳來仕候西洋方之由、獨輪車之制雛形に仕、右同人所持仕候を、先年私借受拵置申、右三法を以相考候處、何れも互に得失有之、全便利之器には無之儀と奉存候間、此度猶亦愚案を以、新制之雛形取建奉入御覽候、

且右之打方并制作等之儀、荒増左に奉申上候、車臺は鬼板長さ凡五尺程に仕、兩輪を仕付、右鬼板の上に、三匁五分玉御鐵砲凡八挺宛二段に並申候、尤筒の火皿并兩目當とも取放し、火口を廣く仕、別に銅にて樋をこしらへ、右鐵砲の上に仕付、打候時は、右之樋へ芥子堅めの口薬を詰候へば、自然と口薬火穴へ入申間、一度に入挺づつ都合十六挺、釣瓶打に仕候積に御座候、尤時により二つ玉三つ玉にて打候儀も可有之候、右之銃車は、一ヶ所に二三輪、或は四五輪も有之候て、繰掛りに仕、代り、玉込仕候積に御座候、右打方之儀は、一車に鐵砲業心得候者一人、手傳二人、都合三人にて懸引仕、打出し候積に御座候、但打方之儀は、誰にても自由に打放相成可申、且右之外にも、遠路など運不申、右之銃車、私工夫仕候意趣は、一には越し玉を制し申候、二には御不用之御鐵砲を以有用之御備に仕、三には鐵砲業心得候者多く入不申候て、數十挺一度に打出し、後には誰にても自由に打放仕候利方に御座候、尤一體の處は、右之銃車凡百目玉以上、長さ二尺有餘之筒を仕懸、散玉或は劔火矢、刻玉、其外毒火、鐵漢藜等打出し候は、大利之器に可有之哉と

奉存候乍然右鐵砲新規被_レ仰付候ては御入用も相懸り、且急速には數十挺張立出來難_レ仕、旁以當時急卒の御間に合候處を趣意に、前書之通奉_ニ申上_ニ候儀に御座候、以上、

卯九月

姓名 闕

或人のいはく、右は井上左京大夫殿進呈の書なりといへり、

五三上大人 秉穗錄二編卷上_ニ云、「上大人、丘乙己の事、祝允明猥談に、不知_レ何起_ニと、按に、五燈會元陸州陳尊宿條に、問、如_ニ何是一代時_ニ、教師曰、上人丘乙己と、然れば唐の代よりありし事なり」と見えたり、會元を引たるはいと面白し、されど會元に、これより猶委しく見えたるを引かざるは遺憾といふべし、會元卷十九、_{十九}提刑郭祥正居士の條に、「上大人、丘乙己、化三千七十士、爾_レ小生_ニ八九子_ニ、佳作_レ仁、可_レ知_レ禮也、公功疑、後聞_ニ小兒誦_レ之、忽有_レ省_ニとあり、この上大人、秉穗錄に引たるは、只六字のみいへり、爰には全文をのせて且小兒誦_レ之とあるは、ますく初めて手習者に教ゆるといふ證にして可也、今も俗には、唐のいろはなどいふめる、

五四將棊の駒 將棊の駒に、王の字へ點をうつ事は、搗囊抄卷四_四云、「將棊の馬に、玉を王と云ふは何の故ぞ、兩王いままん事を忌て、必ず一方を玉と書く、是手跡家の口傳と云々、げにも經には、世に無_ニ佛、國無_ニ一主_ニと説き、憲法には、國に無_ニ二君、民に無_ニ兩主_ニと云り」とあり、又遠碧軒記卷上_二百四_一云、「水無瀬殿の一代に實子なし、稱名院の子を養ふ、それが氏成と云ふ、の親なり、入道して慈口と云、これが秀次公の出頭にて、手蹟もよく、地下人にか、せんよりはましとて、この將棊の馬の書附を御申付なり、それより家のやうに成る事なり、

五五詩般武の説 詩經般武篇云、「天命_ニ多辟_ニ設_ニ都千禹之績_ニ、歲事來辟、勿_レ予_ニ禍適_ニ、稼穡匪_レ解_ニ、世本古義云、「豐本解下、有_ニ祀事亂_ニ一句、按、朱子云、頌中有_ニ三篇_ニ、句々是韻、如_ニ般武之類_ニ、無_ニ兩句不_ニ是韻_ニ、到_ニ稼穡匪解_ニ、自_レ是缺_ニ了一句、豐之增補、蓋原_ニ于此_ニ、庸安極矣、方按、何氏謂_ニ豐庸安_ニ誠是、不_レ見_ニ解之叶_ニ澤釋_ニ、何也、これは太田全齋、名は方の韓非子異論の中に、王道篇_ニ解_ニ、葉韻_ニ、海篇_ニ心鏡_ニ、解_ニ字_ニ、錯_ニ蓋_ニ二賢鴻儒_ニ、疏_ニ略於形名書_ニ、而偶未_ニ之察_ニ耳_ニ、これ韓非子の韻語なるを釋するに

よりにて、且經の古人未發の説を併せ發するに至、亦悅しからずや、

五六搏風の搏音タン 莊子の搏風の搏を、音タンともハクともいへる二説あり、ハクといへるは誤なり、陳搏、字幾希、號圖南といへる仙人あり、これは莊子の搏風の搏をとりて名とし、又その南溟を圖るといふをもて號とせる也、幾希は老子にこれり、この人陳搏をチンタンといふ、又琴の調絃入美に、陳搏仙翁といへる、合せ考ふべし、

五七十二直を暗する法 曆にタツ、ノゾクなどあるを、十二直と云、俗に中段 これをいち早く覺ゆるには、建除満平定執破危成收開閉 タノミタサトヤアノホト と暗誦する時は、その次第違ふ事なし、頭書、淮南子天文訓に、建除十二直にてたり、本書のタノミタサトヤアノホトの順に合ひたり、今の曆もまじり、

五八越後七不思議の歌 越後にて彼地の七不思議を歌に作れるあり、その歌に云、

越後七國七つの不思議、一つとや野の逆さの竹だ、
やすだ三度栗がらめき臭水、たがみつなき(繁)がや
(樞)小島の梅だ、さんじよ東のめうほじうら(妙法)で、
(寺村)

地から火が出る是猶ふしき、洋の題目波路に浮ぶ、
是で越後の七不思議、

五九素盞鳴尊を鍾馗とする事 今古名實を異にする事、世甚だ多し、神社の如き、或は天神とし或は稻荷とす、妻戀稻荷は日本武尊をいつき祀れるよし、又甲州海道に青波天神といへるは、式内の青波の神社なり、猶多かるべし、頭書、同花萬葉、武州龍神宮とあり、禹王の像を地蔵とし、子集(○)第一卷に、驚宮の誤なり、禹王の像を地蔵とし、今藏前のふんまは、足利を載す、孔子の像を餓魔とせるなり、學校の孔子の像といひ、駒込某の寺のふんまは、學校の子路の像なりといふ、いへる類、枚舉に遑あらず、今日黒の不動は、日本武尊東夷を征伐し給へる御像の由いへり、垂加の再遊紀行廿七云、「熱田民舎、粘_ニ素尊像_ニ、而誤謂_ニ之鍾馗_ニ矣、因賦_ニ一絶_ニ、以正_レ之云、八束稱呼辨正に、「髮當_レ作_ニ髻髮_ニ、兮、十握劔斬_レ蛇寸々、素尊威、本朝豈奉_ニ異邦鬼_ニ、莫_レ道鍾馗粘_ニ戶扉_ニ、是をもて思へば、日本武尊を稻荷とし不動とし、また素盞鳴尊を鍾馗とするに至る、頭書、尾陽民家粘する所の鍾馗は、素尊な文たり、○稱呼辨正下の十六、云、「愚俗以大日靈貴爲_ニ大日如來_ニ、八幡宮爲_ニ菩薩_ニ、伊弉册尊爲_ニ地藏菩薩_ニ、三女神、爲_ニ辨才天_ニ、猿田彦大神爲_ニ音面金剛_ニ、素盞鳴尊畫像爲_ニ鍾馗_ニ、類、爲_ニ浮屠氏_ニ所_ニ附會_ニ、遂失_ニ其真_ニ云々、

六〇玄宗の詩基 附、行 東大寺要錄 此書は東大寺の古記録にして、穀屋さいふ處へ

納め置く、かつて人見るの中に、殊更に珍しき事多し、今二條を抄して左に載す、

又發使入唐、使至長安、拜朝不拂塵、唐至開元天地大寶聖武應道皇帝云、彼國有賢主君、觀其使臣趨揖有異、即加號日本、爲有義禮義君子之國、復元日拜朝賀正、勅命、日本使可於新羅使之上、又勅、命朝領日本使、前府庫一切處、遍宥至彼三教殿、初禮君至教殿、御座如常、莊飾九經三史、架別積戴、廚籠、次至御披老君之教堂、閣少高顯、御座莊嚴、少勝、廚別籠函、皆以雜寶、厠填檀沈異香、莊校御座、高廣倍勝於前、以雜寶而爲燭臺、臺下有巨龜、載以蓬萊山上、別仙宮靈宇、寶樹地瑟々紅、頗黎寶莊飾樹花中、天華中各有寶珠、地皆砌以金玉、其殿雜諸木、畫鉛沈香、御座及案經架寶莊飾、盡諸工巧、皇帝又勅、摸取有義禮儀君子使臣、大使副使影於蕃藏中、以記送遺、大使藤原清河拜特進、副使大伴宿禰胡麻拜銀青光祿大夫祿卿、副使吉備朝臣眞備拜銀青光祿大夫祿書監及衛尉卿朝衡等、致設也、開元皇帝御製詩、送日本使、五言、日下非殊俗、天中嘉會朝、爾餘懷義遠、矜爾畏途遙、漲海寬秋月、歸帆駛夕

麟、因聞彼君子、王化遠昭々、

天平勝寶元年二月二日、大僧正行基於生駒山入滅、生年八十、弟下慈脫三千一百九人、大僧正者百濟知鳳之弟子也、是文殊之化身也、南天竺波羅門僧正爲禮文殊、自天竺至五臺、老翁逢道、告曰、文殊爲利生、託生日本國行基、是也々々、此菩薩、諸國堂舎、四十九ヶ所建立、
六一荒雞 眞珠船卷七八云、晉書、祖逖與劉琨俱爲司州主簿、共被同寢、中夜聞荒雞鳴、琨覺曰、此非惡聲也、因起舞曰、若四海鼎沸、豪傑並起、吾與足下、當相避於中原、史臣曰、祖逖聞雞、暗舞思中原之燎火、幸天步之多難、原其素懷、抑爲貪亂者矣、元史天倪、金大安、未舉進士及第、乃歎曰、大丈夫立身、獨以文乎哉、使吾遇荒雞夜鳴、擁百萬之衆、功名可唾手取也、草木南陽府、訪僉事保、保巡按至彼、忽初更聞雞聲、曰、此荒雞也、不此久此地當爲丘墟、天下其將亂乎、遂棄官而隱、後南陽果陷、蓋初更啼、即爲荒雞、余謂、凡雞夜鳴、不時、皆謂之荒、祖逖之聞在於中夜、不特初更、乃有茲稱、有問荒雞之說及起舞之義者、因述此、
六二のぼりの書法、のぼりと今いへる物は、乳附

の旗なり、のぼりといへる事の古く見えたるは、相國寺供養記一條關白經次公、に云、「春鷓丸、赤地金襴狩衣のぼり旗、赤また和田村源次郎が家に藏せる、後村上天皇より賜はる旗に乳附てあり、此等のぼりの濫觴ともいふべし、猶軍器考可併考」のぼりの書法、のぼりに文字書くには、神佛の號記さんには、乳を右にして書也、軍陣には左にすべし、持明院家の傳なり、

六三捨子の和歌

蓬蒿筆露卷三云、「捨子の和歌、

冷泉入道澄覺

捨し親さぞ捨かれて捨つらん捨られし子のあぢきなの聲

烏丸入道卜山

あはれなり夜半に捨子の啼やむは世に添乳の夢や見ららん

六四嘉通

同書に云、「嘉通の事、無水月に限らず、

八月十五日、名月御祝、一獻内膳司より奉獻、おいも、になす、萩の御箸、はぎの御はしにて茄子に穴をあけられて、八ツ時の月を御覽じらる、一夜酒、伊豫局よりあがる、鹽のおいも御通り女中へ給ぶ、九月十三日夜、名月御祝、一獻内膳司よりまいる、是十五夜と同く、穴をあけられて月を御らんじらる、一

夜酒をもちゐらる、伊豫局よりまいる、御所々々と同じ、女中へ御通り給ぶ、饅頭に穴をあくる事、いまだ勘がへすこそ、前大納言の物がたり也、

六五鐵砲の渡來

北條五代記云、「あらくなく鳴物のこゑするは、是は何事ぞやと問へば、鐵砲といふもの、唐國より永正七年に初てわたりたるといふて、目あてとてうづい、

六六引兩の考

太平記卷十四新田足利確執奏狀の段云、「義貞若宮の重寶共を披見し給ふに、錦の袋に入たる二引兩の旗あり」云々、又箱根竹下合戦の條、又

卷十八瓜生舉旗の條にも、二引兩見えたり、又隨兵日記小笠原元長日記、文明十八年正月十一日、第六條に、「矢ぼろ云々、矢にかけて羽の通りに、二つ引りやうをくろくおり付べし、諸書常用抄、伊勢國司北畠家に「新田足利のながれは、きりのさうをきるなり、ひきりやう、公方様御紋なり、是も同前新田もきるなり、引領は陣にては足利殿にはするなり、新田は大中黒也、たさへば、總て足利殿引領被付事は、多々羅濱合戦の御吉例也、昔日は白旗なり、難儀に御逢候時に、家にかけて置處、家す、かゝり二筋引領出來候、其時勝軍ゆへ、御吉例をもつ

て被_レ付_二云々、慕京集、太田道灌入「かたきの男はくり毛なるこまにのりて、二つひきりやうにのぼり龍の紋つけたるさしものなりけり、明德記卷中、「さしも廣き内野の末、二條の大路にも餘る計にみえたりけり、二引兩の大旗ゆらめき進む、軍陣開書、多賀豊後守高忠書、「我家のもんを付る時は、打たれにても羽のとりにても可_レ付、又引りやうともんど二色つくるときは、もんをば打たれに付て、引兩をば羽の通りに付べし、参考太平記卷九、天正本云、「かゝる所に、二つ引兩を中一こをり威たる體にい卷卅一、「長尾彈正根津小次郎とて、大方の剛者あり、中略、俄に二つ引兩の笠験を着かへ、右書に見えし所、往々かくの如し、白石の軍器考及大塚嘉樹の説あれども、おのれをもて見る時は、附會のやうに思はるゝ也、その由は、引兩とも云へるは、文字の如く二つ引たる故の名なるべし、後一つ引たるは一引兩といひ、三つ引たるは三引兩といへるならん、これは義をなさるやうなれど、左様の事は數々あるもの也、唐の紙を唐紙といへば、その如く和にて製造すれば和唐紙といひ、恰好とはあだかもよしと訓すれど、恰好のよき、恰好のあしきなど

いへる俗語さへ出きにける也、これらの類おしてしるべし、されば只二つ引たる故に引兩といひ、一つも三つも引兩といへば、二つには二つ引兩、まぎれぬ様にいひたるなるべし、



見聞諸家紋に見えたる也、
號_二鳳凰引兩_一、
評定衆波多野因幡守通弘、

六七蜀山翁の詩 去_レ壬午の年◎文政五年の春彌生三日の事なりし、蜀山翁于時年七十五過ちて二階の櫓子より落られし時の詩に云、

玄草一經投閣日 綠珠千點墜樓花

病客元非關二事 櫓梯失步易蹉跎

六八夜商人の印札 夜商人俗にやたいとて、毎夜辻へ出て物鬻ぐ者少からず、去_レ寛政七年の冬、右夜商人の運上被_二仰渡_一候、その比四萬軒ほどありといへり、今日本橋の通りなど夜行するに、己が幼けなき比よりは遙かに物うる者いと多かり、今には幾許の數をしらす、

坂部能登守様御掛り

立五寸



横四寸

右は夜商致候ものね、御渡被_二下置_一候御印札に御座候、右夜商人共、三ヶ年之内、一人より日錢五文づつ、其家主方へ差出し、一ヶ月百五十文、家主方より名主へ差出し、名主より樽役所へ相納候、三ヶ年之後御沙汰可_レ有_レ之候條被_二仰渡_一候、尤右商人共、三年之内外商賣に取替候様、是又被_二仰渡_一候、

寛政七卯年十二月二日

右は肝煎名主掛りにて當人共へ申渡有_レ之、則御印札御渡有_レ之候、右街談録卷の六

六九水戸虚空藏の馬 常陸國水戸の村松と云所に、虚空藏の堂あり、その堂より毎年正月十五日、參詣の

者へ馬を出す、その馬の形至つて質朴なり、筑紫の宰府より出る所のうそ鳥、或は江戸芝の神明にて鬻ぐちぎ箱など、同様のものなり、左に圖す、右馬の圖

七〇屏風に色紙を押す 嘉良喜隨筆卷一云、「色紙を屏風に押出す、初は重角と押てから、あとは物すき次第也、重半角」見えたり、「頭書、美成按、後三年合戦の繪に、義家の出陣の處に、女房達の伺ひある所に、琵琶など立かけある傍のふすまに、色紙の押てあり、嘉良喜隨筆に云所と符合せり。」

七一文書封の_レ 同書云、「女中の文の_レ、これは封の字の草也、_レこれは一と云字にて、男の文にあり、女の方へやるには、しむると云字遠慮故、_レがよし、小笠原別傳、全齋云、封じの_レはトの字なり、大書精蕙に、トの字の篆書に、人かくの如くすじかへにかきたるがあり」といへり、「頭書、夏陰云、封の_レは、引墨と云よしの話あり、何の巻にか記したりと覺ゆ、〇蒐」

七二和琴の唱歌 同書云、「和琴の唱歌の由、攝政道香公白井帶御自筆之寫、

ハヤリ歌
アアンアア、タアンラシイ押キイトチンシインノ下ハア、
ンシイ引メミニカアンアクウシイヘコチンソトチイ引トチ

ンチシイインラ・カアンア、ネエエテアアンノ上シイキイヲ
ツウウメ引、以上
ア、□アアン引ア引アンタクルアア引ア引ラアア引シイ引
インイ・イン引キイ引イイントチチ引シイイノチチハアア
アン引シイイメエケルエ引エンエニイイ引イカアカ引ク
ウ引ウンウ引ウンシイ、イントルツコチチ引ソチチ引上チ
イイインチチ上イ引イントチチ引レインイ引ヲチ、アカ下ル
アア引アネエ引エエンエ引エンテエ引タアアアア引アノチ
チ引チツ上シイイインイキイインイ引イ引ヲチツウ引ウンウ引
ウンウメエエツ、

七三鳥八白 禪家の寺の石塔に、鳥八白といふ文
字を、上の方にかけてり、或は鶴或は鳩に作る、洞宗に
り、何の義といふ事をしらす、梅塢云、「これは随求咒
二種あり、の中に、**はつぱん**といふ事あり、(頭書、淨嚴本
多方なり、の中に、**はつぱん**といふ事あり、の大隨求陀羅
尼經上十二、
えんじ
怒惡二合引、

その中のえの字を釋して鴿とすればこ
の鴿を詠れるなり、その鴿の字をかく由は、隨求咒の
緣起によりて、曹洞禪の祖師の誤りかきし也、といへ
り、この後此彼書を閲するに、寶物集曰、「大地獄にお
ちて苦患をうくるに、隨求陀羅尼の文字一つ、風にふ

かれてきたり、かの菓所にかゝりける、その功力に
よりて地ごくのかなへ俄にやぶれて、たちまち涼し
き池となれり、また沙石集の曰、「隨求陀羅尼の一
字、風にふかれてかばねにふかれたるゆゑに、婆羅門
地獄より出て天に生ず、如來の等流變化の分身の字
ごめ佛の化身也、いかでか其徳むなしからん、緣起と
いへる物、これらの事をさせるなるべし、さて鴿正字
なれば、誤にもせよ鴿とかけり方叶へり、されどその
文字の讀ざれば、僧徒の漫りに鳥八白とよみしなる
べし、近頃立る石塔には、又これらの文字あるものな
し、(頭書、淨嚴本の大隨求陀羅尼經上の三十四、時彼慈、無三教
濟者、作大叫聲、則於其處、有一婆羅門優婆塞、聞其叫聲、即
往詣彼病慈、起大悲愍、即爲書此隨求大明王陀羅尼、繫於
頸下、苦惱皆息、便命終生無間獄、其慈覺屍在塔中、其陀羅尼
帶於身上、因其慈覺入地獄、諸受罪者、所有苦痛、悉得停
息、咸皆安樂、阿鼻地獄所有一猛火、由是陀羅尼威德力、故悉皆消
滅、是時焰燄卒見此事、已甚大驚怪、具以上事、白焰魔王、○美
成云、右經說には一字風にふかれし由見えず、○右の一字風に吹れ
しと云ふ、但鴿字なる由は、曹洞引導集にみえたり、梅塢
いへり、引導集は三冊あり、戊子五月十三日記)

七四常元蟲 江州志賀郡別保といふ里に、西念寺と
て淨院あり、寺境の乾四至四町ばかりの人家の墟あ
りて、住人なし、たまゝ爰に居ものは必身の禍あり

とかや、俗に常元やしきといふ、蒲生家の侍南蛇井源
太左衛門といふ、者天正の兵亂に無頼となり、強盜し
て諸州に横行せり、其徒數百人ありて害をなす、老て
別保にかへり、猶惡行を恣にせしが、人の勸によりて
薙髮して常元と稱す、慶長五年姦賊を尋召捕られし、
石田に黨せしにはあらねど、幾年か犯惡せし罪人な
ればとて、其宅の柿木に縛せしめて、諸人の懲しめに
し、終にさられし、死に臨みてさまゝ惡言を吐、更に
人の憎みを受し、鼻首せられ骸は村の庄屋藤吉に給
へり、柿樹の下に埋みし、數日の内墳上怪しき蟲多く
生せし、形は人を縛せしが如く、後蝶になりてさ
し、其殼木にのこる事毎年なり、人是を常元蟲(頭書、漢
云、爾雅に出づ、○俗
にお菊蟲と云へり、といふ、上にも聞召けるが、今年癸卯
五月の享保八年なるべし、彼蟲を東都へ取寄給ひ、人
人見て珍かなるものにす、その圖、面目鼻口備り、口の
なり黄色、手は後へまはし縛せら
れしが如く、足は縮たる如
く、段々に扇衣積きあり、蝶
に化する時黒き絲を吐、首
より下手足を繫縛し、柿樹



海録卷六

に粘して中にくゝるもの、背に蛻せし穴あり、これは
尾州天野信景が鹽尻の中に見えたり、
七五石塚の銘 安房國大網村に大巖院といへる寺
あり、其門の前に石塚あり、その銘文讀べからず、傳
て云雄譽上人筆なりと、雄譽上人は寛永十八年
に年八十なりといふ、今左に記し
て後考を俟もの也、

ハコト
ハコト
ハコト
ハコト
ハコト

七六遊子伯陽 會我物語卷二、けんぎうしよく女
の事といへる條に、「そもいづもちの神と申は、
昔けいしやうといふ國に男をば伯陽と申、女をば遊
子とて夫婦のもの有けるが、月に伴ひてよもすがら
ぬる事なくして、みちに立云々といへる伯陽遊子と
いへる人、唐土の書はもとより、釋氏の説にもあらず
とて、昔より此物語の作者のつくり設けし事の如く
いへれど、何れにも其もとづける所はあるべし、按に、
寶物集卷六冊有、云、「遊子が函谷關の神とされる、月

に心を留しに依り、衣通姫の玉津島の明神なる、和歌浦に執を留し故也、この文を思ふに、遊子が月に心をとめしといへるは、かの會我物語の説にや、似かよひたるを覺ゆ、また古樂府に遊子殘月行といふ詩あれば、かの一條は、此遊子殘月行といふ句より作意して、この話説を作り出たるにやあらん、なほ遊子殘月行といふ故事あるべし、未だ考へず、

七七池魚の災 池魚の禍といへる故事、人々常に用ひてその來處をしらず、〔頭書、池魚の事、日知錄に古今の類書に、すべて風俗通を引て據とすれど、今傳ふる所の書になし、其疑ふ事此に年多かり、然るを去にし比清の盧文昭が抱經堂彙刻書舶來しける時、その中に風俗通の校本をのせ、且補遺一冊をそへたり、その補遺といへるものは、註釋類書等の中に風俗通を引用して、今の本に無きもの逸文なれば、それを悉く集め、來處を記したるにはありける也。〕
〔頭書、剪燈新話卷上、三山福知志の條に、道士の自實に告る言に云ふ、汝宜擇地而居、否則恐預池魚之殃。〕
〔註、東魏杜弼、檄城門失火、殃及池魚、楚國亡猿、禍延林木、廣韻註、池魚人名非、是池魚與林木、對說作句、謂城門救火、其殃必及池中之魚也。〕
〔古今合璧事類備要卷廿七、左、災異門火災の條、死池魚、廣韻云有、池仲魚城門失火、仲魚燒、おのれ其書を見たりし死、故諺曰、城門失火、殃及池魚。〕

かば、とりもあへずかの「宋城門失火、禍池魚に及」といへるを考索するに、補遺にのせたり、その出處左に記す、
類聚八十、又意林、御覽八百七十、又通鑑註梁紀十六、九十六、美成云、世に無文禪師語録といへる物あり、且行狀一卷を附す、共に印行のものなり、然はあれどその行狀いふ所、後醍醐天皇御子とのみにして詳ならず、依て按るに、南山巡狩錄云、「滿良親王、後醍醐天皇第七皇子、母元亨三年誕生、のち花園宮と稱し、中納言宗親親女親子、元亨三年誕生、のち花園宮と稱し、一方の大將として土佐國にいたり給ふ、その後釋門に入て無文元選禪師と改め給ひ、元朝にも渡り給へり、歸朝の後諸國を經歷し、元中七年北朝の明、閏三月廿二日遠江國において入寂し給ふ、御年六十八、皇胤紹運禪師の御事所見なく、無傳の皇子を載する、

海録卷之七

一麻姑附木童子、老人の痒き所をかく具あり、まごの手といへり、まごといへるは訛言にて、もご麻姑手なり、麻姑といへるは仙人の名にて、痒をかく事、列仙全傳卷三廿五、云、「麻姑手似鳥爪、蔡徑私念背痒、時得此爪搔之佳、方平即知乃鞭徑背曰、麻姑神人也、汝謂其爪可搔背痒耶、方平去」見えたり、唐杜牧之詩云、「杜詩韓集愁來讀、似倩麻姑搔所抓」〔頭書、因語錄卷三に云、韓文公與孟東野友善、韓公文至體大變、○運步色葉集に麻姑、仙人之學、仙道、剪爪、暇無之、韓公文爬背物、名之。〕
〔杜詩、韓集、愁來讀、似倩麻姑搔所抓、韓文公文、學淺說、餘錄、卷三、閑窓和筆上廿七、可併考。〕
〔此等をもて證すべし、されどこの物、かの邦にていかゞ作れるや、吾邦今の製とは同じからざるべしと思ひ居たりしに、唐畫を見れば左に記す、
第五諾矩羅尊者、
善心爲男、其室法喜、背痒執爬、有木童子、高下適當、輕重得宜、使眞童子能知玆乎、
右は舊藏黃葉高泉の物にして、今羅漢寺現住彌天の所

藏なり、畫贊ともに唐土の人書する所、題して十八羅漢とあり、十六羅漢に二菩薩を加へたるもの也、其の書傳へて東坡といふ、されど東坡にはあらねど、いご見事なるもの也、癸未三月盡觀、〔再按、列仙全傳の文に鳥爪の如く、今いふ所の秀逸になりたるをき、たり、左に記す、
隱遁者（世、節）をはなれたる竹の皮
香具實にほふて渡る大井川
なごいへる類なり、馬喰町とやらんにすめる佛師某がいひ始めしとき、し、
三山一山 雜記集大永年間の書なり、卷三云、「室生山の事、一山、祕して如此書也、辨一山、彼の山は惠泉の御在所也、唐土にては惠泉と申、日本にては是堅惠法師と申也」云々、美成云、祕して書くといへるものは非

なり、古來學者書寫に便ならん爲に、文字を省してか
ける也、西（西）王（王）等（等）の如し、同轍と云べし、

四清朝畫西湖圖 西湖圖一卷、乾隆六十年夏五月、
於蕉雨山房、做三元人法、秋亭余崧とあるを岷江君

携へられしを、羅漢寺普茶の時、船中にてこれを觀、
癸未三月晦

五行堂 五百羅漢にて普茶のとき用ゆる飯櫃を、
ヒンタンといへり、形今用ゆる所の猿ぼうといふ桶

の如く也、文字にては行堂とかけり、之は庖厨より堂
へ持行ものなれば、行堂と云へりこそ、ヒンタンは唐

音なり、茶人なごま、用ひて水指に用ゆる者あり、
六馬橋紀行 下總國水戸海道葛飾郡馬橋村といへ

る所に、萬福寺といふ精舎ありて、本尊は不動明王、
また靈驗著き金剛神おはしましけり、此金剛神に詣

でんとて、文政六とせといふ年卯月四日思ひ立てゆ
く、淺草大川橋をわたり、十二三町ばかりにて小梅

村と云、右に小溝を見て行ば、よつぎ村といへるに至
る、爰より龜割村まで廿八町、引船あり、龜割村より

右の方に十橋あり、之をわたりて行、この道水戸海道
なり、千住五丁目より來れば、や、行て金町村に到る、右の

方はるかに川あり、此村より左の方二町許に半田稻
荷明神の社あり、ゆき、の道に石のきざ階あり、且半
田稻荷といふ立石もあり、程ちかく新宿の渡場あり、
向ひは新宿驛なり、之より一里半にして松戸の御關
所ありて、直に松戸の渡しなり、向ふは松戸宿の驛場
にていと賑し、この所より十八町行けば馬橋村なり、
萬満寺あり、法王山といふ、この處まで江戸日本橋よ
り五里なり、このあたり奉納の草鞋ひさぐ家こ、か
しこにあり、御寺に至れば先づ門、次に樓門あり、慈雲
閣と云額あり、關防の印と左に二つ印あり、次に堂あり、上
に光聚殿といふ額あり、下に祈禱と云二字の立額あり、
此中に不動明王立せ給ふ、右に鐘樓あり、鐘銘さして
古からず、殊に長文なれば略す、享保二歲舍丁酉春二
月十五日、法王山萬満見住前大徳琢宗叟瑠誌とあり、
鐘樓に向ひ二王門あり、この門の左右に金剛神おはし
ませり、二王門をいりて方丈なり、庫裏の側らに抱瘡
の願望に乞うけし木劍草鞋などを納むる所あり、こ
の處にて不動明王金剛神の御影をも出せり、この日
殊に空もはれ互りいとどげく、ゆき、の路のまてに
は新草をひ出たる中に、たんば、れんげ草など咲交れ

るは、ゑにかける野邊ともいふべしや、たそかれ頃に
家にかへりて、暫し休らひて燈の下にて記しつけつ、
七女髮結の觸書 寛政卯年十月七日口達

町方にて女髮結家業に致、代錢取候者も無之、髮を
結せ候ものも無之之處、近來女髮結と申遊女、歌舞妓

女形の風俗にならひ、格別目立候髮の風并美服等着
用致候者有之候、右は其父母夫等の心得違にて、右

體の儀有間敷候、乍去忽髮結相止させ候との事にて
は無之、不結髮者も差當り困り可申、家業に致

教示女子の手業仕立物、洗物等に家業を移し、追々
相止候様可爲致候、

右樽與左衛門殿口達にて、町々名主より得と爲申
聞、心得違無之様可致候、書付にて表だち相觸候

儀にて無之候間、町々へは寫とらせ申間敷、口達
にて早々可申通候、以上、

八天水桶の原始 寛政卯年十月廿八日樽與左衛門
殿申渡

町々より溜桶へ町名可書勿論、何丁目と申事書記可
レ申候、且一町限、家主の内順を立、毎月警は一六より

其町内申合、何れにも六度ほどづつ、定日を立見廻

り、桶損候分は爲結、水不足は汲入可申候、
但桶、墨塗は白く、しまは墨にて町名可書候、或は
絶堂蔬筵にて包候は、板にて町銘書記し、打付可
レ申候、
右は、御見廻り方々差越之節、未熟の場合相分り、
且他國者町名知安く、辨別にも相成候間、昨廿七日
御内寄合にて被仰渡の旨申渡之、
卯十月
右は來十五日まで、町銘書記し出來致候様可致
候、
寛政卯年十一月廿六日
九幼兒孝經を讀む
中橋南大工町小兵衛店 權 次 郎 當卯
荒物商人徳右衛門權 四歳

右四歳に相成候權次郎事、去寅七月頃より孝經教候
處、追々讀習、大學、唐詩選、千字文讀覺え、此節は論語
を讀覺、其上文字等も相應に認候事ども相聞、甚珍事
に思召候に付、檢使被遣可申旨、北御番所小田切土
佐守殿被申渡、則年寄同心大蘆喜祖右衛門、南御番
所より同心平野初五郎兩人罷越、家主、組合、右權次
郎親立合相改候處、相違無之に付、名主藤五郎申渡、

且手當養育等加可遣旨申渡之、

美成云、三ヶ條の御書付は、富山翁街談錄卷六より抄す、

一〇讀書須虛心 朱子曰、讀書須是虛心、切己虛心、方能得聖賢意、切己則聖賢之言不爲虛說、

一一詩韻珠璣 詩韻珠璣五卷、清余照輯、同人嘉慶五年の序あり、この書は、詩韵合英の如き體裁にして、圓き印をつけ、その次に頭につきたる文字をもて集めたり、

一二麗人の詩 「二八佳人巧粧粧、洞房夜々換新郎、一隻玉手千人枕、半點朱唇萬客嘗、做盡幾般嬌態、粧成一片假心腸、迎新送舊知多少、故作相思淚兩行、この詩人口に膾炙すれども、何人の作といふ事を審かにせず、圓機活法卷十一十四、麗人門品題に見えたり、

枳にて米をぬすみ、二枳を使ひたる事ありて、その人の背にその報ひによりて、右の二ワ口月八三といふ文字現れしと也、その文字の義、誰もしれる者なければ、かき記して出し置たるを、或士人の馬に乗れるが見て、手に持てる鞭にて、かの文字の中にあてよみしと也、如此なるなり、市中用ニ小斗といへる心なる由、

一四觸の訓義 俗に仰出されの書付を觸書といへり、ふれるといへるに觸の字を用ゆるは假借なれば、文字に就ては論なし、令義解云、「其有ニ乞食者、三綱連署經國郡司、」また卷三、「凡嫁女、皆先由三祖父母、父母、伯叔姑、兄弟、外祖父母」とあるをもて思へば、ふれるといふには、經又は由の字を用ゆるが適當なり、

一五蟹の誕生日 福山備後、の方言に、五月四日を蟹の誕生といへり、その由は詳ならねど、此ごろ福山の地邊にて、蟹殊の外多く出る由、或は縁がはなごよりはひあがり、障子など破るに至ると也、これをもて

考ふるに、上古蟹守の官ありしも宜なる事と覺えぬ、一六糶米瘡をいやす事 房總志料卷三云、天正中、夷隅郡方木城陷の日、穀倉火に焚、今に糶米草間に多存せり、土人いふ、瘡を患ふる者に新汲水に一粒を投じ飲しむれば、立所に瘡と、按に、酉陽雜俎の「乾陀國首戸昆王、倉庫爲火所燒、其中糶米糶者、于今尙在、服一粒永不受瘡」と、異域も有る事ある也、

一七八景 八景とて、勝地に八つの名所をいへる事、近江八景より始る事なり、近江八景、近衛三藐院殿下の御定めなる由、

一八室中に鏡を掛る事 心の友云、「止觀八の二曰、

隱士頭陀人、多蓄三方鏡、掛之座後、媚鬼名、不能變鏡中色像、覽鏡識之、可自遣」とあり、此の明鏡を蓄持は、本葛供が抱扑子内編の四に出たり、明鏡九寸以上なるをもて、これを背後に懸れば、老魅も其形をかふる事不能」とあり、唐土の人、書室中鏡をかくる事多し、これによるものならん、考槃餘事等の書に、琴書と並べて鏡をかくる事をいへるをもて見るべし、

一九鍛工の作字 明曆三四年二月の奥書ある寫本にて、刀劍の鑑定を記したるもの一帖あり、その中に、鍛冶工の方に用ゆる所の國字國訓等の文字數多あり、今その文字を鈔して左に記す、

種ヤキ	屋ノダ	及ナカ	槎ワキ	宝ミチ
奈ミダ	莫ニヘ	多レテ	焔ヤキ	族切サ
迂ムネ	或作レ造	元イチ	俾イカ	鎔ゴカ
種マロ	鈔ヤス	氣サキ	源フカ	下ソコ
肩ホウ	架ナカ	至代イチ	吠ハシ	師モロ
相ナド	全イメ	胸ニホ	村メイ	間メサ
柀目メサ	妨ハタ	総カウ		

これらの文字を按ずるに、俾をカタナとよみ、氣をサキとよむの類は、その家に祕す事なるをもて、合字に作れるものにして、據あるにあらず、兵家者流にて、輔を羽壺とかけるは假字なり、宗とかくは、片かなを合せ作りし文字也、この類少からず、

二〇二賢堂 中山道上尾宿に、龜屋武平次といへるはたご屋あり、家主鄙には似げなく、書見る事をいと深く好むの心ありけり、芝光明寺眞宗の住僧あり、これも學びの道を勤め、沙門の身として林祭酒名信微、號風の門に入りてけり、出家の林家の御門にいれる、古來、龜屋武平次は、この光明寺をもて林家へ乞奉りて、市川寛齋を年に一度釋菜に招じて、學校を建てたり、是より先に、この所に管神の御社あるに、朱子を配祀して、その學校を二賢堂といへる也、この二賢堂は、龜屋武平次にせし由

二一子の不肖母に因る 東谷贊言卷上十三云、「程太中夫人曰、子之不肖皆因母、蔽其過而父不知、予謂婦人之仁過於姑息也、其敗子也恆多、余常に言ふ處と、此語暗合せり、晉の陶侃、宋の伊川、明道等、その母の賢なる事を思ふべし、猶古くは孟母の三

徒斷機、もつて徴するに足れり、豈然らずや、
二二東叡山建立第一 江城年録、「寛永四年九月朔日、上野權現様神殿の御普請出來、則山號を東叡山と號し、寺號は寛永寺なり、同十七日御遷宮、御堂建立の次第、

一常行堂 一法花堂
此二の堂の間にそり橋有、此堂の内に摩多羅神有、
一御本社并拜殿御供所 本願藤堂和泉守
一經堂 水戸中納言殿 一二王門 永井信濃守
一石佛并文殊堂堀丹後守 一鐘樓堂 井塔土井大炊頭 諸大名より石燈籠寄進、
二三八音の外三あり附淺 物の音あるもの、金石、絲竹、匏土、草木のみこれを八音といふ、通典「八音之外又有三、桃皮、貝葉」とあり、〔頭書、通典云々の文は、傳疑録卅三丁に見えたり、桃皮と貝葉との二つ、今之を用ゆるをさかす、貝をふく事は常也、
經史子集在右、弓矢槍劍在左、且座間清翠一張、名香一炷、古器舊物茶具墨品滿前、暇日嘯三咏其間、更無俗客塵事之累、當是人世淨土、胸懷丹丘、〔宋末仲夏初七漫筆〕
二四大同竹 「大同竹者、攝州山田民屋所出、蓋其

椽也、因大同年所伐呼焉、以其宜造蕭笛及諸玩器、世固尚之、且以其千年内外物、人獲之以為靈寶云、熊耳文集卷十二に見えたり、〔頭書、漫遊文章一の代竹記三宅辨明の文、見熊朝文苑六の八、九、登山觀海記、〇千



二五小田原古壘の瓦 相州小田原城の向に、石垣山といふあり、是はその石垣遺りあるを、山の周りに土俗の稱也、昔豊太閣小田原在陣の時、壘を作られし趾なり、今にその上より瓦片いづる也、その瓦摺て左に載す、

二六三神香方 遵生八殘 焚供天地三神香方 昔有真人、燕濟、居三公山石窟中、苦毒蛇猛獸邪魔干犯、遂下山、改居華陰縣庵、栖息三年、忽有三道者、投庵借宿、至夜談三公山石窟之勝、内一人云、吾有奇香、能救世人苦難、焚火道得自然玄妙、可昇天界、真人得香、復入山中、坐燒此香、毒蛇猛獸悉皆遯默、忽一日道者散髮背琴、虛空而來、將此香方鑿于石壁、乘風而去、題名三神香、能開天門

地戸、通靈達聖、入山可驅猛獸、可免刀兵、可免瘟疫、久旱可降甘雨、渡江可免風波、有火焚燒、無火口嚼、從空噴于起處、龍神護助、靜心脩合、無不靈驗、

- 沉香 乳香 丁香 白檀 香附子 藿香各二錢、
- 甘松二錢、 遠志一錢、 藜木三錢、 白芷三錢、
- 玄蔘二錢、 零陵香 大黃 降真 木香 第香
- 白芨 栢香 川芎 三賴各五分、
- 用甲子日攪和、丙子搗末、戊子和合、庚子印餅、壬子入合、敗起煉蜜爲丸、或刻印作餅、寒水石爲衣、出入帶入葫蘆、爲妙、右三神香の方は、遵生八殘卷の◎原本に見えたり、
- 二七長沼流傳書 長沼流傳書目錄
- 兵要錄廿二卷 筆授十二卷
- 兵要續錄五卷 筆授五卷
- 握奇八陣集解一卷 筆授一卷
- 兵要錄四ヶ秘術口義一卷 兵要錄口占書三卷
- 兵要錄補闕一卷 威狀草案一卷
- 膽齋先生行狀書一卷 圖二枚
- 通計五十三卷并圖、

二八一錢切 房總志料卷一云、望陀郡眞里谷村に、天寧山眞如寺と云上總曹洞派總録の寺あり、寺領三十石、門前に禁札あり、條目の文に、門前百姓於非法有之者、可爲一錢切事と、按に、一錢切其義詳ならず、(頭書、信長記一下の十七、信長卿は清水寺に在けるが、於洛中洛外上下みだりがはしき輩あらば、一錢切御定め有つて云々) 清正記を考ふるに、太閤清正に給はりし高麗軍中の制札に、軍勢於味方地、亂妨狼藉輩、可爲一錢切(清正記二)とあり、戰國の比普き詞と見ゆ、猶又考べし、讀史餘論卷下云、秀吉天下、「二つには此人軍法によりて、一錢切といふ事を始めらる、譬へば、一錢を盗めるにも死刑にあつ、刑罪既に重くなりしかば、重罪の輩をば、或は切腹或は斬罪、獄門にかけ、はりつけ火あぶりなど云刑出來たり、美成云、讀史餘論の説にて、一錢切の義辨を俟ずして明かなり、」

二九大龍寺縁起 田畑村に大龍寺(頭書、角田氏は、こみあり、俗家の親類の如し)といふ眞言宗の寺院あり、この寺古くよりあり、然れども中比磨寺となりて誰住ものもなかりしとぞ、その昔は何宗やらん、律宗には非ずとぞいへる、さるを柳川侯興源院殿(當御代よりは四代以前の)の妾腹の男子あり、これを山名(武鑑を按ずるに、山名豊暲とあり、家へ養子に遣

はせしが、名を教負(實名)といひし、その實母(柳川家の妻)も直に附そひ行しとなり、右實母を惠林院と申て、律宗を殊に信せられ、觀鏡といふ出家を殊に歸依し給ふ由、(この僧、初め靈雲寺の五大院に住して居たり也) 右觀鏡をして、廢寺を再び取立て、宗旨をも眞言律にせしなり、その頃興源院殿よりも御寄附ありしや、興源院大龍寺と名づけたき由云ける也、されどそれにては、この後柳川家の創立の如くなりてはいかゞとて、その儀は止みたりと也、これは漸く三十年計も以前の事なる由、角田ぬしの物がたり也、再按に、右の故にや、江戸砂子には大龍寺を載せざりき、

三〇西行庵 同所西行庵といふ草庵あり、これは古き西行法師の木像あるをもて名づけし也、その始は、去る寛政の初め、佛師善左衛門といふ者、西行の木像を取出しより思ひ付たりといへり、その本堂の額に、萬善足とかきたりしあり、是は善左衛門の、いづ方よりやいと古き切目像の板一枚をもち來て、額にせんと思ひ、その頃の能筆森傳右衛門殿へ持行、題字を乞しに、萬善足の三字をかきて與へられし也、その意は、此佛師の家號を萬やといひけるをもて、萬善

の二字をとり、足は椽側の板なるをもて、戲に書付給ふと、是も同じ頃角田ぬし物がたり也、

三一兼良公 後成恩寺殿(兼良、成恩寺男、母菅原秀長卿女)

應永九年五月七日誕生、十九年十一月廿八日元服、(十一)同日正五位下、禁色昇殿宣下、十二月廿四日右少將、(小除)廿年正月五日從四位下、(少將如元)同十四日左中將、四月十六日從三位、(越階、同日中將如元)廿一年正月五日正三位、(院御行、三月十六日權中納言、中將如元)廿二年正月六日從二位、(院當年御行、廿三年正月六日正二位、四月五日藤氏長者、十一月四日、權大納言、廿五年十一月十七日服解、又十二月廿四日復任、廿七年閏正月廿三日右近大將、(于時可公卿任官上首、但同日有兩關、二之時、家任、右此先親之間、後日任之、三月廿六日左大將、廿八年五月六日服假、母、七月四日復任、同五日內大臣、服中、八月廿七日辭左大將、同廿八日除服宣下、卅一年四月廿日轉右大臣、卅二年正月五日從一位、同日爲一上、正長二年八月四日轉左大臣、永享四年八月十三日蒙攝政詔、同廿八日辭左大臣、十月廿六日上攝政、(未拜)九年十月廿日內覽詔、勅使頭中將資親朝臣、文安三年正月廿九日太政大臣、

廿五、四年六月十五日更關白、同日牛車兵仗事、(初夏書、然攝政之時、兵仗牛車事不被仰、爲勅仍難爲還補、準初度兵仗勅書云、) 享德二年三月廿八日辭關白氏長者、六月廿六日勅、年官年爵准三宮文、食邑三千戸、以內舍人二人、左右近衛、左右兵衛各六人、又隨身兵仗并賜帶仗資人卅人、如忠仁公故事、長祿二年十二月十三日辭准三宮并兵仗、內々以狀申之、不及上奏儀、應仁元年更關白詔、文明二年七月辭關白、五年六月廿五日於大乘院出家、(法名覺惠、七十三歳、十三年四月二日薨、八十歳、)

右は攝關傳(全部三册) 卷の下より抄出せり、

三二扶老 三代實錄卷四十七云、宜賜度僧一人、以代彼扶老之杖(上)と見えたり、扶老とは杖の異名にぞ用ゆるなる、(山海經龜山扶竹郭註に扶老の事あり、(朱書、本草綱目卷卅六の七十七、靈壽木、釋名扶老杖、孟康、時珍曰、陸氏詩疏云、据即履也、節中腫似扶老、即今靈壽也、)頭書、遺契五の十六、云、一瑞環記云、山中老人、以禿鷲頭形刻杖上、謂之扶老、以此鳥能避蛇也、古今註、以禿鷲爲扶老、甚謬、)

三三麻沙本 唐本に麻沙本といへるもの一種あり、後水尾院勅版活字の皇朝類苑にも、麻沙折雕といへる文字一ヶ所削り残れるあり、老泉云、麻沙といへるは地名にて、その地にて刻する所の本は、漫りに卷數

は多くし、且は校正も悪き由きけりといへり、今和刻の千金方なども、麻沙本の翻刻なる由なり、呂東萊與朱侍講書曰、「近麻沙印一書曰、五朝名臣言行錄、或傳、吾丈所編定果否、蓋其間頗多合考訂商量一處」といへるなど、麻沙の徴とすべし、〔頭書、通雅云、麻沙印本之初出、未精者也、書影云、麻沙屬建陽縣、去書坊不二十里、建陽總書人在麻沙一帶〕

三四蓮の絲の事 當麻の曼荼羅は、中將姫の蓮の絲にて織れる也と、縁起にも見え、世にも云傳ふる事なれど、蓮根より出る絲にて、布をるべくも非ず、これは唐にて、白絲を景様して藕絲といへり、因つて思ふ、かの曼荼羅も、文章に藕絲とかけを詛り傳へしものによあらん、杜律十の「公子調水、水佳人雪拭也、藕絲」といへる句見えたり、〔頭書、將門記、七、蓮絲藕絲、この部、藕絲製、結、十善之憂、〇蓮歩色集、この部、藕絲製、〕

三五大佛鐘銘考證 洛陽大佛鐘の銘に、國家安康の文字ありしをもて、甚不祥の詞のよし、神祖の御諱を犯し奉るからに、公大に怒り給ひし事、御年譜慶長年七月廿一日の條、徳川記、駿府記、家忠日記、駿府政事録等に見え、且銘文も右の書どもに見えたり、されどその文に解すべからざるものを左に記す、

相攸 詩經韓奕篇云、「蹶文孔武、靡國不到、爲韓姑相攸、莫如韓樂、註、韓姑、蹶文之子、韓侯妻也、相攸、擇可嫁之所也、

梵刹 要覽上卷、名義集七卷、盧舍那 名義集一卷、慕蘭 書言故事六云、「司馬相如、字長卿、小名大子、既學蘭相如爲人、註、蘭相如、戰國趙惠文王之臣也、云々、長卿既學所以慕其志、亦名相如、

啼顔 法言學行篇云、「啼驥之馬、亦驥之乘也、啼顔之人、亦顔之徒也、〔頭書、楚蘭、啼顔は、此啼専ら用ひし文字と見ゆ、信長記十四の九、作物記にも、啼顔、字慕蘭川子と云こ見えたり、この作物記は、相國寺の惟高和尚撰也〕鬱攸 左傳、魯哀公三年五月辛卯、司鐸火躡公宮、桓僖災濟濡帷幕、鬱攸火氣也、從火氣爲之備、烏有 文選卷七、相如子虛賦、征夷大將軍 職原抄下卷、右僕射 職原抄云、右大臣唐名也、右丞相 職原抄云、右大臣唐名也、大樹 杜詩云、「更識將軍樹、註、漢憑異、字公孫、號大樹將軍、

鈞命 書言故事、宰相類、

無監 詩鹿鳴篇曰、「王事靡盬、註、監不堅固也」云々、

聚沙 法華一方便品二云、「童子戲聚沙爲佛塔、如是諸人等、皆已成佛道」云々、

布金 涅槃經說、佛在摩竭陀、未遊舍衛、須達長者爲兒娉婦、詣王舍城、因見佛發心、請入舍衛說法、佛令舍利弗隨婦先揀住處、擇得祇陀太子之園、長者問價、太子戲云、側布黃金滿地、即賣之、長者許諾、便欲交付、太子云、是戲言、共請行事之人、見因吳經抄、

臺上 梵網經云、「我今盧舍那方坐蓮華臺、周匝千葉上、復現千釋迦、一葉百億國、一國一釋迦、各坐菩薩樹、

忍界 西域記云、「索訶世界三千國土、爲一佛之化攝也、舊曰娑婆、又曰娑訶、皆訛、楞伽翻能忍、悲萃云、何名娑婆、是諸衆生、忍受三毒及諸煩惱、能忍斯惡、故名忍土、如來獨證自誓、三昧經云、

「沙訶、漢言忍界、

公輸 孟子離婁篇云、「公輸之巧」云々、

鄧工 莊子徐無鬼篇云、〔原本以下缺文、〕理鳥 文選二の八枚、西京賦云、「彫楹理碼、註、碼、碼也、碼與鳥古字通、同十一卷景福殿賦云、「金楹齊列、理鳥豕跋、

黃泉 左傳、隱公元年傳云、「不及黃泉、無相見也、

焜耀 左傳、昭公三年、齊侯使晏嬰請繼室於晉、曰、焜耀寡人之望、云々、林註云、「焜明也、耀照也、庵沒 那爛陀 名義七、西域記九の十、云、大宋僧傳云、那爛陀寺、慧林音義四、

嘉州 佛祖統記四十一の十二枚、唐玄宗嘉州慧林音義廿二九右、稽古略三の卅三左、

阿逸多 西域記云、「梅哩麗耶、唐云慈氏、卽姓也、舊曰彌勒、訛也、什日姓也、阿逸多字也」云々、〔見名義集一の八〕

橐籥 老子經上卷、十一萬鈞 西京賦云、「供鐘萬鈞、猛虛趨々、周禮 考工記、十二の十七、梵王 法苑珠林百十八、

拘留孫 傳灯曰、「七佛四番目拘留孫、」

魑魅 左傳九、文公十八年傳云、「投諸四裔、以禦魑魅、」註文

屬賓吒王 祖庭事苑四の廿二丁、佛祖統記五の十五丁、付法藏經五の十四左、

南唐李主 佛祖通載十七卷四十一葉、「南唐環昇長子、立廿四年云々、凡寺觀鳴鐘、可延久其聲、吾受苦、唯聞鐘則暫休、百丈清規下の十云、「民有暴死、入冥司、見有五木縲械者、告之曰、吾南唐先主也」云々、

雲門七條 本錄上卷、「上堂、因問鐘鳴」云々、德山下堂 傳灯錄、岩題章云、◎原本蒲牢 文選一、東都賦四十丁、「於是發鯨魚、鏗華鐘、」註云、海中有大魚、曰鯨、海邊又有獸、名蒲牢、」雷鼓 震擊 化成寺鐘銘、「三雷鼓震擊警大千」云云、

耳根清淨 百丈清規、「鳴鐘行者、想念佛偈云、願此鐘聲、超法界、鐵圍幽暗悉皆聞、開塵清淨證圓通、一切衆生成正覺、」

金索 化成寺鐘銘云、「磨金索、以三上紐、懸寶樓、

而迭擊、

簾簾 禮記、明堂位云、「夏后氏、龍簾簾、註、精義二の廿、周官梓人爲簾簾、橫曰筍、植曰虛、所以懸樂器也、以龍形飾之、」禮圖可併考、支桑 支那扶桑也、

鐘 詩註云、「鐘鼓鏜々、爾雅、鐘々樂也、又和也、又鐘鼓聲通作、」

十八聲 鐘八百八聲忙 此兩句、古今脞炙人口者也、按、百丈清規下の二卷十八云、「大鐘叢林、號令資始也、曉擊則破長夜、警睡眠、暮擊則覺昏衢、疏冥昧、引杵宜緩、揚聲欲長、凡三通各三十六下、總百八下、起止三下稍緊、鳴鐘行者想念佛偈、仍稱觀世音菩薩名號、隨號扣擊、其利甚大、遇下聖節、看經上殿下殿、三入三念誦、佛誕成道、涅槃達散、楞嚴會、諷經齋粥、過堂人定時、各一十八下、如接送官員住持曾宿、不以數限、庫司主之、」得上廿五

といふものを引用す、〔頭書、漢音を用ひざる事、延苑日抄二の廿六、漢音、吳音、對されど右の二書に、百濟馬音の事、茅意漫錄中の廿五〕禪尼名法明といふ者、維摩經を講ずる由は見ゆれど、〔頭書、法明尼の維摩經よみし事、水鏡の齊明紀にもみえたり〕對馬音といふ事は見えず、對馬音と見えたるは、對馬貢銀記に見ゆ、然れども左に要略の文を抄出して、法明が事を證す、政事要略卷廿五十月十日興福寺興福寺緣起維摩會の條に云、「右先正一位太政大臣奉、爲聖朝安穩社稷無傾、謹發弘誓、始開斯會、然太政大臣沉病、既廻萬計、時有百濟禪尼、名曰法明、白大臣、我持大乘、名維摩經、其中所說問疾品、試奉誦、相公御惱平瘳歟、未誦了一品之前、相公御病以平瘳、時大臣稽首合掌言、生々世世歸依大乘、又爲師禪尼、仍講維摩經、或講三日、中間已絕、此會不行、慶雲二年歲次乙巳秋、復太政大臣臥病不豫、是日誓願、劣臣怠口不絶、絕先志、自今以後、躬爲膳夫、歸敬三寶、供養衆僧、傳維摩於萬代、傳正教於千年、遙捧芳目、永資先慈、至於養老四年、大臣薨、但事稍在轉讀、天平五年春三月皇后重願、如舊興復講說、七日祖考之志無妨滅、熟從彼已來至于今、相承不絶乎、別記、美成按に、浪

東迎素月 西送斜陽 大覺禪師建長寺鐘銘云、「東迎素月、西送斜陽、理筍掘地、圓機活法、智諒開元中、內殿修齋、奉詔投龍於吉州理筍山、泊舟江側、有異氣、在東川之中、疑有古物、乃於閣皂山掘得古鐘、重百餘斤、

豐山 事文類聚續集廿三の廿三丁云、「南陽豐山有九鐘、焉、霜降則鳴、」〔頭書、江談抄下四十二、にもみえ是知霜鳴、郭璞註云、霜降則鐘鳴、故言知也、物有自然感應、而不可爲也〕告怪 圓機活法、「漢武帝時、未央宮殿前鐘、無故自鳴三日三夜、詔問東方朔、朔曰、銅者土之子、以類言之、子母感而相應、山恐有崩弛者、故鐘先鳴、三日蜀郡太守上言、山崩上大咲、

般昌 東京賦云、「逮至顯宗、六合般昌也、」

金湯 禪儀外文云、「金湯遷選、佛法金湯編序云、是故不忘附囑之意、而銳於外護、於國家有金城湯池也已、

山高水長 范希文嚴先生祠堂記云、「先生之風、山高水長、

三、對馬音 吳音を對馬讀といへる事、日本傳、上の一、本朝學原浪華鈔三、等に、政事要略及維摩會緣起

華鈔二十、に維摩會緣起といふものを引きたれど、この緣起今別に存せるや否をしらず、政事要略所引用一即緣起の文なり、されば對馬音といふ事のなきは必定せり、〔頭書、江家次第卷四の五、勅許之後、大臣召參議一可併考、〇悉曇三密抄上の四十二、云々、又三の廿四丁、五の六丁、吳音、國學之、因名曰對馬音、僧安然悉曇藏亦同、安然是元慶の人。〕對馬國貢銀記云、此島有二比丘尼、以吳音傳之、因玆日域經論皆用此音、故謂之對馬音、美成云、貢銀記は世傳へて大江維時の文といへど、未だ然るか否をしらず、

三七施行書 源平盛衰記卷廿九云、「藤九郎盛長を使得て、院宣の案二位殿の施行書を副て、方々へ觸遣す、この施行書といふものは、右院宣をいよく諸國へ觸行ふべき由を書添へ遣す書をいへる也、日件錄廿三にも「如孟子則未施行之書也」といへるも、朝廷より施行すべき由の命、これなき書といふ事也、**三八三浦大介の軍略** 源平盛衰記卷廿二、三、衣笠合戰の條に、「大介は、三浦の大敵寄るならば暇あるまじ、先靜なる時よく、兵糧つかふべしとて、酒肴椀飯昇居て是を勸む、さて下知しけることは、弓した、かに射者は、家の子も侍も舍人草刈に至るまで汰置、

弓は一人して二張三張、矢は四腰五腰も用意せよ、弓え射ざらん者は、七八人も十人も又四五人も徒黨して、好みく、の杖共を支度せよ、木戸を三重にこしらふべし、敵は軍の法なれば、定て追手搦手二手にわけて寄べし、追手の方には道を造れ、廣さ七八尺に不可過、道廣ければ大勢くつばみを並て押寄せ、城の中に隙なくして防えず、馬二疋ばかり通る程に造れ、道の片方は沼なれば、兎角するに及ばず、片方には大堀をほれ、道をば三重に掘切て、一の堀には橋を廣くわたせ、中堀には細橋を渡せ、二の堀には逆茂木を引、堀ごとに搔楯を構へ、櫓をかけ、弓よく射者共は甲を著ざれ腹當胸丸などを著て、矢倉に上て敵の胃の胸板を差詰て射よ、又歩走の者共は、角きはりをこしらへ置、杖打の奴原は、西の方の小竹の中に籠り居よ、小竹の中より造道へ向て細道を造れ、敵一の橋を打渡して二の橋まで寄るならば、角きはりを以馬の太腹を射よ、射られて驛るならば、胃武者左右の堀と沼とへはね落されて、おきんくせん處を、小竹の中より杖打の奴原つと出で、杖の前をへておこしも立ず、能者をば打殺せ、斬武者共をば死ぬる程に打

成して、生ま殺にして蚊行せよ、其こそ軍の目醒なれ、名不覺すなどぞ下知したる、右一條は、三浦の大介が衣笠に楯こもる時の軍配なり、此とき大介七十九歳、家の子わづか引具して、平家の大軍を引請、遂に打死せり、古將の軍配のやうに見るにたれり、

三九讀書の要 余つねに謂へらく、今の世の讀書の人を見るに、經學は訓詁章句にすぎず、文章は題跋詩賦を専らとし、多く讀ものは故事を記す事をのみ勤めて、一部の槩略をしらず、註をかくものは考證を主として義を釋せず、然らば讀書の要、何の處にある事をしらざるに似たり、世をあげてかゝる人のみありといふにはあらねど、これらの人こそ實に物を玩ぶともいはめ、いでやその要とする所は、小にしては修身齊家、大にしては治國平天下にあり、これらの事は、もと書を讀て古今の治亂興廢を明かにするにあらずば能はず、

四〇博學 或人余にいふ、學問もどより博を貴ぶこと久し、されども一に經義に精細ならん事を思ふといへり、又云、或人論語一部をよむに、幾歳とやらんかゝりし、或は一篇をよむ一月には讀得ずと、これ

らの人こそ仰ぎても尊むべきといへる故に、余云、然ならんも賤しむ業にはあらねど、學文はもと愚を破るの器なり、史を學びては古今の理亂をしり、兵を練りては家國の變に備ふべし、野史稗官といへども理亂を伺ふの一端なきにはあらず、國勢の凌遲し、遂には土崩瓦解するも聊かの風俗の惡きよりこと起るが多かるもの也、その經學のみ修めて貴とする者は、常に上さまの人の所爲のみ學ねびして、賤が手ぶりをしらざるに同じ、例へば仁徳の帝の民の煙をみ給ひて世の富めるをしり、延喜の帝の寒夜に御衣を脱給ふも、皆下情を知り給ふの致す所にして、君子の徳ともいふべし、今各なす所の學文と雖も、もと修身齊家治國平天下に備ふるなれば、君子の行ふ所とて、下賤の者の身に於て餘りあるにもあらず、萬乗の君にしても足ざるにもあらぬは、この聖人の道にぞありける、玆に一つの譬あり、經書をのみ精くするを貴とするは、五日一風十日一雨の時の如し、その風なきに當りては、扇うちをもちて涼を招くべし、又早に方りては、水車をもて水を引き、火災あらば、龍吐水をもて高き所に水を弾きあぐべし、斯る時に臨みて天

地自然の風雨を待は、愚にあらずして何ぞや、歴史諸子百家は、實に經の羽毛ともいふべし、唐土の誰やらん、敗軍のとき舟の中にて大學術義を講せしなど、迂濶の甚しきといふべし、

眞珠船卷四十七云、「易云、君子多識前言往行、曲禮云、博聞強識、謂之君子、儒行云、儒有博學而不窮、内則云、博學無方、孔子云、多識於鳥獸草木之名、又云、多聞闕疑、多見闕殆、又云、博學之、又云、君子博學於文、又云、多聞擇其善者而從之、多見而識之、張衡傳云、仲尼恥一物之不知、學之貴傳也尙矣、程明道乃謂謝顯道云、賢却記許多、可謂玩物喪志、蓋斯言之非也、〔頭書、廣博物志廿九の六、藝苑知、以爲清暑筆談六、云、士貴博洽、然必聞見廣、考據深、不然則乘誤龐雜、爲後人抨擊之地、如歐陽公、好集古、而黃長叙以爲致校、非其所長、然長叙自在、考校精密矣、而樓玫瑰猶摘其中可疑者、謂尙多舛訛。〕

四一寺をかは、ぶきと云事 延喜式に載する神宮の忌詞に、寺を瓦葺といへり、是はその比、貴人の家は檜はだもてふき、賤民は板及び茅などもてふきし

也、板屋もる月或は茅が軒端など、歌によめるなど思ふべし、寺院のみ壯麗を専らとするもの故に、瓦葺多かりしなり、されば忌詞にも然いへるならん、孔平仲談苑六の十云、「姜人最重佛法、居者皆板屋、惟以一瓦屋一處佛、異域同事といふべし、〔頭書、異稱日本傳中二の用、繪皮葺、佛寺用瓦、故神事忌言、佛寺。〕

四二三多 今の世に當りて讀書の人を見るに、唯几上消閑の具に充るに過ず、その由は、古に云、禮廢てこれを野に求むとやらんいへる如く、上執政參政の役ある人は、讀書の人あるをきかず、武家といへざる事に與らざる人に、殊に勝れたるぞあるべき、それより下りては、おのれごとき商賈にも稀々にはありけり、かゝる世に居ては、書をよみて心あらんもの何をか爲べき、いでや著述の多きを願はしかれ、著述の多きにも亦品あり、鴻書七十三の文史部引談苑云、「學者當取二三多、看讀多、持論多、著述多」といへり、余此言を見て殊に意に會せり、今世上梓のものを見るに、詩歌の集は固より異論に及ばず、その餘隨筆等の書に至りても、只雷同勸説のみ多かり、談苑にいへる如く、看讀持論の多きこそ著述の源流には

あるべき、さらぬ著述のみいと多かるは、何ぞ梨棗を禍するにいたるや、噫嘻、

四三幼兒の詩 童蒙先習卷之二一のや、さしに、「和朝文祿のころほひ、兵を遣し異國を脅す事ありし時、人多取て歸朝せし中に、七歳の兒のありしが、夢裡分明歸古郷、雙親向我問、扶桑、革觀樓上一聲響、撫枕猶疑在、大唐とぞ作りし、寔やさしくもあはれにも覺たり、この事は人もよくしり、且は已に乘穂錄卷下二十にも載たり、猶これより遙か前に、臥雲日伴錄、寛正五年二月廿三日の條に云、「壽向來語、雲州海賊侵大明、投三兩小兒來、兄七歲、作詩曰、異國更無青眼友、空江砥看白鬪群、秋風洒淚三千里、吹滿西山日暮雲、弟六歲、亦作詩、詩曰、煙水微茫歸路、滄波萬里在、他郷、與人欲語音別、終日無言送夕陽、〔頭書、美成按、六歲兒詩三句、與人、十八翁亦道不、得乎、世人文祿七歲兒の詩あるをしりて、寛正已に兩小兒の詩あるを知人なし、〕

四四泥丸 「泥丸といふ事、道家醫書等にあり、脈望に泥丸居頂上、神所栖也とあり、代變雜抄卷下九、に見えたり、

四五舟魂に采を祭る事 或人の許より云おこせしに、元船にて申ならはす事とて、南三北四、一天地六、東二西五、また向三合手前四合、左右十界勸請中二、と云事これある由也、〔癸未三月廿二日、平兼君來書、〕これは思ふに、雙六の采の事なるべし、されど何の譯ともしらぬ事と思ひるたりしに、乘穂錄二篇卷下七に云、「船中に祭る船魂は、十一面觀音也といふ、女人の白髮數莖と、雙六の采二つ、一を上にして六を下にして二を内にす、大觀通寶四五錢、同じく箱に入れて櫓の下に納め置

く、大觀は觀音にかたざるといふ」と、これにて見れば、舟魂に采を祭る事をいへる方言と見ゆ、

四六水母蝦爲目四 水母蝦の目を借るといふ諺あり、宋の吳氏林下偶談卷二二十三云、「台之諺稱、水母以蝦爲眼、蓋非虛語、廣韻言、蛇即水母也、以蝦爲目、また明の長谷真逸農田餘話卷下四云、「今之水母、俗稱海執魚、或作涉、聲皆無義理、按、嶺表錄異、謂之蛇、疑其音近涉、故記爲此等字耳、又云、「廣州人謂之水母、閩人謂之蛇、其形乃渾然凝結一物、有淡紫色者、有白色者、大如覆帽、小如椀、腹下有物如懸絮、俗謂之有足而無口眼、常如下有

數十蝦寄腹下、啗食其涎、浮泛水上、捕者或遇着、即歛然而沒、乃是蝦有所見耳、越絕書云、海鏡蟹爲腹水母、下略、此以下水母之誤、理、蝦爲目的、此二書にて詳なり、(頭書、橘意茶話下、諺にあつからず、)

四七雁書 農田餘話卷上十九云、「郝陵川帛書事、元世祖庚申即位、以翰林侍讀學士、郝經奉使于宋、告登寶位、宋相賈似道忌公露乞和之盟拘于儀真、不令入朝、亦不遣還、在儀真新館、作帛書附于雁足云、霜落風高恣所如、歸期回首是春初、上林天子援弓射、窮海羣臣有帛書、中統十五年九月一日放雁、獲者勿殺、國信大使郝經書于真州忠勇軍營新館、凡五十九字、帛博一寸、高五寸、皆有陵川郝氏印、透而公以至元十二年二月、送歸國、三月、虞人獲雁于汴梁金明池、爲安豐教授王時所得、延祐五年集賢學士郭貫、出持淮西使節、知之奏于朝、敕中勅取之、仁宗裝潢成卷、命翰林集賢文臣題識之、藏諸東觀、或說、世祖有四十騎、留江南、曾無一人如雁之嘆、遂興師伐宋者、妄也、此事已見、蘇武が鷹書、人以て口實とす、佛教亦雁書の事あり、報恩經に見え

四八不二山 清異錄卷三十四云、「吳越孫總監承祐富、傾霸朝、用千金、市得石錄一塊、天質嵯峨如山、命匠治爲博山、香爐峯尖上作一暗竅、出煙一則聚、而且直穗凌空、實美觀、視親明微之呼不二山、美成按に、我邦の富士山、異邦に記すもの、義楚六帖等往々あり、されど右清異錄に載する所、我邦の事とは云はず、されど富士山の形狀を盡、煙の上より出るなど、趣ありといふべし、此事東涯名物六帖器財四の二十、に已に引きてフジトコロせり、

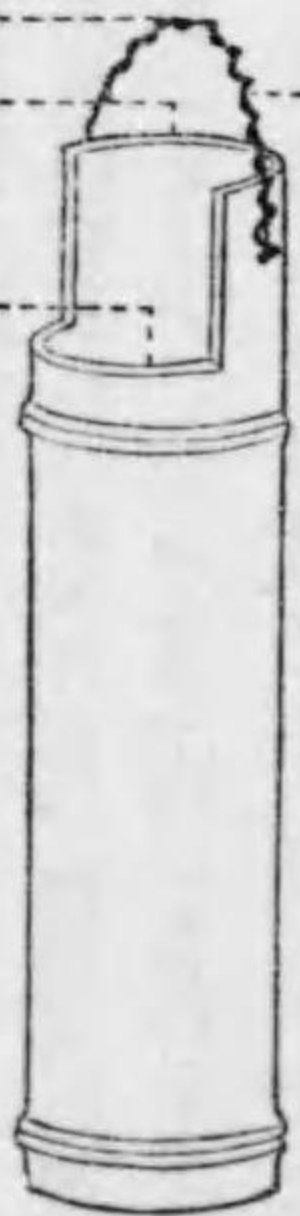
論の來りし時、先その内四十二章を譯せしものにて、之ぞ翻譯の原始にはありける、その中を閲するに、西方極樂の説は見えすして、初め戒律をむねとして、第六十六章に至りて、六根既具、生中國難、既生中國、值佛世難と説けり、中國に生ずるに難しといへり、然るを後世西方極樂世界に生ずる事、一念の稱名にありなどいへるは、世尊の意に叶へりやあらずや、この後譯する所の經論、一經に二譯も三譯もあり、いづれか是ならん、實に佛説を疑ふは深き非科なるよし、僧徒はいへど、然らば何れか從はん、豈千古の疑端にあらずや、また後世經論を解くもの、科註ありてその註解も亦多岐任伴、殆ど解すべからざるに至る、その經を註するのいと古きを見るに、註維摩經の右にいづるものあるべからず、その維摩の註といへるには、科段をわかつ事もなく、且註解する事も亦唐土經傳の註の如し、さらば後世僧徒佛道を深遠にせん爲の蛇足にはありけり、釋教もと異端なる事辨するに及ばず、されど復一種の道淫をせずんば、すてざるも亦可ならずや、

世、○書紀六の十二
五〇雌黃 漢書註、師古曰、「書籍謂之黃卷、」三教指三の二十、賢奕編四の廿、云、「古人寫書、盡用黃紙、故謂之黃卷、顏之推曰、讀天下書、未編、不得妄下雌黃、雌黃與紙色類、故用之以滅誤、今人用白紙、而好事者多用雌黃、滅誤、殊不相類、」と見えたり、
五一佛足石 名山藏王享記之、錫蘭山國、古狼牙須、亦曰裸形國、不衣也、亦不穀食、與柯柯枝對峙、以別羅里爲界、占城極西可望見焉、其國有翠藍山、獨高山外、蕃語謂之高山、爲錫蘭也、山頂產鴉鵲寶石、每雨甚、衝流下、可拾取、海畔石有巨人武、長三丈許、云是足跡、下有臥佛寺、舍利在、其寢傍、下略、美成云、阿蘭陀は山國にて、阿蘭といへるは山といふ事也と曾てきけり、高山を錫蘭といふも亦一例なるにてしるべし、且佛足石の事、瀛海勝覽に見えたると同じ、併せ考べし、

五二佛法 佛説の分と近し、故に之を遠くし、淺し故に是を深くすとは、古人已にいへり、思ふに佛世尊の在世は如何にやあらんしるべからず、されど夫より後も四十二章經といふものこそ、唐土へ始めて經

涯の如きは、その學該博にして且條理ありといふべし、その比物徂徠一時の豪傑にして、舉世之が流を學べり、今なほ其學を奉ずるもの少からず、その著述する所論語微あり、其中に云、「佛説は一人の韋提希夫人を濟度せんが爲に作り出たる教也」といへり、是は大いなる謬なり、其證は觀經に、「爲未來世一切凡夫」といふ文あり、何ぞ只に一夫人の爲ならんや、儒者の佛説をいふに至りて、和漢共に事を解せざる、枚擧に違あらず、

五四下の關與次兵衛の塔 柳洪園のひとり寐といふ筆記に、下の關の海に石塔あり、是太閤秀吉の船頭にてありしが、わけ有て爰にて殺されたり、此石塔をば此里の女らが残らず寄合て立しと見えたり、女らの名ことごとく膨付て有、
五五さゝえ 三河國には今に田島耕作のものは、さゝえ〔頭書、或籠、太平〕とて竹の筒へ、水にあれ酒にあれば用ゆる由、その形を委しく問へるに、答ける儘を圖して左に載す、



この手は藤にてつくる
長さ大かた一尺ばかり、
この所にあなり、
この所より水をつぐ、
この所を木のえたなどにかける、

古き草子にはわりごさゝえ〔頭書、ワリゴサ、エの圖、など見れども、今は京江戸ともにたへたり、行口吹筒といふ物わりごさゝえの遺風なれども、それさへ今江戸にては用ゆる人なく、之は都下日々月々繁花になりて、何地にも美酒佳肴あれば也、〕

五六野馬臺詩 野馬臺の詩といふもの、世に傳へいふ吉備公入唐の時、唐人その才智を試んが爲によましむといへり、全文何の書にいつるといふをしらず、寛永廿年の刊本に、長根歌、琵琶行と合刻して世に行ふものあり、其書云、「野馬臺詩者、梁寶誌和尚所作也云々、昔寶誌和尚行道日、化女忽然而來、與和尚俱語、恰如舊相識、一女去一女來、如斯一千八人也、皆謂本朝之終始也、和尚怪之、以三千八人女作文字者、乃倭字也、爰知是倭國之神也、和尚記其

言作三十二韻詩、以貽將來矣」と見えたり、〔頭書、錄二の三十四、野馬臺詩梁寶誌之所賦とあり、○日本國風一の九〇釋記卷一問題云、一梁寶誌和尚賦云、東海姫氏國者、倭國之名也〕
釋記は懷賢の撰なり、後醍醐院後深草院の時の人なり、○下學集上の一〇云、野馬臺日本總名也、支那人呼之曰野馬臺、是以三字音釋之、後醍醐也、○續後紀十九與福壽僧の長歌に「日本乃野馬臺能國云々、」其說無稽なる事辨を待すしてしるべし、近き書には大和名所圖會に見えたるなれども、之は迹追卷三廿にのする所のものをとれる事明かなり、又思ふに、梁寶誌の作といへるも妄誕なり、唐土の書中後世のもの雖も、かつて其事を見ず、何れにも我邦僧徒の偽作なるべし、然れども亦近代のものにあらず、江談抄卷六云、「寶誌野馬臺識、天命在三公、百王流畢端、猿犬稱英雄」と見えたり、「王法衰微、憲章不レ被レ行之微也、また應仁記上十四云、「さりとは蒙御免、義就を疾速に召上され候へかして、頻波に訴訟せられけるこそ、猿犬稱英雄」と野馬臺にける識の文、犬と猿との戦の初めなれ、此詩の趣は、梁の寶誌和尚野馬臺を編て、東海姫氏の國の終始を知しめ給へり、されば此比より遙かに夙くいで來たれるものなるべし、野馬臺は字音の如くヤバタイと讀來れども、大和といふの假字也、後

漢書一百、東夷列傳云、「大倭王居耶馬臺國」とあるをもてしるべし、

五七石垣 今の世何れの處にもあれ、土の崩る、をば石垣をもて防ぐ、つねの事なり、さるを或人の、石垣といふ文字や古書に見えたりと尋ねられしにつきて、搜しともめけるに、先づ萬葉集卷二磐垣淵、卷十一石垣沼など見えたり、されど之は今の如く築立しものにはあらず、岩の自から垣のやうに立繞れるを云〔雅言集覽〕なり、この石垣沼、また源氏物語、〔總角六、新古今〕の歌にもよめり、柴田退治記〔類從三百九、十一の四〕に「以三鋤鍬玄翁鶴背一突三崩磊築地」と見えたり、この磊築地こそ其石垣の事にはありけれ、又西域記に「周三峙石垣」〔頭書、西域記卷八十九、摩揭陀國上云、一金剛座上、俄、周三峙石垣、高二丈四、摩揭陀國上云、一金剛座上、尺、常語載上の三、〕の文字あれば、石垣の文字我邦のみならず、異邦已に用ひ來れるをしるべし、〔頭書、日本紀、齊明卷、粟石垣、〕

五八教婦初來 顏氏家訓〔上〕云、「俗諺曰、教婦初來、教兒嬰孩、誠哉斯語、この諺また山居四要四の廿一にも來、教婦初來、教兒嬰孩、」〔頭書、六論衍義、教の四、〕常言道教婦初來、教兒嬰孩、

五九筑後にて金を掘出 日十九夕八分 二寸六分

す 文政六年癸未正月

月廿六日、筑後柳川領

山門郡瀬高下の庄寶聚

寺といへる寺の境内よ

り、左の通りの黄金を



六〇二十為念 兼明書卷五七、雜說蔓花の條下云、「吳主之女王名二十、而江南人呼三十二為念、而北人不為之避也。」

右兼明書は眞意堂叢書中に收めたり、全五卷分ちて二冊とす、兼明書は唐邸光庭撰なり、

二十為念との事、兼明書を據とすべし、梅村載筆に劉氏鴻書に出たりとあれば、予鴻書を閲するに、文史の篇六十のに見えて兼明書を引て證せり、又兼燭譚にも兼明書を引き、さて顔氏家訓にもありと覺ゆとあるをもて、家訓を閲するに、二十為念の事かつてなし、又和爾雅に閱耕餘録といふものを引たれど、之も又蓋明の比の書なるべし、(頭書、小補約會云、「廿人計切、説文廿二十并也、古文書、徐曰、自來書二十字、从省併爲廿字也、顔之推稽聖賦、魏邇何多、一孕四十一、中山何夥有、子百廿、毛氏曰、晉人今直以爲三十字、凡竊莫羞

なれ」とあり、

六二楯の始 軍器の楯、その原始を審かにせず、舊事本紀卷二八、曰、「合彦狹知神爲作盾者」と見えたり、貝原翁の大和事始、白石先生の木朝軍器考みな之をもて始とす、また軍器考餘、軍器考標疑等かつて説なし、思ふに、舊事紀はもとより後世の偽作にして證とするにたらず、されど正史に見えず、日本紀の持統紀に大楯をつくるを見えたれど、猶古くぞありけらし、偶出雲風土記をよむに、楯縫郡の條に(訂正十二云、「所三以號楯縫者、神魂命詔、五十足天日栖宮之縱橫御量、千尋栲繩持而、百結八十結下而、此天御量を持而、所造天下、大神之宮造奉詔而、御子天御鳥命楯部爲而天降下給之、爾時退下來坐而、大神宮御裝束楯造始給所是也、仍至令楯梓造而奉皇神等、故云楯縫」とあり、これを楯つくるの初めとすべき、殊にこの風土記は古への儘にて傳はりし也、餘の殘缺風土記の類にあらずなんありける、(頭古事記中神武天皇東征の條に、「爾取所入御船之楯而下立」といふ事見たり、○延喜本中二傳十八の卅一、○古拾遺四、云「令手置帆質彦狹知二神云々作御笠及矛盾、美成云、舊事紀は此文をとりて記し、ものなるべし、(楯はも皮にて縫ひ作れるもの也、祝詞考上の廿九)

本庶庶之類、皆从此按廿字、諸韵書皆音入、市井商賈或音念、學士大夫亦以其誤者、惟程憲敏文集、書廿日作念字、

六一雨の脚風の手 俗の諺に風の手雨のあしといへる事あり、風はよく物を動かす、手あるが如し、又夕立の雨など過行事を通り雨とも云、速なる事足あるが如しといへる譬なるべし、唐にも詩に雨脚、(蘇東云、疎雨雨足、文選張景陽、古詩、脚長、)の文字は見ゆれど、俗諺の意とは異なり、雨の降り降るさまをいへる也、歌にも平兼盛集に「君を思ふかすにしとらばをやみなくふりしく雨のあしは物かはい蜻蛉日記中四、「けふは廿四日、雨のあしといのどかにて哀れなり云々、ふる雨のあしともおつる涙かなこまかにものを思ひくだけば、然れども風の手といふ事かつて物に見えず、或人の云、「王儼詩云、平生敏捷如風手乎、振臺綱事所難」とあれば、唐人已にいふ事ならんか、(頭書、天中記、兩足、晉張協雜詩曰、雲根臨八極、雨足灑四溟、)又云、(續集、森散、兩足、曹昆請、雨文曰、雲根山積而中披、兩足、垂零而復散、)○白樂天詩に「手風神風に吹もどされて云々、拾葉抄云、「風の手、歌によめは手風さはいふなり、」突已再按に、如風手は風の如き手にて風手にはあらず、證なし難し、)又いと近き狂歌に、古今夷曲集夏歌に、「五月五日雨ふりければ、左衛門督藤風手のつぶてのやうに打ちらす雨こそけふの鹿印地

六三篆文

文字といふもののよりて來れる由は、今更いはんも事ふりにたれど、思ふ事はぬは腹ふくるゝとやら、人に見すべきものにもあらねば、何か苦しかるべき、いでや伏羲の八卦をもととする事、人しれる事なり、今思ふに、水の字古篆(水)に作れり、これ即ち八卦の頃の卦を立にしたるものなる事しるべし、頃の卦は(水)なり、(さて今の文字古篆にあはせ考ふれば、田澤氏の説上、これらはいと見やすく、殊更に論ふべきならねど、之につきて思へるは、天といふ文字も卦の乾の卦(☰)如し、これ何の故も三つ横に引たるを天とするといふに、古篆に天の字を(天)かく作れり、之は天もと定體なし、只積氣のみ、その積氣を象されるもの也、さらば卦の(天)如し、此も亦推してしるべし、篆文或は變じて(天)如し、此も作り、(天)如し、此も作る、みな(天)と作れるの變じ來れるものにして、楷書の天の字も天と作れるより來る事しるべし、また成の字は斧鉞の鉞の字、金に從ふものは其器の金にて作れるをもて也、猶然を然に作り、果を菓に作るも、皆その類に從ふのみ、さて成もと斧の事なり、古篆(成)に作る、即象形なり、この篆をもて見るに、(成)之にて即斧の象

になれるをもてしるべし、魚を爰に作り、馬を馬に作るが如き象形の文字、枚擧にいさあらず、天字成字の如き、人々の思ひよらざる處なれば、いさゝか記す、

六四草體 草書といふものは行書の又省きたるものなり、されど眞より行、行より草と次第に作りいでたる如く意得る事、世のつねなれど、草書といふものこそ眞より古くいで來にけるや、ひとしくいで來たるやしるべからず、其よしは淳化法帖に、漢章帝の草書の文字を載す、漢已に草書あるを見るべし、之につきて思ふに、夜の字の草書寂なり、楷書より見れば筆畫の順いかにもむづかし、之は篆文夾に作り、隸體友に作るを見て、草體の隸より來るをしるべし、この類搜し索めば猶數多あるべし、今一例をあぐるのみ、〔頭書、書畫譜一に漢興而草書ありと云ふ見たり〕

六五七夕 兼明書卷の五 云、「古書皆以三七月七日之夕謂之七夕、今北人即以三七月六日之夕乞巧」と見えたり、今も上ごまはしらず、民間にては六日の夜を専らとして、七の夕をば人々もはや七夕はすみし如く思へり、和漢同轍ともいふべし、

四に云、右大野氏は著述これかれあり、明君文武蹟、義士圖像傳等あり、その中義臣傳は予之を藏棄せり、享保年間の撰にて、義士の十三回の忌に作れるものなり、

六八絶句 詩數内編、卷六一、五七言絶句、蓋五言短古、七言短歌之變也、言短古、雜見漢魏詩中、不可勝數、唐人絶體實所從來、七言雜歌、始於垓下、梁以降作者全然、第四句之中二韻互叶、轉換既迫、音調未舒、至唐諸子一變、而律呂鏗鏘、句格穩順、語半於近體、而意味深長過之、節促於歌行、而咏嘆悠永倍之、遂爲百代不易之體、また云、「絶句之義迄無定説、謂絶近體首尾或中一聯者、恐不足憑、五言絶起二兩京、其時未有三五言律、七言絶起四傑、其時未有三七言律也、但六朝短古、概目三歌行、至唐方曰絶句、又五言律在三七言絶前、故先律後絶耳、按ふにこの説是なり、世多くは律の半を截絶するをもて定説とせり、ひがごとなるべし、文體明辨の説も絶截也、半截律詩者といへり、恐らくは非なり、詩轍卷二、七にも亦胡元端が説に従へり、

六六コサ笛 東遊雜記卷十五云、「コサ笛の圖、長さ一尺六寸より二尺までにて大小あり、中にしんもなく、靈木の皮をくるくると巻て丸く製せしもの也、古歌に、

こさふけくもりもやせん陸奥の蝦夷には見せず秋のよの月
此所五寸まばりほど、夫より次第に細し、



竹にて製す、口中へ入吹、

六七銃説 大野武規、俗稱宇右衛門、砲術をもて世に名あり、非銃辨といへるもの著述にて一巻あり、漢文にてかけり、非銃といふものを誰にや作りしを辨じたるもの也、一日熙朝文苑を閲するに、卷の六、銃説一篇あり、則大武規、姓大野、字宇右衛門、の作る所なり、按ふに、非銃も偶然の作には非ざるべし、又人の非銃作れるも敢て辨せんや、之は銃説を駁して非銃を作る、故にやむ事を得ず銃をもて業とすれば、その辨を著せるなるべし、非銃辨はその流儀傳ふる人はもてるものなれど、銃説の文苑に載たるをしる人なし、故に之を或時礫洲俗稱清水太郎、赤城先生の子、に示せしかば、殊の外珍らしいといひし、彼家にも非銃辨は傳ふとい

へり、

六九一河の流一樹の蔭諺第五 古への白拍子の謠ひ物に、一河の流れをくみ一樹のかげにやどるも多少の縁といふ事あり、その物に見えたるは、説法明眼論云、「宿一樹下、汲一河流、一夜同宿、一日夫妻云云、皆是先世結縁、此書は世に聖徳太子の作なりと云傳ふれど、いふ迄もなき偽書なり、然はあれど又いと近き世のものとも見えす、保曆間記卷中四に云、「一樹の蔭に宿り一河の流れを汲、皆前世の契なり、此書は保元より曆應までの間の事を記せるもの也、されば曆應の撰なればまた近きにあらす、古き諺なるべし、〔頭書、盛衰記廿二の十、義經記二の十四、太平記〔参考〕一の廿四、〇盛衰記三十九の十七、一樹の蔭に宿りあひ一河の流れを汲人も、先世の宿縁也といふ、三國傳記又閑田次筆卷三、云、「一河一の二十八、四の十六、天正記〕又閑田次筆卷三、云、「一河の流を汲み一樹の蔭にやどるといふ事、古文類談四卷に隋張即子が詩に、汲一流一川、接彌深、屏三雨一樹、思殊親とあるが出所なりと、同人語る、但し是は鶉飼信興が珍書考の説を取出して話せられしかと覺ゆ、かく見えたるをもて珍書考一名雜爲を閲するに、この説見えず、夏山雜談卷三、といふ物にも古文類談を引たり、されど予未だその書を見ず、猶後考を俟つ、

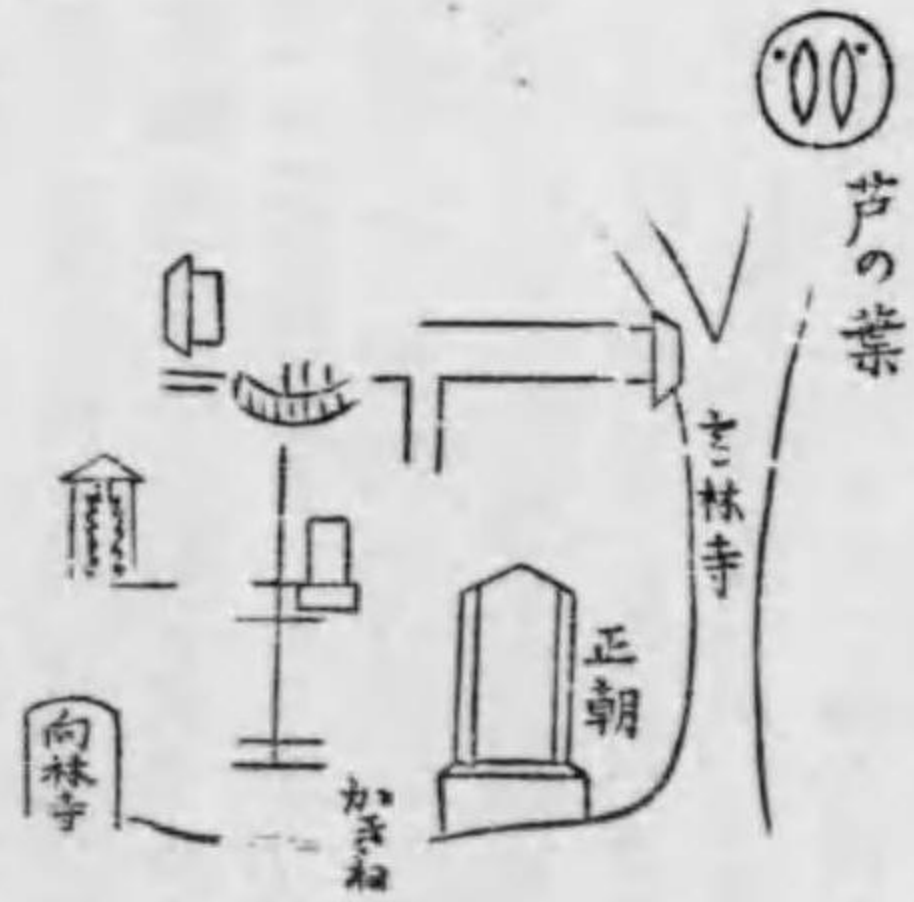
七〇武備祕書附五 武備祕書といふ唐本一套六本、うち題して心略地利卷とありて、四卷五本縮水施永圖山公氏輯とあり、末に火攻要訣一卷を附す、さて右の書第四卷に五嶽圖をのせたり、之は世にもくさぐさ傳ふるものから、各小き異同なき事能はず、今左に記す、



七一むかし々の物語著者

駒込淺賀町俗名土物店

一起院直心法入居士 背向 高林寺
寛保二年三月廿五日九十二歳
新見傳左衛門大御 番頭、後富士見御寶藏番、むかし々の物語著述の頃は白山御殿、



海録卷之八

一神道 直毘靈古事記傳一云、「神道と申す名は、書紀の石村池邊宮の御卷に始めて見えたり、されどそは、只神をいつき祭り給ふ事をさして云るなり、さて難波長柄宮の御卷に、惟神者、謂下隨神道亦自有神道也とあるぞ、まさしく皇國の道を廣くさしていへる始なりける」とあり、思ふに、今神學者流の神道といふものは、實に直祝の法にして、神道といふは當らぬ事なり、その由は法曹至要抄に、「是則王道崇神道、神道從王法」と云、これ王道神道二つとすれど、王道神道一つなり、神世より行はるゝ所の人道即神道にて、別に神道といふはあるまじき事なり、然はあれど、儒佛の道世に専ら行はれてより、神主などの徒漫りに神道といひて、一種の道立ぬるこそ本意なけれ、わが皇國の神道こそ、かの儒佛の道などに對へいふべき道にはあらしかし、

二月見の團子 今の世の俗に、八月九月、月に團子を供する事、都鄙ともに同じ、それにはあらねど唐土

にも、月に團子を供へし事あり、廣博物志卷一廿七天道部一に云、「嫦娥奔月之後、羿晝夜思惟成疾、正月十四夜、忽有童子、詣宮求見曰、臣夫人之使也、夫人知君懷思無從得降、明日乃月圓之後、君宜用米粉一作丸、團々如月、置室西北方、呼夫人之名、三夕可降耳、如期果降、復爲夫婦如初、今言月中有嫦娥、大謬、蓋月中自有主者、乃結璘、非嫦娥也、廣記〇一云、嫦娥、これを見るに、またく今の團子に異る事なし、餅相違、取三團圓之義、是夕人家有賞月之燕、これを月見に同じ事と見えたり。

三功德天黑闇天 功德天與黑闇天之論、新譯には、詳さいへり、俱舍四、人々よくしれる事也、其說經論にいへるもの枚擧に違あらず、今その一二をさける儘左にあぐ、

華嚴經大疏卅六の下、三丁、北本涅槃經十二、七丁、南本涅槃經十一、十三、婆娑論卅九、六丁、宗鏡錄七十三、八丁、

四口狀 今口上書とかけけるは、上の字借字なり、口狀とかけけるが本字にはありける、三代實錄十三卷の宣命の中に、口狀といふ事あり、今も遠方への書簡を

書状といふにてしるべし、

五月夕 熙朝樂事明の田汝成が著し、西云、「二月十五日爲三花朝節、蓋花朝月夕、世俗恆言三二八兩月、爲三春秋之中、故以三二月半爲三花朝、八月半爲三月夕也」と見えたり、花朝は明人も往々詩あり、吳國倫が花朝飲三季子中宅一の律一篇あり、月夕（頭書）月夕、天中記に見えたり、は詩を未だ見ず、思ふに、中秋の名高き故なるべし、

六乗物をカゴと云事 今川貞世が、鹿苑院義満大將軍の嚴島詣の日記に、「御前のはまの鳥居のほよりより、かごにて徙らせ給へり」といへり、玉勝間九今のかごといふ乗物の事也、

七念佛無間禪天魔 日蓮宗にて祖師のいへる事とて、念佛無間、禪天魔、眞言亡國、律國賊、諸宗墮地獄論、法華一人成佛といへる事あれど、思ふに、これは日蓮の報恩抄二十に、「念佛無間墮、眞言亡國、禪天魔」といへるを本として、敷衍したるならん、八詩歌同意附抄 唐土の詩に、この方の詞をへたるあり、是にて詩と歌と同じ意なるをしるべし、

子夜春歌 郭 振
陌頭楊柳枝、已被春風吹、妾心正斷絶、君懷那得知、

ゆきかへるちまたの柳枝たれて、はるのあらしにふかるあり、こゝろ亂れしこのうさを、戀しき人のしるべくもがな、問合早學
鳥有先生集にしつらへたるはこ、没字碑しつらへたるはこ、同上

九梧憲漫筆抄 梧憲漫筆云、「天地の間に文字ある故は、事を記して後の世の勸戒となる爲のみ、されば詩歌の類までも、人の姪志をよめ、人の善心を導くこと、是其用とする所なり、然るに今の世の詩と云ものは、楊雄の所謂雕蟲篆刻の類にて、人の性情を正するの用をなしがたし、碁將棋などの閑を消すと同格の用なり、其能く成し得たるも、人の目を悦しむると、人の一笑を博するには不_レ過、書畫と類を同せり、然るに詩人と云へる文盲者、儒者と列を同して、世には是を儒者なりと思へり、此類近年最多して、初は明の李王七才子を悦べり、今は宋の范陸四大家を悦ぶ、其體は殊なれども、其無用たるは一なり、扱其徒は茶酒遊蕩を事業となし、書畫器玩を玩弄し、貴遊の子弟、豪富の少年を勾引して、風流姪靡に赴かしむ、此れが爲に身を破り家を亡ふ者少なからず、故に

世の篤實儉朴の人は、今の儒生を惡む事、博徒封間などに同くす、儒者の不幸なる此より大なるはなし」云云、

一〇矢鏃異製 八月十三日、文政六年或御方へ參りて、御話申せしに、種々の古器など拜見したりし中に、予が武器を好めるをもて、古代の兵器をも拜見したり、その中に、元弘元年九月古戰場大和國笠置山中にて得たる由、古き鏃を見たり、



この外に、吉野郡白矢村所傳の義經鏃あり、之は今も傳ふる鏃に多かる形なり、

一一唯一兩部の神道 「神道に兩部唯一といふ名目あり、兩部とは、佛の道の密教の胎藏界、金剛界の兩部といふ事を、神の道に合せたるを、兩部習合の神道といへり、かの兩部をもて神道に合せる由也、部の字にて意得べし、神と佛とをさしていふ兩にはあらず、さて又唯一といふは、兩部神道といふもののあるにつき

て、その兩部を交へざる由なり、されば神の道の唯一なるは、もとよりの事ながら、その名は兩部神道有ての後なり、然るにこの名を、兩部に對へたるにはあらず、天人唯一の義也といひなせる、いみじきひが事なり」云々、玉がつま二の卷十一に見えたり、これにて兩部唯一のわけいとつばら也、

一二世人と反對 砂石集に、「行基菩薩の遺誡の文に、世にしたがへば望あるに似たり、俗にそむけば狂人の如し、あなう世の中とは格言なり、梧憲自語また同日の談にはあらねど、風來山人が放屁論後編十七云、「世間の爲に骨を折は、世上で山師と譏れども、鼠とる猫は爪をかくす、我よりおとなしく人物臭き而な奴に、却つて山師はいくらもあり、人は藝をもつて山の足代とし、我は山に似たるを以て藝の助とす」といへるも、亦世のうき慨するにいでたる言と云べし、

一三楠家菊水紋考 「楠正成が家にて菊水を紋とする事、區々の説あり、系圖には、或時後醍醐天皇判官をめされ、御みづから菊の花一莢を盃の中に浮べさせ給ひ、正成に下され、菊は千歳の功ありとの給ひ

しより、家の紋を定むといふ、〔頭書、百俵五人扶持にて、楠本紋山吹、替紋菊水なり、九月九日、後醍醐帝より御盃頂戴の時、菊花を賜はりしに、それより付候由書上しとなり、竹尾語、〇楠家の菊水の微さすべきものは、志貴山の旗なり、其圖集古十種に載、三三ほりほごあり、みな紋をつけたるなり、可三合考、今本郷甲斐庄も楠の末なり、その紋如〕又谷川士清が和訓栞には、井出左太郎山吹を愛し、直垂に水流れど山吹を繡にせしを以て、子孫にいたり楠が紋とす、菊水は誤なりと見ゆ、士清何によりて、和訓栞に右の如く記せるにや詳ならず、按ずるに、太平記十六参考本百丁、正成が首故郷に歸る條に、正成形見に残せし菊水の刀見ゆ、〔頭書、日本史本傳に太平記を引て云、至三櫻井驛、以三所賜菊作刀、與三子正行、こあるを見れば、この恩賜の刀よりや紋所まはしたりけん、系圖に、菊の一英を盃へ浮べ給へるご云も、これらの事を傳へ説けるには、〇然らば楠が家に於て菊水を用ひし事は、あらざるか、〕然らば楠が家に於て菊水を用ひし事は、久しき傳來と思はる、後醍醐帝より給ひしと云に至りては、最信じがたしい、右南山巡狩録正平三年正月三日の條下細註に見えたり、〔頭書、楠勢菊水の紋の旗立て進み見えたり、猶本書引用の書に就て考べし、〕安齋後六の三〇云、「楠が家の紋は、菊の花三つありて傍下に流水の形あり、永正七年立雪齋が畫し見聞諸家紋と云書に見えたり」

一四ウタに歌の字を書く事 石上私淑言卷上卅六云、「于多に歌字かくゆるは、まづ于多と詩と心ばへ

本同じ物なり、されば于多は此方の詩也、萬葉集第十七に倭詩といへる所あり、又長歌を二上山賦、立山賦などといひ、短歌を并一絶、并二絶、短歌一絶などもかけり、又第五にも于多を詩とかける所あり、但し是は詩字を寫し誤れるにてもあるべし、又續日本後紀にも、詩といへる事あり、〔標註云、續日本紀第三十、歌垣の事、其次に云く、其餘四首並是古詩、事ないへる所に、歌二首をのせ云々、この詩字は詩字の寫誤なり、〕さて詩はもろこしの于多なり、この故に古今序には加羅能于多といひ、土佐日記には加羅于多といひ、源氏物語桐壺卷には毛呂許斯能于多といへり云々、

一五仙臺角錢 東遊記七云、「天明五年の比より、仙臺侯の台命を蒙り、錢を鑄る事を許さる、その形四角にして、表に仙臺通寶の文字をすゑたり、誠に規模の事と云べし、余が彼地に遊びし頃は、國中に又角錢みち〜て、錢の直段殊の外に賤し、日本總體通用する所の寛永通寶を、彼地にては丸錢と稱して甚稀なり、余も仙臺には暫らくの間の逗留なりしに、初には金一分に角錢二貫七百八百九百にも及べり、その勢ひ半月一月の間には、三貫文より四貫文にも及ぶべき様子なりき、中略、此故に錢の價、日々下直になり下

る事なり、諸物はこれに應じて高直になり、何となく人の心他國にも異り、余杯がごとき草莽の士の心にては、家の御規模にして殊にその國の寶貨なれば、後世に傳へて面目ともいふべく、別して國を富すの事なれば、寛永通寶よりも一きわ宜敷造らば、錢の價も日々貴くなり、自然に通用も廣かるべしと思へども、畢竟これは机上の論なれば、又直に政をとる人の上にては、かくの如くならざれば不叶道理もあるにやい

一六學者の心 天民遺言卷上四云、「如記誦文辭之學、恥一字之不穩、一物之不知者、恥非其恥、而恥心亡矣、所謂壁孽孽宗、認賊爲子之弊也、今世の學者多くは此弊あり、予は國史律令の如きはいはでもさる事ながら、たとへ隨筆一部、草紙一種といへども、經濟の業富強の策を補ふべきものを専らとして可なり、それを置ては古今事物の沿革を考ふべし、學者にしてこの心あらずば、書肆説鈴のみ、

一七時の貝吹事附、幕を打貫 時の貝をふく事、古くは赤染右衛門が歌にも見え、源平盛衰記などにもあり、按ふに、釋氏遺覽卷下卅六云、寺院擊鼓といへる

條に、「若打鼓吹貝」と見えれば、もと佛家の習を傳へ移りしなるべし、

幕を打ぬく鐵砲玉の製あり、丸く長くして小口切にしたる玉にて打と、ぬけるなり、その製〇かくの如し、〔頭書、此説を赤城先生に話せしに、捧腹なりと云、いへり、幕をぬく事、石礫にてもぬくるご也、〕

一八目つぶしの方 目つぶしの方胡番煙、狼糞、鐵のせん、蠟、いづれも細末、これを玉子の殻につめて用ゆる也、又はあま皮計にてもする、〔あまかは計するにうに吸、からをすに、對する人へ打つけるには、下より投あぐる方よく當るといへり、餘の目つぶしは鼻の上へうつなれども、左様には當らぬもの也、これは胸を目あてにうつ由なり、〕

一九妹を弟と云事 妹を弟といひし事、昔よりあり古事記に、「姉石長比賣、其弟木花之佐久夜毘賣」といへるが如し、〔古事記傳十六の二十九、〕

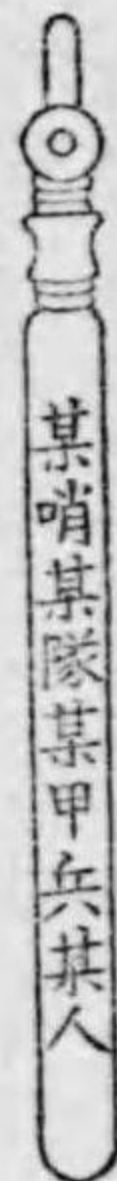
二〇續紀の文 續日本紀、「稱徳天皇、〔神護景雲二年六月、〕武藏國獻白雉云々、奏云云々、國號武藏、既呈三載、武崇文之祥云々、また「元明天皇、〔和銅五年九月己丑、〕太政官議奏曰、建國辟疆、武功所貴、設官撫民、文教所崇、

云々、是等を見ても、吾邦の古書好字なしといふべからず、

二一素本文、今註釋なき書籍を素本といへり、この名目古へかつてなし、按ふに、白文といふより負せし名のやうにきこゆれど、然にもあらず、白文といふは見えず、明の嘉靖の人袁鑿が六家素本の素は借字にて、古文選跋に、白文と云事見えたり、素本の素は借字にて、古へは麤本とかけり、精に對へて、あらしき本といふ事なるにや、麤本と見えしは現在書籍目録、釋日本紀等にもあり、

二三万字 勿字 万は萬と同文字にて、廣韻に已に二字に出せり、其前の字書には見えずとなり、万は萬の草體なるべし、故に万の字の運筆、古來一、次にノ、次にフなり、按ふに、**あ**如此より來れるならんか、草體の楷書になれる事之のみにあらず、また今専ら用ゆる**勿**といふ文字、字書に見えず、二合せしと云はひなり、關中金石記經訓堂叢書中に、漢碑を引てこの字を證し、かつ泉の字の草體なる由いへり、之に次では金石錄にも見えたり、右二條、按齋津輕や三の語せしを記す、頭書、中州金石記四の十一右、推源廟鐵鐘、慶曆三年二月、立正書、在桐柏、捨多人名、曰錢字、作勿、已見于此、或云、泉字草書、金石記の文朱圈、符ヲ以テ替之、ある所は中略の印なり、畢阮はこれより前に名ありて、この所は曰このみある也

分潤、上書三隊甲兵勇親臨官押、油飾掛頸靜、砲響各啣一枚肅靜、代圓枚二而用、更可資考、



某哨某隊某甲兵某人

後面某官押寫啣枚號令、
頭書、枚の圖、紀効新書にも見えたり、御枚見三周禮、鄭玄曰、此言語蓋譯也、枚狀如箸、橫術之、纏結於項也、(史徵引)〇日本紀二十八の十二、本紀二十八の十二、本紀二十八の十二、

二四奸盜提灯 忍びに用ゆる提灯をガンドウ提灯といへり、世に間道提灯とかけるは非なり、奸盜提灯と書ける、正字なり、その圖左の如し、



銅提灯

此所上の合印の所につく、
 此所上にはあらず、くるりくこまはるやうにするなり、

此所もまはるやうに作るべし、
 如し此まけてあける、右全齋翁話

靜廣云、勿字示兒篇にありと、今こゝに示兒篇の全文を記す、示兒篇は、知不足齋叢書、卷二十五集に收たり、示兒篇卷廿二九右、曰、「如顧之頤、霸之鬚、喬之高、獻之猷、國之國、廟之廟、文昭見三儀禮、辭之辭、廷博按、舊刻亂之、非三詭字、辭之辭、亂、鈔本如此、殺之鯨、趨之趨、虧之虧、錢之夕、齊之齊、齋之齋、學之學、文昭按、學之學亦古字、但不从文耳、臺之臺、寶之寶、驅之驅、棲之栖、喪之喪、禮按、喪見三說文、喪見兔之兔、遲之遲、著之著、桌之桌、志祖按、栗字、非俗字、繩之繩、飯之飯、備之備、猪之猪、鄒之鄒、若之若、肅之肅、襄之襄、繼之繼、嬭之嬭、獮之獮、珍之珍、參之參、泰之泰、志祖按、若乃泰本字、泰亦非俗字、恭之恭、志祖按、恭乃泰本字、泰亦非俗字、書之書、志祖按、書乃泰本字、泰亦非俗字、

二三枚の圖 登壇必究器圖一啣枚、竹籤四寸長、五

再按に、閑盜挑灯と書が正字なるべし、徳川傳紀卷一東條合戦の條に、「使伊賀閑盜者、自風上、放火、以相圖、出軍勢、云々、閑はならふとよめり、盜になれ」と云ことにて、閑盜をしのびとよめり、されば閑盜挑灯はしのび挑灯と云こと必せり、乙未、天保六年五月六日記、

二五阿須波の神 「萬葉集廿の卷に、爾波奈加能阿須波乃可美爾古志波佐之阿例波伊波々牟加倍理久麻低爾」は古へ筑紫の防司とて、漢國より夷賊の來たらん時の備へに、東の國々より守護の兵を遣はし、事あり、其役夫の父母妻などの歌なり、阿須波乃加美は竈神なり、頭書、阿須波神を竈の神といふは非なり、庭の中委しくは古事記傳十二に見えたり、

二六鈴鹿山鬼神 鈴鹿山の鬼神を田村丸が退治せし事、口碑にあり、その如何にやしらす、さるを或人かの山中を通し比、その神社に、鬼の手筈などやう

の鬼神のもてりし具どもを、今に残しおきて、人にもみする由、その器物を見るに、悉く蠻物なるよし、さらば鬼神といひ傳ふるは、蠻人の此處に來り隠れ住居しを征伐せし事を、さ傳へいひもて來しならんと、或人云へり、〔頭書、ケンブルが或國論に、蠻人なる由いへり本紀三十六の十五オに、伊勢鈴鹿の賊のこゝ見えたり、可併考〕

二七切支丹の器物 水府の御館に、キリシタンの器物今にありとなり、十字ぼさつの類なり、その中に金にて、**卍** 如レ此形に作りし物あり、緒などにて帶ぶるものによ、その面にて平がなにて、

さんちもさからめんとたつとまされたまへと鑄つけありし由、その意はしられず、立原氏

二八藥の一字銘 藥名を省きて記すに、一字銘とて、近き比の方書に此彼見ゆるものは、そのもとをしらず、田澤氏云、「藥種の一字銘といへるものは、道三の始めし事なり、さてそのとる處の文字は、當歸は常の字、甘草は甘の字をとれるにあらで、異もじを用ゐたり、それは全九集といふものに、藥種に悉く異名を付たり、〔異名綱目本草などにはのせず、全九その一文字とて集を李時珍のしらざりしにも、〕

りて道三の作意せし也、その後他の醫家にも製せしにや、道三流と異なるもありといへり、藥種の一字銘の中に、地黄を芋に作る事、何の故をしらず、二合省字などにやあらんとも思へど、據もあらざりしに、龍龜手鑑を検するに、〔卷四の六「芋、音下、蒲草、又十二、音下、地黄也、」と見えたり、始めてしる、此字一談道三、の作りしにもあらず、もとより已に之ある文字なる事を、猶按ふに、全九集の略名とのみもいひ難くや、今詳かに之を考ふるに、蒟を川芎、連を黃連、細を細辛、縮を縮沙、益を益智、良を良姜、鬱を鬱金、葵を冬葵子、本を藪本、苦を苦辛、使を使君子、斛を石斛、薺を卑薺、忍を忍冬、紫を紫蘇、茵を茵陳、鼠を鼠尾草、鞭を馬鞭、紅を紅花、延を延胡索、陸を商陸、星を天南星、附を附子、芥を茅根などは、皆二字或は三字の名の一字を取れば、考ふるに及ばず、〔本草紀聞に、黑丑、白丑と云は、香附子の異名を莎草と云ふ、龍龜手鑑に、黒、白と云は、香附子の異名を莎草と云ふ、龍龜手鑑に、黒、白と云は、香附子の異名を莎草と云ふ、龍龜手鑑に、黒、白と云は、香附子の異名を莎草と云ふ、〕

とられたれば、本草など探求めば猶多あるべし、蒿を薄荷などいへるは、いと心得難きもの少からず、龍龜手

鑑をもて檢するに左の如し、
 芋、龍龜手鑑云、音下、蒲草は、音釋字海云、蒲音呵、葉荷也とあり、按草、又音下、地黄也、
 蒿、音釋字海云、蒿音呵、葉荷也とあり、相通ひて異なるべ、
 薺、品字鑑に、知母の、龍龜手鑑云、丁堅切、このからず、
 薺、異名薺沈とあり、
 薺、蓮實也、亦作、薺、この外、一溪翁の作の外猶多かり、今龍龜手鑑を閱して左に記す、

薺 是支切、薺母即
 知母草也、
 薺 疾資切、
 薺 疾資也、
 菰 渠周切、
 白菰也、
 菰 庚俱切、
 菰 澤瀉也、
 菰 私潜切、草、
 菰 遠志也、
 菰 音共二音、連、
 菰 音急、烏頭、
 菰 別名也、

二九數の文字 數字に畫多き文字を用ゆる事、唐の代よりの合なり、その事の見えたるは、菽園雜記、九右、崑山陸容收、續「易字、壹貳參肆伍陸柒捌玖拾阡陌等字相傳、始於國初、刑部尙書開濟、然宋邊實崑山志已有之、蓋錢穀之數、用本字、則姦人得以盜改、故易レ此以關防之耳、また老學菴筆記卷七、壹貳參肆伍陸柒捌玖拾字、皆有之、參正是三字、或讀作七南

海錄卷八

反耳、柒字音唐人書或作漆、亦取三其同音也、また容齋隨筆九八右、にも見ゆ、〔美成按するに、參は三と同じ事、れど壹貳も亦もより數字なる事明かり、その證は、壹の字は右傳註疏四十九の廿四右、昭公廿年に、若季惡之專壹とあり、管子全書五の十六々に、民心不專一とあるを對照して、數字なる事しるべし、貳の字亦式字は二字と同じ、貝をそへて貳とかけらるなり、肆の字以下數目に與らず、同、吾邦にも亦この合あり、公式令に、「凡簿帳、科罪、計贓、過所、抄勝之類、有數者爲大字、」古事記傳五の六十二に云、「民部式に、「凡諸國進官雜物返抄、稱其年物者、皆作大字」とあり、この大字といふもの、畫の多き文字の事をいへる也、さて此大字、或人云、大字または、をものに用ゆるの見えたるもの、五經文字の字數をいへるに見え、吾邦には、古事記の神の數を申奉るに幾柱と云、また年數を算ふるに皆これを用ふ、〔古事記傳五の六十二に、いへり、〕

三〇姦字 修行本經上十九、凡有五六萬姦女、瑞應經上五右、天諸姦女現、妓女肩上、大法鼓經、有五六萬姦女、端正姦女、
 三一コソと云詞 コソといふ辭は、物のあるが中より是こそ彼こそとぬきでて云時に用ゆ、こゝも只

昨日こそとありあげて云なり、きのふこそ年はくれしか昔
又乞願ふ意に云もあれど、それは別にて、句の終に、
船こぎ出よかしといふべきを、こぎ出乞とよめる多
し、されば社の字を借てかけるは、神に物を願ぎ乞
は、その社にある人を禰宜と云ふ類にて、乞ことに依
て社とも書なるべし、但右の歌にては、上にいふが如
し、萬葉新探百
首解上

三三用のかな 用字訓毛知爲考、大田和字正濫鈔、

「用もちゐ、註に、此假字いまだ慥なる證を勘へず、常
にかやうに書けり、是正字ならば活らく時もちうと
云べし、キとウと五音の故なり、もちゆとは云べから
ず、愚案、用の假字、賀茂、谷川の兩氏の著作并古言梯
は、契沖氏の説に従へり、唯本居氏の古事記傳云、「用
の假字は、源仲正家集に、元日戀、千代までも影を雙
べて逢見むと祝ふ鏡の用ひざらめや、夫木集卅二
なれども、藤原經衛家集にも、此同じ人宇治殿にて餅
をおこすとて、肴には何もあれども此中に心につか
ばこれを用ひよ、かへし、君が代を心用ひのうれしさ
はいかなる人の情なるらん、夫木集已と餅に云かけた
るに依て定めつ、仲正は後撰集の作者なれば、いまだ假字の亂
れざりし程なり、もちひもちふもちふるも

活用く言にて、強、愚案、本居氏の此假字いかゞ如何とな
ればモチキは持と以との二語にて、一言にはあらず、
其證は、日本書紀一書「于時、權用他姫婦、以乳養皇
子焉、此世取乳母養兒之縁也」とあり、この用レ某
以の二字は「もちゐ」と讀るなり、本書には、「豐玉姬
將其女弟玉依姬來到」とあり、又一書には、「遣女
弟玉依姬、以來養者也、又一書には、「留其女弟玉依
姬持養兒」とあり、又別所に、「一書、即遣一尋鰐、以
奉送焉」とあり、將云々來とあるは、ゐてきたりと
讀、遣云々以來は、またしてゐてきたりと讀み、留云
云持は、とめてもてと讀めり、此持の字は用をもち
と讀る意にて、何れも同じ事を文を異にしてあれど
も、用、將、持の三字は、モチと讀み、將、以の二字はキ
と讀みて、將來と以來と同語勢なるをもて、用他姫
婦、以養は「もちゐ」と讀るを知るべし、然るを舊點に、
なり、是等皆用を毛知爲と古くより遣たる意なり、是
の如く毛知爲は一語にあらず、持と以と二言の連り
たるにて、本は佛書より出しなり、二言の一語なれるは、
さよとの連りなり、非の字をあらす、率をひきぬいふも、引
訓るも、在と不との連れるが如し、佛說觀無量壽經、瓔珞
盛樂、持用上王、法苑珠林十三、因緣部言、「一切難

レ捨、無過己身、我等今日不能捨心、坊用相與、同
上十六、求婚、時諸獄中有二牛王、向於哮虎而説レ偈
言、世人皆取我之糞、持用塗地爲清淨、是故端正
賢、哮虎應當取我以爲夫、同上十四、誕采、如因果
經云、菩薩處胎、垂滿十月、身諸支節及以相好、皆
悉具足、夫人憶入園遊觀、王勅後宮端正采女、凡
有八萬四千、以用侍摩耶夫人、同上十六、求婚、食糧
罄盡、王子遊獵、殺捕諸蟲、以用活命、同上十七、離俗、
「偈言、太子以下右羅網指萬字千輪相現、金色柔輭清
淨手、用摩馬王捷陟頭、同上三、法施部、「迦葉經、爾
時世尊、而説レ偈頌曰、三千大世界珍寶滿、其中一、以
レ此用布施、所得功德少、同上廿九、優劣、「佛說華聚陀
羅尼經云、佛言、若復有レ人、持以七寶如須彌山等、
於二却中、布施聲聞辟支佛、不如下有出家在家人、
能持一錢、以用布施、初發菩提心、得三福德、多」と
あり、古へは佛法盛りに行れし故に、持用以用の連語
を、書紀にも遣ひ給ひし也、其がいつとなく皇國の一
言のやうに人々思ふ事になりし也、韓非子説林、「老
馬之智可用也、佩文韻府道字、「引老馬之智可用師
也、用禮旅、師註に、師は帥也とあり、帥は率と同音義

にて、キともヒキキとも訓り、然れば帥、帥、率、用の
四字皆同じくキと訓すべし、先達て自在に引又左右する
を曰レ以の以字を、古來キの假字也、此は萬葉集四「雖率有」
也論語に、「佛貯以中年一畔」とあるを、説苑立節、「佛
貯用中年之懸畔」とあり、國語魯語に「魯人以三宮
人、先濟、註、以用也」とあれば、用字をキと訓すべき證
なり、又將率の將をヒキキともモチキとも訓めば、用、
以、持の三字同じくキともモチキとも訓むべし、假字
遣ひの徴に、唐山の書を引も如何なれども、訓義は互
通のものなれば、此方の言にも徴すべし、つれく草
五の七、「ある有職の人、白きものを衣たる日は、火箸
をもちゐる、くるしからずと申されたり、又同上八、
「錢を奴の如くしてつかひ用るものとしらば、ながく
貧苦をまぬがるべからず、君の如く神の如くおそれ
たふとみて、したがへもちゐる事なかれ」とあり、契
沖氏の説に、用、もちゐ、常にかやうにかけりといは
れたる所の常は、つれく草などを指ていはれしな
らん、扱又餅を毛知比の假字は、字鏡、倭名鈔に見え
て、正しきは申すまでもなし、然るに今の世に、定家
假字遣、倭字通例書など云物には、餅をもちゐ、飯を

いゝとあり、定家假字遣には、比の部に用、もちひて、是等を
 観れば、夫木集も經衡集も、俱に餅は毛知比に訛り
 て、用の方は訛ことなく、毛知爲なるも知るべから
 ず、然れば餅にかけたりとて、波行の活用とも一定し
 難し、因て姑く契沖氏に従て毛知爲の假字とせり、谷
 川氏は倭訓栞に、經衡家集の餅に寄たるを一説に引
 ながら、其書の文には毛知爲を取て使はれたり、扱又
 活用は和行にて、もちひ、もちうといふべし、急居の
 訓つきみをつきうと訓る例なり、以上太田

三三癡爲九百 葉無得の愛日齋叢抄曰、「陳無己
 云、世人以癡爲九百、謂其精神不足也、（頭書、此語、も
 引、いま諺に、愚なるを百が幾箇たらぬといふに同じ、
 再按、右の文南郭
 遺契中所引用）

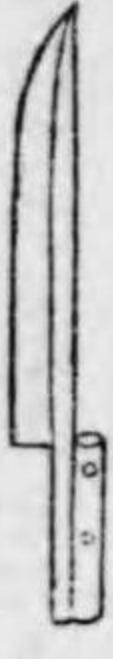
三四參天台五臺山記 參天台五臺山記、八卷、善
 惠大師賜紫成尋記と卷尾にあり、これは成尋の延久四
 年三月十五日に唐土にいたりし、在唐中の日記なり、
 三五、外道の三岐杖 天竺にては外道の婆羅門は、
 つねに二本杖を携へてありくと、それを光記の文に、
 「般利伐羅多外道」とあり、又僧祇律に、此杖の事を
 三岐杖といへり、此事の見えたるいと多かり、光記、

九の四、寶記、六の、僧祇律、廿九の楞伽經、七の、華嚴經、八
 十五、四分律、十の、毘耶婆門經、三左、智度論等にあり、
 三六ボス・シキテレイ・コンストの奥書 阿蘭陀砲
 術祕書二卷、原名ボス・シキテレイ・コンストと云、ボ
 スとは火筒と云事、シキテレイとは放發の意、コンス
 トとは術といふ事なり、一切火に用て功驗をなすを
 論するとの謂なり、その書下卷奥書に云、
 此度蒙三台命、ボス・シキテレイ・コンスト國字解訓
 譯被三仰付一候に付、前件之條々先卒業仕候間、奉
 呈上二候、乍レ恐不ニ容易一筋之事に可ニ相拘一候へば、
 別て丹誠を抽で、正整ならんことを書拔仕候て、數
 十日の功を相累候得共、從來無學不文、殊に平日不
 熟之事に候得ば、恐入候事に候へ共、了解の誤、譯
 文の失も仕候半か、若左様の事も御座候は、尙又
 幾度も考訂改正可仕候、但尊覽の便ならんが爲
 に、始に凡例を出し、却て本文に對して其意を示し
 候へば、著述の例に倣ひ、自レ始至レ終まで別に恭敬
 の語を相用不申候、此段奉ニ申上ニ置候、以上、
 文化六己歲五月

長崎阿蘭陀大通詞
 石橋助左衛門列

三七高麗陣の援兵 高麗陣の時、咸南塘の援兵に
 日本勢の敗せし由、徂徠の鈴録に論あり、

三八筑紫長刀 芝愛岩下に河野良意豫章記に依る時
 奇なるべし、大友の舊
 器故なきにあらずといふ醫師あり、その所藏に、大友
 家の舊物の由にて薙刀あり、今の物とはや、異なり、
 其の製如レ此、これは軍器考七の
 八の



に、「昔の物は見ねばおぼつかなし、筑紫長刀と云物
 は、其製少しく異なるなり」云々と見えたるを思へ
 ば、右の長刀は、筑紫長刀ともいふべきものにやあら
 ん、龜山侯の大夫松平帶刀、君の所藏にも右やうの長
 刀これあり、もとは播州の古祠より出し物といへり、
 〔頭書、讀岐古兵器圖の中に、筑紫長刀とて出せるもの、余が説に暗
 合せり、〇隨觀必圖に、釣刀とて出せる
 訪祠所有古刀、長三尺、美成按に、この物も亦筑紫長刀
 なるべし、軍器考頭書に、河野の所藏の事もあり、〕

三九颶風 海中大風を颶風といへり、貝に従ふは
 誤なり、貝に従ふべし、康熙字典、細字條曰、「投荒雜
 錄、嶺南諸郡皆有颶風、以四面俱至也、南越志、颶
 風者具四方之風也、常以三五月發云々、猶この
 末に貝に従ふ説もあれど、別に颶字を載て云、「正字
 通、颶字譌」とあり、されば康熙の定の具に従ふ事し

るべし、

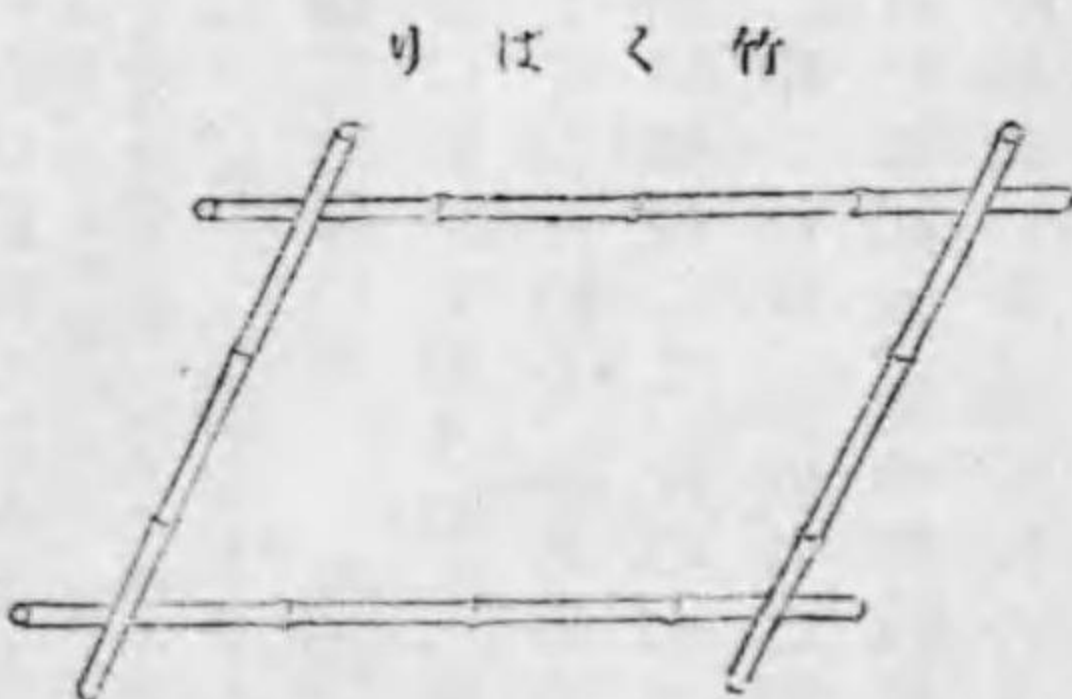
四〇先進後進 論語清原點の本に、「先進於禮樂、
 野人也、後進於禮樂、君子也」とよめり、この點語註
 釋の意と違へり、されどかくよめる事、古く有レ之し
 にやあらん、文章軌範の中、東坡が文に、右の先進後
 進を用ゆる處あり、その意清原點と同じきあり、併せ
 考ふべし、

四一楠石論の評 楠石論に、正成の湊川にて自殺
 せしを難じて、河内の觀心寺にある所の寫經に、正成
 八十餘歳の奥書ありといへど、證據には立難くや、そ
 の由は正成このみありては、古今同名の人少からず、
 〔頭書、生駒雅樂頭正成、見于關原日記、寺澤志摩守等も同名
 〇立花立齋宗茂、初めの名を正成と云〕

四二蚊屋の考 鹿泥云、「年中恆例記云、今月中吉
 日に御かちやうつり、始而つる事也、伊勢同名兩人參
 じてつり始る、毎日のあげおろしは、女中上臈又は同
 朋の御役にて、夜の七ツ打候へば、必御蚊ちやうおろ
 し申され候、始候時之御蓋參じて、伊勢同苗頂戴之、
 貞助雜記云、殿中御蚊帳釣申事は、蚊いでき申、時の
 陰陽頭に申、御蚊帳つり申日次勘文進レ之、伊勢名聞

二百二十七

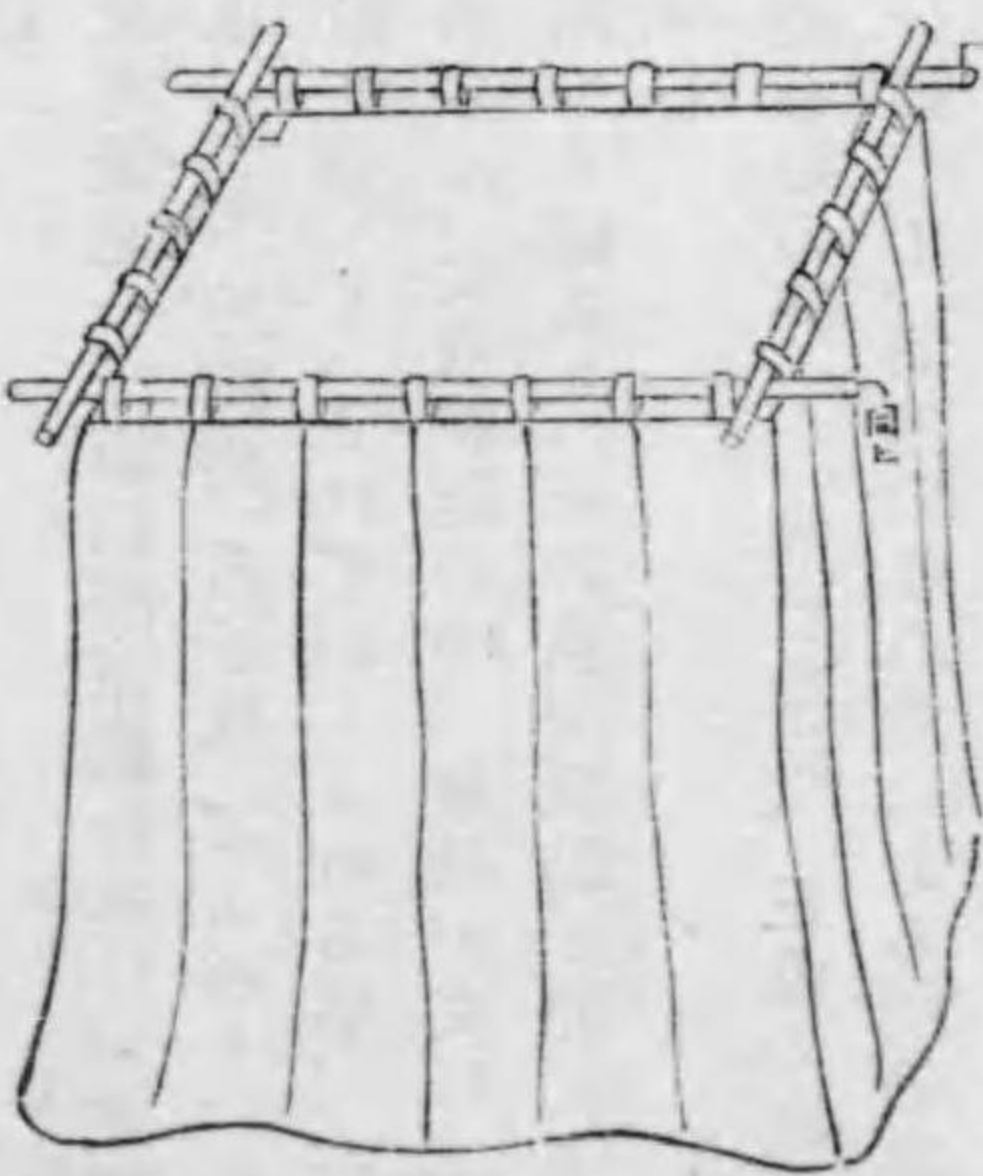
兩人、下總守貞仍、肥前守盛雅參勤、ちかき比は貞遠
 參勤申なり、毎日のあげおろしは女中上ろうの御役
 なり、又八月中に撤申日次を陰陽頭に、彼勘文進上の
 日兩人致三祇候、おろし申候、いまだ蚊御座候へば、棹
 をとり申候、ひつつりと申候、何にてもかりそめにつ
 られ候て、九月迄ひつつり候て御座候、貞孝朝臣相傳
 聞書云、蚊帳の事、四月廿日よりつり始め、八月卅日
 までにて候、九月一日より取置也、武雜記云、蚊帳お
 もしには、くろがねを細く打ても置かれ候、是にて人
 を打擲する事の故事有之由、申され候ひしなり、條
 條聞書云、御かちやうは水色、すみ水引は段子、さほ黒
 うるし、かざしやくごう、七ツ打候へば必同朋の役に
 ておろし申候、蚊帳の釣様、古へ今の如く紐をもてつ
 る事且て見及ばず、加賀守貞助難記、條々聞書等、棹
 を以てつる事みえたり、又今の如く日毎に撤する事
 にてもなし、吉日を擇びてつり初め、吉日を擇びて撤
 するなり、そのつり様、今江都に絶て見えざれども、
 田舎には古の如く棹を以つるとぞ、筑紫の人にあり、
 て聞傳へたり、又如此つるかやは野ごに耳あり、
 (頭書、入蜀記に、轡を以て蚊を避くる事あり、神祇式、大神宮の所
 蚊屋、延喜式にみえたり、又延喜儀式帳にもあり、蚊やに雁金をかく



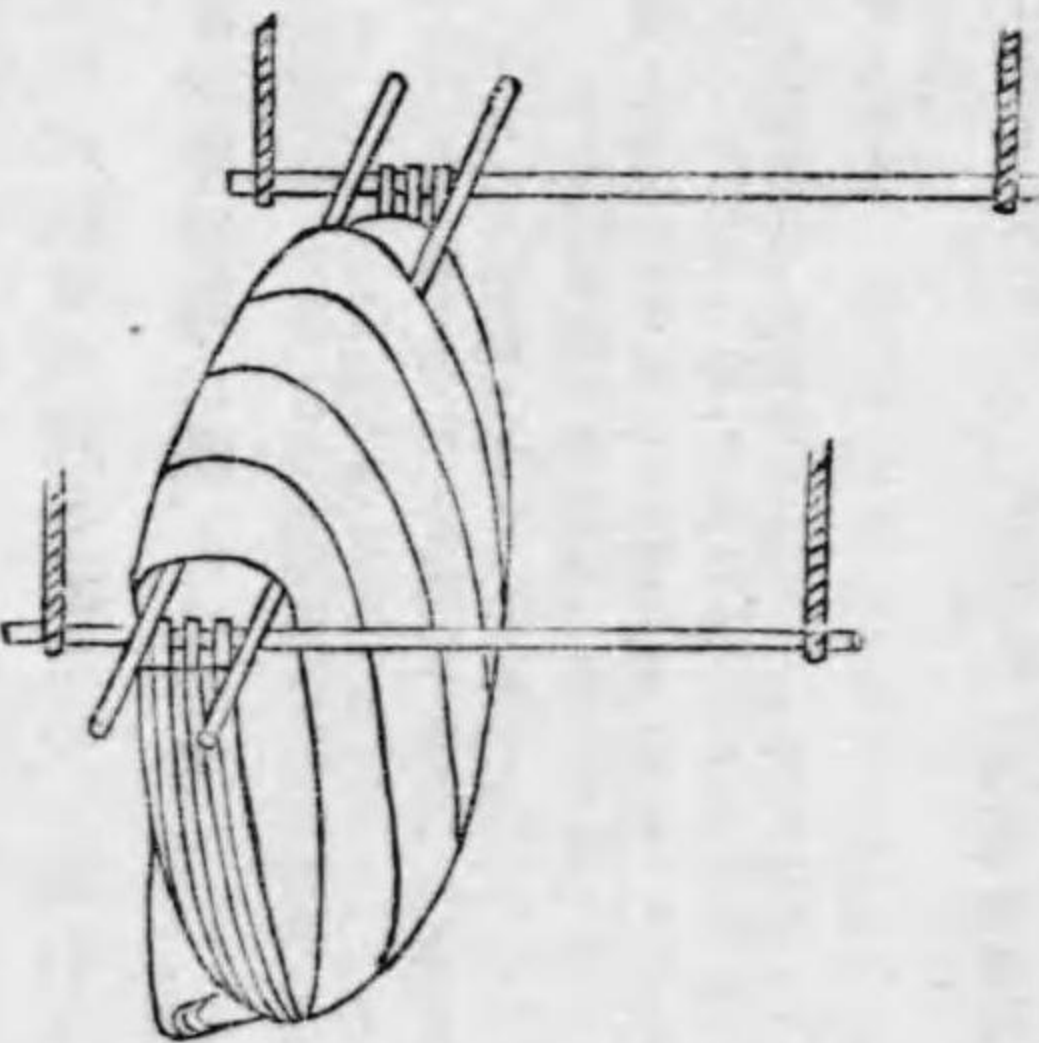
りばく竹

事は蝙蝠なるべしと、桂林漫録下の
 八才にみえたり、○八幡宮本紀四の
 廿四才應神天皇卅七年の條に、蚊屋
 の衣縫云あり、こは今の蚊屋には
 あらざるべけれど、猶本書に付て
 檢すべし、○萬葉日安二の八才鹿火
 屋(十)蚊火(十一)是は山田の種
 に含めるより刈取るまでを、鹿猪等
 に扱はまじとて、守小屋に夜すが
 ら蚊やりをたくより、夜寒に至りて
 も、是を友さたき次つ、居明すを云、
 蚊は正字、鹿は借詞のみ、○金樓子に
 蚊屋の事あり云、美成云、蚊帳を
 つる事本書の如く古くみえず、みえ
 けるもの皆てなし、狩野永徳がさこ
 りの蚊帳紐にてつりたり、されど乳

此棹に紐を付柱に釣、柱には折釘すべし、



ここに紐を通せり、その比のさみみるべし、雍州府志七の廿三才歌
 文要語十五才蚊屋衣、(日本紀)うすものなり、今の蚊屋の詞出所あ
 り、○金樓子十左、白鳥は蚊也、齊桓公臥於柏樂、謂仲文曰、吾
 國富民、無餘憂矣、一物失所、寡人猶爲之懼、今白鳥營々、饑而
 未飽、寡人憂之、因開翠紗之幃、進蚊予焉、云々、金樓子は孝元
 皇帝の撰也、○梅窓筆記上の九、蚊屋と云もの古代にみえしは、
 皇太神宮儀式帳にあり、春日權現験記の畫に、白の蚊帳を掛たる畫
 あり、又吉田鈴鹿家記、寶徳元年四月九日、花園殿より御葛籠一荷
 に蚊帳一張、へりさり一枚、小夜着一つ、御本所の參、このへりさり
 と云に、今云察ことなるべし、齊の桓公の、民の蚊帳なきものをあ
 はれみ、一夜帳をさりて寐玉ひし事、説苑に出たる由、檢案すべし、
 ○春日權現験記の畫詞の内に、蚊屋をつりし所ありと云、宗甫子の
 しらて蚊屋の模様は雁に鷹に



四三三昧 三昧といへる佛語、今多くこれを用、む

ねとするを俗に一二三昧ともいへり、三昧は舊譯にて、
 唐以後は三摩地と云、翻して等持といへり、心一境性
 といふ意なり、又三摩跋提、翻して等至といふ、有
 心定無心定に通じて完を得たる事なり、又三摩呬多、
 翻して等引と云、所得の功德をいふなり、この三摩地
 の事見えたるは、雜心論六、三丁、倫記四、上の初にあり、是
 り、述記六、七丁、了義燈五、三、等に見ゆ、
 四四郡國利病書の序 天下郡國利病書序、崇禎己
 卯秋、聞レ被擯レ退而讀書、感三四國之多、虞恥經生之
 寡術、予レ是歷覽二十一史、以及天下郡縣志書、一代
 名公文集、間及三章奏文冊之類、有レ得即錄、共成四十
 餘帙、一爲三輿地之記、一爲三利病之書、比遭三兵火、多
 有散佚、亦或増補、而其書本不三曾先定三義例、又多往
 代之書、地勢民風與レ今不レ合、年老善忘、不レ能一々
 刊正、姑以三初稿三存之篋中、以待三後之君子、樹三酌去
 取三云爾、壬寅七月望日、亭林山人顧炎武書、
 右の書、寫本にて渡る、全部百廿卷十六帙あり、
 四五起請 起請と云事、いと古くよりありけるな
 るべし、書紀十の五に、探湯なご見えたる、後世起請文前
 書といふことあり、法然上人の一枚起請とてある

を思ふに、もとより一枚かけるものならんには、殊に一枚とは云まじくや、義經記に、土佐坊の七枚起請かける事などもあり、又朝鮮征伐記五の十にもあり、太閤秀吉公の朝鮮文書に、七枚起請といふあり、されどそのいかなる事を七枚にかけるといふ事をしらざりしに、文明の比の七枚起請を見たりしに、丁寧反覆に七通記したるもの也、いと近くも驢鞍橋上の廿の中に、一枚起請、二枚起請、三枚起請といふ事も見えたれば、その頃も猶さる事のありしなるべし、三國傳記五の裏に、血を出して起請を書こざり、十七に牛王

白石先生の起請文考證と云もの一篇あり、史論の末、白石遺稿、史論附録等に載、あはせ考べし、起請字考三の十二以慈養僧正爲始事、見著聞集、又後漢劉盆子傳、其餘不知書者起請之、頭書、探湯の事北史に見えたり、白石の史論の註に引たり、○つれづれ、草下の六十九段可併考、○齊東俗談六の二、草六の二十九、小車錦五十七、日本國風五の四十四、八幡宮本紀四の五、○小憲雜筆四の巻起請、摩氏高時、爲に七枚起請をかきし事あり、太平記にあるへし、追て可考案、○室町殿日記(十三の七)の秀吉公治世の條、七枚起請、○百枚の起請、慶長記四十六の十四、○乞案懸狀、慶長記廿四の三、廿六の四、○誓詞、承久軍物語上の十九、承久記上の十九、

四六梅山信日本茶

酒茶論〔頭書、酒茶論一巻、一條岐陽乙律寺沙門闍叔所撰にして、

載て詳書類從三百六十五、曰、「西齋類從本齋、詩話云、壽上人回自三日東、以其國所産梅尾山茶見惠、賦詩謝、其略云、幸得三梅山信、初嘗日本茶、本朝梅尾山爲第一、宇治次之、梅與梅相似、故通用、山城名勝諸九の十三左引、この詩、貝原氏大和事始、菊岡氏世事談綺などにも引たれど、その何に出たるをしらざりし、今見る儘に之を抄出す、分註に云、見續文獻通考、東西洋考十二逸事考云、日本人善啜茶、道傍有茶店、邀人啜茶、如漢人入酒館、

四七神田明神

神田明神の縁起審かならず、俗傳云、將門の靈と、又は大己貴命なりなどいへど、信すべき證なし、新編江戸志卷の三に、神社略記、江戸砂子、寛永記等を引用して、將門の靈なる由を證すれど、なか／＼に誤なるべく思はる、寛永記と引たるものは寛明事跡録といへるもの也、この記正しき其比の日記るをまね、これらの説みな非なり、その由は白石先生の洞巖へ贈る手簡に、五の四、永享記を引て、神田明神は太田道灌の安房の洲崎明神を勸請したる由いへるぞ、目覺るこゝちす、洲崎明神は式内の安房神社なる、因に云、おのれさいつ比より、江戸の神社佛閣の本縁の謬傳の

み多かるを、心に及ばん限り本説を記し納めん事を思ひて、先予が氏神なるをもて湯島の天神の縁起なきをもて、此彼引書して喜見院へ贈りしに、少し故ありて予が心に叶はざる事ありければ、なか／＼にそれを諍ひ云はんは、神の御心にもあらざるべく覺えて、之より後思ふに、何れの御社も、社傳に違へば確證ありとも取らざるなれば、要なき事とてその後思ひ立ちし事をもやみぬ、

四八鳥居

神社に建る鳥居を華表に充るは誤なり、且華表柱の礎のさまりしをもて、丁令威が故事に附會する、いふべくもあらぬ非なり、鳥居は神門なる事、鹽尻にも説あり、もと鳥居といふは、今の鳥居の笠木の次の横木の名にて、雞栖とかけるが本字なり、和名抄卷の十の「門戸類、雞栖考、顔云、相、毛、今之門雞栖也、辨色立成云、雞栖、鳥居也、楊、氏説同、」と見えたり、

四九しのお戻摺の石

奥州のしのお戻摺とて、人入しれる事なれど、俗説に戻摺は、今はあたりの谷に轉ばしこみて石面見えすといへり、かの國にて云處しお、なほ、縁起の文載て南、

按ふに、これらの説みな誤に近し、〔頭書、摺衣を好まきものにして、男女ともに服たる事諸書に見えたるを、古事記傳卅六の四十一、〇に詳にあり〕信達歌の

附録六に、「信夫雲錦、東鑑稱、基衡致信夫文字摺千端於佛匠雲慶、則其爲土産也固矣云々、土俗所謂錦石在信夫郡山口村云々、元祿中前福島侯紀正虎、因命僧龍雲作記、建石於其傍、於是土人遂誤以爲古跡、詞人韻士東遊探勝者、亦往々問之、殆物與名相背馳矣、秀謂詞人韻士、欲觀文字摺、當求諸方物、欲觀文字摺石、當就撫揚家、而問之矣、蓋今福島城下有撫揚錦石、爲業者十數家、家藏錦石一枚、錦石者實石匠所彫刻、而其紋可觀云」と見えたり、この説實に是とすべし、

五〇遙々の訓

古事記傳十の五云、「遙は波呂々々」と訓べし、皇極紀諸歌に、波魯々々爾渠勝會枳舉喻屢、萬葉五二十丁、に、波漏々々爾於忘方由流可毛などあり、又傳卅八の云、已に引を、「萬葉廿三十丁、に、波呂々々爾和可禮之久禮婆、この遙をハロ／＼とよめるは誤にて、常のまゝにハル／＼と云べき由太田全齋翁いはれし、其證は漢吳音徵十三呂〔吳轉原音〕利由〔次音〕留〔愚按〕呂の入聲借音六なれば、原音りゆ、次音るなるべき也、是にて餘みな原音上い下う次音うの類なる事悟るべし、美成按に、盧魯ともに同音の字なれば、皆ル

とよみてよし、延喜式祝詞^{大殿}に「取旨計^{とらひけり}魯草乃^{ろくそうの}噪岐^{なき}」
 また「引結^{ひきむす}帶^{おび}」ともあり、武備志の譯語に、「落雨^{らくう}、接迷^{せきめ}」
 付^つ魯^ろ、午^う、非路^{ひろ}、これらをもてしるべし、魯西亞をるし
 やとよべるも同じ、魯呂等の口の音の字皆ルの假字
 に用ゆるを證すべし、

五一 俱舍論 婆娑論は、八韃度論を會讀して作り
 したもの也、その婆娑論を節略して記したるもの、俱舍
 論なり、その俱舍論を破したるもの、正理論なりと、
 西教寺潮音師いへり、

五二 歌人は居ながら名所を知事 歌人は居ながら
 名所をしるといふ事、唐土の故事を引用するは附會
 なり、平家物語卷九、老馬の「こゝに武藏の國の住人平
 やまの武者所す、み出で、すゑしげこそ、此山の案
 内よく存知仕候て候へと申ければ、御さうし、わ殿は
 東國そだちの者の、けふ始めてみる西國の山あんない
 者、大に誠しからすとの給へば、すゑしげかさねて
 申けるは、こは御ちやうともおぼえ候はぬものかな、
 吉野はつせの花をばみねども歌人がしり、かたきの
 こもつたる城のうちの案内をば、がうの武者が知候
 とぞ申ける」とあり、<sup>〔頭書、豊臣勝後の九州道記云、「まことに
 歌人はゆかりとして名所をしる」と云諺にい</sup>

へるがこころ、一條太閤御點連歌千句序、康正二年云、「歌の道な
 かりせば、いかにして足を動かさずして千里のさかひをわたるべ
 き、」

五三 天満寶船 大坂天満天神にて、節分の夜寶船
 をうるなり、<sup>此方にて、正月二日に初夢見る事は、他に、その繪、
 なき事なり、その事歳時要略にいへり、</sup>今茲友人のかの地
 にあるに頼みてやりたりけるに、おこせしなり、その
 文に、「天満寶船は、天神表門前古道具や花喜と申者
 方にて調申し候由、品有之」と云おこせし、

五四 燒場へ板を賣來る 二月朔日の夕方、三河町
 一丁目より火いでて、鎌倉河岸りうかん橋、白銀町、
 金吹町、駿河町、室町、小田原町、江戸橋のあたり迄や
 けたり、その翌日、ごくかの燒場にしる人のあれば行
 たりしに、松板を四五枚計づつ馬に付て、常に大根
 或は茄子など、馬付とて賣ありく如く、燒場の板圍ひ
 など出來ざりしあたりを、板はいらぬやと鬻ぎあり
 くを見たり、これらの事會て見聞せぬ事なり、都下の
 一沿革にやとをかし、

五五 茶園大内裏 大内裏考證卷廿九云、「茶園、諸國
 茶園在宮城長隅、占地方卅五丈、○拾芥抄曰、「茶園
 在二主殿寮東、」○西宮記曰、「茶園在二主殿寮東、」

五六 百鬼夜行 百鬼夜行といふ事、江談抄中の卷
^{十五}に見えたり、世に繪卷あり、傳へて探幽筆なりと
 云、<sup>探幽筆云は誤なるべし、〔頭書、百鬼夜行の畫卷は、土佐大藏
 少輔藤原秀筆なり、その畫換して狂畫苑卷の下にあり〕</sup>

五七 雲はれて後の光の歌 「雲はれて後の光と
 おもふなよ元より空に有明の月」といふ歌、世に傳へ
 て鳩巢の大學の明德をよめる歌といへれど、あやま
 り也、佛國禪師の集に見えたり、然るを三國傳記卷の
 十二^{廿二}に、「鞍馬寺多門天の御帳の中より、童子來り
 給ひて」云々とて、右の歌をのせたり、これも佛國禪
 師の歌をもて託せしものなるべし、

五八 柳樽 歌伯 橘憲自語卷二に、「當時この花、う
 す紅葉、瀧の水などいへば、酒の事になれり、昔天
 野、柳、諸白など云も同じことにて、酒といはで、其銘
 ばかりを呼て酒の事になれり、<sup>〔頭書、柳樽は柳の木にて作
 物部、言入の條
 に見えたり〕</sup>又東路のつと云、「一盃をす、めしは、都
 の柳もいかで及ぶべからんとぞ、輿に入侍りしこの
 柳と云事は酒の事なり、桂川地蔵記に、酒者柳屋之歡
 伯といふ事見えたり、之を思ふに、柳屋にて酒をうる
 故に、酒を柳といへるか、酒をうる家なる故に柳屋と
 いふにや、何れか本なるべし、今も酒いる、樽を柳樽

といへり、これを柳の木にて結たる樽と思ふは非な
 り、

因に云、地蔵記にいへる歡伯といふものは、即ち酒
 の事なり、類書纂要卷十二、歡伯、註云、酒以合歡、
 故名歡伯と見えたり、また易林本節用集<sup>久部、
 衣服、に</sup>
 歡伯酒名、ともあり、慶長の頃はさる名を常にいへ
 りしなるべし、<sup>〔頭書、狂歌咄卷の一の十三、萬里小路に柳
 れはさ、さす本尊か
 やとて、名酒をつくるもの云々、柳酒愛ぞ高け
 てにくいやつたな〕</sup>

五九 ひやし馬 ひやし馬とて、馬の足を川水など
 にいる、時は、勞れ直るなり、前九年記に、「斯くて八
 幡殿は坂戸判官則明を召して、谷川に駒の足をひや
 して居給ふ」とあり、<sup>〔頭書、盛衰記廿七の
 一、馬のろす冷候〕</sup>又鎌倉に、御馬
 ひやし場と云ふ舊地あり、鎌倉鶴ヶ岡の畫圖にも見
 えたり、太平記に、「西八條の寺の前を南に打出れば、
 信濃守さだのり三百餘騎、らしやう門の前なる水の
 せ、らぎ<sup>〔頭書、せ、らぎはせ、
 なに馬のあしをひやして、
 敗軍の兵をあつめんと、はた打たて、ひかへたり〕</sup>と
 もあり、

六〇 武器圖説 武器圖説といへる書は、近く伊勢
 家にて撰ばれたる由承り候、いつ頃出來候哉、答て

云、寛政十一己未年十二月廿日、伊勢萬助貞春先生公儀に指上られ候なり、雨、中問

六一霞ヤケ 霞は今いふ朝やけ夕やけの事なりとは、誰もしれど、唐土の書に正しく見えたるは、全術兵制に霞ヤケと記せり、

六二蠶蟲馬の事、馬を淮南子などに蠶蟲といへり、なほ馬耳風などもいひ、我にも萬葉集仙覺抄に、みものものごあり、俗にも馬の耳に念佛と云へるなど、馬には何の故に耳をのみいへるにやあらん、

六三氏寺 氏神氏子の事卯集四卷己にいへり、又氏寺といへる事あり、源平盛衰記卷十八六、云、「八幡の神杉名を護給し處なれば、神護寺と名たり、故に此寺は和氣の氏寺也」と見え、又古今名著聞集卷二十、十七「渡邊に往年の堂あり、薬師堂とぞいふなる、源三左衛門かげたか先祖の氏寺也」など、氏寺といふ事いと珍しくおぼゆ、盛衰記三十の十一、同、延暦寺願書、「願書、江談抄上の十三、〇平家物語六の、一、「治承五年正月一日、内裏には云々、朝拜せらめられて云々、公卿一人もさんせられず、これは氏寺せうしつによつてなり、」〇遊行廿四祖御修行記云、「永正十七年六月」廿九日信乃より甲斐へ移らせ給ふ、國堺近き所に村山と云里に、日なたの圖書助と云人あり云々、自身兄弟共に輿をかきさ、けて、わが氏寺へ入まいらせ」云々、(三十三頁)

六四馬の寸をキと云事 馬の丈四尺を定尺とし、それより餘れるを、一寸より三寸迄を寸と云、四寸より七寸迄は寸といはず、いくきといへり、扱又八寸、九寸をば又寸といふなりと、今の御馬者流はいへれども、昔は一寸より八寸までを共にキといへり、雜和集卷上廿八云、
あふさかのすぎまの月のなかりせばいくきの駒さいかでしらし私云、馬は四尺を馬たけと云を、夫に一寸まさりたるをば一きとし、八寸まさりたるをばやきと云なり」とあり、さてこの寸をキとよめる義は、刻の意なり、ひとさざみなり、キと云はさざむの體語にて、切、きる、刻さざむのルサムは活用なり、一寸二寸をトさだ、二タさだといへるが如く也、願書、沙門春登云、「古事記に、「萬葉に、健を建、醜を鬼、鬼を思に作り、云々、片假字と云もの、皆此類なり、然らば寸も樹の音にて、其訓をされるものなるべし、漢土にも此例あり、古鏡に、鏡を竟、鑑を監に作るものまあり、」出雲風土記竹葉編の處に、故云寸付とあり、〇萬葉一の廿一丁、「旗須爲寸四能乎押靡、古事記傳卅八の三十八、「寸を伎と云は、刻の意なり、萬葉に、玉刻春と伎に刻の字を書るも其意にて、伎と云ぞ、キダ、キザ、なごの本語なる、」

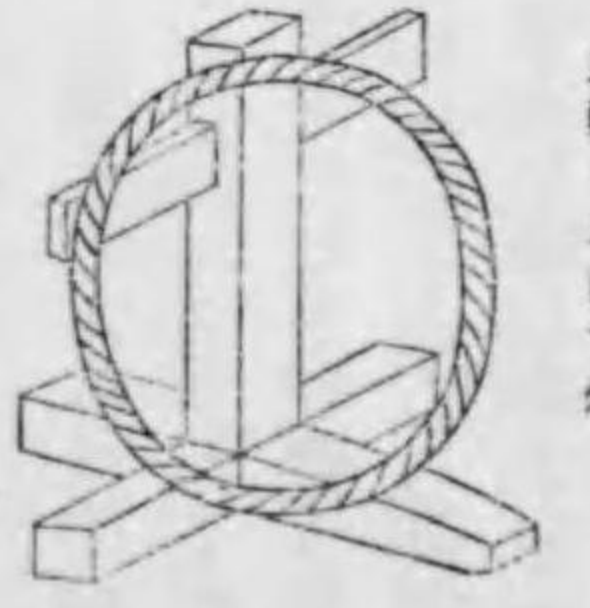
六五一文きなかの考 錢一文の半分をキナカといふ事あり、算勘の言に、一文五分といへり、五分は一

寸の半ばなればきなかといへる也、只半分故にきなかとのみいひては委しからず、又錢の幅一寸の定めなれば、その半分と云ふ事にて、いふともいへり、六六羅漢寺天王堂佛工 本所五ツ目天恩山羅漢寺の中に天王堂とて、關羽を中尊に安置し、左右に多門増長の二天立てり、其二天を傳へいふ唐作なりと、然るを去年損じたるを修覆するごと洗ひたりしに、背に佛工の名ありとて、彌天和尙より見せらる、如左、願書、文晁云、京師禁裏の御佛師に七條左京と云あり、本所羅漢寺の開祖と同時の人にて、此寺の二天は右の左京が彫刻したる也といへり、康傳即ち七條左京のこまなるべしとぞ、

大佛工 法眼康傳作

六七とモジと云ふ俗語 空腹なる事を俗にヒモジといへり、これは中古の女房詞なり、ゆぐ禪也、をゆもじ、と、様交也、をともじ様、をともじ、皆この例なり、といへるも、上の一字をとりて何文字といへる也、卑き詞にも、ほれたほの字、願書、了意が東海名所記卷一の六、「歌舞妓の條、樂阿彌も、これにはちまほの字なり

けん」といふのいの字など、皆このたぐひなり日記に、ほじと云見とやいはん、
六八伯耆流居合 居合をぬく事、むかし諸流あり、礪洲いへるには、臺切符の臺にて常々稽古するがよきといへりければ、おのれ即かの臺を拵へ試みたり、その流儀は片山伯耆流といへり、これが去りし午の年また去冬伯耆流の居合の書一冊に手に入たり、合せ考ふるに甚だ發明多し、されどこの技は治世のものか、戦國にはさたをかす、然れどもかやうの業、何事も世にあらん限りは心得置べき事なり、知りて居たるはしらざるには遙かに増れるもの也、



此輪なわにて卷

上の横木と輪の所へ、革にてもさしたる布にても、少し綿の入たる小蒲團のやうなるものかくる也、

願書、和言點外云、「居合四流、林崎一貫、土屋一傳、安日、吾邑又有二關口性信由留一關口氏、名彌左衛門、紀州人、此或柔心之族歟、性信流祖爲清水一夢、由留流祖爲三流野右京亮、余少時習此三傳、不知與三右四傳其異同也、

六九草茅危言 草茅危言五卷、竹山居士中井積善の撰にて、白川源侯の時記して奉りし經濟の書なり、危言は、論語の邦有道、危言危行といふよりこれる由、序に見えたり、

七〇古戰實錄 大坂陣御合戰の事記したるものに、水野日向守勝茂の覺書二冊あり、これを正しきものなりと、赤城先生の話なり、關原は關原日記あり、記者詳ならず、然れども正しき由、

七一鞍手形 安齋の秋齋閑話評、百十、馬の鞍に手形といふ所あり云々、鞍の前輪にもつら、いたればとは、傳寫の誤なり、平治物語には、鎌田が鞍の前輪につら、いたれば云々とあり、又くらに手形をつくる事、この時よりぞ始めると見えたり、此時始しにはあらず、後三條院の御時、春日の神殿の唐戸に畫がかせられし飾馬の繪を見るに、その鞍ばねに手形あり、二條院の平治元年より後三條院の延久元年までは、九十一年程昔の事なり、鞍の手形の始はしれざれども、平治よりも猶以前より有し事をするべし、

七二前太平記撰者 前太平記は、林家の門人平山

素閑といふ者の作なり、(頭書、漫錄卷に寶永正徳の比の人なり、無故實の事ども多し、取用て兆とすべき事なし、秋齋閑話評、四十四、)

七三御の字 今俗に何にても崇めいふ時は、御何といへり、御はもと馬を御するよりいでて、天子の世をしるしめす事、御者の馬を扱ふが如きに譬へたる也、この事委しくは、故に天子の世を御し給ふを云なす、(經濟錄一に見ゆ、) 故に天子の世を御し給ふを云なり、即ち學山錄卷六の七、云、「自古稱某天皇御宇、按、文心彫龍詔策篇、有皇帝御宇之語、又大唐新語載、唐武徳九年十一月、太宗始躬親政事、詔曰、有隋御宇政刻刑煩云々、此其所本也、夫よりして天子の事には、何事まれ御何といへり、御實、御書等これなり、杜氏通典云、「皇帝射于澤宮、儀設三站於執弓者之前、置御決拾筈於其上、(名物六帖器財一の、これなど御字の用さま今の俗の如し、猶唐書などに多かり、)

七四貼黃 通雅儀禮、曰、「今之貼黃、乃古之引黃、唐制詔勅有更改、以紙貼之、曰貼黃、葉石林燕語曰、今劄子皆白紙、揭其要、以黃紙別書、謂之黃失之矣、其表章略舉事、自見于前、封皮者謂之引

黃、今時即以引黃爲貼黃、而並不別、用黃紙、中略、江隣幾雜志曰、貼黃上、更加撮白、(遺契、)

七五歲首馬を見る 通雅同上、曰、「宋太宗至道元年、御崇政殿、閱驛驛院所進馬、仁宗明道二年正月、御端殿、閱馬、今時元旦、太宗伯司執事官中極殿、行禮畢奏曰、行禮畢、請上位者、馬朝御馬監令極門、引馬上中左門、智曹怪此、禮行于元旦、古所不載也、(同書、) 按、吾朝昔時有白馬節會、口是豈有所依倣、歟」と標註あり、

七六代醉篇 世に行はる、代醉篇といふは、唐土にても精選ならざる由かけるもの見えたり、遺契(十四、) 按、今行代醉篇、所抄外庵錄事多矣、而以楊說(並爲己意、是可疑已、張豈爾哉、計當術、嚮者、欲増卷帙、妄以入編耳」とあり、

七七逐禍の馬 韓詩外傳卷九ハ、云、「微幸者、伐性之斧也、嗜欲者、逐禍之馬也、」
七八倭人詩 蓬窓日録云、「倭人能詩、多在佳句、有絶句、云、垂子抛妻致大唐、將軍何事若相妨、通津橋上團圓月、天地無私一樣光、蓋倭人入貢、則儀舟、定三海之通津橋、而妨閑之法頗嚴、故其詩云然、(遺契、) 四十五

七九無聲句有聲畫 洪覺範石門文字禪云、「宋迪作人境一絶妙、人謂之無聲句、演上人戲余曰、道人能作有聲畫乎、因爲之各賦一首、有七言律八首、又別卷收七言絶句八首、蓋八景始於宋、而畫之者宋迪也、詩人惠洪也、(頭書、山谷詩二の九、)

八〇繪馬 神前へ繪馬を奉納する事は、もと神馬を奉納するの略式なり、されば馬の繪奉るも本儀なり、今はくさくさの繪様あり、これも近世の事ならず、南嶺遺稿一四、云、「繪馬に武者繪を書事、古きことなり、園記と云書に有、建曆年中伊豆の三島の社へ、八幡太郎の陸奥の軍の圖あり、また太平記の阿保と秋山との河原軍の圖あり、その比靈佛靈社へ手向として懸たるなり、これらの俗、吾邦のみにあらず、唐鄭還古博異志、王昌齡、馬當山謁唐乃命使、賚酒脯紙馬、獻于大王、丹鉛錄靈泰伯祠左闔門之東、每春秋、市人相率生醒、多圖善馬綵輿、美女以獻之云云、今按、邦俗懸插神祠梁間者、可相證、(遺契、) 五引、
朝文粹十三の四、大江國衛北野天神供御幣文云、「色紙繪馬三疋、本朝文粹にも見え、又元亨釋書にもあり、和訓栞繪馬の條あり、可併考、(〇書紀通證十九の二十二、) 雄略九年土馬の條、「此重仁紀所謂土輪之類、延曆大神宮儀式帳、神財有青毛土馬二疋、奉馬

於陵廟、見天武紀、○凡神社奉神馬、懸繪馬者、神之所愛玩也、本朝文粹北野天神供御幣并種々物文、有彩色紙繪馬三疋走馬十列、剪燈餘話註、崔府君廟中泥馬、搜神記曰、廟神樂、君馬、故取之。

八一 大塔宮の稱 半宵談卷の中云、「今度生玉にて、南都般若寺の開帳、縁起を説ものいふを聞に、大塔宮の忍び入らせ給ひし大般若經の櫃をみするに、是が大塔宮の忍び給ひし般若櫃なりといへり、去れば其寺に居ながら文盲なるやつ、大塔宮と社云べけれ、太平記にも大塔宮は座主にて、大唐の玄奘三藏がまし／＼けりと、秀句をいひたると有、だいとう大唐が秀句なり、おほとうにては秀句にならぬに、京東岡崎邊に大塔屋敷と云處あり、尊雲親王の御所の跡なり、美成云、此論至極の説ながら、大を訓にいはずして音に稱ふる事、右の秀句あらずともしれたる事也、もと此親王は、後醍醐天皇の勸慮によりて太子たるべきを、北條高時さへ申によりて、天台座主に補し、梨本、大塔兩門跡をかね給ふ、故に世に大塔宮といへり、大塔門跡はおほとはいはず、大、音にていふ事勿論なり、世俗の謬は辨するに足らず、猶此外人名を誤り稱せる事少からず、

もし人形などに作りもするは、何によると云事不詳、安齋翁の考に、諸家常用抄と云ものを引て云、「七つ道具と云事、先具足、同刀、同太刀、同矢おふなり、同弓持、同はろかくる、同かぶとをきるなり、是を七道具或は七つ物と云なり云々、然れども辨慶が七つ道具と其品同じからず、又按に、義經記に、むさし坊は弓矢をも持ざりけり、四尺二寸ありけるつか装束の大刀はいで、岩ごをしと云刀をさし、ゐのめほりたるまさかり、なぎなた、くまでを、舟にからりひしりと取入て、身をはなさず持けるものは、いちゐの本のぼうの一丈二尺ありけるに、くろがねふせて上にひるまきしたるに、石づきしたるを脇ばさみて、小舟のさきに飛あがるとみえたり、此物語によりて、色の物を背に負しさまに畫けるなるべし、義經記には、背に負しにはあらず、舟にとり入しなり、以上安齋此考もあしからねど、高館草子舞のに云、「べんけい承て、今度はそれがししにばんにあたつて候と、申もあへず云々、一尺八寸のうちがたなを十文字にさすまゝに、えびらがたな、くびかき刀、なぎなた、こぞりばと取ちがへ、くらのまへ輪にしめつけ、弓手にくま

でをおつとつて、めてになぎなたうちかたげ、ひざにて馬をぞのつたりける、辨慶がかけ出れば、たゞ仁王のうごく如くなり廿下と見えたる、この文をこそ引べけれ、そのよしは、この草子は幸若の舞なれば、義經記よりは後に出来しものなるべけれど、舞或は謡曲、猶後世にもうたひものほど世俗のよくしるものなければ、按ふに、この草子よりやゑがき出たりけん、その上義經記に見えたる道具は六種なり、この草子のは七種なれば、ます／＼七道具といへるに叶へりともやせん、また云、伊勢家の引たる七道具も、諸家常用抄と云ふものに七つ物とあるも、その種はかはれど同じ類なり、太平記卷廿二四、畑六郎左衛門事條云、「或は帽子兜に鎌を着て、足輕に出立時もあり、或は大鎧に七つ物持時もあり、云々とあるを合せ思ふべし、(頭書、太平記笛吹時合戦の條に、彌津小次郎、ふすべ革甲、同毛門より前なれば、又狂言記の續篇卷三、朝比奈と云狂言に、シテこれを引べし)、又狂言記の八廿、朝比奈と云狂言に、シテ「やい／＼」是は、其時手からをした七つ道具じや」云云とありて、さて又シテうたひ「あさひなはらをすへかねて／＼、くまで、ないがま、かなさいばうをもたする中げんのなきまゝに」云々とて、其狂言の繪に、

朝比奈が此等の物背負ひたるをかけり、されば狂言にも背負ていでけるならん、此等の書を合せ考ふれば、天文の比かゝる道具どもを兵器にも用ひ、七つ道具など云名目もいで來たる故、その比の物にかく見ゆるならんか、(頭書、落葉集四の十一、長刀隔と云小唄に、「七の文句あり」) 因に云、義經記は予別に考あり、天文前後のものなるべし、狂言記も、狂言と云事寛正の申樂記にあれば、これもさまで時代の隔りしものならず、幸若舞の考も別にあり、歌曲考に之は天文のものなり、八三七き八ふんあけ六さい 高館草子下十に、「さんのめだちのしらあしげ、七き八ふんあけ六さいに、ひきよせゆらりとのつたりけり」といへる事あり、何の事にや未だ思ひ得ず、盛衰記に、生嗟のこを云て、「陸奥國七戸立の馬、鹿笛を金焼にあてたれば」とあり、再按に、さんのめは三戸地名の誤か、タチはそだちの略にて、馬には何のたちと云事常なり、七き八ふんは七寸八分なるべし、寸をきと云事、この前(○)は、此卷六四條にいへり、あけ六さいは、年あけて六才になる馬と云事なり、軍馬には若馬をいひ事は、海國兵談卷十五に、「若馬は武用に詮な

し、武士の馬は六歳以上をよしとす、五調八筋骨強、心神も定て用るに勝たり、武を嗜人、必若馬に乗事なかれ」とあり、可三併考、追考、志田草子廿五、に「三のへだちのんぶくりんのくらをかせ、弓板にすかり、ゆらりこのり」とあり、

八四石器考 二月十四、のころ、寺井肇高松侯のと云ふ人訪はれて、此彼古兵器の物がたりしけるに、いへらく、石器に色々の物あり、石鏃を始、刀劔の如きものに至りて、みな葬具なるべしとなり、その由は、古の制にも金銀銅鐵を葬に用ゆる事禁なれば、紙錢等の制ありと雖も、葬を厚くせんと思ふは、古も今も人情に變らざりしものなれば、みな金鐵ならん物は、石もて作りて用ひしなるべし、その類ひは石人石馬あり、合せ思ふべしといへり、

八五弓手馬手 武者の右を馬手と云ひ、左を弓手といへり、之は右にては馬の口をとり、左にては取らんにはんか、左の腰には兩刀を帶、左には弓を取る事と世にいへるは、證據は見ねども、さもあるべき理なりと思はる也、然るを春日神殿の馬の繪には、上輩の者左にて口をとり、安齋翁の答問書もあれど、何の沙汰もあらず、これらの事、猶識者の考を俟のみ、(頭書、美成再按に、本文は、寺井

嚴之、附于寶庫、而永靈二家門榮全一者也、元祿十五郡立季姑洗上弦從四位下高陸誌

- 一、來迎彌陀三尊 紺絹金泥、一、筆者不知
- 阿彌陀之三尊一鋪、爲自身滅罪生善末代利益衆生、新奉圖繪之者也、
- 于時寶德三年辛未八月十五日 開眼供養畢、長房寺僧琳英、行忍房、爲二道慶禪門妙心禪尼各々菩提、乃至法界平等利益、六親眷屬七世父母成佛、
- 今は泉州家原之住主榮春 天文十九年度成七、月十五日書之、
- 一、藥師十二神 慈覺大師、筆、絹地、一幅、一、ダキニ天、狩野永眞筆、一幅、奥書院御座之間フスマ、狩野永眞筆、牡丹也、この節畫せたるならん、住持のもの語也、
- 一、邊霜昨夜墮三開檢、吹角富城片月孤、無限飛霜飛不度、秋風吹入小單于、 王印、洲國
- 一、山水見洲、一幅

大幅なり、先に藏せし人、横に斷截して卷物とせしを、つぎ合せて立軸にせし也、上の方少しきれたるなるべし、

氏同日の話なれども誤なり、弓手馬手は馬上の事なり、射騎の者、左に弓をとり右に手綱をされば、然いへるなり、

八六王子金輪寺什物 王子金輪寺什物 文化八辛未六月十三日、王子金輪寺、文寶亭、筆記、

- 一、不動座像 妙澤、筆、一幅、二童子二幅
- 背書、奉三修覆、金子共寄進 天平寺、子時天正二年甲戌、權大僧都立秀修秀榮、石動山、九月吉日
- 一、兩界曼荼羅二幅
- 一、若一王子宮 御室御、所筆、一幅
- 一、五大尊 文覺上人筆、古畫絹地、一幅
- 一、十王地獄圖十幅 小野篁畫寫彩色、北室院什物、高野寫、外に地藏一幅、
- 一、以空像左、一、梵字中口三幅
- 一、十六觀音木刻僧正已空等引金剛書十六幅 山崎觀音寺、土岐家
- 一、不動尊 惠心院僧都畫、二、童子共、古物、一幅
- 一、不動明王 大師筆、云、未詳、一幅、一、愛染明王、弘法大師筆、一幅
- 一、本地佛 以梵字畫、三、三幅

裏書、武州豊島郡若一王子權現之本地者、彌陀藥師千手之尊影也、別當金輪寺有相法印所望新圖焉、故使下家士赤尾加兵衛清繼隨三舊圖、以三金泥梵文、莊

奉施人 武州豊島熊野權現御寶口口 文保二年戊子初秋 大施主右衛門尉平行泰敬白

一、飛鳥山花見の歌ども、あまた集て一卷とせし中に、
「咲つゝ花はゆきか、さちり敷て川波ふかくにはふ春風」といふ、こをうけ給はりて、
ちる花は雪さちりうく瀧の河なみの綾織浪の春風 道 筑 書レ之

- 按、冷泉爲久卿和歌多し、鳴島信通と唱和あり、これもその一ならんか、
- 百尺欄干落碧潭 白雲多處坐春嵐、
- 客來不厭松膠薄 別有醍醐似蜜甘右一、
- 秋風蕭瑟帝都隅 帝子吹笙風有無
- 白日霜壇何處見 鬼神願罷鳥相呼右二、
- 歸休承因遊祇林 微霜九月落談陰
- 懸泉下見三千尺 孰若吾人秋興深右三、
- 秋日遊禪夷山 芙蓉道人
- 一、益王書一幅 芙蓉片々落尊前
- 秋望群峯口紫烟

仙人一去空回口

黃鶴重來空幾年

震 寂 口 王益

一、常信富士圖一幅

一、釜



「瘻の繪あり、

一、福祿壽口鹿三幅書記、左

一、松に日の出大和太守拾遺吉里畫、一幅

一、林和靖同筆、

一、本縁起に添有之書簡

一、探幽

王子別當

堀田加賀守正口

其他衍起之事被ニ仰付、道春法印被ニ參候、

一昨日上様之爲ニ御腰懸、忝之存候付、昨日は御出、殊に柿折御持參、過分存候、尙追て可ニ申達候、恐々

謹言、

十月十三日

正 史

鈴木權兵衛詞書、狩野尙信主馬、晝泥書こも

一、熊野三社傳記鳴鳳、一卷

以上金輪寺什物

八七圓滿寺開山傳

圓滿寺開山義高僧正略傳、日向國產、薩州に住す、紀州伊都郡高野山金剛峯寺光基院に住持して、木食修行、武藏國江戸下向有て、谷中善光寺に居住、人皇百十四代東山院御宇寶永六己丑年、勅許宣旨有、上卿德大寺大納言公全卿、職事萬里小路頭辨尙房蒙、五月三日參内之御禮參、同月七日昇殿免さる、口宣案文當寺にあり、任ニ權僧正ニ義高上人、行年八十五歳、寶永七庚寅年字カ中句、江戸湯島四丁目地寺門建、則奉行本多彈正少弼忠晴、正二位内大臣右近衛大將征夷大將軍家宣公依ニ御志願、萬昌山圓滿寺成就、則開基覺海權僧正、人皇百有十五代今上皇帝御宇に、享保三戊戌年六月七日薨、行年九十五歳、京都仁和寺御室御所院家武州湯島豐島郡、萬昌山圓滿寺金剛幢院木食義高覺海權僧正、

八八龍尾記 因に、龍の尾略傳を記、その記云、「抑

海錄卷之五九

此火除大蛇劔は、長二尺五寸、横五寸餘、その形劔のごとし、往昔足利何某貞和年中に、武者修行として諸國をめぐり給ひし時、下野國日光山のふもとにおいて、頻りに黒雲覆ひけれども、足利何某恐れ給はず、天國の寶劔をもつて切取らせ給ふ所の大蛇の尾なり、今において日光山の麓にて、尾切龍とてすむよしにて、火除第一の寶物なり、この品今に圓満寺靈寶第一のものなれば、こゝに記す、こゝの寶物種々あり、

一鐵團扇

本朝軍器考云、「古は團扇を執りて軍に令せし事もあり、上宮太子の執給ひし物也とて、太秦の廣隆寺の寶庫に今もあるを見たり」云々、卷の三、八紙面、美

成按に、上古かゝる事もあらんなれど、吾邦の事を考互すに、兵の操練等の事も、貞觀年間迄にこれありと見えて、國史にも記せり、其後は兵革やまぬ世ながら、操練の沙汰もなくなりたり、されば其比の軍記を閲するに、自ら其世の習はしと見ゆる迄にて、さまざま陣法の正しと見ゆる事なし、さればにや、團扇或は塵なども指塵する事見えす、漸うに室町將軍の末の比よりや始まりけん、塵の事など、安齋翁の考あり可三何考さて世に大坂合戦の繪とて二枚あり、その中に、騎馬武者の手に如レ此きもの持たる、二人まであり、それを世の人の楯なりといふは謬也、「頭書、大坂合戦圖の書入に、鏡ひしと云ものは、尤妄言なり」友人寺井氏の讀破兵器圖證といふものに、二種まで圖を出せり、それは今も傳へたる人のある也、それをも楯なりとせり、故に予その謬なる由をいへれば、古の物に手楯といふ見ゆれば、それなるらんさ定めし由也、予又云、名は古く器は近し、

語せり、此の鐵團扇なりとて、その由いへりければ、然らんとて諸なへり、この代りに用ひしもの也、且は矢石を防ぐの利用もあるべし、その物に見えしは、豆相記に、「氏繁持鐵團扇聚散離合」といふ事あり、以て證とすべし、

二 明珍轡 甲冑の製作は、今は明珍家にあらざれば、精工にあらずと思ひ、又その家傳も、武内宿禰より系圖を引たる由なり、此等いと訝しき事なり、按ふに、明珍といふ名、古書に曾て見る所なし、何やらんに明珍轡といふ名見えたり、この書は室町家の末のものなれば、其比の轡鍛冶にてもありしやと思へる事は、夫のみならず、明珍久之丞の先祖出雲守宗介、轡を作り奉りし時、帝の玉の如く珍物成と有しより、明珍と名づく、彼が作りしを出雲轡と云由、見子赤鳥、隨身三上記二月條云、「御馬之儀御尋有之、其次に明珍作の御轡を拜見させられ候」と同書に、出雲轡も見えたり、此書は永正九年の記なり、これをもてます、明珍の轡鍛冶なるをしるべし、後つぎ、甲冑等をも製造したるならん、家傳の待すして妄説なるをしるる雖も、佐枝氏の器械に引用せられし事、何の故にや疑ふべし、

三 北越流兵學 北越流といふ兵學、後に至りてその派分れり、淺倉傳といふより佐久間傳、長谷川傳、高松傳、空傳など出、佐久間傳より宮田傳といふいで

たり、是より皆系圖をひけり、大かたはこの流なり、此等の傳來を委しく系圖にしたる一冊あり、要門傳派系圖といへり、松浦肥前守家來眞見塚源七といへる人の門人の作なる由、松蘿大人いへり、

四 灰毛猫と云語 俗に、手足など垢づきよこれたりしを、はい毛猫の如しといへり、この俗語近き事に非ず、今昔物語廿八の冊に、灰毛斑なる猫とあり、これは灰色の猫といふ事なるべし、また猫は竈の下へいる事を好む物なり、これは寒さを嫌ふ獸なる故なり、それ故灰炭などの毛にふれて汚れたるを、灰毛といふか、慈恩傳に外道の事をいひて、竈を侵す猫の如しといへる事あり、その由、外道は火燒三昧とて、火をたくを常の業とし、その灰を總身にぬるとぞ、これも亦一證とすべくや、

五 堅物の射法 矢にて堅物を射通には、矢がらの節をぬきて、その竹の穴程の細き竹をいれ、鏃の根の先とそ竹とつぎ合やうにする也、されば矢がら實して、中り殊によろしく、大かたの物貫く由なり、夏山雜談二にも、鎗の中心の短きは通ること鈍く、長きは鋭し、また袋鎗は就中鈍きものなりと、古老のい

ひし、其理尤もさもあるべしといへるは、殊更おもしろく覺えたり、

六 三河後風土記 三河後風土記は、二階堂松齋と云者、平岩の名をかりて作りたる也、貞丈漫筆卷の、上に見えたり、徳川

七 論語夷侯の訓 論語憲問篇に、原壤夷侯古訓本七を、夷、ウズイニシテと明經點により、刑昷の疏には、夷、踞也と見えたり、ウズイはイハキの、ウヅクマリキルの略語なり、

八 正雪楠の裔と云ふ説 由井正雪自ら楠の末葉と云ふらし、且つ傳來の品二種まで所持なせし事の其故は、檜村某とて楠正成の裔、御旗本衆にて千石やらん程の高にてありしが、寛永年間に檜村孫九郎とてありしが、西の丸にて刃傷の事ありて、この事、江城年録に、予が營中闘争記に載之、その頃家斷絶なり、後駿河の府中に身よりありて、それへたより隠居の時に、西國邊にて仕官にありつきたる由を云て、その家に重代の文書刀劍等を預け置て行たりしに、その頃正雪もそのあたり

にをり、この家へも常々來れるなれば、夏の頃、右預の品蟲干の節、刀と文書一卷奪ひ去たるなり、それを

もしらすありしに、檜村某これは孫九郎にてはなし、孫九郎なる、鳥取へ仕官にて、還りて見るに右の二品なし、蟲干の時失ひしならんと思へど、誰盜めりともしらすありしに、後に正雪右の二品をもて、楠の末葉也と披露せしとなり、さて正雪罪科に行はれて、その家財闕所にて上へあがりしかば、檜村氏より申立、右二品申請度由なれども、一度斷絶の家なれば、申たつる事ならず、主人へも問合申候處、さやうにては家來には致おき難しとありければ、是非なくやみぬといへる由、これは今の檜村監物語なりと、梅嶺主いへり、

九 古將のものに達す 武士は自ら飯をも焚、鞋をも作る事をしられれば恥なりと、世にもいふ事なり、實に然るべき事なり、渡邊幸庵語云、「天正十八年、小田原へ秀吉公御出陣の時、駿州宇津山にて、御馬の沓きれ申を見て、道の側の土民石垣忠左衛門といふ者、沓を持出、御馬に打申候へば、秀吉公御覽ありて、御馬より御下り、緒の結様悪敷とて、御自分御直し被成、忠左衛門には御召の紙子の羽織を被下候」と見えたり、大將の御身にてさへかくの如し、また海國兵談十戒制石垣の事、各其場所々々に隨て精粗の石垣を用

べし、尤大切の所は切合にして、其上に石を繋ぐことありと云ども、皆工人の傳と成て、武士に其事を知らる者無し、石垣は築城第一の工なれば、志ある將士傳授あるべき事なり、加藤清正は石垣の名人と世に云傳たり、思べし、見るべし、古將の物ごとに通達する事かくの如し、

一〇 婆丹と云ふ鐵砲 關原始末記廿六に、「その頃家康公へ南蠻國より奉る所の婆丹と云ふ鐵砲、秀忠へ進せられければ云々とあり、

一一 今世名實の遠元服 今世のこと、名實違ふ事いと多かり、その中に殊に甚しきものは、元服とて前髪を剃る事のやうに、人々心得るものなれど、元服また首服とも云て、冠するの稱なり、名はあれどその服なし、葬禮に忌服とて、日数は定まれども、服の名は殘れども、これをきる事絶たり、これは禮の中にて殊に闕べからざるもの也けり、

因に云、元服は今も高貴の家には行はれて、虚名にもあらねど、喪中の服は曾てある事をきかず、古代は藤衣とて着たりし事、古書に揭焉たり、
一二 手邊及び八幡座考 兜の鉢の上の穴を、天空

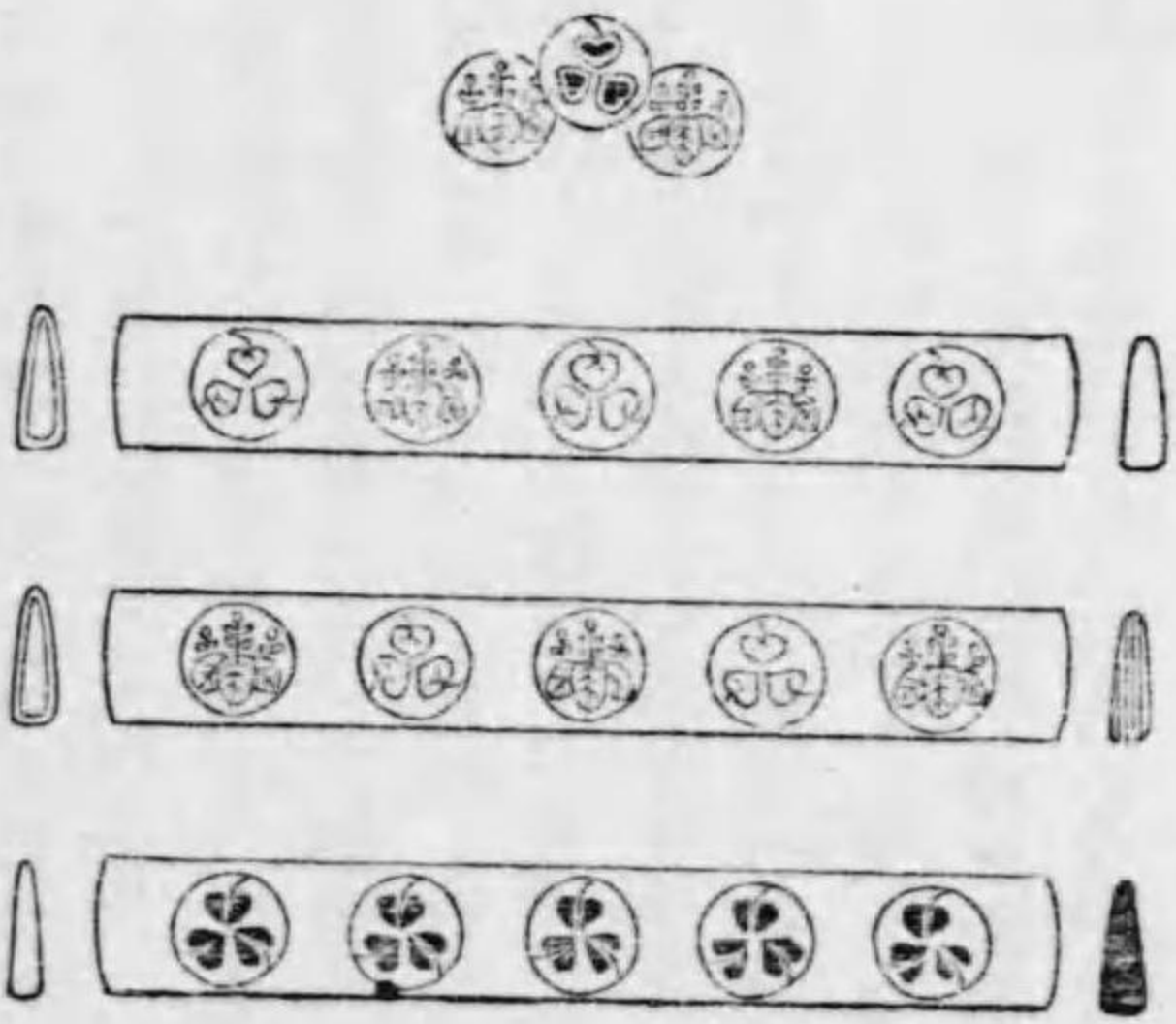
また手邊また手返ともいへり、盛衰記卷卅五十一云、「敵は射るとも射返すな、相引して綱射らるな、痛く俛して手變射らるな、〔頭書、盛衰記卷十五の十一〕云、「餘りきつてへん射すな、〔頭書、盛衰記卷十五の十一〕云、「餘りの袖を眞額にあてよ、〔頭書、盛衰記卷十五の十一〕云、「常にしころを傾けよ、いとう傾けて手變射すな、又太平記卷三十一云、「小手のはづれ、臍當のあまり、手返の眞中内甲、〔頭書、又平治物語二の六〕、〔かぶさとのへんにくまでを打かけ甲、打かけさ、つらめて走りければ云々、右八町二分三河守を追ふ處、〕小田天龍記多賀谷敗北の條に、「野中瀨入道大次郎を見て、〔頭書、合せて追掛け、二三問追詰て、十文字の鎧を甲の手變に打かけ、引落さん、二三度までしたりしが、〕此合戦、近くも關ヶ原記〔戸田筆〕、關原合戦の條に、「横井作左衛門自身高名仕に付、甲の天邊二つに切われながら、其儘御目見え被レ仕」とあり、これは正しき稱なれば異論に及ばず、〔頭書、テヘンは俗に云、頭上をてつへんと云、同じ言にて、今、佐渡にて、金をほる者、紙よりなもて冠りものを作られり、これを方言にてへんといへり、合考、へし、甲申六月十四日記、佐渡のテヘンの圖、耽奇漫録にあり、〕この天空の座を八幡座としもいへる事、詳ならず、今之を考ふるに、多田秋齋が故實百ヶ條云、「八幡座の號は云々、八まんの號を可引用理も無し、古書に八枚座といふ事有、〔安齋翁の評に、八枚座の名書に見えざる由、審かに論せられし、〕これ古書に所見なければ從ひ難し、また在原氏の考に、八幡座は鉢満座といふよ

り出し名ならんか、其故は兜の鉢の形、段々に張上げ山高くなり、むつくりとして既に張滿たる頂上に、天空の穴をうがつ也、鉢の形むつくりと張滿たる、其處にある金物なれば、是に據て鉢満座と云しを、好事のもの、八幡座と云せしより、區々の説も出來しならんかといへるも、信がたくや、八まん座といふ事、近來の軍記といへども、曾て見ゆる事なし、いともく、近く治世以後の呼稱なるべし、按ふに、武用辨略卷五、「上玉は息出の穴の廻に、〔あけたま〕抜出たる如くに設たる物也、明傳記の評に曰、正字は上神、古翁曰、神靈正直の頭に宿て、鬪戰の武冥を加給、即是八幡宮を以、武家擁護の氏神と仰奉る故に、八幡座の表意を以、八幡座と稱すと云々〔この次の條に、八幡太郎の製始め、〕といへる説、もとより妄説ながら、是等よりいひ出し事ならん、もと正しき稱こそ正しき古書をも徴すべけれど、かゝる俗稱は此等の俗書ぞあかしなりける、〔頭書、本宜深求之、本俗者、不宜文以飾之、五雜俎十三、淺者、不の廿七、俗説に俗書を引く所以、この語一般なり、〕白石先生の軍器考卷九、「禮節に神宿とかきて、加牟也登利といふ、頭上をいふ也と註したるは、今は世に八幡座などいふ所也」といへるは、中々に穩かなるやうに開ゆ

れど、この頃より猶古、武用辨略の云へる如き俗説あり、それ故に神宿と云名も出來し事と思はる、也、〔再び按ふに、私安禮節に神宿とあるを、辨略の俗説は、いり來りしにやあらん、〕
一三 冑に銘切る事 冑に銘を切付る事、古代かつてなし、明珍信家より銘切る事始りしなり、〔赤城〕
一四 大貳の辭世 山縣大貳の兵に長せし事、世にしる事なれども、その著作の書院政紀略二卷、省私錄一卷、柳子新論一卷、天經發蒙三卷のみ、その兵を論せしものある事をきかざりしに、行兵條といふ物ある由なり、未だその書を見ず、大貳が辭世あり、〔赤城〕云々、
くもるもなご恨みん月こよひはれを待べき身にあられば刑せらる、日、中秋にてその日曇りしと也、
一五 葵の御紋考 御常家に葵の御紋御用ひなされ候事、諸説區々にして一定ならず、本多家より奉るとも云、〔この説、本多家の系、また酒井家の紋を取かへ奉りしともいへり、これもその家の系譜、渡邊幸庵話云、〕「權現様御紋、元はかたばみなり、葵の御紋は本多中務立葵の葉を御貫ひ、かたばみの如くに被レ成レ附候也、〔美成按、かたばみの御紋の説あるより、酒井家を附會せしものならん、〕これら皆妄誕にして取に足

らず、さて今一説あり、葵の紋は新田殿稻村崎の合戦の時、用ひ給ひし内幕の紋成しが、此合戦勝利をえ給ひしより、永く此家にてつけ給へりといへり、この説出所詳ならずと雖も、猶證すべきものあり、柿沼長門守覺書云、御當家御旗御幕の事と云條に、「御旗大中黒、地白、御幕三田町白、内幕は地萌黄、上の横田町に桐菊、丸の内三葉葵、是は御先祖義貞公より御代々被レ成レ附候よしに候、此書は天正十九年正月、由良家の臣柿沼長門守といへる人の筆記にて、正しきものなり

集古十種刀劔卷二所載、横瀬家藏源義貞朝臣目貫小柄圖、



りとい、また今も現に横瀬家に傳ふる所の、義貞朝臣の目貫に柄あり、それにも桐と葵の紋つきたり、その圖載せて集古十種にあり、此書何れも正しき物なれば、この説をやとるべからん、因に云、渡邊幸庵話の葵の御紋の事いへる條、幅は輪にあらず、葵なりとあり、この説従ふべし、右の集古十種の圖の目貫の葵は、見ゆるものから、紋も大きからず、且葵を經しものなれば、確證もなし難く、されど源藤十ト云、大猷殿の御時御手鷹役つさめし人の家に、その時拜領せし御ゆがけあり、その物につきてある御紋、正しくつる葵なりといへれば、何れにも輪にはあらず事、疑ふべからず、これらの證猶あるべし、右御紋につきて猶疑ふべき事あり、京師下賀茂の神山より、去る年三つ葵のつきたるいと古き布目瓦を掘いでたり、江戸大塚の大慈寺といふ精舎にある佛像に、葵の御紋つきたるあり、これはもと京の長慶寺にて、三好長慶開基の寺なり、その比よりこれある佛像の由、天樹院様御歸依にて、大慈寺御開基にて、江戸へ召させられしかば、初めて尊像拜禮あらせらるゝに、葵の御紋つきてありしかば、いとふしきに思召けるといへり、此等神祖以前に紋に葵ありし事證すべく、且三州大林寺の佛像の腹中に系圖ありて、それに有親様を賀茂朝臣と記せし由、又今も三州妙心寺由緒書には、松平太郎左衛門尉賀茂朝臣有親様と記し奉れるとぞ、この事どもを合せ考ふるに、賀茂神山より古瓦出、三州古刹の筆記に、賀茂朝臣と御先祖を記し奉るは、ごにかく

賀茂氏の葵の如く思はる、也、源頼義卿の次男賀茂次郎なみ、さらば新田家の紋とやせん、賀茂氏の葵とやせん、孰れか正しからん、定め難し、

再び按ずるに、岡崎領主古記といへる物に、「清康主の御影は、岡崎隨念寺に繪像有之、御紋は立葵なり、此も正しき物なれば、記して異聞に備ふるのみ、

一六七字口傳 世に七字の口傳とかいひて、「あるべきやうに」といへる事、俗にいへり、或は云、神祖の仰られしとぞ、このあるべきやうにといへる事、もと明慧上人遺訓に見えたり、又醒睡笑卷六に、「七字の口傳、山門には、あるにまかせよ、三井寺には、あるべきやうに、安居院には、身のほごをしれ、何れも同じ心なり」とみえたり、

一七。狐矢 新撰六帖に、知家の歌、第五帖、人心頼れがたき狐矢はたゞそのまゝに又音ぞせぬ

源平盛衰記卷四十二、十七、武者をばえいす、されば狐矢にこそあれといはんも本意なれば、只射よと云者も多し、これらにて狐矢といふ名目を考ふるに、それ矢の事なるか、又はまぐれ中りにて、正しく射べ

きとて、手練にてあてたるには非ざるをいふなるべし、(頭書、俗に思ひかけの事を稱して、天狗と云、狐ともいへり、天狗を、天狗つぶて、又天狗俳諧などいへり、南部にて、山市を狐館と云、これら人の心に何ともわらぬ事をいへり、○本草紀聞に「露摩磧、和名きつねのまさかり、てんぐのまさかり」と云り、○唐にて鬼燈燭(山慈姑の異名)をきつねのかみそり云云にて、この方にて、狐と云、鬼の字を用へり、本草の鬼蓋、鬼筆の類可併考、鬼灯燭、鬼蓋、鬼筆、見書言字考、六の廿八、)

一八。革包籠 土井家藏に、古代の革包の籠あり、その籠に、角にて蜻蛉と鳥の如き物つきてあり、其を二月廿五日(文政六年)に集ありし時に見たり、全圖も寫さまほしけれど、席上なれば能はず、仍てその蜻蛉のみ摺て來れり、左にその摺本をのす、

右土井家は土井主税とて、伊勢安齋翁、及び萬助二代の門人にてあり、當主人は七太郎とて主税の子なり、



一九大坂陣古圖の説 世に大坂御陣之圖とて二枚あり、その傳來は、元和元年夏五月大坂の城を陷玉ひし後、かの血戦の形勢を屏風に畫がかせ、羽州山形の城主最上義光へ、御凱陣の御土産として下し給はりけるが、最上家没落の後、六日町の行禪寺と云淨刹の什寶となり、今に傳ふる由なり、然るに近比この繪考せしを見しに、同日見たるなりけり、云、「最上義光朝臣の出羽國にて、いつこの敵城をせめられつる事のありけん、常にも猛きいくさ許多あめる中に、是は殊に思ひのまゝなることありて、みづからも勇勇しき事とおぼすゆゑなるからに、其功勳を長く子孫に傳へまくおぼす餘りに、夫を畫工に作せて、かく繪にはして傳へ給ひつるならんと覺ゆるなり」とありて、この文前後殊に長し、今その由をいへる一節、奥に、文政五年國友恆足考とあり、恆足といふ人の事は、いかなる人といふ事はしらす、

の淺深まで書してある由、近來は猶それを補うて、水戦以律鈔といふ物ありと、又云、右のものは皆小せり合にて、外國の寇を防ぐ程に至らず、そは林子の海國兵談こそ、卓見の著述といふべきものにやあらん、
二一殉死 日本紀、垂仁廿八年冬十月丙寅朔庚午、天皇母弟倭彦命薨、十一月丙申朔丁酉、葬倭彦命于身狹桃花鳥坂、於是集近習者、悉生而埋立於陵域、云々、詔群卿曰、夫以三生所愛、令殉亡者、是其傷矣、其雖古風之非、良何從、自今以後、議之止殉、殉死の事、古風とあるを思へば、上代よりの俗なるべし、その見えたるはこれぞ始なりける、垂仁帝の詔、いとも、難有御掟にぞありける、されどこの弊猶止ざりけるにや、
即自刎之死 同紀、孝徳大化二年三月の詔に、禁を犯す者は、其族を罪すとも見えたり、其後はこれらの俗も絶えしや、ものに見えず、中古の兵亂打つきたりし世にもきこえず、明德記下の廿云、「武州入道頼之、の内には、三島外記入道と云者あり云々、武州御陰れと申ければ云々、南無教主彌陀善近、極重惡人、無他方便の

御本願誤らせ給はずば、今日の新幽儀武藏入道常久靈位、并從死外記入道が意を來迎引攝し給て、一佛淨土所生の縁を示し給へと、懇に口説つ、云々、腹十文字に搔切て、刀を咽に突立て、手合てぞ臥たりける、中古にては、この三島をや初といふべき、是より後、まゝこの弊なきにあらず、
御供申さんといと近く主人の死には、必しも從ふ事になりたれば、寛文三年癸卯、禁令を下し是を止め給ふ、その令に云、「殉死は古より不義無益之事なりと、いましめ置といへども、被三仰出無之故、近年追腹の者餘多有之、向後左様之存念可有之者には、常々其主人より、殉死不仕様に堅可申合之、若以來於有之者、亡主不覺悟可爲越度、跡目之息も、不令三仰留儀不届可被三思召者也、卯五月廿三日、
に、「願書、此令の文、合條を集めし諸令類に見えたり、播州姫路城主拾遺源朝臣碑銘に、寛文三年五月の條に、「兼位菅義禁三殉、習俗忽革、世教維新、みえたり、〇近世武家編年略云、「寛永九年、秀忠公薨、森川殉死、慶安四年四月廿日、左大臣家光公薨、葬日光山、贈太政大臣、賜諡號大猷院、堀田加賀守、四十六正盛、阿部對馬守、五十三、重次、内田信濃守、三十三、正信、三枝土佐守、是を近來の禁にはありける、さるをこの後寛文八年八月五日、奥平家に追腹の者ありし時、御評

定の上、持高二萬石減せられ、殉死せし者の悴兩人有之しをも、切腹被三仰付し由、
美作守信昌卒、家臣松浦右衛門兵衛殉死、昔法制、八月三日、美作守嗣子大膳亮家昌、坐法改采地下野國宇都宮、遷于出羽國山形、減邑數、爲九萬石、殉死者之二子遭刑、其婦及孫皆放斥、
是より後會てこの俗弊ある事をきかず、
仙臺侯卒、殉死士九人、僕三人、
寛永十三年五月廿四日、十日、正信殉死、
略文、延寶八年五月二

二二徒然草考 兼好法師のつれづれ草といふ書、世の人殊にめで翫びて、その註さくもいと多かり、其書にいへる事は、金科玉條の如く心得る輩もありとしきけど、さる心を用ひ、會て教訓ともなすべく著せし物とも見えす、本書にいへる如く、只何となくよしなし事かけるものにこそ、春湊浪語卷の下に、つれづれ草上卷は、建武三年より以前に書たるものとし、下卷は建武三年の後に書しもの、とせり、さてその考説委しく見えたり、
さらば徒然草ともしもいへるもの、二冊著はす心にて、書記せし如くなれど、猶いかにやあるべき、先哲の説とも少からず、安齋翁隨筆、雲隱の卷に、兼好草庵の壁に張置候反古を、今川了俊取集め、章段の次第は了俊綴連候由、元來兼好が徒

然の筆すさびにて、人の爲にとて書置候書にては無御座候間、何事にて書たきま、書置たる反古にて御座候、兼好出家にて有ながら、佛道にては名を取らず、歌にて名を得候者にて御座候、德行もなきたの坊主にて、そのなぐさみ書の反古なれば、取あげてしかるにも及ざる事なれども、世の人餘り尊信する人多くなりて、人道の害にもなるべければとて、摘儀、奥儀抄などの書は出来しなり、この二書、註家者流の風をはなれて、論辨寔に兒蒙の途を開く善書なり、信すべしと見えたり、安齋翁も兼好自著に非ざるを思はれしか、徒然草を兼好自編るやうに思ふ人多し、然らず、是は兼好が重命松丸と云し者、後に今川了俊に仕へたり、了俊或時命松丸に、兼好が歌など遺るものもありやと問れしに、庵の壁にはられて侍ふ、こゝにも候へども、かたみに重寶いたし申と語ければ、尋させよとて、吉田の感神院へは命松丸を遣し、伊賀の草庵へは與太郎光貞とて、歌の心もありしを遣し尋ねしに、歌は伊賀が草庵にて、やうく五十枚ばかり集めぬ、今の徒然草は、吉田にておほく壁にはられ、又は經卷などを寫せしもの裏などに書捨

有しをとりて來りぬ、それを了俊、命松などとり揃へ、又命松が許にありしをもあつめ、歌一冊、草子二冊とせり、此時題號なき故、發端の文字を取、徒然草と題せるは了俊にてぞありし、美成按に、巡狩録正平五廿に、「三光院内府の説のごとくならば、徒然草は妙松丸が書しものなり」といへり、内府の説未だ見ずと雖も、然る證もあれば、妙松丸が記せしと云説に従ふべし、

二三清正題目の旗

俗間の軍記に、加藤清正の朝鮮征伐の時に、題目の旗立しといふ事を記し、兒童走卒も常にしれる事ながら、朝鮮征伐を記したる實記に、かつて見えざる事なれば、年ごろ疑ひし事なるに、高麗陣日記卷の上ヲラン海落城の條に、「又一日路行て、ヲラン海の都のよしを申す、さらばはいれくの者先手を仕候へとて、はいれくの三千の者に、南無妙法蓮華經の題目を書て、鎧笠印に付させ、先に押立、彼所へ寄られたり、蓮華經の御旗をぞ給ふ、此御旗に秀吉公播磨國拜領のとき、信長公より教し給ふ、吉例にまかせてくだし給はり、同書に、「をれんく人五百にいつれも南無妙法蓮華經の文字を書、笠につけさせ」とあり、さればいさ正しき事なりけん、按に、世に清正日蓮宗信仰にて、題目の旗を立しと云は非なり、然れども宗

旨は法華宗にて、法名は淨地院殿日乘大居士と云り、跋文には指物揃三卷、寛永十四年、の刻本はあらず、諸將旗圖と見えたり、なり、その載する所如左、「是のみならず、今南品川なる妙國寺といへる寺より、加藤清正のさし物へ、自筆にて題目をかける縮摹の石摺をいたせり、これらを見れば、俗間にいひ傳ふるもの、うたがふべからず、

二四手疵灸すること

「甲冑して大に働く時は、蒸氣逆上して眩くものなり、この時は、辰砂益元散甚善し、その方、滑石、六芩、甘草、辰砂、各一、右細末水服す、この外昔武士の様子を見るに、疵を被る時は、或は鹽をすり込、亦は直に灸したる事も見ゆ、是亦戰場意氣の一療治なるべし、以上上海國兵談上氣の藥は旅行にも用意あるべし、雨天つゞきて、雨具にて日をはる時は、必逆上するなり、また疵へ鹽をつくる事、古書所見なし、灸をすゆる事は、源平盛衰記卷十五七、宇治合戦の條に、「明春前并淨妙、心は猛く思へども、手負ければ引退て、平等院の門外芝の上にて、物の具ぬぎ置、冑甲に立所の矢六十三、大事の手は五所也、閑所に立寄て彼是灸治し、頭はからげ弓打切杖につき云々、奈

良の方へぞ落行ける」とあれば、古へよりの療法と見えたり、是も戰場のみならず、旅行野邊にも意得あるべき事ぞかし、

二五十萬弓

仙臺の國中に、カマゴ弓と云もの多し、六十萬打ともいふ、相傳ふ、秀衡武備の爲に製作する所なりといへり、海國兵談註に、かまぼこは其形によつて名づくるなり、十萬打は地名なり、高館の下に十萬坂と云所あり、この地に弓工を置て、十萬挺を製したる故、十萬弓といふといへり、以上註、(頭書、此弓の眞物を丁亥秋九月十九日輪池に於て觀す)

二六騎射

海國兵談卷十五に云、「今の騎射は、古の流鏑馬の遺風にて、式の騎射なり、只神事饗應等に用るのみにして、敢て武術とは云難し、その事の起りは、古代處々の神事祭禮に、神勇の爲、社人神主などの射たる事なり、然る故に今も古き神事には、皆流鏑馬あるなり、是當世の騎射の濫觴にして、騎射と云名目は同じことなれども、式を本としたる射形なる故、武術の騎射と、その態に精粗剛柔の差ありとせるべし」といへり、この論確論と云べし、なほ流鏑馬の事は、予別に考一卷ありて委しくいへり、

二七百姓爲子 續紀卷四に見えたる詔詞に、「此食國天下乎撫賜比慈賜事者、辭立不_レ在、人祖乃意能賀弱兒乎養治事乃如久」と見ゆ、大學にも、「子孫黎民を保つ事赤子の如し」とも見え、法華系是吾子などいへる、合せ見てもて、君子たる者の下民を慈愛するの厚きを見るべし、下人は愚なる者と思へなご諺にもいへり、三人四たりの上たらん者と雖も、ゆめこの心あるべく思ふもの也、

二八風俗古今の異 世の風俗ほど忽にすべきものはあらず、大道寺の落穂集に、「市谷八幡の祭禮に、尾州家の女房達棧敷へ見物に出づるを、堺町のものをれを見て、その風姿をうつしたる」と見ゆ、然るに今の世中は、大家の女房達の芝居見にゆきて、その風姿を學給ふ事には成たり、下賤の者は男子といへど、むねと歌舞妓者の手ぶりを學ぶことにぞ、はつかに百餘年の程にて、かゝる風俗の下るは、いかに歎かしからずや、近き比の童謡をきくに、ひとつとして姪奔ならざるはなし、や、古く唄ひ傳ふるものは然らず、盆歌の中に、

「しまだ(島田)もいやよから(唐)子もいやよ、御城で

はやる御下げがみ、
といへるは、落穂集の趣と同じといふべし、昔の手ぶり思ひやるべし、

二九蔡花 善導義の中に蔡花といふあり、さる草花のあらざるやと、醒齋の或時予に問ひたりしかば、予も本草の事はしらね、蔡花と云はしらす、その文に、日に向ふ由ありとか、然らば蔡の誤字にや、蔡花の日に向て轉る事、左傳及涅槃經、三代實錄等に見えて、人のしるること也、蔡と葵字形甚だ近し、うつなく謬れるもの也と答へき、人にも後談せしに、皆うべなひけり、このころ龜北瑣語を閲するに卷三、云、「佛書顯名苑と云ものに、明王將_レ出、先有_二白龜_一、乘_二於千葉白蓮_一來現、謂_二之蔡花_一、散善義に引_二芬陀利爲喻_一云ふ、此花相傳名_二蔡花_一とあり、蔡はもと龜といふに同じ、蔡は草也、之を見れば、蔡花は蓮花の異名なり、按ふに龜、蔡といへば、それが乗る花といふ心なるべし、

僧良忠_二記主_一、が傳通記_二散善義_一、卷三、云「蔡華者即是蓮華、但蔡華名、振古未_レ決、近比有_二儒者_一、勘得_二此義_一、謂、論語公冶長篇註云、蔡國君之守龜云々、此文蔡者、靈龜之號也、出_レ蔡地、史記龜策傳云、龜千

歲乃遊_二蓮華之上_一云々、此文蓮華者、蔡所_レ遊之華、千歲龜即是靈龜故也、以_二史記文_一按、今釋意言_二蔡華_一者、當_二蓮華_一也、(頭書、觀經に「あらず、七祖御釋の中此の事誤れり、〇月別藻集に、頓阿法蔡師花説と號する事カッ、論語新註十一の上四十一「一文仲居蔡草云、蔡之爲龜、不出_二古書_一」云々、猶本書に就て見るべし、他論語居蔡の註可考、〇史記曰者傳に「龜遊_二千載蓮華之上_一」なども見えたり、〇龍氏乘云、「蔡花以_二爲蓮花_一者、字書所_レ無也、淨家説有、云、蔡花相傳、善道觀無量壽經義云、此花相傳云_二蔡花_一、蓋指_二蓮華_一也、相傳古昔有_二人_一、到天竺、得_二無熱池之蓮_一而歸、裁_二之於蔡之地_一、故蓮云_レ蔡、猶蔡地出_レ龜、則謂_二龜爲蔡_一、」

三〇經濟の字 經濟といふ事人常にいへど、その義は世を經し民を濟すと云義なり、然れどもその文字の來處詳ならず、抱朴子_二内の四_一に、「以_二聰明大智_一任_二經世濟俗之器_一、而修_二此事_一、易可_二必得_二耳_一とあり、これより古くありや、抱朴子の文、龜北瑣語に引用たり、經濟考政事部に見えたり、(頭書、經濟錄、唐裴度が李西平神道碑の文に「有_二經邦濟物之志_一」云々もみえたり、)

三一媒の訓義 古事記に媒とあるを、本居氏の傳七_七の、なかびととよみて、中人の意なりとし、今世にもなかうごといへりとあり、訓蒙字會に、「媒妁、俗呼_レ男曰_二媒人_一、女曰_二媒婆_一、總稱_二中人_一」とあるを思へば、媒を中人と云事もと韓語にて、中人を訓讀にして、媒の和訓となしたるものなるべし、

三二清人の詩 清人の詩に、「人間生涯五十年、除_レ夜二十有五年、時々若作_二午時睡_一、僅_二茲十有二年半_一、(文海披沙七の八左)文按_二るに_一、この詩は東坡の無事此閑坐、一日是兩日云々の詩の反對なるべし、されど清人にかゝる癖多かれど、古人には遙に劣れり、東坡の洗兒詩を錢牧齋の作りかへしの類、(巳に辰集(〇)第之を載、同じかるべし、(頭書、五雜俎十一の五、(吾見_二嗜_一酒者、嘔而登_二席_一、夜則號呼、且而病_一、酒、其言動如人二十_一也、而舉_二世好_一之不已、亦獨何哉、)〇蕪湖漫筆一の十九、仙佛々々の條、淨度三昧

三三梅に鶯 鶯宿梅の故事、拾遺歌集に見えしよりこのかた、鶯は必ず梅に木傳ふ鳥の如く、世にいひ來れど、猶古く萬葉集に、鶯をよめる歌に、梅をいへるいと多かり、されど竹も柳も、この鳥に縁なきにあらず、さて我邦詩つくる人は、古人に鶯に梅を併せ作れるあれば、倭習なりとて嘲り笑ふ事なれども、さにあらず、唐土古へよりこれあり、王維の早春行_二の十_一に、「紫梅發初遍、黃鳥歌猶澁」といへるが確證なる、なほ律隨_二廿七_一、王平甫の黃梅花の詩に、未_レ容_レ鶯過毛無類の句あり、(頭書、鶯集詩集の九十六、梅鶯讀、春風吹度、園林、梅有_二清香_一、鶯有_二音_一、花似_二玉妃_一、擇_二良對_一、舍衣公子幸

來尋、○東見記にも梅に鶯のこゝろあり、懷風藻葛野王詩五言、
春日鶯鶯梅云、上略、梅開素鬢、鶯鶯下略、

三四茶醉

諺に、言の據なきを實の如く戯れのやうにいへるを、茶に酔しふりといへり、酒こそ酔べきものを、さならぬ故にぞいふ喩へなるべし、それにはあらねど、清の張木威が詠物詩^{廿三}に茶酔の詩あり、

三五唐土書有日光山事

大清太宗文皇帝實錄卷五十九曰、上略、且日光山有甲康廟堂、而廟堂之後、新創社、堂梁柱四壁、皆以玉石營造、其爲華麗萬古無比、有三守僧二人、其一年一百二十歲、即甲康生時親信者也、其一即天皇之子也、と見えたり、^{日本外史}日光の華麗なる、遠く異邦まで稱せるを見るべし、

三六倭銃

鄭芝龍監定武備彙、奇得宋以前、以弩取勝者、不可勝記、異隣疊陣則專弩、鹿角蔽前、令士坐射、士爲必死、反以取勝、是弩之用長也、自嘉靖以來、始易鳥槍、蓋倭製也、鳥槍之放不及再裝、故士或未見敵先發、或既散莫措、則旋旋發三矢五矢、數十可以連射、附以毒藥、又能見血即死、大黃連淋遠射、皆數百步取入、幾可穿石、其效較鳥嘴、何啻千百而盡置不請耶、同上、

三七龜のさし櫛

新撰六帖三、龜の歌に、光俊、

河の瀬にうきたる龜のさしぐしぞみし世なからの印なりける

この歌の龜のさしぐしを、今の鼈甲の櫛ならんどのみ思へるに、さにあらず、此はたゞ鼈の故事をよみたる計の歌なり、櫛の事ならば、くしの題に、その故事は、搜神記卷十四、七、漢靈帝時、江夏黃氏之母、浴盤水中、久而不起、變爲鼈矣、婢驚走告、比家人來、鼈轉入深淵、其後時々出見、初浴簪一銀釵、猶在、其首、於是黃氏累世、不取食鼈肉、玆にては釵なれど、それをくしと取直してよめるまで也、^{龍珠君説に、石野遠州考なり}百八の四、物異考、(人異)、靈帝時、江夏黃氏之母、浴而化爲鼈、入深淵、其後時出見、初浴簪一銀釵、及見猶在、其首、^{同書同}卷五、魏文帝、黃初河清宋、士宗母、化爲鼈入水、

三八卷舌三指張臂

靈空の草堂雜錄、享保十四印本、卷四云、江城繁花、能移三人朱赤墨黑、誰守志莫學、賓主相見、初卷舌三指大張臂、^{此三者、並東武俗語}と見えたり、この詩をもて見る時は、結句の三指張臂は、いと儼しくむくつけき様をいへれども、敢て形狀を然する事ばかりにもあらず、人情の京人よりは力みあるさまなるべし、三指といふ事は、寛永年間の書昨日はけふの物がたり卷下、に、「今も老人の三指つき合」などあり

り、この外にも、京童迹追卷四、元日の句に、「つく指も三のはじめの禮儀かない、笈絨輪、卷一、「見せ男まづ三指のつめひらき、冠角、」といふ句も見えたり、又張臂といへるは、了意が東海道名所記^{卷一}の吉原の條に、「名取衆は、高雄、から崎、ちとせとかや、はり臂の者なり」とあり、今も遊女は、江戸吉原の傾城に張るあるといへるは、もたせ、大坂の新町にて遊び、これら皆その比かきし草子なれば、この文をもてその様を思ひ見るべし、

三九大刑兵を用う

兵といふものは凶器ともいひ、且は財を盗めるは刑せられ、國を盗むは諸侯に封せらるゝと、莊子にも見ゆ、されどそれら皆一時の事にて、兵の義にあらず、兵を出し征伐をなすといふものは、もどやむ事を得ざるにいづる事にて、財を盗むは刑し、國を盗にあたりては、兵にあらざれば刑し難し、その勢の大なるをもて也、左傳に、大刑用兵とあり、豈然らずや、^{頭書、國語魯語曰、賊文仲言於魯公、曰云々、大刑用甲兵、其次用斧鉞、}

四〇偏旁

偏旁といふは文字左右をいへる事にして、偏旁の文字を、我邦にて偏旁といへるはよけれど、冠りと云ふことは唐土には見當らず、又イをにんべん、イをりつしんべんなどいひ、雨をあまがむりなど

いへる唐名も、音釋五侯靖字海、^{音釋字海といへり、十一中の第肆字傍と云條に見えたり、陳繼備の序あり、}といふ書に見えたり、卷首篆隸字傍の條に、「人字傍、今の人偏の、行人偏の、堅心、^{頭書、堅心とあれど堅は、立心偏、手偏の、堅心、頭書の、堅の譯なるべし}、傍、挑手傍、^{手偏の、事也}、耳字傍、目字傍、^{傍、絲偏なり、}されど何偏とかける事見當らず、何へんといへるには、邊の字を用ゆる事いと古し、^{頭書、西廂記三の十九}又、着降跳、東牆、女字邊干、^{註、荀子修身に云、如、惕悍、而不云、女字邊干、極、白好字、}荀子修身に云、「如、惕悍、而不順、^{註、韓待郎曰、惕與、蕩同字、作、心邊、易謂、放蕩兇悍也、}と見えたり、^{頭書、五雜俎十六の三十二、有、御史唐平、因降詔獄、畢上殿、仁宗問、其事、平曰、已從、車邊斤、突、時、謂、之、車斤、御史、}然れば唐代よりしてこれある稱也と見ゆれば、我邦にもその頃よりいひ傳へたりしなるべし、^{偏旁ノ例、第十六卷二五條ニ出セリ、又偏旁、損益書第十九卷一〇條ニ載ス、參看スベシ、}又字脚、字蓋といふは、字脚は入點の類なれど、別に名目なし、字蓋は冠の事なり、これら又小學の一端なるべし、

四一唐代の輩行 唐詩の題に、杜十四二十二員外郎などあるは、唐一代の制度にて、その事詳かならず、釋親考、制度通などにもこの説あり、吾邦已に古へこれをもて、唐土の人に問ひしあり、史館茗話^{廿二}

云、「江以言遇唐人問曰、古集氏下用數字、或曰某某二某三、或曰某某十一某十二、其義如何、唐人答曰、是一家子孫列次之行也、譬有三人、其人有三子、則自嫡次之、曰某某一某二某三、其嫡子有五、則曰某某四五六七八、其次男有子四人、則曰某某九十一十二、其三男有子三人、則曰某某三十四十五、其嫡孫有子二人、則曰某某六十七、如此嫡庶世々以次第一稱之、限以四十九、而及五十一、則又稱一二三云々、今按、此言不知其據、然以言直聞唐人之而論、則可爲證乎、就想、蘇二、黃九、魏十六、韓廿八、魏三十六、劉四十之類、以此解之、則不勞工夫、而其義可通」と見えたり、〔頭書、箋註唐詩選二の十二云、五三二即輩生日先後次序也、詳東涯釋親考一とあれども、釋親考にても委しくはし、江以言の事も江談抄卷下の三三に見えたり、俗説に、此輩行官の次第なりと云へり、杜詩の題に、尋范十隱居と云あり、此にて官ならぬ事明なり、○范十云々の詩、嘗漢詩話四の二二に見えたり。〕

四二血書の經文

本所五ツ目天恩山羅漢寺の什物に、象先の血書したる八十華嚴あり、この比江湖風月集を見るに、〔卷四の血書華嚴經和尙の詩云、九々元來八十一、針鋒頭上漫論量、紅霞影落平峯外、知識門〕

吞むと夢みて孕めりと云事、世人よくしる所なり、これも俗説にあらず、朝鮮征伐記卷一六六に、朝鮮王への返翰に、「予當三子託胎之時、慈母夢日輪入懷中」とあり、〔頭書、扶桑略記廿三の八、天台山沙門陽勝云、元是能登國人、其父僧善造、俗姓紀氏也、母亦同、夢吞日光、即有娠胎、小泉檀山云、太閤は天子の種也、世にいふ故に、天子の御眼病の時、尾州より馬島明眼院を召させられて御治療なりしが、幾程なく平癒ましく、その賞に孕婦の胎を賜はれりしが、明眼院は僧の身にてありければ、同國愛知郡の彌助へ嫁せしめたり、その胎の生めるが即豊公にてありし也、是は明眼院の記録にて、世に知る人なし、これ等を傳へいふ也。〕按ずるに、搜神記卷十、一、孫堅夫人吳氏孕、而夢三月入懷、已而生策、及三權在孕、又夢日入懷、以告堅曰、妾昔懷策、夢三月入懷、今又夢日何也、堅曰、日月者陰陽之精、極貴之象、吾子孫其興乎、また似たる事は、註畫讚の、「蓮師、姓三國氏云々、母清原氏、恆仰朝曦、念誦、夢日光映胸而娠」と見えたり、豊臣氏及び孫權と同じ類にはあらねど、日蓮も亦尋常の僧徒にあらずと云ふべし、

四七越後流 甲州流

眞野家傳甲冑故實云、「越後家傳と云は、越後の上杉謙信公の流儀なり、日本にて軍家者流の大祖は、甲州の武田信玄公、扱は越後の謙信公なり、上杉謙信公は管領なれば、越後家を上にあ

頭路轉長」とあり、〔頭書、貞和集に血書の、此頭血書を褒ふ事ことぢやが、貶たは相違したやうなれども、時の人が徒に血書する程に、如此云て華むの大意を知らしめんが爲ぞと鈔に見えたり、さらばその比は血書する事多かりしにや、〕

四三錦の行膝

錦の行膝の事、衣服令曰、「兵衛督赤皮靴、錦行膝、義解曰、謂膝絨、所下以雲、股脛合、衣不飛揚者也」とあり、衣を飛揚せざらしむることあれば、行膝は衣の上に着すること明也、〔以上貞丈、猶軍器考にも、綿の行膝見えたり、行膝の考は、軍器考、あた古き畫卷にも、これかれ錦のむかばきつけたるありと、千春いへり、畫卷は應天、及び年中行事等にあり。〕

四四二麥

今田舎に、麥種二品、大麥と云ひ小麥と云ふ、これ吾邦のみならず、范石湖詩に、〔詩鈔卷三の十、九、四時田園雜〕「二麥俱秋計、百錢、田家喚作小豐年」の句あり、後老杜の句に、「小麥青青大麥枯」と見えたり、大小の稱、我邦の俗ならざるをみる、

四五蠶斯

龍氏乘云、「詩、蠶斯羽、以蠶斯爲蟲名、非也、斯助字也、猶言蠶之羽也、」
四六夢日孕 太閤秀吉公の胎に託するの時、日を

げて、甲州家を次に書きたるなり、末々とも如此、此越後家傳としたるにも品々有、先越後三流と云て、一流は謙信公御取立の流儀、流を日本傳と云、書を武門要鑑抄と云なり、亦一流は加治遠江守景英が傳、亦一流は宇佐美駿河守爲直が傳なり、書を兵要抜粹と云、是をも謙信流と云て越後三流と云、亦外に宇野かうしやうけんが傳とも謙信流と云、扱甲州流は信玄流と云て、亦外に山本勘助晴幸入道道鬼が傳、高坂彈正昌信が傳、江戸の浪人小畑勘兵衛景憲が傳、山鹿甚五左衛門高祐が傳、彼是兩流ともに品々有事にして、一流に不限、是等の内より其傳を集て、末々甲州家傳越後家傳と云て、右の内より抜出たる物也、右の兩流ともに一概に不可心得と云々、これにて二流の趣、大かたにしらる、也、故に爰に抄出す、

四八亂勻の詩

錦繡段、〔八〕虞伯生が開魯の詩に、「曉寒顧影惜金衣、着意聽時不敢啼、飛入柳陰深處去、數聲只許落花知」といふを載せて、亂勻とす、美成按ふに、亂勻と云事あるべくもあらず、衣、知は通韻なれば論なし、啼も通勻にてやあらん、或時隨齋鹽田又、に語りけるに、それらの韻の事、詩轍に詳にあ

りといへりし、

四九取染手綱

今俗間に、斜に筋を染たるを手綱染といへり、原の名は取染手綱といへる也、諸書常用抄北島に、「手綱はとり染にいたし候、まづ手綱の先一尺計もえぎ、それより一寸はごつ浅黄、白、萌黄に横筋を付染候、腹帯同前、また弓馬開書元龜元年堤右京亮の記に、「とり染手綱本也、尺不定、五寸計一色に染て、又一寸づつ段々に、三つ計色々に染候て、また五寸ばかり一色に染る也、色は何にても苦しからず、この取染、時の時、軍陣の時ならでは不用候、小笠原備前入道宗信傳なり、また上賢抄上原豊前守に、「手綱はかちんにて、筋を一寸まだらに可付、これを取染といふ」など見えたり、されば取染手綱の如く染るもの故に、手綱としもいへる也、

五〇馬面

軍陣に馬面を用ゆる事、古書に所見なし、本朝軍器考に、「馬面とて馬頭を蔽ふべき物あり、此物も古よりありしにや、其名は聞えず」と見えたり、鈴録に、「馬面と云物あり、余が曾祖母の語り傳しは、昔は關東武士は、家毎に馬面を所持せざるはなかりしに、今は所持する者少しと、是軍學専ら上方流に

五〇馬面

はつけ宗そのしやうれつはしらねどもきんをしむるはいつちしやうれつと法もんをして、勝まけはしらす、さんくゝに櫻みあふて、へのこを締られて、なんぎ千萬するを見

昨日は今日の物語上に、「はつけ宗のいつちとしやうれつと法もんをして、勝まけはしらす、さんくゝに櫻みあふて、へのこを締られて、なんぎ千萬するを見

ほつけ宗そのしやうれつはしらねどもきんをしむるはいつちしやうれつと法もんをして、勝まけはしらす、さんくゝに櫻みあふて、へのこを締られて、なんぎ千萬するを見

五三瓢箪

瓢はヒサゴとよめり、然るを小瓢を瓢箪といふは、一簞食一瓢飲を、和漢朗詠集に、「瓢箪履空」とあるより併せよべるなるべし、惠空が徒然草考

て、歩戦を専として、騎戦のまた絶たる故なり」とみ

五二陰核

和名抄卷の三莖垂類云、「陰囊、俗云、布また「陰核、乃古」乃古と見えたり、之による時は、陰囊はフグリにて今も然いへど、陰核はその中の翠丸なり、「頭書、素問五常政大論云、「其實濡核、註云、核中堅者」見えたり、俗にキンタマと云、さるをへノコとしもいへるは、俗ながら今の稱呼は謬れる也、今は玉莖の事とせり、然あやまれる事はいつの頃や詳ならざれど、いと近くぞあらん、近世のものにも、皆今の翠丸をへノコといへる謬少からず、「頭書、救民妙藥集二十丸」「新撰狂歌集卷下」に、「くらふづといふ人、大へのこにて馬をすきてのりければ、或人のよめる、くらふづが前にかゝる大へのこきんぶくりんさ人やいはまし

五四玄は弦の省

古事記卷下四十に、櫻井玄王とあるは、玄王ユミハリノキミと訓めり、玄は弦の省字なり、我邦古書省字を用ゆる事多し、

五五齋を置燈上

物類相感志云、「三月三日、收齋菜花置燈上、則飛蛾蚊蟲不投」と見えたり、我邦の俗四月八日に齋の實をとりて行燈へ釣、蟲よけ也といへるに似たり、

五六割字

割字、紀効新書などに多く之を用ゆ、されど字義詳ならず、字典を検するに、音答、玉篇、割劔也と見えて、委しき註釋なし、石林燕語云、「今奏狀、割子、皆白紙、學山録六の類書纂要卷十一廿七云、「啓割、文言而詳、日啓、尺牘無割、對、指事而陳之曰割」など見えたるは、書上の事と見えたり、又類書纂要十一の「駐割、宿處」とあるは、今の宿場のとまり札などの類にやと、全齋いへり、

五七先入爲主

先入爲主の語、人口に膾炙せり、嘉傳四十五卷の云、「當以先入之語爲主」とあり、これその本づく所なるべし、「頭書、楊文公家訓曰、童穉之學、以先入之言爲主、小學外篇嘉言五の三引」

五八疑事

世に疑はしき事のいと多かる中に、肥

後のしらの火を始めとして、そこ、に龍燈などいへるものあり、そは某月某日必ず現はるなどいひて、其あたりの人に見にも行めり、昔より今に然なり、さるに曆といふもの古今同じからず、殊更に近來は、西洋にて作れる曆法なれば、古へのとは何事も異なるを、かの龍燈などやうのものも、公の制度に従へるにや、今に月日を違へざるは、いかなる故よしやありけん、

五九 黒艦戦法 赤松十三郎といへる人に、此人兵を以て業せり三月十四日、七年立原翠軒翁小祥忌の時逢たりしかば、此彼兵事を話したりき、その時日本の古代の軍法は心字傳とて、武内宿禰の傳へ也といふあり、異艦戦法といへる中にありと也、又今の城制は太田三樂の傳にて、架衝拒壘の傳と云あり、これは越後流の傳なる由いへり、その説もき、たれども、いかにやと思ふ事少からず、

六〇 地轉儀 西洋地轉の説、おのれ幼き比よりきけりと雖も、その詳なる事をしらざりしに、頃る刻白爾天文圖解司馬江漢の撰なり、といふものをみしに、始めてその詳なるをしれり、（頭書、唐土古へ地動の説あり、張華の博物志にみえたり、天中記に地動儀の事あり晉）

百里、日本の一度三十里、地の廻り三百六十度、猶その説委しきことは、本書につきて見るべし、

六一 歳旦の詩 駁斥非深谷公云、「其第十四則斥非の十四則曰、中華詩人、賦三歳旦者甚鮮、蓋無事弗作也、倭儒乃每三歳旦必作、無事而作、所謂無病呻吟也、觀其所言、不鄙猥、即僻、敗風滅雅、可厭可惡、幹謂、是而墻之見也、如徐勣龍峯集、年々有三除夜歳旦之作、始三庚寅、終三庚申、其間凡三十年所、又臺閣集中、明人年々有三歳旦之作、豈謂無事不作耶、」

六二 紅楓の字 同書附録云、「又純使門人數輩作請友賞楓尺牘、稻垣長章有方今紅楓爛然與春芳爭妍句、釋括文作前林楓葉紅勝於春時一句、純乃加雌黃而改前林紅楓勝於春花、元喬初稿、雨中望、君彦席上會蓮阿上人、主人有詩、和以奉謝、其詩云、玉芝峯轉倚龍宮、寺後園林地勢雄、十月寒花紛白露、三山微雨重紅楓、榻前最愧南州儒、座上還推北海融、況復謝家談自妙、支公爲出剡中東、幹謂紅楓字當作丹楓、余今頭髮種々、未見唐人用紅楓字者上も」と見えたり、その頭書に、「天地開闢以來、雖字書多矣、莫大於佩文韻府也、其書中莫

書を引けり、（第十七卷）凡例に云、「刻白爾なる者、西洋波羅泥亞國登法爾と云所の人也、今より三百三十七年以前、此地轉の説を考究して、歐羅巴の諸洲皆此説に従ふ、實に窮理と云べし、また此全説、日輪は天の中心に係て轉居せず、地球一日に一旋轉して一晝夜をなし、周天の一度を進む、然るに太隊東に昇て西に落るは、地球右旋するが故也、また地球の如き者、天中に五つあり、之を五星と名く、各大小遠近ありて、吾地球より仰ぎ視る時は星の如し、木火土金水の文字を以て符合とす、曾て字義の説なし、西洋人之を惑星と呼ぶ、以上、凡例の中、圖解卷下云、「人地球の上に居て天を仰望に、天旋て大地靜なり、日月星辰移りて晝夜をなし、三百六十五日五時一晝夜を廿四十九分一分を六十過て一年をなす、四季春夏秋冬あり、寒暖をなす、其理を究めんとするには、恆に二十八宿を知るにあり、天二年一周廻するを見る也、天旋て地旋らず、然るに天の旋は是れ地の旋るなり、地旋るときは天旋るが如し、舟の行に、岸の移り旋るに似たり、是を地轉の説と云、然に一晝一夜を爲すは、地球旋轉して日の向ふ所書をなし、日に背く所夜をなす、地球の周廻一萬零八

一紅楓字、亦可笑、豈謂無三磐余以來出三若先生耶、何亦長章無視耶」とあり、

六三 忠臣不事二君 忠臣不事二君、貞女不見二兩夫といへる言、世人常語とすれど、廉士一時の言にして、天下古今の通義にはあらじかし、その故を思ふに、論語憲問篇に、「子路曰、桓公殺公子糾、召忽死之、管仲不死、曰未仁乎、子曰、桓公九合諸侯、不以兵車、管仲之力也、如其仁、如其仁」といひ、また子貢の問にも、民到于今、受其賜、も稱し給へり、桓公に事ふるは二君にあらずや、又蟻亭撫言乙稿廿左、頭書、大井曰、「不仕二君、非天下通義、義人守靜焉、非の撰なり、」（頭書、大井）曰、「不仕二君、非天下通義、義人惡不義之辭耳、杜如晦、房玄齡、唐名臣而隋舊臣也、若以不仕二君爲定義、則後朝以何人爲臣耶、」（頭書、同書甲篇廿四、に同）又令にも、夫他國へ行歸らざるに、その女、子あるは五年、子なきは三年を限りて、他人に嫁して苦しからざる由見えたり、定家卿の歌にも、

わするなよみませの後の新枕さだむばかりの月日なりとも
令の文は、我邦にて定めしものから、唐令を移せしものなれば、必ず彼邦にもあるべし、これ兩夫にあらずや、

六四蘭雪主人許氏詩

兩朝平讓錄云、許妹七歲能詩、國號女神童云々、守節不レ一、自號蘭雪主人、遊仙曲百首、今存三其四、と見えたり、許氏蘭雪軒詩集二卷あり、その下、遊仙詞八十七首をのせたり、惜むらくは猶未だ全からざる事を、(頭書、朝鮮の詩、我邦にあり、來聘唱和の作少からず。)その詩をよむに、字々句句婦人の作の如くならず、實に閨房の秀といふべし、節操の詩中に顯はるゝもの、暗に少からず、その中、築城怨二首あり、千人齊抱レ柵、土底隆隆響、努力好操レ築、雲中無レ魏尙、(また)築城復築城、城高遮レ得賊、但恐賊來多、有レ城遮未レ得、按ふ、この作豊太閤朝鮮の役の時にやあらん、城を築きて猶遮得ざりし事は、懲誌錄、隱峯野史を見てしるべし、

六五古人自愛三文章

東人詩話上の十云、「余嘗問レ鑾坡先生曰、人豈不レ自知乎、古人自愛三文章者多、如三蔡蒙齋聯珠詩格、李大諫破閑集、皆自託其詩、不レ見古人眞淳處、諸先生曰、孔子之詩不レ到於國風、昭明之作不レ編於文選、其是非未レ可レ知也、我邦紀貫之古今和歌集を撰す、亦自らの詠を入るゝ事いと多かり、萬葉に家持の歌多き、これと異なり、萬葉會説に詳なり、

六六壽安鎮國山の碑

明の一統志等に見えたる、日本の壽安鎮國山といへるに、永樂年間御製の碑文を賜ふ由あれど、(頭書、異稱日本傳中の二、〇平讓錄、廿九、(貞現大蒙、築施鎮國之山。)何れの山と云的證を見ざれば、普く問ひ覓むるに、輪池翁の示されしは、「壽安鎮國山のこと、明通紀には、永樂四年、封三其國之山、曰三壽安鎮國山、親製三碑文、賜レ之と見えたり、阿蘇山を封せし由は、月令廣義に見ゆ、曰、日本阿蘇山、石火起接レ天、俗異而祭レ之、有レ如意寶珠、色青、夜有レ光、永樂初年、封爲三壽安鎮國山、増島氏云、東西洋考、日本風土記などには、阿蘇山と別項に出、阿蘇山火起、如意寶珠等のこと、北史、隋書等に出、壽安鎮國之封三唯其山、このみ諸書に見えれば、廣義の説、全く傳會無レ確據、説と思はる、蓋鑿錄には、富士の事なる由、世には云傳ふれど、阿蘇山の事なるよし、月令廣義を引て辨じをきたれども、叡山の事とも可有レ之哉と、誰やらの漫筆にて見たり、輪池按するに、富士や叡山やなど推あてたるは、皇朝人の推はかり也、唐土の人よりみれば、富士叡山も程遠く、阿蘇は歴史に所見あり、目前にも見るべければ、阿蘇といへる方に荷擔せらるゝ也、然れども其碑も傳はらず、

詔書も傳はる事をきかず、以上、東西洋考卷之六、外紀考の日本形勝名蹟の條に、壽安鎮國山の註に、「國之鎮山、永樂初、御製文賜、立三碑其地、(このこと、猶古くありしなら、と見えたり、御製の文を立てし事、我邦曾てきかざる事なり、彼邦の書に、その全文ありやと思ひるたりしに、浙江通志卷六十、經武志第九之四曰、永樂二年四月、對馬壹岐等島海寇劫掠、穿レ山百戶、馬輿拒戰死レ之、尋三寇蘇松諸處、日本國王源道義、出レ師獲三渠魁、以獻、而盡殲三开黨類、四年上レ嘉、开勒レ誠、遣レ使齋三撰書、褒三諭之、賜三勅合百道、定以三十年一貢、船止二隻、人止二百、違レ例則以レ寇論、仍命三俞士吉京都御史、齋三白金綵幣并海、二艘、賜レ之、封三其國之山、曰三壽安鎮國之山、勒三碑开上、親製文曰、朕惟、麗、天而長久者、日月之光華、麗、地而長久者、山川之流峙、麗、於兩間、而永久者、賢人君子之令名也、朕皇考太祖、聖神文武、欽明啓運、俊德成レ功、統天大考高皇帝、智周三八極、而納三天地於範圍、道寇百王而互三古今之統記、恩施一視、(利病書、作、而溥三民物之享嘉、日月星辰無レ逆、其行、江河山岳無レ易、其位、賢人善レ俗、萬國同レ風、表三表於茲世、固千萬年之嘉會也、

朕承三鴻業、享三有福慶、極天所レ覆成造在レ廷、周爰咨詢、深以嘉歎、邇者對馬壹岐暨諸小島、有レ盜潛伏、時出寇掠、爾源道義、能服三朕命、咸殄三滅之、屹爲三保障、誓三心朝廷、海東之國未レ有レ賢三於日本者、也、朕常稽レ古、唐虞之世、五長迪功渠搜、即敍三成周之隆、予微盧濮率遏亂略、先華簡冊、傳誦至今、以三爾道義、方レ之、是大有レ光三於前哲者、日本王之有レ道義、又自レ古以來、未三之有也、朕惟、繼三唐虞之治、舉三封山之典、特命三日本之鎮、號爲三壽安鎮國之山、錫以三銘詞、勒三之貞石、榮示三於萬世とあり、茲に所謂鎮國山は、何れの山を指せるにや、西海あたりの高山なるか、未だ當否を知らず、(頭書、壽安鎮國山は、阿蘇山を指せる由きけり、(兼)輪池翁、して壽安鎮國山と云、浙江通志は、日本傳及び日本外史のへり、誤なるべし。)浙江通志は、日本傳及び日本外史の引ざる所なり、然れども他の書に、この文の見え、再按するに、この比の事には、彼此甚だ違ひ少からず、彼邦にては、我邦の國王に與へしと思へるが、大方は筑紫の懷良親王などなりし事あり、さればこの鎮國山の碑銘も彼より齋したれど、我邦にては立てずやありけん、(頭書、鎮國山の製文、天下郡國利、病書九十の三左にも見えたり。)

六七識字

識字、字書の載ざる所、按、舜水文集一、

に、歳冬歳春の字あり、歳は俗字、音高、閩人俗語、呼
銭レ風行、船曰レ歳、冬時由閩至北、謂ニ歳冬春時、又
謂ニ歳春、蓋因冬及春初、多ニ北風、舟行必須側銭上
也、銭、古創字、又楚其切、傷也。

六八位署書 我邦官位及姓尸等を相接してかける
事例なり、藤鞠などの類なり、さるに貞享新曆を行ふ
詔の位署書殊に珍し、今左に記す、貞享元年十月廿九
日、修理大寺佛長殿頭兼左大史榑榑榑榑この類猶少
なからず、

六九富士山の高さ 駿河富士山は我邦無比の高山
なり、その高さ本朝奇跡談、卷上、吉田村より絶頂まで
三百五十七町十七間摘要、と記したるものは、攀登の
道路にして、直立にあらず、塵塚物がたり、卷二の十一に、直
に立れば九十六町ありと、又月刈藻集上に、直立し
て二十五町といへりなどあれど、皆同じからず、孰れ
をか是とし、何れをか非とせんや、然るに享保十二年
丁未六月福田清助驗之とありて、「自駿州吉原驛
至富士山、遠二百一十六町二分一六、以三十四間四方之盤
厚、約里法六里、山の高三十五町五十七間一尺七寸六分二
一六三、一尺九寸七分三三三、と見えたり、これは近來

る事疑ひなし、然れば年玉といふ事は古くよりいひ
來にける事なるべし、

七二錨脚字 「龍龜手鑑」統和十五年沙門智光の撰なり、統
て、我長徳三年なり、この中に、錨、燒燐也、又俗女、嬢、同、又摘也、錨同、
増、とあり、

七三鴈はツタにあらず 鴈字世にツタの事とする
は非なり、鴈はヤドリギなり、詩經頌辨篇に、「鴈與
女羅」と見えたり、毛傳に「鴈寄生也」とあり、

七四蟬花物化 戸田旭山の文會録に、蟬花と云ふ
ものを載せたり、「形色蟬蛻に似て甚小、五六歳小兒の
拇指の頭の如し、翼足全備の者尤稀也、其身地に在、
猶草木根一莖を地上に抽で、直上二三寸、其梢微く
裂開して、花の状に似たり、蓋是芝の屬にして、梅雨
の候、時氣に感じて生ずる者耳、時珍諸説を引證する
者非なり、本化生、濕生、卵生の活物に非ず、

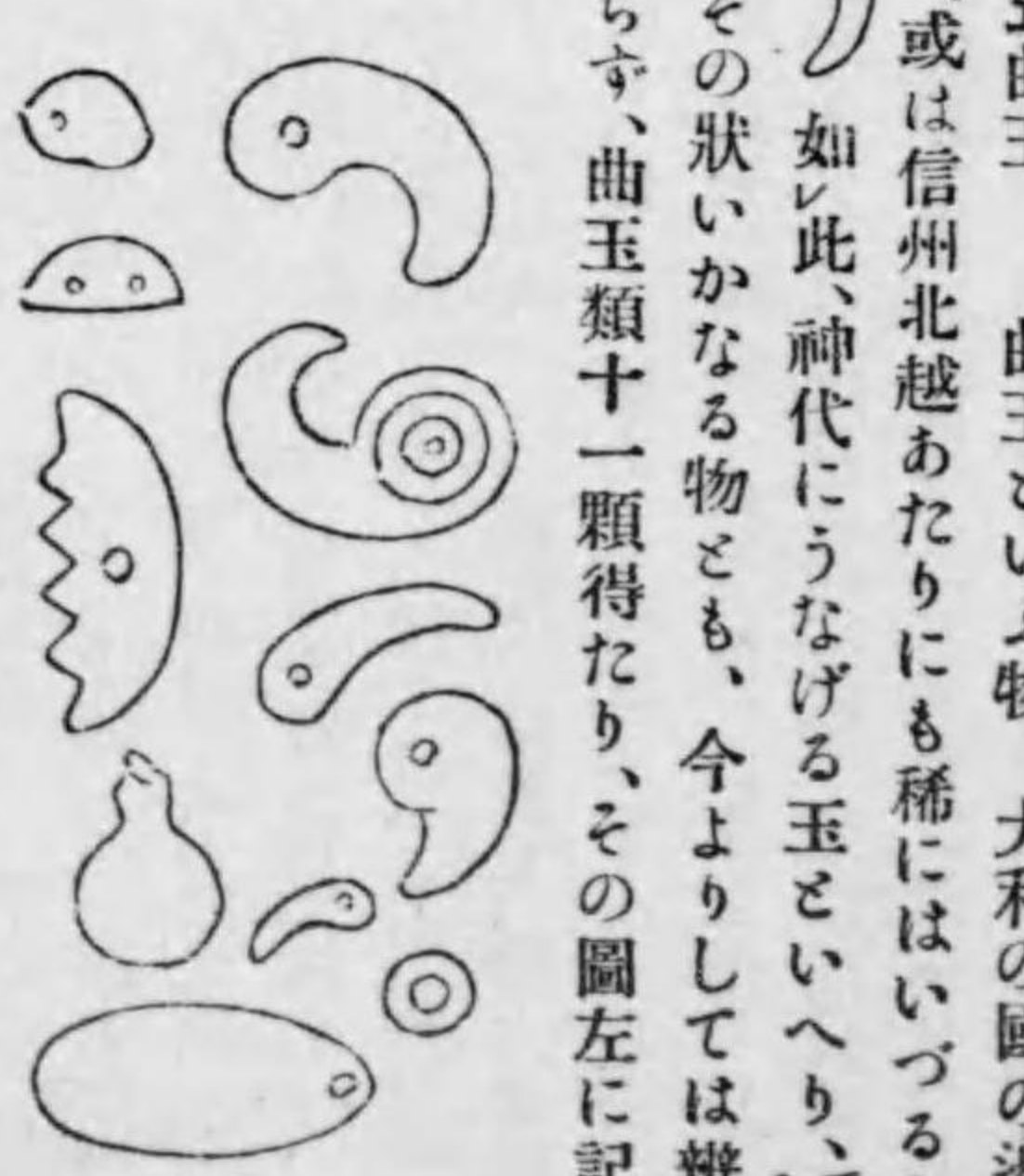
美成云、丑集第二卷に記せし冬蟲夏草
と同じ類ひのものと云べし、可併考、
蟬花、乙酉四月十九日醫學館藥品會にてみたり、一〇如、此、和名せ
みたけ、本草綱目四十一卷、蟬花、和名せみのはな、せみむり、本
草備考七の十八オ、(頭書、)己集のこり貝(第六卷四九條)合せ可考、
獨醒雜志に、蛇の蠶に化し、蠶の魚に化する事を載せたり、あらめ

の町間の法なるべければ、之ぞ正しき積りともいふ
べきにや、


七〇蔭子卓行 蔭子卓行記、上略、「蔭子、名號、紀府
侍讀、受業於仁齋先生、者也、紀侯近日秕政、民多餓
死矣、蔭子乃上諫書、凡三次、而弗聽矣、乃曰、古人
三諫而不則去、然而世祿之臣、詎事此語、不レ如
與レ民共餓而死、也、遂斷食數日而歿矣、この記は、對州
り思ふに、蔭子の行甚だ尊ぶべし、余も常に云、我邦
世祿の臣、唐土の君臣と同じからず、猶經書にいふ父
子の親の如くなるべし、世に忠と稱せる藤原藤房の如
きも、聊論なきにしもあらず、此
記の全文は、窓下雜錄卷三にあり、

七一年玉 俗に正月の贈物を年玉といへり、日次
紀事卷一に、「凡新年互贈答之物、總謂三年玉」と見え
たり、東海談云、年玉は和語なれば、さしたまにて、
習も、いと近き事なるべし、されど伊勢家の座右書
事部、に云、「諸聞書條に云、節分夜、弓に年玉をつ
くる様、餅を少し切て紙に包て、扱にぎり下に付るな
り、にぎりの上に付るはあしき事なり、具丈云、弓に年玉
祝儀までの事と見ゆ、この書は、年號月日記者不レ知、小
笠原家之古書也とあれば、何れにも室町時代の物な

七五曲玉 曲玉といふ物、大和の國の邊より掘出
し、或は信州北越あたりにも稀にはいづるもの也、形
如レ此、神代にうなげる玉といへり、手玉玉とい
ふ事も見えた
り、その状いかなる物とも、今よりしては辨すべくも
あらず、曲玉類十一顆得たり、その圖左に記す、

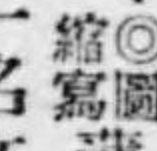


再按に、世に鎌足公佩玉之像と云あり、眞偽は定かならね
證す、唐土の佩玉に、その製や、似たり、
此圖陸氏草木疏圖解に見えた
り、詩に雜佩以贈レ之とあり、我
邦神代にも、佩る所の玉を贈
る事多し、(頭書、)勾玉考、古事記傳卷十五の追考に詳なり、又出雲
國造神壽後釋六十二丁にも説あり、曲れる義にはあら
ず、彌真明の目録玉の意といへり、○谷川氏勾玉考一册あり、此君
堂圖中にも、勾玉を貫きあり、嵯川氏の圖にも二つみえたり、○桂

林漫錄下の廿、殿夷のしききの圖、三國通覽にあり、阿蘭陀の佩玉の名は戌集(第十一卷七二條)に載す、○宋淳熙勅編、古玉圖譜卷五十三册一、古玉、大凡その形、如レ此なり、
珮文圭佩の圖あり、

七六書柱一名文挾、
或文杖、書柱と云ものあり、ふみはさみといへり、



右書、大如レ圖、縮寫薄片如レ紙、多銀銅牙角之類作レ之、以來書中、故一名文挾、この事、亦牙籤考にもいでて圖もあり、今の枝折といふ物と用ひ様の同じ物なり、枝折はこの遺製にやと思へど、さにあらず、牙籤を枝折の本づく所といふべきものなる、安齋隨筆後集六の十八、云、「フンバサミ、文杖の事也、禁中公事行はる、時、杖の如くなる木先をわりて文書を挟みて、地下の官人庭上より殿上へ捧る、是文杖なり、禁中ならでも文杖を用る事あり、フンバサミと云は是也、宇治拾遺十一に、河内守頼信が上野守なりし時云々、名簿を書てフンバサミにはさみてさし上げ云々と見えたり、近世公家方にて、銀をうすく打のべて參らせたり、



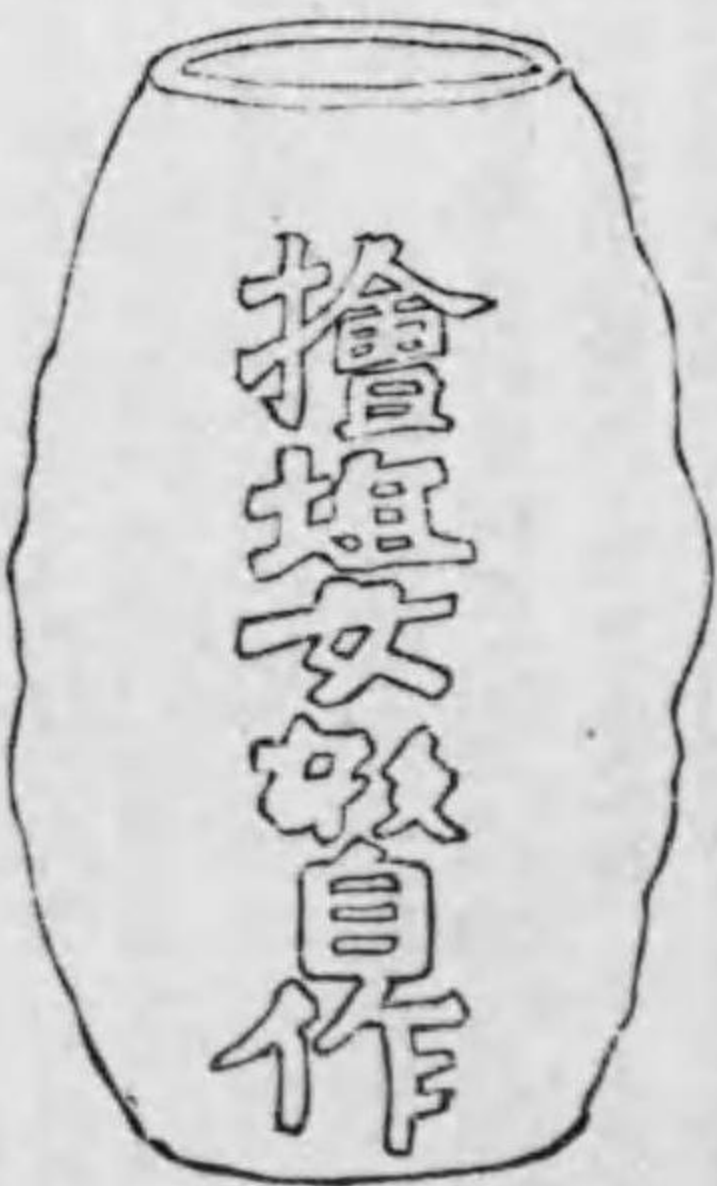
此様のものを作りて、書籍を読む時、讀終りたる所のしるしに、書の紙の頭に此物を挟み置也、これをフミハサミともフンバサミとも云、此物は古代はなき物なり、後水尾院の御作とかや云也、同名異物紛はしき故記し置也、文杖は江家次第、其外古書にあり、
七七南無比丘、聽雨紀談云、釋氏稱佛菩薩、名號皆冠以南無二字云々、予聞之、一儒者云、佛居西方、西方金也、至南方而無火克金也」と見えて、また「釋氏稱比丘、比丘尼皆冒吾先聖名字、此說有理、殆必有所據」とあり、按ふに、この説の謬り、辯を用ひずしてしるべし、我邦の學者も、儒宗者流の佛典をよめる、皆この癖あり、竹憲隨筆二筆に云、「如梵語南無、此云歸命、南不取南北之南、無不取有無之無也、また「比丘者梵語也、梵語比丘此云乞士、亦云破惡、亦云怖靡、比非比並之謂、丘非丘陵之謂、蓋僅取音不取字也」とあるを思ふに、南無と云、比丘と云ふ、もとより梵語なれば、字義を取らざる事はしるゝものから、猶丁寧に云へるは、聽雨紀談の如き

説、その比世に専らいへるをもてなるべし、何の道もさる事なり、道家の書にも自ら道家の字義あり、死を謂て白日昇天と云、藥を金丹と云ふ如き、また刑名法律なども自ら別なり、我邦皇居を雲の上といひけるも、彼土に紫微紫宸などいふを合せてしるべし、その道をしらすして漫りに云ふは妄なり、文字をもて義を害する事勿れ、

七八檜垣女、
檜垣女は、古への遊女にして、歌の道に殊にその名高し、後撰集第十七雜三四右にも、よめる歌を載せらる、又大和物語抄三の五にも見えたり、歌集一卷あり、類從卷第二百七、十二に收たり、此檜垣女の像を、天明壬寅四月八日、肥後州岩戸山靈巖洞上の土中より、壺一つほりいでたり、その中に土偶の像ありて、壺に檜垣女形自作といふ文字ありといひ傳ふるを、左に載す、



檜垣女偶
高二寸一分
色紫黒、如磁器、



壺口徑二寸五分、腹四寸、底三寸三分、蓋徑二寸四分、以響銅造之、
七九高尙が八島の歌、
去りし比、藤井高尙が讚岐の高松に行たりし比、八島をよめる歌、寺井、
弓はりの月をやしまの峯に見て柄の音せし昔をぞ思ふ、
いくさ人ふきしおぶえのふるごゑを殘す八島の山(峯)のまつ風
又まのの池にて、
まのの池よいかはいはじうなはらの八十島かけて見る心地せり

海錄卷之十

一欸乃 柳子厚の詩に、欸乃一聲山水綠といふ句あり、欸乃は舟唄なり、アイナイと云は誤なり、アフアイといふべし、冷齋夜話に、「柳子厚、欸乃一聲山水綠、欸音與、而世俗乃分欸乃、爲二字、誤矣」とあるを思ふに、是は誤を辨じて却りて謬れるなるべし、その由は、顧野王玉篇卷首、奇字指違の條に、「欸乃、註に、音襖、舟中歌聲」〔頭書、若溪詩話卷十、欸音襖、乃とあり、之をもて考ふるに、乃切、音廻なるを、欸乃の乃音需なれば、欸乃の乃の註に需と記したるか、欸乃を一字としたるなるべし、欸乃は琴譜にもありて、素より誤にはあらじ、

二ないら馬病 馬の病にないら安輿集のな本などにないら、内羅さけり、借字なり、といふあり、俗名にしてその義も亦詳かならず、沼田氏の所藏に、英公高松侯の祖有京大夫頼重と云、の眞蹟に、馬の事記し給へるを傳へたるあり、それに野にある馬はといへる條に、「暑にあてられ濕にをかされ、是みなないらんの病となる也」とあり、〔頭書、本文に引用の文は、工藤流の馬醫書に云ものなり〕

按ふに、ナイラは内亂の下略なるべし、
 三鼈を俗に丸と云事 鼈、俗にスツボンといへり、京大坂の方言に丸と云ひ、道のかたへなごにて鬻げる店に、じ〇杯かけり、之は地まると云事の謎なり、地は俗にその土地にて生ずるを云、地酒、地張ぎせるの如き、合考べし、この丸といへる事の據詳かならず、按ふに、一溪道三の藥品の隱名に、團べつかうとあるをもて考ふるに、蓋形狀の圓かなるにされるなるべし、マルといふも團の義ならんか、江戸の方言にフタといへり、之も鍋釜のふたは、必ず圓きもの故に、譬へし名稱にや、
 四東吳といふ手水鉢の銘 石にて作りたる手水鉢俗にサチ手水鉢といふ形也、に、東吳と彫たるあり、人々何の故と云事を詳にせず、その形狀多くは如し此、〔頭書、静庵云、朝鮮征伐の時、東吳まで行て、立ふ心なるべし、ありし石を分捕して、かへりしが、形の物となりしやうに覺えたりといへり〕
 五桃尻 山槐記、「治承三年二月五日、帶刀御覽云云、次被渡寮御馬四疋、皆置鞍、左二疋河原毛、帶刀四人引之、三疋之後騎之、三疋之後、下大夫被仰乘、下云、鹿毛沛艾、康基有望、申惡馬之氣、仍被乘之、落

馬、依勅定重又騎、又落、揚桃尻之高名」と云々、
 六餘膚 台記、「康治元年七月十日辛丑、自今日一療治餘膚、仍不出仕、」
 七獲麟 玉海、「承安二年五月五日、中略、先は主税頭知康參入、依仰下、向伊勢國、是當齋宮煩病及獲麟、依爲彼療治、所下遣、下略、明月記、「建仁二年九月廿六日、中略、彼御前被渡西御方、已以獲麟給、仍參殿御許、且是女院、神祇官年中行事、「貞應三年十月廿八日辛酉、天霽、今日行初任吉書、中略、卜部官人、祐官一人着座、而今度無其仁之間、權大副兼直口雖爲判官、家人也、兄弟兼繼兩人之間可着座之由、内々以茂平書札相催之處、稱遠忌之由不參着、奇怪事歟、又權少副兼頼同相催之處、老母所勞獲麟」云々、下略、

八病名 三日病、東鏡、寛元二年五月十八日丁巳之條、押領使卜三種物、東鏡、嘉祿二年正月、三代實錄、貞觀八年七月廿五日之條、豆瘡、開十一月壬午之條、文德實錄、仁壽三年二月庚丑之條、物氣渡物、山槐記、承二年十月廿七日、

九外郎透頂香 外郎透頂香の事、ものに見えたる

は、室町年中行事、上略、「然後申次外郎銚子持參、披露して持退、節外郎拜高顔、〔其儘置事も有、〕次公家申次、同書、「十二月廿七日、將軍家御裝束、出御對面所、中略、於是申次外郎進上透頂香、五裏持參披露して納之、節外郎出座口賀之、畢而又答通事と披露して退、透頂香の事は、雍州府志四、などにも見えたり、
 一〇南廷 吾妻鏡、文治元年十月廿日、建は、銀の事なり、猶之より古くは、台記、「久安四年九月一日、拜諸神之屬、如去月、中略、獻銀四十兩南廷於南圓堂、」下略、
 一一着帶 山槐記、「永曆二年七月十一日、姪者着帶云々、主税助丹波重成獻仙詔子籠帶内、」同永萬二年十一月の條にも見えたり、〔頭書、姪者、夫自結、之、東鏡三、治承六年三月九日の條にあり〕
 一二蘭湯 長秋記、「大治四年五月五日、中略、裏書云、又御湯被入、蘭、蘭雅頭馬、内府口由、上皇聞召云々、仍可返給、告内府」とあれば、端午の蘭湯もいと古き事にぞ、
 一三灸 台記、「久壽元年七月二日、今日兼長灸足、醫博士知康奉仕之、」

一四しらがを染る藥 今世にしらがを染る藥といへる物あり、昔もありけり、醫心方、第四、「煬帝後宮香藥方云、染白髮大豆、煎酸漿、右二物、以漿煮大豆、以染之、黑如漆」

一五小便を止る良藥 長座するの時に小便を止むる良藥、實豐卿口傳聞書、公事之日長座之時は、芥子餅といひて、芥子を摺、ふくさ味噌に餅を入れて煮て食すれば、能小便をたもつ、先途の依三指南、實豐前々より節會等の時、必食候旨語りければ、三條西内府實枝公之依三教訓「必ず食と、花山院家記に相見と、定誠卿云、

一六蛭に血をすはする事 今惡疾あるもの、蛭に血をすはする時は出でずとて、療治するあり、山槐記、「治承三年十月十七日、定成來蛭喰、宗直云、此後度々ひるくひあり、忠親卿腫物を、典藥頭定成朝臣ひるにすはすこととみえたり」とあれば、この療治もいと古し、

一七絲脈 絲脈とて世にする事あり、〔頭書、讀書會意、絲脈云々、其事見西遊記、西遊記七の三十二、六十八回、孫行者爲三折脈の條、延寶中野史載之。〕○醫家俗說辨にもありと覺ゆ、可考、寶石類書卷百十五云、「朱紫國王睡在龍牀上、傳

旨我見不得生人面、口行者道、我會縣絲診脈、中略、即伸手拔了三根毫毛、即變作三條絲線、每條長二丈四尺、按二十四氣、批於手内、中略、直寐宮門外、立定將、三條金線、與官弁入裏面、分付、先繫在聖躬左手腕、不按寸關尺三部上、却將線頭、從臆橋兒穿出、行者接了線頭、以右手手着、自口左手三指看寸關尺三部、脈調停、自家呼吸分定四氣五鬱七表八裏九候、浮中沉、沉中浮、辨明了虛實之端、又教解下、左手繫在右手腕下部位、行者以右手、指一々看畢、却將身一斗把金銀、收上身來、宗直按、俗に縣脈〔頭書、縣はをみる事あり、故に爰に記して本口を得るを俟〕

一八騎戰の論 赤城云、「この比平山子龍が騎戰復興論と云書を著たりと、或人の云へるを聞けり、思ふに騎戰と云ことを、平山氏は未だ解さずやあらんと云へば、或人云、甲州には近くも馬入杯云ことありと也、さればこそ馬入を騎戰ぞと思ふから、騎戰の事は知まじと云へる也、馬入と云は、廿騎も三十騎も敵の不意へ乗込み、備への亂る、處を打にて、戰と云ものにはあらず、騎とは互に馬上の勝負あるこそその事

なれ、もと騎戰のすたれる故を思ふに、源平の比専らなりしかど、盛衰記の齋藤別當眞盛が詞をみて、日本中騎戰に工なりと云にはあるべからず、坂東武士のみ上手なりしならん、さて太平記の比も騎戰はみゆれども、騎馬の射手にて、互の勝負とはみえず、その比より槍と云もの出て戰法も變じ、槍にて突もし打仆しもすれば便なりしに、次で鐵砲と云利器出で來て、弓矢などは迂遠の物になりしかば、歩立より進退に便なるはなければ、騎戰の絶るは斷なり、それを今比騎戰を起さんと云は、笑べきことなり」と云へり、四月廿五日に訪た、因にいへるは、「盛衰記に見えたる田原又太郎が詞は、水馬の奥に至り、齋藤別當が詞は騎馬の妙を盡せり」といへり、故にその二條を左に抄して、便覽に備ふる也、

源平盛衰記卷十五字治合戰の條十、云、「足利又太郎眞先係て下知しけり、此川は流荒して底深し、大事の川ぞ、過すな、肩を並て手を取り組、さがらん者をば、弓筈に取付せよ、馬の足のと、かん程は、手綱をすくうて歩ませよ、馬の足はづまば、手綱をくれてをよがせよ、前輪には多くかゝれ、水越は馬の草頭に乘さがれ、水には多く力を入よ、馬には軽く身をかくべし、手綱に實をあらせよ、去ばとて引かづくな、敵に目をかけよ、餘りに仰のき内甲射さすな、餘りにうつぶきてへん射さすな、鎧の袖を眞額にあてよ、水の上にて身繕すな、我馬弱とて、人の馬にかゝりて二人ながら推流さるな、我等渡すと見るならば、敵は矢衾つくりて射んすらん、敵は射とも各返し矢いんとて、河の中に弓引て、推流されて笑はるな、弓の本は寸量すがりに打かけよ、また心を一になし、曳聲出して渡すべし、金に渡して過すな、水に従て流渡りに渡すべしとて、橋より上へ三段計打あげて、三百餘騎とて打入、曳々とをめき叫で渡たり、

ことなし云々、御方の兵と申は云々、馬と云は博勞馬の、兎角つくりひ飼たれば、京出ばかりこそ、首をも少持擧侍りしが、はや乗損じて物の用に難叶、東國の荒手の馬に一當あてられなば、更に立あがるべからず、されば馬と云人と云、西國の者共二十騎三十騎は、東國の一騎に當候はんずるい。

一九花山院の歌 花山院前右大臣愛徳公の祝の御歌に、

あふげなをなよいつよの神代よりよに絶せぬあまつ日繼は輪池翁云、今のよの人の歌には、一段と姿よしといへり、

二〇相廣の馬場 相廣馬場と云事、吾妻鏡壽永元年六月七日、牛追物の條に見えたり、武器考證卷十二に、牛追物を引て、次に相廣馬場右に見えたり、堅も横も同じ廣さなる故相廣と云ふ、是は馬藝を習練するに宜き故なり、右に八杖の數を積て定むるとあれは、はつし弓にて六十四杖四方の馬場也、八杖を積めば八八六十四杖也、如何なる騎射も此内にて成ざる事なし、

二一あがり馬 乗る時に立つ馬をあがり馬といへ

り、東鑑文永二年十月廿六日之條に、騰り馬とかきたり、犬追物政清記と云古書に云、「あがり馬には繩をさすべし、腹帯に繩を入れて、引返し結前足二つの間へ取てくつわにからむなり、強くつめ候へば、先へ馬ころぶなり、可レ然程らるに可レ仕也、あがり馬の名、馬書に見えたるもの少なからず、

二二砲術流儀 砲術諸流、萩野流、元祖萩野六、自得流、元祖大野佐五、武衛流、元祖武衛市郎、星山流、元祖星山、堅尾流、右衛門吉規、左衛門義樹、柳原流、元祖柳原、安盛流、元祖安盛、村山流、元祖村山重、上川流、元祖上川平、甚兵衛、右衛門政信、開流、元祖開、鳥居流、元祖鳥居甚左、渡邊流、元祖渡邊大、高橋流、元祖高橋惣、宇治田流、元祖宇治田、岩戸流、元祖岩戸、岩戸新傳流、元祖岩戸、井上流、元祖井上、阿鼻機流、元祖阿鼻、中島流、元祖中島、板倉流、又智徹流と稱す、元祖板倉、江口流、元祖江口市、與田流、元祖與田、板倉理右衛門政時、星山流、元祖星山、同派な、松本流、元祖松本、何右衛門、關口流、元祖關口六左、石野流、元祖石野、門定賢、衛門政明、甚太夫、

右は傳書藏書中に有レ之候分也、

道源流 鈴置流 山名流 龜島流

南部流 〇新明流 岸和田流 種子流
 南蠻流 〇安見流 〇田布瀬流 田布瀬と同流
 菅沼流 不易流 折衝流 了得流
 舍人流 種工流 種子と同流 稻田流
 工我流 太田流 中遠流 甲賀流
 〇新心流 要流 小川流 奔電流
 〇心極流 佐々木流

右は流名聞及候へども、傳書一見無レ之、尤〇印附候分は藏書に有レ之候、

右は赤城翁の何方へか見せられし由にて、書付ありしを借りて寫置なり、之にて砲術の流儀は、大かた盡すとも云べし、

二三大師入定の事 弘法大師の傳記甚多し、その終焉の事を記すに至りて、皆入定すといへり、俗間にも今にその處々ありと云、又時々月額などのふる事ありなど云は、謬説ながら、入定せしと思ふよりの事なり、その大師傳の多かる中に、眞濟の記せる傳こそいと古く、大師遷化の年なれば、之より正しきはなし、その記に云、「承和元年九月初、自定三葬處、二年正月以來、却絶水漿云々、三月廿一日後夜、右脇唱

レ滅、諸弟子等一二者悟レ搖病、依レ遺教奉レ飲ニ東峯とあれば、正しく病床に終り給ふ事疑ふべからず、この眞濟が記、世に知る人稀なり、之にてこそ大師も一段尊く覺ゆ、俗人の漫りに怪異を附會して信をたらんとするは、却りてその徳を損する事少からず、

因云、此眞濟が空海僧都傳といふもの單行せず、五部陀羅尼問答祕論といふ書に附刻せり、この書、外祕論とあり、正徳六、禊祿次丙申二月發旦壽終、久住京極通隆屋脇田小兵衛と奥書あり、いと近き印行の書なから、人多く之を知らず、惜むべき事なり、

二四大江山討手の記録 「安永四年六月、三井寺院家靈驚權僧正近衛殿へ參上之處、御盡干なり、其内古御玄關帳有レ之、一覽致候所、左之通記有レ之、

渡邊右舍人綱 酒田毅負公時
 碓井荒二郎貞光 卜部六郎季武
 源朝臣頼光蒙レ勅命、近日丹州大江山早討ニ朝敵ニ欲レ令レ退治ニ而已、宜レ預ニ執達ニ候、

源 頼 光
 平 井 保 昌

右同様にて御出、無レ程御退散、右兩人立歸りし御禮、從等旅中之有様、願之通山伏の裝束免許、正曆庚寅

年三月廿二日出立、同廿六日退治、美成按、この記録も賈作なれば、論すべき事なし、羅生門の制札と同じ類ひと云べし、

二五嘉定 嘉定御祝儀初發由來口上之覺

嘉定御祝儀と被_レ仰出候は、慶長年中之比と申傳候、其已前嘉祥御祝儀の初は、元龜三巳年味方ヶ原御陣の節、羽入八幡にて裏字十六と鑄附候嘉祥錢被_レ爲拾、此砌は至而御難戦に被_レ爲在候得共、全御利運之思召にて、御氣色不_レ斜、折節先祖大久保藤五郎、六種の御菓子手獻_レ之候得者、遠路時節能_レ手差上候と一入被_レ遊_二御喜悅_一、度々御軍勢へも被_レ下_レ之、此度御勝利不可_レ疑との上意有_レ之候よし、此砌藤五郎未三州御陣の節、蒙_二鐵砲砲_一歩行難_二相成_一療治中上和田に罷在、右御菓子不_二調製_一、仙水清左衛門、熊井五郎左衛門と申者差添、御陣中にて差上候處、諸軍勢へ被_レ下_レ候と上意に付、於_二御目通_一長持の蓋並_二菓子_一、舟等へ七八人十五六人分宛も盛候、此御例にて、其後も暫ば菓子舟に盛候に付、菓子舟之儀嘉定渡しと申傳候、然後追々御勝利を得させられ候條、且嘉定御祝儀の儀、昔聖武帝之御時、初て嘉定錢銘菓を以御祝有_レ之事、目出度御事に

て、年來嘉定御祝儀御催被_レ遊度思召候處、嘉定錢六種の菓子一時に御手に入候は、御存分と御物語終日、菓子の跡にて茶も宜との上意にて、御陣中にて御用立候、宮島と銘有_レ之御釜被_二下置_一候、其外種々拜領物仕候へ共、度々類焼仕、此釜計今以無_二別條_一持傳候、右は例にて、嘉定渡し候盛附奉_二獻_一之候、右御祝、六月十六日嘉祥御觀式と被_二仰出_一候節より銘に付、片木饅頭、ようかん、鴉やきの外、三種は寄水、金飽、あこやと已來可_二相唱_一旨被_二仰出_一、此節より代銀被_二下置_一候外、申傳候、尤御菓子の名を種々評仕候得共、外に申傳無_二御座_一候、右は此度御尋に御座候處、度々類焼の砌古き書物等焼失仕候に付、代々申傳候趣奉_二申上_一候、以上、

子六月

大久保主水

この書付は、去りし寛政四子年六月朔日御尋の時に、主水より差上たりし也といへり、されど信用し難き事多し、嘉祥の本説は、歳時異略に詳にいへれば、ここに贅せず、

二六秋田杉直物語

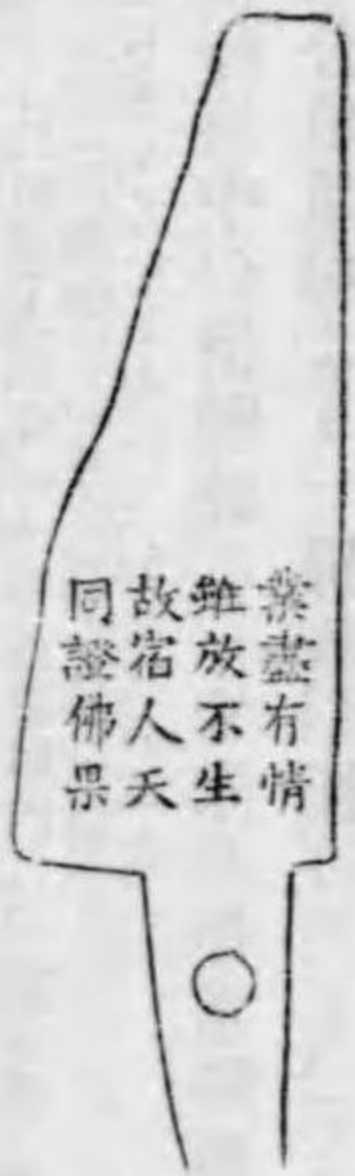
秋田杉直物語といふ草紙は、秋田家那河忠左衛門といへる姦臣、國を亂せしこと

を記せる俗記なり、◎本書ハ前ニ刊セル列侯深祕録ニ載セタリ、

二七鷹匠小刀銘

當時御鷹匠になる者、師匠番より竹にて此の如き小刀の形をつくり、銘をかきて渡す事となん、

此形をもて小刀をうたせて、丸をさる時の小刀とす、丸は鷹のとりたる鳥の身をえぐりて、鷹にくはするをいふ也、



禁書有情
禁放不生
故宿人天
同證佛景

此銘は諏訪大明神の託なり、詳に唐流鷹祕訣及鷹經辨疑抄にみえたり、但二書ともに故宿人中とあり、未_レ知_二孰是_一、「頭書、故事因縁集二の七、云、「諏訪明神は荒猛神にて、猪鹿を食給故、欲_レ食_レ鹿人諏訪の祝文を授て後、食して不_レ機云々、其文大般若經の頌なり、頌文、業盡有情、難_レ放不生、故宿人天、同證佛景、」

二八ウのめ鷹のめ

六誹園立路隨筆寐ざめ硯

の中に、「世の諺にウノメ鷹ノメといふ事あり、いかなる事とも思ひわかたでありしに、硫黄にウノメ、タカノメといふありて、何れも上品也、是にて思へば、おとらざるにいひ侍るなるべし、硫黄ウノメ、鷹ノメ、ヒグチ、此三種の外なし、ヒグチといふは附木などに

用る硫黄なり、美成云、今にては世にいふ所、この意と異なり、目かごを付るもの多きを云へり、ウのめ鷹のめにて油断ならずなどいへり、この二鳥、目の疾きもの故に云へるか、硫黄の黄色なるさま、かの鳥の目色に似たる故なるべし、

二九茶々興祭

同書に、「茶々興祭、京にて九月に町の子供神輿を拵へてかつぎありくに、貴船の茶々こし、新し権現ちやくこし」と諷ひはやす、昔貴船に茶々といふ女あり、科有て刑せらる、其執念人に祟るあり、仍て祭てはやすと云い、

三〇小野照明神

同書に、「小野照崎明神、江戸坂本にあり、此神名照崎と云盜賊にて、上野に住て往來の妨となる、終に召とられて此坂本に於て刑せらる、其執心人を惱す、依て神に祝ふとなり、今祭禮ありい、

三一大磯虎ケ石

同書、しるしの反故の中に、「生海鼠の種類にトラコと云あり、是に付て思ひ出たり、予駿陽にまかりて侍る時、大磯の驛にて、縁泰寺といふ寺の門前に小牌を立て、とら子石と記しあり、行てみれば生海鼠のとらこに似たる形の太石なり、貫目など附て、小き藏に卓に乗てあり、その藏の壁に、此

石持あげたる人々の名、反故の如くひしと註てあり、力量を試る事かご問へば、左にあらす、此石を持得し人は戀の叶なりといふにぞ、これをもて世に大磯の虎ヶ石と云なめり、

三二喧嘩笠附、勅 同書に、「喧嘩笠、是は武田信玄の家にて號する冑の名なり、」

「天草島原兩日記は、松平伊豆守信綱の嫡子甲斐守輝綱の記されし記録なり、予所持なす所なり、（頭書、美成此兩日記を綴せり、其日記に、「四日大磯小幡勘兵衛景憲文字の異同を校す。」）

爲三送行、自江戸來、賜冑一首、於武田信玄一號之喧嘩笠、（頭書、美成云、この喧嘩笠事は、はれども、極の似たる肩輿をいふ、この乗物にのりて通ふ輩を終に勘當せらる、といふ心に、かくはいふ也。）

三三常陸海中の出鐘銘 安永八年常陸鹿島郡上幡木村入合魚獵場より、撞鐘引揚げたり、その鐘の銘、（頭書、美成云、この喧嘩笠事は、はれども、極の似たる肩輿をいふ、この乗物にのりて通ふ輩を終に勘當せらる、といふ心に、かくはいふ也。）

上幡木村は大井巴之助知行所、黒石縣に寄合津輕和三四郎領分、奥州津輕郡黒石縣

寶嚴山 法眼禪寺

享保八癸卯天四月

三四三騎射の書目 騎射秘抄、犬追物品位騎制、犬追物益鏡、草根集、犬追物初心心得之記、犬追物檢見

之記、三、犬追物檢見故實覺悟、附紙日記、小笠原爲家傳犬追物、眞鏡犬追物之記、四、犬追物射手具足之事、三、犬追物檢見條々、犬追物雜々、犬追物之記、三、犬追物馬場打寄記、犬追物開記、犬追物之事、異本、犬追物檢見矢沙汰事、八廻日記、宗吾開書、八廻外圖、犬追物開書、犬追物明鏡之記、磨鏡、犬追物之記、犬追物方開書、犬追物之式、犬追物秘記、三、犬追物矢沙汰之歌註解、推田犬追物記、射御秘傳書、犬追物再興土臺、犬追物類鏡、四、犬追物圖說、

右犬追物の書三十五種

笠懸開書、笠懸日記、笠懸條々、二、小笠懸由來之事、遠笠懸射手出立之事、遠笠懸事、笠懸之矢沙汰并日記附様、三、笠懸全記、

右笠掛の書八種

流鏑馬日記、尚清、流鏑馬日記、元長、八的記、寶日弓兵鏡、流鏑馬顯發、流鏑馬裝束、癸酉流鏑馬拜見手記、流鏑馬記、（元文寶曆明和）

右流鏑馬の書八種

これらの外、畫卷繪圖等なほ少からず、

三五遊行化益の札 今茲[○]文政七年 四月廿一日より淺草

日輪寺に、遊行上人五十六代來り、普く諸人を化益せり、その名號の札左の如し、（頭書、天保四年五月、遊行上人、藤澤山普請成就の御禮として江戸に來り、化益ありしが、八月四日までなり、同人に再度化益ある事、左も珍しきこと也、七月晦日參りて化益にあひぬ、天保癸巳八朔記、）甲申の札

南無阿彌陀佛 決定往生 六十萬人

南無阿彌陀佛 決定往生 六十萬人

一遍上人六條緣起卷三云、上略、平等一子の慈悲利益を萬年にとゞめ、本誓六字の名號無生を一聲に證す、

二尊の本懷あやまりなく、諸佛の證誠むなしからず、一稱十念こそを尋て來迎し、五逆闍提願に乗じて皆ゆく、巨石の船を得、蚊虻の風につくがごとし、聖願云、六字名號一遍法、十界依正一遍體、萬行離念一遍證、人中上々妙好華、

蓮歩色葉集卷一、口の部、「六十萬人決定往生、分註に、

「六字名號一遍法、十界依正一遍體、萬行離念一遍證、人中上々妙好花、取此四句之頭也、（頭書、再緣起を按ずる萬人に定むる事はさありて、次に聖の願あるを思へば、六十萬人の文字を句の上にして、歌の折句の如く頌を示し給ふものか、之によれば色葉集の説は如何にや）とあるを合せ思へば、六十萬人は人の數をいへるにはあらで、右の四句の上の一字をさるる也

けり、美成按に、人中上々妙好花といへる事は、謠

曲拾葉抄（善願）云、「人中上々妙好花とは、念佛の行人は上々の人なり、故に分陀利華にたとへたり、觀經曰、念佛者名人中好花、亦名三希有花、亦名三人中之上々花、亦名三人中妙好花、若念佛者即是人中好人、人中妙好人、人中上々人、人中希有人、人中最勝人也矣」と見えたり、

三六謠曲翁の考 謠曲の翁といへる謠物あり、その文殊に解せざる事のみ也けり、さるにつきて申樂家にて、（頭書、猿樂の考別にあ）これかれ説あれど、みな附會のみにして、取るべき事更にあらず、今聊か思ひよれを左に註す、
どうくたたり
南留別志卷五云、「どうくたたりやらりらうといふ事は、樂譜なるべし、陀羅尼なりといへるは、僻ごとならん」といへるは宜なり、されど思ふに、鼓の名にや、その由は白氏六帖に、「都曇、答臘、本外蕃樂、都曇似三腰鼓而小、答臘即蜡鼓也、どうくたは都曇、たらしは答臘の音便なるべし、又口六萊題羯鼓録に、「大聲嘈々忽放肆、都曇、答臘矧敢前」とも見えたり、（頭書、類書纂要云、都曇狀似三腰鼓而小、以三小鼓擊之、同書云、「答臘鼓如羯鼓、又廣而短、以指搯之、其聲甚震、亦謂之指鼓也。」）

瑜伽論第二の十二、本地分中意地第二の三、○十種聲曰、「七腰等鼓、俱行聲、八岡等鼓、俱行聲、九都疊等鼓、俱行聲」○隋書第十五の廿三、志十音樂下龜茲條曰、「其樂器有、箏、琴、瑟、琵琶、五絃、笙、笛、簫、篳篥、毛員鼓、都曇鼓、答臘鼓、腰鼓、羯鼓、雞婁、銅拔、貝等十種」○攝津名所圖會一の三十、住吉郡住吉社、知利也多羅里、一の社より巽の方一町許に小溝あり、その中に瀧の如き流れ落る音、チリヤタラ

ちりやたらり

これは笛の譜なり、體源抄云、「青海波の條に、聲歌、太良利知良利々良大利良利、打夕取干丁六千、六中六五夕中」と見え源氏物語手習卷に、「これをのみめでたるとおもひて、たけふちちり〜たりなごかきかへし、はやりかにひきたることばなごも、わりなくふるめきたり、細流抄云、「笛の音をしやうかにするなり、たけふちちり〜たり唱歌也」とあり、又後拾遺和歌集に、「笛の音の春おもしろく聞ゆるは花ちりたりと吹ばなりけり、この歌をもて、ちりたり笛の曲なる事、いと明かなり、貞徳があぶらかすにも、「うそをふさふき花をこそ見れ」と云に、「盛なる梅散たりと笛の曲」といへるは、近きものながら一證とすべし、なるは瀧の水

昔物を祝ふ時にいへる詞と見えたり、拾葉抄にも、

「當世酒宴に三國一じやといふが如く、昔は酒宴になるは瀧の水をうたひしなり」とあり、平家物語卷一頼打論の條に、「二人つと走りいで、延曆寺のがくをきつておとし、さん〜に打わり、うれしや水なるはたきの水、日はてるともたえずどうたへとはやしつ、南都の衆徒の中へぞ入にける、このはやし詞、源平盛衰記、義經記等にも見えたり、たうたりとは水のと〜と流る〜といふに同く、どう〜と云は、文選卷十六、陸士衡歎逝賦云、「水滔々而日度、註云、濟云、滔々水流貌」とあり、古今夷曲集卷三、秋うたに入安がよめるうたに、「翁草花さくころは露はらひたえずとふたり常にとふたり」とあり、

天つ乙女の羽衣

これは佛説の劫石を、天衣をもて拂ふと、吾邦の三種の羽衣の故事をとりあはせて、記せるものなるべし、あげまさやとんとやひろばかりとんとや

古今催馬樂云、「安介萬支也止字々々、比呂波可利止字々々、註「秘抄云、愚按に、このあげまきは、車などにさぐる糸を組たるを云、童の名にてあるべからず、ひろは尋也、八尺を尋と云、八尺ばかり女にさかりて

わたれどもつねにはまろびたりといへり、かよりあひたるも露合たるなり、どう〜歌のふしなり、實方朝臣家集に、ある女さかりたるかへりごと、あげまきをむすびておひたれば、ひろばかりさかりてまたもたづねみんそのあげまきのしるしありやと」と見えたり、

萬歳樂

平調曲の樂名なり、

ばんだいの池の龜はかうに三玉そなへたり

浦島物語に、「萬づ代のよはひをへて、かうに三ぎよくをそなへつ、ほうらいのかめとよばるべしとて、もとの海へぞかへしける、龜の甲に三玉を備ふると云事、古くよりいひ來れる事なるべし、天王寺記第二地理志云、「萬代池在、大塔塚之南、按之、太子封、青龍之池也、稱萬代、相傳、大成舊事、曰、推古帝廿年、百濟味摩之己中芳、加多意等來朝、於之櫻井村、而令少年習、傳伎樂舞、又令吳鼓習之、先是太子奏曰、夫人倫法禮樂而已、故於神代也、八百萬神集、高天原、議製、祭禮、并製、神樂、雖有禮節、無樂則不和也、今已有禮而未レ有樂、宜召樂工、以和我國民、仍召

百濟樂人味摩之等、開帝奏樂、雖然兆民未レ耳、太子更議率秦河勝、依猿女君遠祖天鈿女命、於天磐戶、巧作俳優之樂、改笛鼓之調、作扇舞之曲、新製三鼓、始製謠舞、樂成而奏之、萬姓見而樂之、太子重製三番面、以於萬代池上舞焉、是式三番之權輿也、稱神請三番、以住吉大明神、感請之也、以其猿女君、樂名云猿樂、又以天磐戶神樂、分其字、號三申樂、故式三番之音曲、以萬代一起龜、祝歌云萬代池龜、矣、美成云、此大成經の説なれば證するに足らずと雖も、姑く記して後考をまつ、攝津名所圖會卷二天王寺の條云、「萬代池南大門の外なり、今田圃となる、能の初に翁が、萬代の池の龜は甲に三玉をそなへたりと諷ふは、この池なるべし、これも舞樂よりいれたる見えたり、チャリタラリの橋の側にあり、」

天下太平國土安穩

天下太平の語は、和漢の古書に見えたり、八字連續なるは華嚴經にありと、常語藪にもあれど、經文になしといへり、

千秋萬歲

韓非子卷の十九に千秋萬歲の字あり、

おうさい悦ありや

おうさいは于思の于に、發聲のオをそへていへる也、
運歩色葉集字之云、「字思翁申樂三番奏之詞也」ト養狂歌集一、
に、「ある人のもとへ正月七日に行ければ、七草の歌よ
めと云、主を祝て、うさいをう悦びありやよろこびあ
れあごの太夫に鈴なまいらしよ、美成按に、于思とい
へるは、もと春秋左氏傳二十一の宣公二年傳云、「宋城
華元爲三植巡、功レ城者謳曰、脾三其目、僂三其腹、葉レ甲
而復、于思々々、葉レ甲復來、註云、于思多鬢頭書、鬢は鬚
し之貌、又西才反、」之にて見れば、三番叟の鬢の多き
が、老人の壽き瑞なりと祝せしなるべし、美成云、三番
叟の事本説詳ならず、遠碧軒記下、廿七世事談六など
にも見えたり、考べし、

三七三楠實錄 三楠實錄といふ俗書あり、これは
太平記綱目をもとに記せし如く見ゆると、或人いへ
り、翁草にもあり、太平記をば本書しかく、とて、太
平記になき事を専ら記せしものとぞ、龍珠君

三八鳩に三枝の禮あり 鳩に三枝の禮ありといへ
るを、鳥の反哺の孝に對しいへれど、反哺孝は出所詳
なれど、三枝禮その據なし、學友抄この書は康應の撰なるしと思はる事あり、

といふものに、「烏有返報養、鶴有三枝禮、川瀬祭魚
志孝羊跪合乳、禽獸知孝禮、人倫何不作、また慈元
抄六ノ十八、永に、鳩に三枝の禮有、烏に反哺の孝あり、
歸雁列を不亂、孝羊跪て乳を呑といへり」と見えた
り、猶本據ありや尋ぬべし、頭書、曲亭云「解がわかかりし
に、その後説郭の法訓の條下を披閱せしに、たゞ羊有跪乳之
禮、雖有識時之侯、雁有序序之儀、人取法焉といふ語あるのみ、
淵鑑類函卷四百卅六獸部八羊の一にも、又この語をのみせたり、
彼先生はこれらの語を覺えなす、へしにや
あらん、その暗記の失なる事疑ひなし」ト

三九咳嗽の療法 痰にて咳嗽いづるには、ころ柿
を黒やきにして、絲瓜の水にて呑めば、頓にいゆると
なり、神功ありといへり、ころ柿の焼様あり、紙に包、
火鉢の火の下へいれ、一時計置きて取いだし見る時
は、黒くこげてあるなり、夫を粉にして用ゆべし、右五
日輪池翁

四〇げちになめらるる事 俗諺に、げちに舐らる
といふ事あり、太田全齋翁云、「伊澤辭安曰、俗間に頭
髮のふと脱て、錢の大き或は指のはらの大き程はげ
たるを、げちに舐られしと云て、げちく、蟲の事とせ
り、蟲のなせしわざならば、はひしとも云べきを、昔

よりなめしといひきたれるは、故ある事ならん、蟲の
事にはあらざるべし、下食といへる鬼に舐られしと
云る義なるべし、漢土にて、鬼舐頭と云病なり、證據
左に附す、江次第云、追離後、主殿寮供ニ御湯、註、雖
レ當ニ歲下食、按、印本は下食を月食に、一條禪閣鈔云、
作る、今慶安抄本に從ふ、「其日註曆、下食者鬼神之名、此日沐浴、則鬼舐頭而
髮落、故憚レ之、倭名類聚抄瘡類云、病源論云、鬼舐頭、
師説爲天狗、下食所、紙是、人頭或如錢、或如指大、髮不生也、曆側
曰、歲下食は、天狗星の精下界に下て食を求むる日
也、吉日なれば妨なし、凶日なれば忌むべし、今曆家古
來相傳書、拾芥抄云、下食日、沐浴誦妙善王、金著女、追杖鬼、
參尾王、波羅々鬼、又云、下食日、自節中計之又每
日戌日定下食也、未正、
戌二、辰三、寅午子申巳亥丑卯、信悟按、古諸説は隋唐に
原きし古傳なる故、鬼舐頭等の字存せしならん、され
ば俗説のげじはげじきの約りたるなるべし、げじき
は今の假名曆にもあり、
四一七里けつばい諺第 諺に七里ケツバイといふ
事あり、忌はしきことなど人のいふ時、嫌うていへ
る諺なり、按ふに、七里結界なるべし、弘法大師行狀
記十の、「惡神等は皆我結界七里の外に出去」とも、

又「結界七里の間地主山王、いかつて守護し玉ふ」な
ごあるは、諺の意にいとよく叶へる、うに覺ゆ、輪池
翁の考に、甲州流の軍法に、七足の反閉と云ことあ
り、貪巨祿門羅武破と七星の字を唱ふ、七字の反閉と
もいへり、俗諺の七りけんばいと云は、七字反閉の轉
訛なるべし、
美成按に、反閉といふ事は、見聞私記卷二に、「反閉は
行幸、御幸、行啓、拜賀等御出門之時有レ之、賀安の二
家勤レ之、九足歩行」云々、頭書、返閉の足といふに、南留別志
卷四にも、「反閉といふは、陰陽師が行幸の時にするこ
となり」ともいへり、尾州の俗諺に七リケンバイヨセ
ツケヌといへるにもよく叶へり、今記して二説を存
す、再云、七里結界、經說に本據あれば、反閉の説は辭言なり、頭書、
佛說安宅神咒經三丁左曰「結界咒文、伽婆致伽婆致悉婆呵、東方
大神龍王、七里結界金剛宅、南方大神龍王、七里結界金剛宅、西方
大神龍王、七里結界金剛宅、北方大神龍王、七里結界金剛宅、如是
三說、」右神咒經藥藏行字函に收、
合卷十五葉の左に、右の文あり、

四二熊野山中の大木 寛政十一年未年三月中上候
書面、
紀州熊野山中御材木出し御用に付、一本有レ之候、人
里より三十里餘り深山、榎一本、木廻り百四十尋、但

根本より梢迄高さ、凡見積り三百五十間程、南方の大枝有之候所、可登繩懸り候處廿九尋、木根毎に宿り木有之候、左に相記す、

杉長さ八間半餘六本、南天同二間四尺九本、柿同二間半餘六本、柏同五間二尺十本、栢植同四間五尺九本、赤松同三間餘八本、椎同五間半餘七本、楓同五間より三間迄七本、終同三間半餘六本、竹同四間より段々十本餘、

宿り木八十六本、其外竹木小樹等多し、その數難計、右之通に御座候、然る處有徳院様御代官、享保十三年御尋有之、其後寛政十一年御改有之、又々此度御尋に付相改候得共、享保年中に相違無御座候、尤宿り木は少々相増候様に相見え候得共、別て相替り候儀も無御座候、

文化五年八月

右の書付、堀尚平見せられしを寫留、

四三望夫石 望夫石の故事は、幽明録に出たり、

望夫石 唐 李白

彷彿古容儀、含愁帶曙輝、露如今日淚、苦似昔年衣、有恨同湘女、無言類楚妃、寂然芳靄內、猶若

待夫歸、唐詩選二の十八、望夫石、劉義慶幽明録云、武昌北山上有望夫石、狀若人立、古傳云、昔有貞婦、其夫從役、遠赴國難、攜子饑送、此山立望夫、而化為石、因以爲名焉、○潛確類書石部廿七の廿八、望夫石在遠州府分宜、相傳、唐太守鄭望夫于此、修堰澆田、後人思之、因以名之、

望夫石七律 唐 劉禹錫

何代提戈去不還、獨留形影白雲間、肌膚銷盡雪霜色、羅綺點成苔蘚斑、江燕不傳遠信、花空解妬愁顏、近來豈少征人婦、笑采蘿蕪上北山、佩文韻府選集類廿四丁、頭書、歷代賦彙卷廿三地理、望夫化為石賦、唐白行簡、望夫石賦、明錢文肅、續歌林良材下の十八、頼成はてめべき、本説に神異記を引たり、

望夫石七古 唐 王建

望夫處江悠悠、化為石不回頭、山頭日夕風和雨、行人歸來石應語、同上石類三、美成云、石類の次に衆類あり、

望夫石五絕 唐 劉方平

佳人成古石、蘇駁覆黃花、猶有春山杏、枝々似薄粧、同上石類七、

我邦にも肥前國松浦に望夫石あり、

美成按に、これを望夫の石に成る也、世に云へり、古くは曾我物語に、望夫の石に成るなり、由見えれば、その頃より、へるに、佐用姫の本説は、萬葉集卷五に見ゆ、れがめの子が云、望夫の石、開集、十訓抄に幽明録を引て、望夫石の故事をあけ、次に望夫の事

を記したり、これにも石なりとはあらざり、始の望夫石の故事と事よく通ひてあれば、佐用姫の如く、望夫石の故事を混じて物語りせしが、世にひろりたるなるべしといへり、さもあるべき事也、

夫木集に、

たのめつゝきかたき人を待ほごに石に我身ぞ成はてぬべき
〔頭書、唐ものがたり、漢故事和歌集並云、こわりや契りしこものかたげればつひに石はなりける故〕

この歌にも、詞に武昌北山とあり、又十訓抄の六、にも望夫石の故事に、この歌をのせて佐用姫が事には與らず、

相摸國鎌倉にも望夫石あり、その圖、檀森齋石譜にあり、又備前國にありしは歐巢集に見えたり、又三河國赤坂にもある由、雲根志にいへり、

謝肇湖の小草齋詩話卷之四、晉義熙時、新羅王實聖以兄奈勿王之子ト好質、於高勾麗、末斯欣質、於倭、及實聖死、子訥誣立、思其二弟、募有能歸之者、衆舉敵良郡太守朴堤上、王遂命堤上、往説高勾麗、得歸、ト好遂不遇家、即往説倭、其妻追之

及子栗浦渡、時堤上已濟矣、舟中相望、揮手而別至倭、百端説、倭王不能得、遂以計令斯欣逃歸、王怒詰之、不服、乃剝其足皮、刈其髮、使行其上、終不屈、乃燒殺之、其妻聞之、登鵝嶺望之、痛哭而

絶、其精爽爲鵝嶺神母云、時人爲之歌曰、鵝迷嶺頭望日本、黏天鯨浪無涯岸、良人去時但搖手、生耶死耶音耗斷、音耗斷長別離寧、復相見時呼天、便化武都石、烈氣千秋干霄碧、

四四花しね 山家集 見夫木集に

山ざくら吉のまうでの花しねを尋れん人の袖につゝまん
之は米を紙に包みて數多枝につけて、神に奉るを云なり、雅言集、美成云、今も筑後柳川にては、神佛に供養する米を花米と書て、はなよねと稱せる由、古言の残れるなるべし、〔頭書、鶴居云、榮花ものがたりのウチマキも、これと同じかるべしといへり〕

四五眼標口標 静廬 五月十九日、いはいく、五車拔錦積玉全書などいへる唐土の俗書の中に、書などの類、風月機關といへるものを收めたるあり、之は遊女などの話を記せしものとぞ、その中に今いふ素見とて、見てのみかへるを眼標と云ひ、行たるふりに話をするを口標といへり、牛女標などあるも、七夕客の事なり、一年に一たび來たるなどいふ心也、

四六直垂フスマ ことし^七文政 五月廿一日、淺草日輪寺の學寮にて、遊行上人の常に身に添て廻國せらるゝと云藤澤縁起十卷を見たり、筆者は堂上家の寄

合にて、外題は靈元院法皇の宸翰、晝は是も堂上家の繪なり、之は藤澤の古縁起を、その頃寫されしものといへり、その中に直垂フスマとて、袖ある衾をきたる繪あるを見れば、今の夜着といふ物の濫觴の如く思はるゝなり、

四七ものぐさ履 一遍上人六條縁起に、「ものぐさと云ものを、四十八作りて歌にそへて奉る」中の卅と見えたるは、葉履の事のやうに見ゆれど、詳ならず、源平盛衰記卷三十六廿一に、鷲尾が立出をせる所に、「荒卷の弓に猿皮靴、鹿矢あまた指て、半物草をぞはきたりける」とあり、之は今いふ足なかなどにや、
〔頭書、遊行七代の作用抄云、「道場の疊の下に物ぐさ置事なけれ」とあり。〕

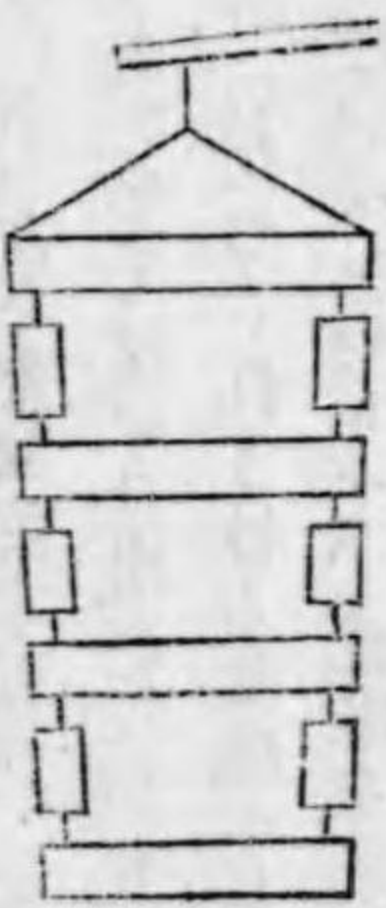
四八地獄の沙汰 今茲甲申さ月の初め、こゝかしこにて地獄とか名をおへる、かくし遊女の百人餘も禁しめられし由きけり、そのかみもかゝる例もある事ながら、地獄といへるは、もとかくし名なるを、今おほやけの名目とは也けり、思ふに遊女に地獄と云名ある事、和泉國堺の高須の町に、地獄と名つきたる遊女あり、一休和尚の尋ねよりて、
きしより見ておそろしき地獄かな

とあそばしければ、地獄

いさくう人もおらざらめやは
とつけける事、堺鑑に見えたり、それとは異にして、今世にあるは、いともくみそかに客を迎へることにぞ、その心を柳樽、「それ地獄遠きにあらす隣うら」といへり、或人は地もの極秘といふ略語なるべしといへど、さにあらず、風來山人の里のおだ巻評に、「地獄とあだ名せしは、その初め清左衛門となんい」る者、此ことを企けるを、箱根の清左衛門地獄にもとづきて、仲間の者合ひ詞に、地獄々々云しより、今はその名とは成けらしと見えたるぞ、地獄の紀原とは云べし、これらのあだ名の、後にはおほやけの稱呼となりても、名義の詳ならぬぞいと多かる、古へ名教あり、孔子も必ず名を正しうせんといへり、故に今聊か其所由をしるす、
甲申(○文政七年)五月廿一日雨中戲書(頭書、丁阿がよめる歌一首、一度は本の地こくへ落にささかりあふべきをみなへしと云)地こくをすくはせ給ふ天のあみもれぬめぐみのみよぞかしと云)○柳亭云、甲申夏の比の柳樽に、「火車よりも源氏車がつれて行き」神のまへへ引いたすかふりければ、女の事故よつて駕にのせ、傳馬町へ送りける時、駕の母なるもの、跡よりすはだして泣ながら追ひ行ける時、駕の者の杖立けるひまに、地こくなる娘の、このたれをあげていへるは、「かゝさんおめへ、この雨のふるのにはだしてすへつてけりては、

るごわりいといへば、母おらアころびアしれへが、てめへ落てくれるなよといひけるこや、○柳樽六十三編の九々、兩旦の句に、「夫地獄遠きにあらすとなりうら」我衣二に云、「中洲三股を築立て、三股富永町と云ふ、(中略)賣女數多有之、是を地獄と名づく」云、○筠庭云、かくし賣女を一代男などに、くらものといひ、その宿する所をくら宿とあり、かればくらきこころへ入ると云、こゝにて、佛説の黒繩地獄になぞらへて云出たるものなりと云、

四九醋の看板 奥州ミハルの邊にて、醋を商ふ家に出せる看板なりとて、谷文二寫し見せらる、



丸竹にて作り、絲にて通し作れる由、

- 五〇暴風日期 周行備覽一十三、暴風日期 断江武村、翼聖堂輯、
- 正月初九日王皇暴、廿九日龍神會期暴、
 - 二月初七日春期暴、廿一日觀音暴、
 - 三月初一日眞武暴、初七日閻王暴、十八日眞君暴、
 - 暴、廿三日天妃暴、今封、廿八日諸神朝上皇暴、
 - 四月初一日白龍暴、初八日太子暴、廿三日太保暴、廿五日龍神太白暴、
 - 五月初五日屈原暴、十三日關帝暴、廿一日龍母暴、

- 六月十二日彭祖暴、廿四日雷公暴、極准
- 七月十八日神煞交會暴、宣防、
- 八月十四日伽藍暴、廿一日龍神大會暴、
- 九月初九日重陽暴、廿七日冷風暴、
- 十月初五日風信暴、二十日東岳朝天暴、
- 十一月十四日水仙暴、廿九日南岳朝天暴、
- 十二月廿四日掃塵風暴、

凡月内遇三翼聖翼軫四宿之日、主有風起、以上逐月起暴之日、如不在日本日、則在前後三日之中、年高性師傳説、附録于此、慎母忽也、美成云、紀効新書、中山傳信録等の書に、風信を記す、然れどもその中、たまに、彭祖風といふが如き、何の意といふ事を解せず、四教寺後潮音法師の、右周行備覽を抄し贈らるゝを見るに及びて、初めてしる彭祖風は彭祖暴にして、その誕日に颶風いたるをいふのみ、また周行備覽の中に云へる所の諸神朝上皇暴は、九月晦日諸神の出雲へ行とて、俗に神風のふくと云に似たり、重陽暴は八朔あれと云に同じ、さて十二月廿四日に掃塵風暴あるを思へば、彼邦にても年の終りには、煤拂ふわざのありけるなるべしと思はるゝ也、

五一轉用の語附遊山舟 俗にいへる事に、詞のうつりていへる事あり、墨は黒きものなるを、朱にて作りたるを朱墨といひ、唐紙は西土の紙なるを、此にて製するを和唐紙といへる類ひいと多かり、その事に似たること西土にもまゝあり、妾はもと女の稱なるを、男妾といひ、荒はすすむとよみて、飢饉兵革などに民の疲るゝをいふ事なるに、近比年毎に米穀の豊稔なれば、之が爲に生活に困る事のあればとて、熟荒といひ、いへるごぞ、皆これは轉訛せしもの也、和漢とも古くなきにあらず、古今著聞集卷五四十一云、「徳大寺右大臣、うちまかせてはいひ出がたかりける女房のもとへ、師子のかたつくれりける茶碗の枕を奉るとて、うすやうのながへをやりて、此歌を思ひかけぬはさまに、かへしていれられたりける略美成按に、茶碗といへるは磁器のことなり、茶碗に磁器を用ひたるもの故に、磁器の枕を茶碗の枕といへるなるべし、堯山堂外記名物六帖云、「錢同愛少年一時、一日請文衡山、泛石湖、雇遊山船、以行、また寓圃雜記云、「遊山舫、載妓之船などあるも、遊山はもと船行にあらざる事、文字にてもしるべし、

五二等身 等身といへるは、己れが身の高さと等しきものといふ事也、役行者靈驗記九に、「等身の藏王の形像を作り」などいへるは、行者の身のたけに同じく作れるをいふ也、升菴集云、「宋賈黃中、幼日聰悟過人、父師取書與其身相等、令讀之、謂之等身書、張子野詞、等身金誰能意、買此好光景、名物六帖」**五三神道碑** 文體明辨云、「晉宋間、始稱神道碑、蓋堪輿家以東南爲神道、碑立其地、因名焉、六帖」**五四類字函** 友人高田松屋といへる者、書物の名物を類字するに、こまかなる引出し箱を造り、類字函とか名づけて便をこれり、その製作は己が工み出せし由、常にはこりがに人にも話し、相馬日記といふ書を著して、その序を門人にかへせてこの箱の事を記し、岸本権園、おのれ美成なども皆ならひ作れる由記にて詳なり、（頭書）後漢書、中山簡王傳、李賢註云、墓前開道、建石柱、以爲標、謂之神道、言行轉釋十九、○事山錄五の十七、（事祖廣記云、古者葬有豐碑、以空、秦漢以來、死有功業、則刻于上、稍改用石、晉宋間始有神道、因立碑其地、而名耳、○書言故事五の三十九、神道墓前開道、曰神道、漢中山簡王墓、大爲修塚、堂開神道、○事物紀原九の廿四、金石例二の四）

せり、されどこの事、已に唐土にも古くありけるを、伊藤東涯の倣ひ作れるぞ始めともいふべし、いとも珍しからぬわざなり、間情偶奇云、「抽簪之設非、但必不可少、且自多々益善、而一簪之内、又必分爲大小數格、以便分門別類、隨所有而藏之、譬如生藥鋪中有所謂百眼樹者、此非取法于物、乃朝廷設官之遺制、所謂五府六部群僚百執事、名有所居之地與、所掌之簿書錢穀是也、醫者若無此樹、藥石之名、盈千累百、用一物、尋一物、則虛醫扁鵲無暇療病、止能爲一刻舟、求一劍之人矣、此樹不但宜于醫者、凡大家富室皆當則而倣之、至學士文人、更宜取法、能以一層分作數層、一格畫爲數格、是省取物之勞、以備作文著書之用、則思之思之、鬼神通之心無他役、而鬼神得倣其靈矣、これぞ類を分つ函の來れるの古きをしるべし、この文已に東涯の名物六帖器財箋三の十にも引用せられ、自らも倣ひ作られて、名物六帖もいで來にけるなるべし、孤陋の識をもて大方を欺く事を得べけんや、松屋はされ井底の蛙なるのみ、**五五款識** 款識は、史記「封禪書之鼎文、鏤無款識」とあり、註に、「韋昭曰、款刻也、索隱曰、識猶表識、」ま

た游官紀聞に云、「款識乃二義、款謂陰字、是凹入者、刻畫成之識、是挺出者、また輟耕錄云、「古器識、居外而凸、款居内而凹、これにて款識の義明かなり、**五六大般若の札** 五月廿六日◎文政七年中村佛庵を訪ひしに、談の序にいへるは、今此かたにて大般若の札とて、上にチクマンの梵字をかき、奉轉讀云々の文字あるは、全く吾邦の制にはあらで、朝鮮にてするを其儘移せるもの也、そのよしは、カイゾク橋の九鬼侯の藏奔に、庚辰役の時の分捕の中に、かの大般若の札あり、紙なりや板木なり、それを見るに、今のものと少しも異なる事なしといへり、**五七天竺佛**附、圓浮、禮金、 同じ時の話に云、世に天竺佛と稱するものは、みな多くは朝鮮の佛なる由、まづ佛像を圓滿の相にかへたる事は、隋の戴愚といふ僧に始れり、しかるを朝鮮のみは、天竺佛のまゝを傳へて鑄造せしなり、されどその金色をもて鑑定するに、銅は唐土のものにして、状のみ竺土と同じ、こゝをもてしれり也、漸して實の天竺佛一軀を藏せりといへり、その後或候につきて田沼、蘭人によりて天竺佛をとり寄たりしに、實の物なれども、銅質疎惡にし

て賞するに足らず、その比大典禪師の需めに應じて贈れりごなん、今は京師の相國寺の中、紫雲院とやらんいへる大典禪師の常に居られしに、本尊となりてありとぞ、

因に云、閻浮、檀金といふ事、佛像の常なれど、その檀金といふものは、今世に云紅毛のタンバカなり、蘭人につきてその製を問ふに、銅二百目なり、をたたらにて鍊りきたへて、四夕ほどに精鍊する也、さすれば銅は餘り堅からずして、少しも損する事なしといへり、眞言家に傳ふる大師黒箱傳といふものにも、已にこの趣に暗合する事見えたりとぞ、右の如く鍊つめれば紫赤色に銅色なれると云、之につきて思ふに、善光寺の佛の守屋の爲に鑄とげざりし事宜なり、さまで鍊つめたるもの故、とけると云事決してなき筈なり、且今の善光寺本尊の事を委しくきけるに、これは此前方の住僧のひ長さ五六寸計もあらんと思ふ、棒の如く打たゞらかし、ものなりとぞ、これは守屋が打しなるべしとぞいひし、以上はなし、この中疑ひなきにあらねど、記して忘に備ふるなり、佛庵

五八遊行の俗説を辨す

遊行の廻國して人を化益

するにつきて、くさくさの奇怪をこく事あり、此比日輪寺の學寮へ藤澤縁起を展觀に、輪池、屋代、寫山、文異、文二文異子、及び佐竹の公子と共に行たりし、事の次でに、學頭の次頭和尚名は、につきて問ひきし、事にて、初めて積年の疑一時に氷釋せり、左にその由を記す、

遊行廻國に五十疋の御傳馬は、大猷院殿の天海僧正と謀り給ひ、諸侯せの服しや否を試むるに始まりと云事、

これはいと古くよりの事なり、廻國する事御免になりしは、足利の永享年中の事にて、五十疋の傳馬は、太閤秀吉公御朱印下され候となり、足利義持公の時給はりし御教書の文左の如し、

清淨光寺道場、遊行、金光寺七條、時衆、往反人夫馬與已下、諸國上下向事、關々渡以三印之判形、無其煩、可レ勘過之旨、被レ仰付國々守護人一所也、若於違犯有訴者、就注進可レ處罪科之由被レ仰下所也、仍下知如件、

永享八年十二月五日

(朱)細川源時之 右京大夫 花押

當寺

右文書は遊行の持て廻國する由、豊太閤のは藤澤に秘藏して他に出さずといへり、

名號の札、正月十一日遊行の紙帳の中にて、一日に數萬枚をし給へる由、又天狗の來り手傳とも云、或は一度毎に百枚づつ押せるともいふ事、

遊行に始めていづるには、藤澤よりまづ江戸の日輪寺へ來り、登城ありて御暇給はり、夫より諸國へ行ける事なり、扱札は其まへ方より夥敷拵へ置きて、江戸にて化益の中なご盡る事ならず、それより旅中にては、追々その所々に拵ゆるとなり、故に江戸に居る中は、札など拵へる沙汰曾てなきもの故に、くさくさの俗説はいでくるものならん、

遊行に始めていづる時は鹽にて洗ひ、それよりゆあみせずと云事、

壽阿彌にこの事を尋ねしに、遊行の日輪寺へ來る前かたに、湯殿雪隠など新に遊行の料に造りまうけ置ける由、日ごとにゆあみするとぞ、

木にて作れる蓮花のつぼみたるを、手にももち、從僧ももちて供する事なるは、藤澤山の住僧にもあれ遊行にもあれ、遷化の時互にひらくといへり、

是はかたもなき虚事なるは、もの心得たるものはしれるながら、そのかみ藤澤山にて、不時に蓮の花咲たる事あり、その比訝しみめでしに、後に遊行の遷化をつげ來れり、思ひ合するに花咲し比なりとぞ、これらの事を詠り傳へしにやといへり、これも毒阿彌話

五九俄の初 孔雀樓筆記 越國文學博士藤澤清純撰、卷の二明和戊子の序跋あり、云、「世に所謂神輿洗のねりものは、誠に太平の樂事と云べし、にはかど云ものあり、これは甚窮乏の相をあらはす、彼にはかど云ものは、始めて三十年元文三年にあり、ばかりになるべし、近年はますく熾に行はると見えたり、

六〇センゴリの詞 坊間にて千垢離とて、堀井戸などのあたりにて、半切桶へ水をたへ、河水に擬してするわざあり、その唱へ詞に、

さんげくろつこんしやうく、おほやまだいしやうふごうみやう、おしめにはつだいこんごうごう、

俟、(頭書、不動尊)云、(聖對)九言云々、今此大聖不動尊(ともあり、り、○潮音云、大峯八大金剛童子、葛城、ハ、ハ、ハ、云、こありり、さらば大峯ハ、大なるべし。)

六一 雛屋立圃の傳

雛屋立圃

實名親重(花見車古版に見えたり)俗稱庄右衛門、寛文九年九月晦日、行年七十五にて歿、重頼今様姿、花見車

雛を作り又紅ぞめをなせり、この故に雛屋ともまた紅粉やとも稱す、滑稽太平記に、丹波國保津の生れなり、佛語長材に見えたり、本朝書雲云、立圃、姓野々口氏、京師人、稱三離屋、初名親重、寛永中歿、歳七十四、美成云、此歿年非なり、六二 玉帶



右玉帶一十一顆、明人魏之琰遺物、飾抄中帶、有文或稱、有巡方圓友、節會行幸行啓列見定考拜賀用之、無レ止佛事、賀茂詣等高位人或用之、其文鬼形獅子形唐花非二眞玉、火にも不レ燒云々、予所持帶、故兼忠卿家燒亡之時、在二其中、一切無二損氣、光院隠岐、御三參三籠八幡之時、先年被レ召三件帶、鬼形、唐逸史に鍾馗の事を記して、一大鬼小鬼を捉ふと記したるを合せ思ふに、飾抄の鬼形は、即ち鍾馗のことをいへる也と思はる、

六三 廂の詞

人家に一つの別所あり、是を名付て雪隠と云、貴となく賤となく、萬民に親しみ厚く、徳又大なり、然れども不淨所として、痛くおとしめらるるこそ誠に意根なれ、不淨は元より一身の内に包めり、なんぞ色を見香をきくのみを不淨とせんや、萬のことわざ、品位によりて等しからずと雖も、禁裡、仙洞、后、太子、内親王、大臣、公卿以下四民まで、爰にての所作いさ、か異なる事なく、先方をいへば多くは五尺を過す、いぶせくさ、やかなる窓の光りのみにて、四壁閉たり、かゝる所に水無月の草木もよれる暑

よりも、いか計こ、ろよからん、古歌に、
いかならん岩ほの中にすまばかば世のうきここの間えこざらん
渭水の海濱に釣をたれたる翁も、賢王御幸し給ひて、すなごりたのしみをうばはれ、知行兼備の名僧たち、徳を隠れて山林幽谷にのがれ住も、人是をゆるさず、貴みしたひていんさんの心ざしを妨ぐ、誠に世上のならひとして閑谷心に任る事かたし、然れどもかの所計こそ、いかなる用事とても、外よりしたひおごろかす物なし、徳は世に秀慈にて、そは萬に勝たり、ひとへに宗法の長にして、閑居の最上、娑婆世界の極樂とも云べからん、此理をわきまへず、只管に不淨のみおとしむるはいかにぞや、思を得て思をしらざるは禽獸に異らず、かれもし有情ならば、させるおもんばかりなき人の心をいかに恨くねるべき、我若年の昔より、曉ごごにこゝに至るの病あり、されば累年の恩を思ふ故に、聊其徳をあげて心ざしをばこぶ、
わすれぬや霜よくの曉にかよひ馴にし宿の情か
我心のひくまゝにはむるとならば、人またさもなきことわりをのべて、思ひの儘におとしめたまへ、おしなめていやしとする人の心淺きよと、筆なげ捨てても

き日に、しばしも入てあらん物か、又雪霰ふりしき嵐烈しく、肌を劔をさす如く成冬の夜に、たごへ錦の茵の上にも、もすそを塞げ肌を現して暫しもあられんや、然るに此所、いかなれば暑寒憂へもさのみ心を痛しめず、四時に拘らず天地乾坤の外の名所なり、長雪隠と名だたる人は、必しも詩歌連俳の優人多し、心のしづまれる儘に、千里の外の傍も、花鳥風月の情も、胸にかみ言葉をねりて、衆に交る中だちとす、或は君に仕ふまつる忠臣、父母に禮あつき孝子といども、且に起て、君父より先此所を先とす、縦令三日爰に至らざるものあらば、大國珍寶をあたふべしと言人ありとも、誰か爰にしたがはん、到らんと思ふ折から、障りありて叶はざれば、いかなる音曲歌舞をききとも聞えず、見れども見えず、山海の珍肴美酒も其佚を覺えず、又まれ人の來りて、つもの言の葉かきつらね、四方の物語なんぞ長々敷言出さん時、主の心いと苦しく、思ひ内にあれば色外にあらはれて、跡さきもなき答なんぞ、けしきも常ならねば心得がたく、まれ人も立ていぬるに、いとほしたなく息づきのべて、彼寶藏に走りて本意をとげたらん時、大國珍寶得たる

くねんとす、

右は青山大膳亮内物頭役浅井権太夫母の作文なり、この婦人、博識にて歌道にも達し、七十八歳までながらへり、この文は、關東陽の恵み借されしなり、おのれ美成が曾祖母の君は、右浅井権太夫かたより嫁し來れり、今にかの博識なる婦人の常もてる書籍の、これかれゆづられしが傳へあり、

六四浅草寺神事古面 六月十五日は年毎に、浅草觀世音にて神事の舞あり、その時に用ゆる面五つあり、外に古面二つあり、何れもいと古きものなり、翁の面の如きを翁太夫と名く、この裏に年號を彫たり、元久三年三月十八日とあり、福女の如き面を鈿女といへり、又三太夫と稱する面三つあり、三社なりといひ傳ふ、この面の中、一つに裏に銘あり、浅草寄進、元和五年三月吉、椎木柏庵とあり、この外に猿田彦の面一つ、裏に聖天町籠屋三左衛門と墨にて記せり、今一つの面は、右の神事の前日、田原町田村八太夫といへる浅草寺の祝の許にて、ならしの舞ありけるを、今玆^{◎文政}、谷文二主の誘ひに應じ、梭江主と共に往たり、その舞のさま、いと昔よりにて、今の十二

座神樂などいふものと絶て異なり、

六五土師舞

右田村八太夫にて、舞のひまに此彼もの語らふ事の序でに、主人八太夫の云へらく、「今用ゆる神樂の十二座などいへる舞は、土師の舞とて、おほ方百五十年計りも前かたにいで來にける也」といへり、土師といへるは、武州幸手宿のわきに土師の宮あり、そこに始めたる也といへり、

因に云、六月廿一日に冠山老侯へあがりしに、御話に仰られしは、土師の宮の別當に、龍守宮といへる楷字の額あり、これは鷲宮と草體に書たるより、龍守と見誤りしなるべしと也、

六六梅鉢の紋

梅ばちといふ紋の名義詳ならず、賀州家にてはばちは大鼓のばちにて、それを梅の花の如くにしたれば、やがて梅ばちといふ由、賀州大島氏説、舞樂の太鼓のばちは、如く此し、梅ばちは斯くかけるは本様なり、又、かくの如きをも今梅ばちといへど然らず、是は六曜星と今もいへり、諸侯方などに、如く此紋あるも、上への書あげには、みな六曜の星とかける由、三好、城説、

六七御言葉の松

箕輪大關侯の下屋敷に松あり、こ

れを御言葉の松といふ、吉宗公御鷹野の頃、よき松と御上意ありし故、御言葉の松と云習はせり、冠山老侯江戸砂子書入り、

六八格子、散茶の名義

遊女の名目に太夫、格子、散茶などいへるあり、太夫は今もある名目なり、格子と云は、今の部屋持にあつべし、格子の内に居て見世をはらぬといふこと也とぞ、今廊中の俗に、これを「中の町」はらず、故に中の町茶やへ來りて「ばり」といふ、部屋持は見世を居るなり、それを人々見る故なり、散茶はふらぬといふ心なり、茶を今は立るといへど、古くはふるともふり立るともいへり、古織傳などに、これは今の一分女郎にあたるなり、太夫、格子は氣位もありて客をふれども、散茶はふらぬといふ事なり、又按ふに、今も素場に抹茶をちらしのめる也、茶筌にて立てぬ事故散茶といふなり、茶挽といふ事、古き諺に、用なきものに茶を挽かせしもの故に、然いへり、今も賣れざる遊女をお茶を引といへり、

六九柏餅

五月五日に柏餅とて、柏葉に餅を包みて互に相贈れるは、江戸のみの風俗にして、他國にきかず、又古き事にも非ざるべし、寛永十八年の撰俳諧初學抄徳元に、五月の季に見えず、さればその後の事

にや、按に、柏餅といふ名は古し、類錄往來上の冊ウにあり、五月五日に用ゆることはなし、酒餅論全部二冊計りもあらんが、上巻の零本一冊、柳亭主人藏書せしを、見たり、大方寛文の比のものにもあらんが、彌生は、ひなの遊びとてよもぎのもちや、端午にはちまきのもちや、柏餅、水無月初の水解かじやうのもちや、下略、上

徘徊向之岡、不卜作、延寶八年、粽、柏餅、餅なりけふ世人はをみかく玉柏

押ならへ兩葉が間やかしは餅

俳諧東日記、言水作、延寶、端午、

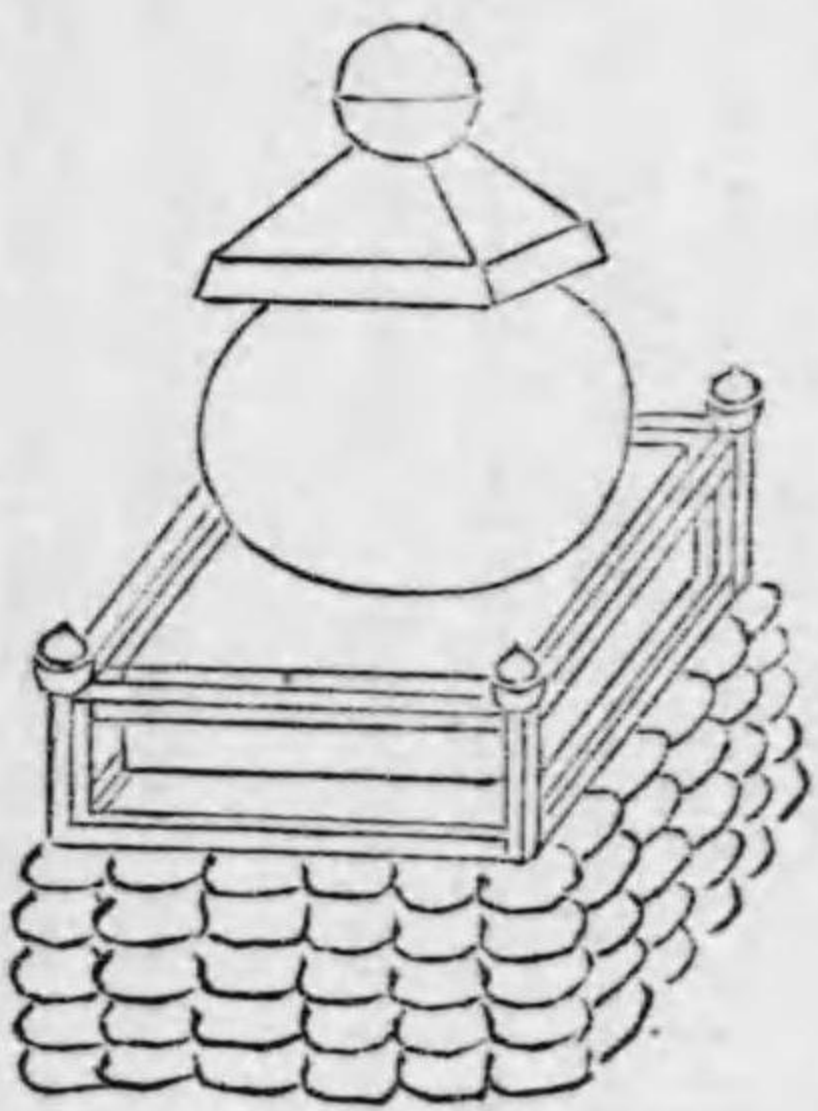
端午の御祝儀として柏木の森を枯そむ

兼 月 豊

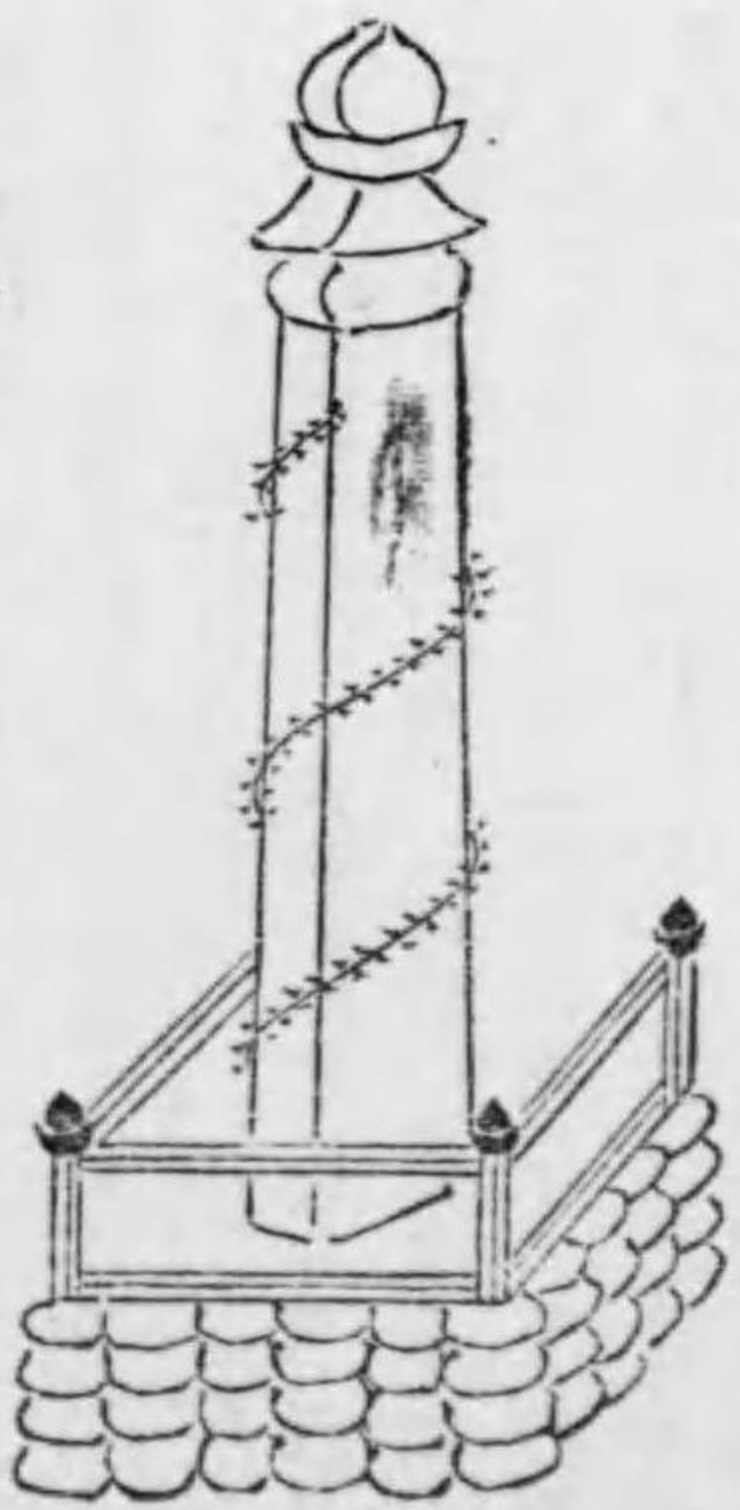
按ふに、この比よりや江戸に普く行はれけん俗習にや、然はあれど、こゝに又一つの疑ふべきことあり、表題の佚せし假名草紙に、單丁行脚といへるにやと、序文などにては思はる、折目の所には匹身とあり、これは匹にも見ゆ、されば匹身、身をスルスミとよめり、沙石集など物語などいへるにや、ものに、大隅の片里に、中略、五月五日とて松火あかして、中略、女は柏の葉にて黒米の餅をつゝみけるは、是なん上がたに見しまこもの粽のかわりなるべしとあれば、かのあたりにてもせし俗にや、されど上がたには無き事しるべし、此草紙時代もしらず、惜むべし、之につけて己思へるは、去る年

九州に遊びし比、五月五日豊前國中津奥平の領分なりに宿りしが、山歸菜の葉に餅包めるを見たり、古へ木葉をすべてかしわといへば、何の葉に包めるも柏もちにや、猶後考を俟つ、

七〇墓碑の制 墓碑の制、上代の事今よりして詳にしり難し、那須國造碑、多胡碑等も、墓碑とも云がたし、委しくは墓碑考を著さん事を思へど、今試にいはい、大師弘法、なごより以前は、唐の制にならへる也、令を見てしるべし、その後は押なべて五輪塔なるべし、その古制も亦考べからず、密嚴諸祕釋にあるは、今と異なる事なし、光明真言續詞の中にこれあるもの、古制を考べし、左に圖す、



平人のさみえたるものには、この釘貫石垣等はなし、故ある人さみえたるものにのみかくの如し、



七一百人一首對句 賀茂真淵が太宰純と逢し時、百人一首をひらき見たりしに、真淵の、大江千里といへる名を直に句にして、大江千里の月といへりしに、太宰がその時に、春道列樹山とつけけるとぞ、〔頭書〕菊池五山の聖堂へ行たりし時、書生彼がオのほご心みんとて、金山寺天徳寺、何れか衣問たりしに、青蓮院寶藏院、何れ文たりしとぞ、〔何れ武と答へたりしとぞ〕

七二年の終の魂祭 年終の魂祭、〔年派草十二の十九日〕周處風土記曰、除夜、祭其先祖、長幼聚飲、祝頌而散、謂之〔分歲〕、月令廣義曰、「除夜祭祀、即懸真像于家庭、供奉以三拜節、清輔與義抄曰、「みたまの冬とは、なき人の恩徳を報すとて、年の果には是を祭るなり、下人は

みたま祭とぞ申、公家には荷前の祭といふ、清少納言八曰、「ゆすり葉を、師走の卅日にしもどきめきて、なき人のくひ物にして、〔水はといへる條、つれづれ草上七、十九段、〕曰、「卅日のよい、さう暗きに、松ごも灯して、夜中人の門敲きありきて云々、年のなごりも心細けれ、なき人のくるよとて魂まつる業は、このごろ都にはなきを、東の方にはなをする事とて、有けんこそ本意ならし、詞花集〔曾根好忠、曾根集廿二〕 玉まつるさしの終りさなりにけりけふには又やあはんさすらん

後拾遺集、〔和泉式部〕 なき人のくるよと聞ご君もなし我住宿や玉なしの里

七三カンジキ 奥州みはるにて用ゆる所のカンジキ此の如し、これを草鞋の下にはきて、氷の上を往來する由、



カンジキ數種あり、板標輪標、その制おのゝ異なり、夫木集、仲正、〔かじきはく越の山路の旅すらも雪に沈まぬ身をかまふとぞ〕

山家集、西行、〔有乳山さかしく下る谷もなくかじきの道をつくる白雪〕

和漢三才圖會、「標橋、史記、橋、漢書、權、說文、俗云、加牟之木、虞書云、禹王山行、所乘者以鐵爲之、其形似錐、長半寸、施之履下、以爲上レ山、不〔三〕嗟跌也、按、如〔二〕越州一北地、雪深而不乘レ輜、不〔レ〕能行不〔レ〕得上レ山也、南方人未〔レ〕嘗見一者也、

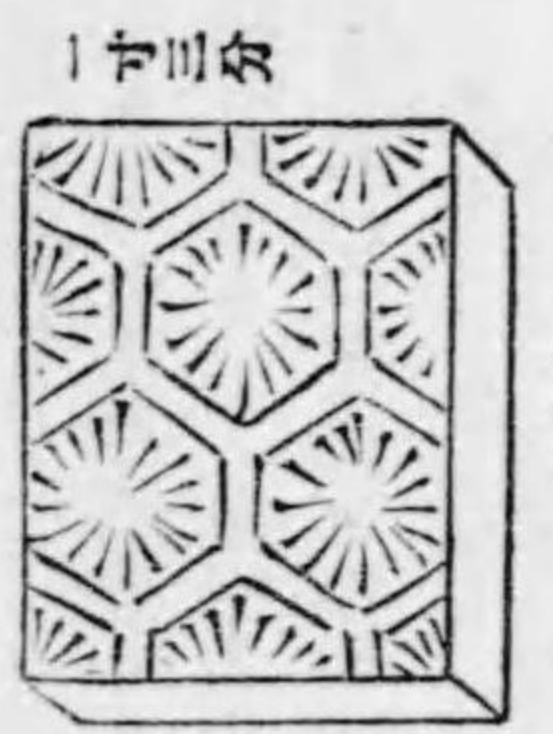
七四提鞘



太平記卷廿九〔參考本五十八〕にみえたり、刀劔問答に委しくあり、七十一番職人歌合の筆結法師、一遍上人藤澤縁起の繪にも、下鞘を帶せし圖あり、〔頭書、舞樂にさげさやをつくる舞二つあり、新鞆鞆と探桑老となり、探桑老の圖は盛袋考にあり、〇利休茶具圖繪にある、盛袋并指柯圖と云ものもさげさやなり、其圖も盛袋考にあり、〇千葉介常胤下鞘の圖も、同書にみえたり。〕

海録卷之十一

一 犀皮 犀皮龜甲の紋理黒色、つやなく、くぼんにうあすふりたる龜文の間道、一人一分計、
厚三分 皮うら肉付



又云、御具足師岩井源兵衛、本家岩井與左衛門、台徳院の御時紀州より大有君の命によつて十六年の後來る、それにて御鎧を製せらるゝ、その後卅年を経て、醫學館にて犀皮といふもの出けるを、桂川殿に對して岩井源兵衛が、これは全く贋物ならん、凡犀皮は台命によりてすら十六年の後に來れりと、この論に醫官達も伏したまへる由、
二 妙海尼 播州三木郡石田源三郎、大石義雄よりの遺物幕輦所持のよし、難波桃苗より詩歌の勸進に付、

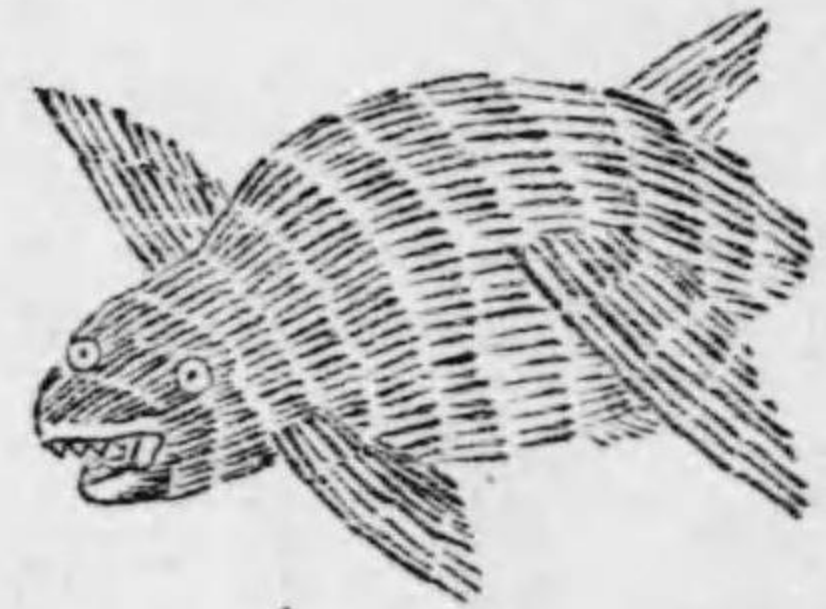
刀見より兩度申來る、則泉岳寺墓所の繪圖を贈る也、
刃道喜劍信士 寺坂吉右衛門

明和四年九月十六日死

故ありてこれ迄存世也、(頭書、妙海尼の傳、並同放言四、墓所一覽)妙海は堀部彌兵衛金丸の娘、妾腹にて赤江戸にて堀部安兵衛武庸を見立て養子とし、いく末赤穂より娘をむかへ嫁儀を整へ、家督相續せんと思ふ内に、はからず主人内匠頭家没落に及びし後、父子心をくだき、主君の仇を報じたる由聞きしかど、妙海其時いまだ母にしたがふ故、東都へ出がたく、母の死後剃髮して、道中苦難を成してはるゝ、品川泉岳寺の墓に詣ふでしより、江戸に住して、予が廿歳計より後も、高林平兵衛の許へ常に來られ、相しれる尼也、七十餘歳八十にもや有けん、此墳の入口へ地藏尊を建て、泉岳寺中に寶性庵を結びて住せり、
三 竹細工 竹細工はあらめを煮て、其中に竹をひたし候へば自由になると申、又彫などするには、げちげち蟲を煮て、それにひたし候へば和らかに成る、其げちち作るには、鼠糞に米の洗水かけ、一夜上筵の藁をかけ置候へば、げちちとなる云々、

或人のいへるは、甘草の煎汁に竹をつけられ、殊の外和らかになるぞ、筍にあたりし^るにも、甘草を舂しむれば忽ちいゆるといへり、

四 胡猿 寛政元酉年、越後國柏崎へ出る笠島と云所の海邊にて、紹方、昌信、宗眠等したしく見てうつし來る圖、長六尺三寸、太き五尺餘、其形如熊、胡猿と、毛詩註に、獸の名、似^二猪に^一東海に有、元其皮背上有^二斑文^一、



五 首頭書法 妙法蓮華經の七字の首頭、書ようの口傳の筆法を見るに、いかにも祈禱の心をこめしものと思ひ侍候、

六 上求菩提、
下作衆生、

獅子口など云名あり、

尤廻戀なごいふは筆道の名にもみゆ、
妙 是を壽命長久不惜身命、なご取、
下弦月、上弦月にかたざる

一、この先を劔に取、

イ、この先を劔に取、

委しくはその道の人に尋べし、筆道の修行にもと記す、

六 トボスと云ふ俗語 此頃この筆記に寛政政甲寅あり、青樓の流行言葉に、交合をトボスといふ事、江家次第に、聲のど

ぼし來りし脂燭と娘の迎に出し脂燭と、火をひこつにして寐所の燈にうつす事、故實の由、かゝる事より

や出けん、大蠟燭を阿遊とぼしたるなごいふは拙なし、
何れ

七 童謡解 いつちく(二竹)たつちく(多竹)梁孝王親王好みたまふ、三百里に竹をうゑて殺し給ふより、親王を竹の圖と

いふ、今一竹と諷ふは、一本の竹數多ひるがりたるをいふ也、た

るもん殿のおと姫が、たふもんと切て、殿のおとひめと諷ふべ

督を下略して諷ふ、ちやがまにおされてなくこゑきけば、

おとひめは乙女也、ちやがまに、ちやがまに、ちやがまに、ちやがまに、

ちやがまに、ちやがまに、ちやがまに、ちやがまに、ちやがまに、

ちやがまに、ちやがまに、ちやがまに、ちやがまに、ちやがまに、

ちやがまに、ちやがまに、ちやがまに、ちやがまに、ちやがまに、

ちやがまに、ちやがまに、ちやがまに、ちやがまに、ちやがまに、

ちやがまに、ちやがまに、ちやがまに、ちやがまに、ちやがまに、

よの人事を豫めにせざる故、さしかゝりて當惑する事多し、何事も篤と前廣にあらためて置なば、此はかまの如くうちうめく事はあるまじと、教をたつる鄙歌なり、右は塵山雜錄といへ

八敬月法師 清水寺敬月法師、吾妻鏡廿五^{十六}に敬

月に作り、承久記下^{廿一}には鏡月とあり、又作者部類律^九京月、清水寺僧、續拾遺雜春^一と見えたり、〔頭書、續拾遺法師一ながらへて八十のはるにあかこ、これ皆別人にあらず、さば花見よまてのいのち也けり。〕七、雜春（京月）九釋氏書目 予書見ること思ひ起せる比、荻野

八百吉主につきて天台四教儀の講釋をきけり、予^十頃、その頃まづ佛學をなさんには、何々の經論をよみよかるべきやと問けるとき、答けるやうには、何れにても天台學より入れるがよしといへり、その頃これらの書見るべしとて出與へられしを、ことし七月、曝書の折から見出したれば、左に押しおく也けり、

三大部六十卷 大論 禪波羅密 維摩廣疏 金光明其義 文句 觀經疏 觀音其義 請觀音疏 法易次第 菩薩戒疏 小止觀 法華三昧 彌陀經疏 百情國錄 四明十義書 宗鏡錄

一〇朱子像 詹々言卷下^{廿一}「文中子、朱紫陽の畫

像、人多く誤り覺ゆ、面上に七黒子あるは文中子の像也」とあり、これらの事猶多し、足利學校の聖像は孔

明なる由、また京師賀茂川の目疾地藏は、夏禹王の像也、墨田川の梅若丸の像は牛若なる由、

一 一島 片ス附、厚板織、薄板織。驪驢嘶餘類從本に、「小袖は織筋うす板か、古より本に着、染小袖は略儀也、あつ板の織物、上着する服なり、按ふに、こゝに織筋といへる物は、今云織島の事也、古へ島といふはスハマの事なり、今島臺といふ物にて、いと明也、〔頭書、釋日拾遺の文布を擧て云々、有青筋文之布也、その筋といふもの、今云島織也といへり、〕右冠字考したまきの條、〇出雲國造神壽後釋七十一丁に、島織は狭間織なるべしとの考あり、〔勢苑日港十一の十三オ、〇問道木綿布、梨單、紅絹布、みな蕃人の貢及び産なり、〕これにても筋を島といふ

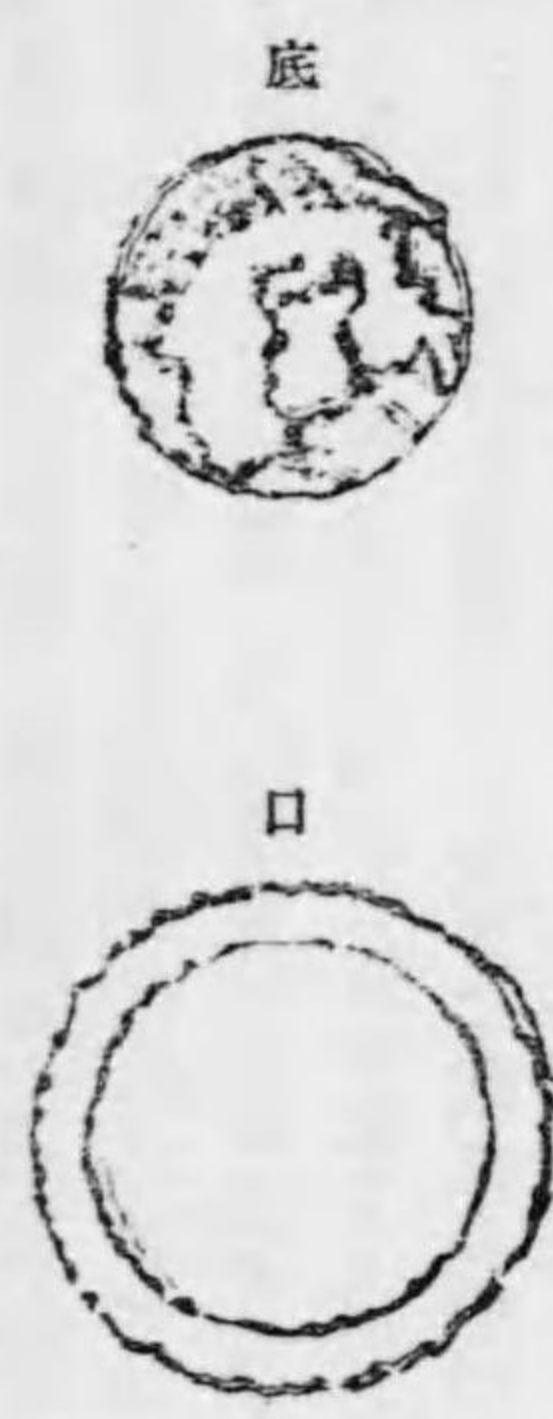
事のおかし也けるいふ
鳥或はスハ
餅菓子にスハマといふ物あるは、古名のなごりといふべし、機織にわくあるを片スといへり、

おり筋を島と云習へるを思ふに、ベンガラ、カントウなどの島國より渡れる物、みな織筋のみいと多かれば、その布をしも島といひけるより、遂に織筋の名とは也けるなるべし、〔頭書、こばんじま云々、盛衰記廿五下向の條に、紫格子とあるものは也、今も冊如此を障子格子といへるは、古名の名殘ともいふべし、されば障子のものを織筋と云、縦横交へ織たるものを格子といへるなるべし、〕

し、又あつ板といふ織物、品こそかはれ今も稱する名なり、薄板の名今絶て世にいはず、〔頭書、毛吹草三の廿四家にて、唐とも日本とも詳ならぬ物を島ものといへり、島は海島の義にて、西洋など云類にや、可併考、〕二 泉州燒鹽壺 今茲七月八日、柳川侯の中屋敷の田字亭といへるにて、耽奇會を催したりしが、その時その田字亭にすみ護れる人のもちにし前の地より掘出しとて、燒鹽壺を見たり、時々いづる事ある由、その壺に印あり、左に帖す、

（泉湊伊織）


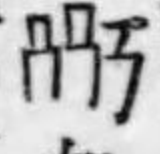
形状今用ゆるものさかばる事なし、



堺鑑卷下^{三十}土産の條云、「湊壺鹽、上略、壺鹽屋藏太郎と號し世に廣用、故に今に至迄其子孫相續す、承應三年甲午に、女院御所より天下一の美號不^レ苦とあり、時の奉行石河氏は承り頂戴す、又延寶七年の比には、鷹司殿より折紙狀あり、呼名伊織と號す」とあり、

一 三蒲團扇 今琉球より渡し來れる蒲團扇は、古き世のならわしの殘れる也、唐土にても宋世迄は用ひたり、これを方掬といふ、日本にても古代は専ら之を常用のものとする、志貴山縁起、藤澤縁起等の畫卷に、皆この蒲團扇を用ひたり、

一 四郭巨の金釜 東涯の盃簪錄云、「郭巨將^レ坑^レ兒、忽見^レ黃金一釜、釜上云々、蒙求註、引^レ孝子傳、今圖^レ廿四孝^レ者、畫^レ金鍋^レ者誤矣、蓋得^レ滿^レ一釜^レ黃金^レ耳、非^レ金釜^レ也、法苑珠林六十二卷亦舉^レ此事、作^レ於^レ土中得^レ一釜^レ黃金^レ益可^レ證矣、往年畫師永納畫省中屏障得^レ郭巨故事、永納稍通^レ書、著^レ本朝畫史、檢^レ蒙求^レ云、見^レ黃金一釜、謂若使^レ金釜、當^レ云^レ一金釜、今云^レ黃金一釜、則釜是量之名、論語所謂與^レ之釜之釜、蓋謂^レ重一釜之金^レ耳、非^レ金釜^レ也、遂畫成^レ一圓形金錠、此亦非也、按^レ論語註、釜六斗四升、北斗斛之類、非^レ斤兩之

稱一也、況蒙求註曰、釜上銘云、則非六斗四升之釜、可
レ知矣、之による時は、釜は即カマにて、カマに満るほ
ごの黄金といふ事也、されば俗に黄金釜を畫くも、誤
ながら近しと云べし、永納が金錠を畫くものは、尤も
誤りなり、且畫史會要に、鳥繪とて載たる中の埋兒賜
金の圖には、 如レ此の金を數多く掘出せしをゑが
けり、同書に、探幽が廿四孝の繪をのせて、これも郭巨
の圖に、 如レ此形のもの掘出す像をかけり、何れ
も孝子傳の文に叶へるものなし、故に先にもいへる如
く、釜をゑがくもの、稍文意に近しとやいふべき、猶唐
土の人、釜鍋の類を畫がくものありや尋べし、(頭書、詩
初の圖に
あり、釜
採類
圖附録にみえたり) 經大全の

一五ヲツコヘイ窟附、越後清水村小丁左右と申
ものより、文通にて申越候奇事、信光。
先月廿七日、申五月、會津領新發田領入合山字ヲツコヘ
イと申所へ、戸倉村柚七人申合、山深く尋入り候處、往
來より廿五町入込廣き所にて、凡人數三十人も住居
可レ仕體之窟有レ之、右窟の深さ五十間程行打開き、凡
六七十人も住居可レ仕體と相見、其處いづれより明り

さし候哉、至てあかるく候由、右窟の奥の方に、何と
も相分り不レ申、大方鐵と申こに候、構子組子有
レ之、押候へども明不レ申候、物すこく相成候に付歸り
候所、右七人之内三人、歸り候て三日めに發熱致、終
に相果申候、右窟是迄一向柚杯も存不レ申、此事に付
色々浮説申ふらし候へども、決て窟の内には人など
居り候體には無レ之候、此節地頭へ届候所、何れの地所
にや分りかね、今にも居候由承り候、何の窟に可
レ有レ之哉御考可レ被レ下候、追て私も參り見可レ申と存
候、あらかたの圖面も申付候へども、柚の事にて出來
かね申候、


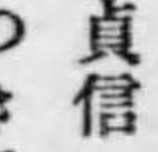
美成按に、これらの類國々にまゝ有レ之、甲斐常陸
等のは、予目前見たりし人よりきけり、何の爲に設
けし物なるや、いかなる人の住家にせしか、詳に先
哲の論も非ず、疑ふべきの甚しきものとやいはま
し、陵墓志、三尾部坂上墓、(倭姫命)字を隱の石窟と云ふし記るせ
り、これに因て思へば、本居の諸國の石窟は、貴人の墓と云ふ
に當れり、神代紀二の五才の大己貴神の「八十限將隱去矣」との玉
ふなも合せ思ふべし、(頭書、菅笠日記下の十四才一安倍文殊の岩屋
は、高さも廣さも七尺計、奥へ三丈四五尺もあらん云々、これも
皆いさくあひれる世に、貴き人なはふりし墓とこそ思はるれ、○
隱里、伽婢子十一の一才、かくれ里、廣四の十五才、常陸關本編隱里
圖一冊、筑前續風土記卷一石窟之説、耽奇漫錄大井平の圖三の卷、

野州都賀郡洞穴、天保癸巳の隨掃篇にあり

一六樊噲排闥 今樊噲門やぶりとて、楯を持ちて
門をやぶるの圖を畫く事は、もと蒙求より謬りしもの
なり、門を破りしは樊噲排闥とて、上の廿五高祖の病
める時に、戸者に詔て群臣を入ざらしむる故に、排
闥師古云、闥直に入たりし也、鴻門の會に、事急なり
と聞て楯を持て入たるまでにて、これは野陣なれば、
幕など張れる位の事なるべし、この二條を蒙求に連
ねいへるをもて、世に訛り傳へしなり、かゝる事世に
はいと多かるものぞ、さよ姫が石になりし事、この先にいへる
も、趣同じと云べし、(頭書、排闥、書紀
神代下二の廿三、六行○樊噲持
楯破門、漢書四十一の二右)

一七光次二百回 今茲七月廿三日、○文政七年後藤庄三
郎光次の二百回忌に當れるに、その家過し比罪科を被
むりて絶えたりしが、その墓じるしは淺草誓願寺の
中にあり、常住齊阿師の厚き志ありて、二百回忌の法
要取り行はん由、公けへも伺ひたりしに、障りもなく
て、二夜三日の讀經、放生會、施餓鬼等あり、且光次の
法名を印行し、沿く世の人にもしらしめ、予にも贈ら
れ且は招かれければ、廿二日は八ツ時の讀經に參り

ぬ、誓願寺齊阿師の手向に詠れし歌二首、

百とせの秋をかきわけてさふ場の光りいやすけふにぞ有ける
神の御代いかにつかへしいさをしぞ朽す寶に名を照しける
屋代輪池翁の同じこゝろをよめる歌、
ます鏡いそちの前にくらへみよ二百とせの秋のひかりを
扱その墓所を拜するに、いと嚴かにこそありけれ、正
面に二つならべたるは、光次の夫婦なり、光次法名、
寶照院殿淨譽誓信光次大禪定門之塔、
 此の如き形なり、妻女の法名青陽院殿華林
貞信  此の如き状なり、又この度の年回に
つきて、後藤三右衛門の手代より石燈一基奉納せり、
その臺石に連名廿九人彫りてあり、

一八大黒 大黒天を世に福の神とし祭れるからに、
こゝにもかしこにも、彫もし畫きもする事いと多か
り、それには各姿も異なる、いと少からず、この天も
と佛説にて、南海寄歸傳に見えたり、それには俵もな
く槌もなし、その名を異にするもの、今一二を左にあ
ぐ、
大觀葉、沙門密林居士詩文集なり、(頭書、
勝軍大黒、(頭書、勝軍地蔵は、天應年中、慶
俊と云ふ僧始むること、俗説辨三の八左) 把三寶囊、而一脚垂

楊、荷矛戟、而八臂現威、領兵護壘、行食賑廚、冥應無邊際、真容不可量、夫是之謂摩訶葛刺、此醜大黑天神者也、大國神笑姿神辨、白川殿門人志賀忠可作、僧家に大黒經といへる有て、摩迦尼珠如來娑婆世界に來て、大黒天神と現れたりと云は、比丘大黒と名づけし者にて、僧の形にて頭巾なく、稻をふます、剃髮せし形なり、

一九耶蘇の唱文 歐羅巴洲邏馬國人宇留岸、富羅天、此二人慶長年間に本邦に渡來して、耶蘇宗を弘法せしに、此文を授け、毎に唱させたりといへり、〔頭書、志可〕今の念佛の如く繰返々々唱させ、功德を得ることを教示させしと也、死後生天、「破羅草相有、善守麻呂、仙須破利、〔頭書、破羅草相は天の事、仙須破利は、耶蘇之念佛也、今蝦夷之土人、銅板の念佛をモスコビヤ〕より得、甚尊信し、唱事も習て朝夕に是を唱へ、彼銅板の佛像に拜禮するといへり、其銅板數枚ありて、屏風の如く蝶鉸あり、拜禮の節はひらき、常は折て秘藏するといへり、モスコウビヤ及歐羅巴洲、耶蘇宗類の宗派凡四十餘宗ありと聞く、蝦夷の土人尊信の佛像及十字柱、此類宗の佛像なるべし、

後寛政三辛亥の夏、最上徳内再命有て、エトロフ島に渡海して檢れば、同島ナイボの乙名ハウシビ彼佛像を所持せり、

右一條、或筆記をうつし置なり、
二〇繪馬心經 引馬の繪の上に心經の文かけるが、印版にありて、今も寺院には此彼傳へたる所あり、沼田逸平次といふ馬術者の所藏にもあり、それを予に問はれしは、何の故に心經の下に裝馬繪けるやと云り、予もその時は何なる事を辨へざりしに、他日その説を得て沼田氏に物語りしに、その巻軸に記し賜はれとの事故かきつけつ、その跋、

松岡恕庵の詹々言に、今寺社に懸る繪馬は、古へ繪馬心經の遺りし也と云へり、右の一ひらも、この繪馬心經といふものなるべし、こゝに繪馬は繪馬心經の遺りしといへるものは謬なり、繪馬といふ物は、もと神社に神馬引べき代りに、るがき奉れるもの也、それより後佛家のさかしらがちなる世には、本地垂迹の説もいでき、神前に法樂し奉る事などありけるより、繪馬へ心經もかけるなるべし、
甲申仲秋 山崎美成識

二一鳥原

京西の花街の名を鳥原といへる事は、肥州島原落城の年今の地に移す、故に名づけたり、蘭嶋の夜話なりしと云ん、閑散餘録五にみえたり、〔頭書、芝屋隨筆上の十九、云、西新屋敷傾城町を鳥原と云、いかに呼やらん、いま知らず、其地市中よりは坤の方にある故、郎中を坤皆斷の形に造り、六町まち也〕

二三新羅三郎奥州下向附、時秋、

文會雜記卷一四十八云、「奥羽軍記を一覽す、新羅三郎殿奥州へ下られし歲月不詳、前後の文面を考るに、秋冬の内のことと見えたり、其仔細は、三郎殿對面の後の文、春夏と云事みえたり、其間の事不詳、大かた秋と見て然るべきか、〔頭書、時秋物語にて、時節いさ詳なり、すへて此一條、この物語より委しきはなし、新羅三郎の筆を學ばれし事は、著聞集にみえたり、〇樂所補任云、「保安三年、豊原時秋八月十日任、年廿六、時元男、笙笛吹、之によれば承徳元年の生れなり、〇新羅三郎義光の卒年は大治二年なり、されば義光卒するときは、時秋卅一の時也、奥州下向のときは、前後ともに時秋の未だ生れざる前なり、後三年は寛治五年義家武衛家衡を滅す、この年より承徳は七年後なり、〕

二三魁星

今専ら書物の表紙に印記する所の魁星の圖は、堯山堂外記及び倘湖樵書等に見えて、明人の作り出せるもの也、その意は、魁字をえにかけるものと、鬼の右の上に斗を圖して、魁字の象をなせる也と

なり、

堯山堂外記云、「天順癸未、崑山陸文量、會試寓京邸、戲爲魁星圖、左手握筆一枝、右手握鏹一錠、取必定意、文量、題其上云、天門之下有鬼踢斗、癸未之魁、必定入手、また倘湖樵書二編云、「世人奉魁星踢斗圖、以爲宜科名、夫魁字之鬼抱斗、鬼之脚右轉如踢斗、北斗、然所謂魁星踢斗者、不過藏一魁字、以爲得魁之兆耳、

右靜廬子寫し贈る處なり、

二四蟲 昔は蟲賣の商人のうれる蟲は、キリ、ス、櫛蟲、松蟲、鈴蟲、螢の五種に過ぎず、然るを今より五六年もあなたよりや、猶外にハタオリ、草オヒ、草ヒバリ、カナタ、キ、サ、キリ、ス、朝鮮キリギリ、カンタンキリ、スなどいへる類ひ常に鬻げるときか、柳亭主人いへり、

二五花信風

潛確類書卷二、卅五、亥象二、風部曰、花信風、〇唐徐師川詩云、一百五十寒食雨、二十四番花信風、歲時記曰、一月二氣六候、自小寒至穀雨、四月八氣二十四候、每候五日、以三花之風信應之、小寒一候、梅花二候、山茶三候、水仙大寒一候、瑞香二

候、蘭花三候、山礬立春一候、迎春二候、櫻桃三候、望春雨水一候、菜花二候、杏花三候、李花鶯蟄一候、桃花二候、棠梨三候、薔薇春分一候、海棠二候、梨花三候、木蘭清明一候、桐花二候、麥花三候、柳花穀雨一候、牡丹二候、酴醾三候、棟花棟盡則立夏、

美成云、類書は陳仁錫の撰なり、また花信風のことは焦子筆乘三のに見ゆれど、之より盛後なるべし、再按するに、天中記抄録第十七卷天中に記抄の條あり、徐鍇が歲時記を引けり、さらばこゝに引るも錯が撰なるべし、錯は南唐の人也、(韻書、叢書集にも花信風見たり、○康熙字典、棟子の註に「東華雜錄花信風、梅風、桃風、李風、櫻風、杏風、牡丹風、芍薬風、薔薇風、木香風、桂風、蓮花風、蘭花風、茉莉風、枇杷風、水仙風、瑞香風、○動植物物第十、二十四番花信、○梁元帝、薔華、一風一月、兩番花信、陰晴寒暖、各隨其時、但先時一日、有二風、雨、微寒者、即是露兒、木蘭、李花、梅花、櫻風、○陳仁錫より、焦子、○山谷詩十五の二十二、山礬是第梅是兄、水仙の詩)ふるし、

僧也、昔我俗稱僧、總以山伏是也、今之所謂山伏者、祇是一類異形之徒也云々、或謂役行者之徒也、或謂行者叔父願行、是其鼻祖也、行之次曰義學、學戴頭巾、着不動袈裟持劍、其次曰義玄、其次曰義真、其次曰壽元、五代之後、枝蔓布漢、充塞乎寰宇云、いま沙石集榮朝上人説戒の段にも、山伏の姿を云て、「男かごみればさすがに袈裟に似たる物かけたり、又烏帽子にもあらず童にもあらず法師にも非ず、さるもの候ぞや」云々、いま世に山伏修験者と稱する者、即在家の優婆塞なり、源氏夕顔に、
うばそくの行ふ道をしるべにて、こんよも深き契り違ふな
とよめるもの即是なり、
二八 オツカナイと云ふ俗語 恐しき事をオツカナイと云、奥所無なり、物の行先しらぬは恐れ危むものなれば、その意よりして云る語なり、(韻書、オツカナイ、冠辭考一、萬葉集卷十二、
冠辭考一、萬葉集卷十二、
立春長日平興香無不知山道乎戀年可將來
この歌にて心得べし、春登説、
二九 國郡をよめる歌 仲文集に、紀伊國の郡どもをよめる、伊部、那賀、名草、海部、在田、日高、牟婁、

いごなき夜はなぐさますあまかありたえす火なぐむるに住ばや耳囊と云書に、濕瘡を患ひける人の狂歌に、
香むさし氣の苦にするが身のひぜん是では哀れ、きがひもなし

加賀、武藏、紀伊、駿河、美濃、肥前、出羽、安房、壹岐、甲斐、十國二十字をかくせるは、狂歌ながら珍らし、
三〇 古碑 沙門春登云、文政六年癸未三月、余が隣邑多摩郡見取村の民、雨後宅後の山に登て薪を採らむとする時、足跡地中に没する事二三尺、怪みて其所を穿てば、下る事五六尺許にして一大穴を得たり、空洞縦横二間許、其傍小穴あり、亦六七尺許、周圍小溝を構へて漏水を通ずる備とす、其遺棄する埋樋、皆石塔婆を作り、長三四間、其數凡四五十基、皆掘出せり、年歴を検するに、弘安元年戊寅より文明九年丁酉に至る、今を距る事五百卅有餘年、然れども金字の梵書猶存せり、惜らくは缺損の者半に過、且文字磨滅、多くはよむべからず、其中全形なる者一基を搦打して歸る、實に當時の質朴概見するに足れり、左に圖して好事家に示す、

按するに、當時足利持氏、成氏等戰の比、此邊上州北越の官道なれば、民家亂妨を懼れて資財雜具を隠せ



る所とみえたり、
三一 古器を掘出せし話 同人云、武藏國多西郡永應より入間川の東と稱し、多摩川の東西を多西、多東と云、此古書并北條分限帳等にみゆ、百草村青蓮寺、往古は天台宗にて、草創の年歴未詳ならず、中頃衰廢せしを、寶永年間、小林氏正利と云者再修造す、今に其時の喚鐘、洪鐘等あり、其後一字燒失し廢頽して、纔に草庵の如く也しを、大久保侯其頃樂門を尊信し、目黒瑞祥寺慧極老師に歸依ありて、岡崎三郎君追福の爲に、領國に一字の梵刹を建て給へり、其母公壽昌院尼も一字を造立せむ事を思はれしが、領分中に然るべき廢寺の遺跡なかりしかば、即ち此地を求めて、享保二年乙酉、青蓮寺の廢跡を再建し、堂宇舊觀に復し、慧極禪師を以中興開山とし、岡崎君の牌

位法誠清瀧院殿達岩善并に尼公の像を安す、尼公法號壽昌院慈岳元長法尼云即ち慈岳山青蓮壽昌禪寺と號す、蓋し彼の尼公の志願を顯さむと也、此より先元祿十三年、寺中より佛像一軀、經筒三箇、鏡一面を掘出す、其銅佛背後に銘あり、多西吉富眞慈悲寺と彫れる文あり、今新堂と稱す、按に、東鑑文治二年二月三日の條に、「武藏國眞慈悲寺者、御祈禱靈場也」とみゆ、今其寺跡を尋るに詳ならず、唯關戸村の北の村端を流る、川を、大庫裏川と稱す、此は往昔、眞慈悲寺の庫裏を廻り流れたる故の名なりと云ふ、銅佛背文曰、銅像一尺三寸五分、八行一百二十二字、

敬白治磨金銅影像法體彌陀座光三尺六寸
奉爲皇帝日本主君、當國府君地頭名主御願圓滿、安穩泰平、信心法主、子孫平安、悉地成就、師長父母二親亡魂助成合力、同共往生、乃至法界平等利益、建長二年大歲庚戌孟夏之天七日五寅、南閻浮提、日本武州多西吉富眞慈悲寺、施主源氏、願主佛子慶祐敬白、内藤重鑑卷四十、四月大五日庚子とあり、然らば七日五寅は壬寅の誤なり、



長七寸二分、
徑三寸八分、(蓋)

大勸進 僧堯單 大勸進所百草村
大檀主藤原氏 松蓮寺

永萬元年九月十

又、唐金 長九寸、
徑四寸五分、



奏納 如法書寫

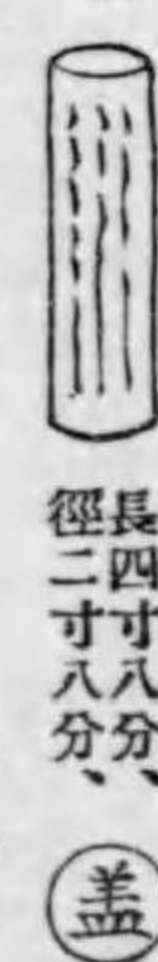
妙法蓮華經 〓 驅仕僧樂西

不礼文不礼

長寛元年大歲癸未十月十三日庚午

工匠 藤原守道

大勸進聖人僧弁豪



長四寸八分、
徑二寸八分、(蓋)

又、唐金 承鈞命日本幕下 一宮辨常松蓮寺修之

建久四年八月

不礼文不礼

結縁者

僧玄久 僧觀賢

僧定圓 僧定阿

僧陽久 僧堯尊

僧辨意

古鏡圓徑如圖、(◎圖縮刷)



又文化十三年四月廿二日、境内より古刀二振并鐔一箇を掘出せり、左に圖す、

横一寸二分 此邊より上 是より上二尺六寸横一寸二分



長一尺九寸餘



横八分
堅二寸五分
横二寸三分

右二刀鐵性腐朽し盡さず、實に數百年の物とみゆ、

阿波國勝浦郡大原浦、千代賀丸觀音堂、普請奉行猪子理五郎、森脇彌五兵衛、元祿十五年壬午四月廿四日、石棺を掘出す、内に有レ之品々、
鬮體二つ跡先に有、二目の間三寸、顔長鼻筋通り、あぎと迄一尺四寸、上下齒長八分、口中左の奥より右の奥迄一尺四寸、首の丸さ三尺七寸廻り、兩方に鬼齒あり、長一寸五分、
石棺の長九尺八寸、深さ二尺九寸、指渡三尺餘、四方切合、蓋二枚はぎ合、樋あり、
劔二振、内一振五尺五寸、幅三寸五分、一振一尺五寸、幅三寸五分、
刀一腰、長六尺八寸、幅六寸五分、
鋒長二尺、幅七寸、石付八寸、
矢根廿五本、長一尺二寸、丸山可澄筆記事蹟雜纂に出たりと、翠軒翁筆記にあり、
三二天庵の城墟 小田天庵の城墟は、筑波山より二三里南に當て在、ほうきよう山と云、早の時は、其所の人民千本だいまつとて千本の松明を拵、數多此山上に登り雨を祈る、古昔より然りと云、此比久く雨なく、苗代水少きが爲に、二三日以前より千本だいまつの雨乞したり、則八日大に雨ふる、此山則小田村なり、

加波山の下にさるかべと云山あり、是は小田天庵の弟駿河守氏年の城也、其他せんたな、十三塚など云る村々に、城墟多くありと云、

泉村の次に岩間村と云あり、此に南大山と云山あり、泉愛宕山より引つゞきて西にあり、最高し、登る事廿町に近かるべし、是を常陸大掾の城墟と云、或はとらをふ將軍のふふさと云人の城也ともいへり、山上に登りみれば、いかさま城の跡らしき様子なりとぞ、二三年前、川原屋村の豪家小松新兵衛と云者、家内及び一僕をつれ、此山に登り遊観せり、時に此僕、草際にて光る物を見付たり、是を掘りて見れば則筋兜なり、筋々に金をおけり、人々是を求めども、僕あへて人に與へず、祕藏して今にありとぞ、此僕は中戸村の者也、山上に井戸一ヶ所ありと云、

三三常陸の舊跡 常陸大掾の城は、土浦に有りと云者あり、又墳墓何れの處にある事を識る者なし、多氣山の事、筑波山近邊の人々に尋れどもしる者なし、水守又知る人なし、水守は筑波山より南五六里も隔るか、筑波山より北に當り三四里に、小栗村と云あり、小栗判官の居所なりと云、此に大用寺と云寺あり、

り、判官の墓并寶物ありと云、右水藩柴田中藏、土人の説を筆記せし由、翠軒翁雜記にみえた。

三四杜若 弘賢曰、カキツバタに杜若の字を用る事は、能因が題林抄、堀河百首などや始なりけん、又白氏文集管家の訓點、及康頼本草にも見えたり、萬葉集に、垣津幡又旗さも、垣幡さも加吉都播多さもかけり、さて漢土に眞名伊勢物語には、垣津幡、賀幾津播多さかけり、杜若と云もの、我邦のカキツバタにはあらずと云事、舉世云所なり、然るを白石先生の「花鏡の紫羅欄の形狀、カキツバタに似たる上、一名を高良姜ともいへば、それを通はして杜若をカキツバタと訓みし、非なりとも云べからず」と云れしは、古人の説を助るに似たり、然れども花鏡を按ずるに、茲に引れし紫翠奪目可_レ愛とある下に、「秋分後分栽、性喜_二阜墻頭_一、種則易_レ茂」とみえたり、高阜を好むものならんには水草にはあらず、その上形狀も、前の蝴蝶花の註を合せ考ふれば、射干の類にしてカキツバタにはあらず、弘賢が思ふ所は、高良姜の杜若とは同名異物にて、漢土にも水草の杜若と云もの一種ありし也、白氏文集昆明春水滿に、「今來綠水照、青天游潑々、蓮田々洲香、杜若抽_レ心短」とありて、下_二貧人又獲_二菰蒲利_一と云、

般播が詩に、「綠水滿_レ溝生_二杜若_一」廣群、など見えたるもの即是なり、高良姜の杜若は山陰に生ずる由、諸本卯に見えて、水草にはあらずれば、自ら別種なる事明けし、あきつばたにあらざる杜若も高良姜とは差別あり、今其説を明さんには、長ければ略しつ、輔仁本草には、「蠶實、一名劇草、一名馬蘭子、一名旱補、一名加岐都波太」と註し、「由跋、和名加岐都波奈」と註す、康頼草には、由跋をも加岐都波多とよめり、カキツバタと云る義は、垣下に咲たてる意とも思はれず、その故は萬葉集に、秋津野又は淺澤小野によみ合せつれば也、或人の説に、あきつばたはカキツバタクラメを略して、一音タと相通にて、あきつばたなる云り、これは燕子花と云名より思ふよりなるやうにて、信じがたし、

三五ウガイ ウガイ、常彦、口そ、ぐ事をウガイといふ也、それは鵜飼といふ事ならずや、鵜飼は鵜に魚をのませては又はかせ、度々かくするに人の口そ、ぐも似たれば、もしやさいふならんかし、

三六心經 心經、坦齋、高野大師の書蹟眞草二體の心經、今尙世に残れり、唐土にて書に名ある人の出る經文は、道家の黃庭經、晉の時に出して佛經より古く稱せり、心經は唐の虞世南

の書きしより、續ぐに緒遠良の心經あり、何れも眞書にて書き、睿宗の時に至りて、鄭萬鈞草書心經を書すと唐文粹に出づ、大師よりは凡百年ほども古し、總て草書もてかける經文稀なる故、大師計りにやと憶ひ侍りしに、前に申如く、既に其以前にあり、但しこれより後は聞ゆる事なし、北宋に及て蘇黃の諸賢禪宗を好みし故、佛教を書せしこと多し、宋末に至りて葡萄酒の能畫たる僧日觀に、行書の心經ある由剡源集にありと、書畫譜に出せり、

三七能書同名 能書同名、同、柳公權の書名隠れなく、また筆陳の説世に普し、後人誰か其同名をなさん、然るに高麗の大臣に柳公權あり、しかも能書なり、これ求めて名付しにや、かの國にての賢相なり、高麗史、東國通鑑何れも出たり、その傳の略、柳公權、字正平、儒州人、少好_レ學、工_二草隸_一、官至_二同知樞密院事_一、諡_二文簡_一、

三八樽人形 樽人形、延語、諷聞瑣錄にも、此書跡を妙品に入侍りぬ、先の日、延寶天和の頃の物にやと思へる古俗畫を見しに、その様遊女の體したる女の、小さき樽に衣をき

せ、あみ笠をかぶらせたり、推量するに、酒宴などの席にて翫びものと思はる、されどもその縁由をしらず、是遊女の翫びとのみ思ひしに、寶曆七年の繪本孝福咲分櫻と云ものを見れば、此圖あり、然る時は寶曆の頃も猶ありしと見えたり、〔頭書、柳亭云、或老人の話野遊などに持行き、猥褻やうの物に包めば、其形木偶に似たる故に、かくは名付たり、扱其たるに、小兒の小袖又羽織なんどきせ、人形廻しの戯れをなし、が、遂に一つの遊戯となりて、はては酒を入るゝことを用とせず、木偶廻しに似せきやうに造り、花見幕の内などにて、是を興する事となり、人形樽の詞を傳じて、樽人形と云けるこそ、柳亭按するに、砂金袋、明曆三年印本、西武撰、影うつせ人形樽のやみ餅、康重〕人形樽の名は、古く、に見えたり、山岡元隣が寶藏、萬治寛文の頃の印本に、幸藏と外題かふ、二の巻、花見の、ことを云ふ條に、こゝら行かふ倍人の人形樽につめ、懐辨當に收めて、花はいづれの情に見つるかしられども、さりぐに用ひしことはみえされど、人形樽の名は古くよりありしを見つべし、この一條は、柳亭より書ふこそしなり、俳諧大略、〔延寶九年、桃青撰〕前、樂やつこ隠れて風流林とよぶ、〔角〕此句、かの樽を人形として廻す、ことをいふなるべし、これも柳亭より同じ時に記し、こゝり、樽人形の圖は、鴨村環記及政奇漫録に載たり、

三九 おさんの方、信充

西久保善長寺増上寺御花畑と云、に、おさんの方といふ碑あり、蟲齒の願をかくるに驗ありと云、その縁起を尋るに、備後國福山城主水野日向守勝成の奥方珊女といふ人、生涯蟲ばを病みて、命終の時誓言して、我に

祈らば蟲ばを治すべしといはれける由、夫により福山の菩提所にてはやりけるが、善長寺の任阿和尚、明和中に茲に移せしといへり、珊女は、寛永十一年八月八日に卒せられたり、

四〇 龜井戸天神 龜井戸天神、盛時、此社はもとより此村に有來りしを、明曆江戸大火事の後、御城御普請小屋場本所に立られたり、此時の總奉行は久世大和守廣之朝臣なり、此人の言上して、本所の地は今の如く町家或は武家屋敷に成たり、此時廣之朝臣令して、大鳥居信祐をして社頭を再興し、本所の鎮守となれり、〔頭書、近世武家編年略、寛文三年の條云、今年龜井戸天神社開基、大鳥居信祐創造〕棟札に、久世大和守并徳山吾衛と有、廣之朝臣は菅神の靈驗を蒙りて、吉事あるは皆廿五日、又卒去も廿五日也、居城關宿に天神の社を立て、天神曲輪と云、則信祐縁起をかきて今にあり、如し此の由緒なるに、今龜井戸にては棟札をも失ひ、その由緒もいひ傳へず、久世侯へも不通也、然るに今年文政二年三月、天神開帳の時、盛時媒して別當信盛を彼邸中へ祇候せしめ、正五九月には祈禱の札を贈ることに成たり、此事久廣善近記といふ書に委しく記せり、江戸砂子に記さるは、中頃別當にてその由緒を失ひし故なるべし、

四一 白澤王

白澤王、担齋

白澤に王の字を添へて申儀は、鬼の間の白澤王鬼をさるの圖より外には見當らず、然る所に遠州横須賀の修験者、白澤王と申札を配り、門戸にはらせ候事御座候、是は以前申上候やうに覺申候、しかる所抗州府志に白澤王相見申候、白澤大王廟、在三純禮坊、宋眞宗景德年間、遼兵入寇、寇準偶議請帝親征、時六師所食仰給海運、準遣中尉梁元帥、專督漕運、行至海中、適有猛獸號白澤者、出沒海中、洪濤徒起、運船幾覆、忽見空中一人、乘龍馬、揮鞭驅逐、白澤趨服、洪濤頓息、糧運以全、因建祠祀之、横須賀は海邊なれば、かゝる由縁など傳聞の事もありてなりしにや、

四二 ホロ、同、
ほろの事、伊勢家の説に、六國史の中に出たる由、然れども此前尙隨筆に認め候外記日記の、久安三年七月、法皇武士御覽之時、源重成郎従とも保呂を着け候ことを、世に珍らしく、始て人もしりたる様に記せり、此ほど扶桑略記をくり候中に、既にホロの事有之、久安の頃より遙に以前なり、寛平五年九月五

日、對馬島司言、新羅賊徒船四十五艘到着之由、中略、賊等被射并逃歸、中略、所取雜物、大將軍縫物、甲冑、貫革袴、銀作太刀、纏弓、革胡籙、宛夾、保呂各一具、とこれあり、今竊に考るに、上古保呂と稱せる物、久安の保呂とは製作異なるべし、適名を同じくせし故に紛れしもの也、久安の重成がほろは、今の製と大抵同じ、猶證據を得ば辨ふべき事也、

四三 閏八月十五夜

頼政集、閏八月十五夜、〔調餘秋月〕

珍らしい、〔名に高き〕月は、こひを見よとて、〔にやう〕今年は秋をそへ、〔いふ〕なるらん

唐黃滔集、閏八月詩

無一人不愛今年閏

月、看中秋兩度圓

唯恐雨師風伯意

至時復奪上樓天

四四 長者墓

長者墓信充

下谷永昌寺に、長者墓と稱する石塔婆あり、一日寺主上人を訪ひ、この墓を尋ねしに、何の故たる事をしらすと答へける儘、過去帳をいださしめて、石碑にみえし慶安萬治の處をみれば、堀田相摸守家士今井源七郎先祖也と註せり、その他一碑に六人の法名を記せ

しが、四人は皆某と記せり、之を見れば長者の墓と云
ことは、あらぬ事なるべし、又按に、この永昌寺、その
跡今に長者井とありと云、長者井は、今御徒方
の處に移りし年月定かならねども、開山尊譽上人慶
長二年四月十四日に遷化せられたれば、こゝに徙ら
れしも夫より以前なるべし、さて外に古き檀方もみ
えねば、この今井氏なるものは、此寺の長者町にあり
し時よりの檀家にてやありけん、それを長者町より
の檀家といへるを、長者の墓といひ訛れるにはあら
ぬか、

石碑正面

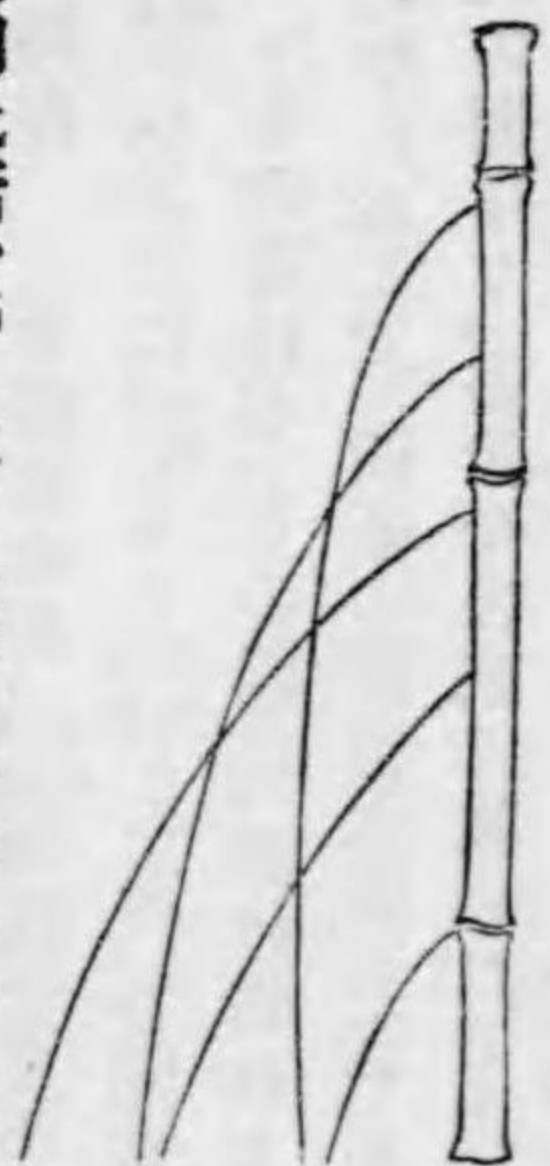
源光院殿法蓮清授信女 施主 過去帳に、請授の下には、
今井源七郎祖母とあり、
正光院殿本譽玄安居士 敬主 過去帳に、玄安、萬治元年九月
廿九日、今井源七郎祖父とあり、
華光院殿法譽自得居士 過去帳に、自得、堀田相摸守
家士今井源七郎先祖なり、

石碑右面

融性院殿秋厭了智禪定尼 過去帳に、今井源
七郎佛とあり、
高岸院殿月晴珠榮大姉 過去帳に、源七
郎祖母とあり、

石碑左面

れば三百目入ればよし、猶いは二百八十目入れし、
三百目よりも又少し勢ひよき也と、その由を譬へて
いは、竹の筒に水を入れて試むに、上より落る水は竹
につたはりて地に落、少し下りたるは近く落ち、中は
強く落る也、下きも近くへ落つ、今その圖を左に記し
て、その見易からん事を欲す、



右は山田氏話、此に落る處、竹の半の寸に同じ、
四七古鑑の時代 古鑑の製くさくあれど、函工
の方言に大方に二通りに分ちて、宗の字、義の字の時
代と云、宗と云は、宗助亦は介に作る、頼朝の頃の人、より十代目の頃、迄
を概して云、これは宗某と云實 十一代目より義の字とて
札の製異なり、甲州に傳ふる所の楯無鑑の如きもの、
宗の字也、余が藏めたる胴丸の破裂したるが如きは、義
の字の初の比ともいふべし、今の金胴の始は、信玄よ
り起れる也、右西脇氏説、十月、九日、

法雲院殿春譽淨誓居士この例は分
明ならず

右十一條、三五隨筆より抄出す

四五石原の夫婦石 本所石原多田薬師の傍の石屋
五兵衛石工の家にある、上下とかいごり着たる石像
は、本所十萬坪に千田庄兵衛といふ錢座あり、富貴に
て、十萬坪一面みな己れが地也、此總領の男子名未詳、妻
をむかへて、兩人ともに早世す、其夫婦の像なり、何
故にて今の石工の家にある由來はしる事なし、庄兵
衛の石像は十萬坪にあり、頭にガンドウ頭巾を着、袴
羽織にて脇差を帶たる形なり、所の者はこゑは堂頭
こゑは堂は、小影など云、
の記りにあらず、

庄兵衛次男、後に庄兵衛と稱す、妹あり、名はふん、其
女に庄十郎と云者を嫁にとり、庄十郎妹名は清を
いふ、
後の庄兵衛の妻として、家を二つに分たり、後は次
第に貧しくなり、十萬坪をも失ひて落魄いはん方
なし、終に後の庄兵衛は出家し、庄十郎は竹本沛太
夫といふ上るり語りとなれり、今は十萬坪に遺擲
なし、右龍珠君の説、

四六火薬の分量

鐵砲の玉薬の分量は、あまり多
く入ると勢強からず、少きは勿論也、六百目の玉な

四八封牛の辨

古今要覽の稿本、駱駝の正誤云、文
政四年に舶來せしは、駱駝にあらず封牛也といひ、又
は封牛は俗稱なりとも云説あるは、爾雅註を見ざる
誤なり、牯牛、犏牛、封牛、皆同物にして牛なり、駱駝
にあらず、辨すること左の如し、山海經廣註云、「任臣
按、西域傳、大月氏出封駝、背上有峯隆起、若封
土、故俗呼爲封牛、亦曰牯牛、程天子傳謂之物牛、
爾雅謂之犏牛、」
弘賢按に、漢書西域傳には、「大月氏出封駝」と
ありて、師古註に、「俗呼爲封牛」とあり、然して爾
雅犏牛は、「郭璞註、即犏牛也、領上肉爆肌起、高二尺
許、狀如橐駝肉鞍、一邊健行者、日三百餘里、今交州
合浦徐聞縣出此牛」とあれば、領上肉肌起、橐駝肉
鞍の一邊に似たるといふ事にして、封牛、犏牛は橐駝
の類にあらず、是蓋師古爾雅の註を見ざるにや、任臣
も亦師古に誤られしなるべし、

封牛の圖、爾雅の圖及び長崎聞見録に見えたり、左
に載す、

影宋鈔、爾正、

音圖所載

曝牛即封牛、



四九答問書

十月十六日、◎文政七年、荻生氏の詩會に行

てももの語らふ次に、あるじ惣右衛門の云、答問書三卷世に行はるゝものなれど、その間は、設け作れるが如く見ゆれど、左にあら、す仙臺の藩士水彌兵衛、正田族といふ二人の間なり、書翰今に家に收めたる由いへり、

此日、石津桐陰、阿部侯の藩士、關口雪翁、俗稱亮二、越後侯の家士、竹中與惣左衛門紀伊の文學、に初めて逢へり、

五〇連歌の話

龍珠君或時、連歌のこと語り出

れての次に云へらく、「朽たる木かど叩てぞ見るといふに、さしよせてよ舟をつなぐはし柱とつけたり、又こす系には再び花のさかり哉といふ句を發句せし

が、再び梢に花のさかりと云事如何にやと、人々思ひ居たりしに、執筆の梢庭再び花のさかり哉と、にはを文字にてかきたりしは、いと興ある事とぞ、又月おさまりし燈の下、信久、弓矢とるさつをやねらひ定むらん、昌永、あやしき鳥の雲に鳴こゑ、昌隆、吹すます笛はたへなる調にて、昌成、此等の附いと面白しとぞ、又舟ならで海をわたるも心にてと云に、あしの葉うかぶ波の落かた守則と附たり、守則は古人にて、宗祇以後の人也、いづくにてかは沓をひろひしと云に、曉はかねてあはんと契をきといふなども興ありとぞ、

五一義經記考

義經記は後人の名附し題名にて、

もとは判官物語とぞいひし、扱この物がたり作いでたる時代を考ふるに、平家物語、盛衰記などよりいともく後代の物なるは、今更いふ迄もあらず、曾我物語などと同じ頃の物ならんかと思はる、今その一をいはし、義經記鬼一の條に、たんかいの義經を殺さんとはかる處に、「御免やうのなめし」とあり、口傳書伊勢安齋云、「錦草は公方御用の草にて、平人は禁制なり、依之錦草を似せて、かき色にても茶色にても何色にても染て、もやうを白く出したるは、御免にて

誰々も用る故に、此革を御免革といふなり、以上は、土實秘之による時は、此革の名、室町將軍の時出來にたり、その名目の見ゆれば、それより後の物なる事明けし、猶この外證あるべし、

五二キセル

佛庵云、村田屋治兵衛方にてきぬた

張といふキセルが、家の張やうなり、住吉屋清兵衛にては今戸張といへり、この清兵衛佛庵十三歳の時の事也、今茲七十二歳になれり、二代目なり、此者始めて、殊の外結構なるきせるを張出せり、これ迄はさまで高直の物もなしといふ、右佛三の時、始めて拵へ出たるきせるは、五兩也といへり、

五三人魚骨

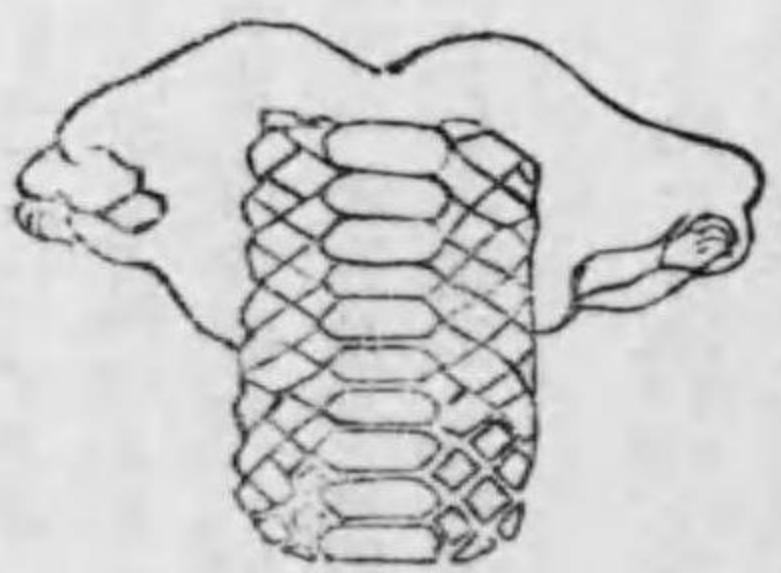
邵陽魚喉骨、○漁人此骨をそぎ取、人

魚骨と稱して售る、蠻名へイシムレルと云ものなりと云、誤也、俗にねつけとなしたるあり、生の時に竹に巻き附て乾せば、筒の如く硬くなりたる時、漆にて拭へば紋理黒く光り、金箔など摺こみたるもあり、至て雅物なり、

天保甲午八月廿九日、誠助持來る、
小川傳藏より鑑定の根附に造りしもの也、



邵陽魚の喉にある骨也、石だたみの紋をなす、光澤ありて至て堅し、



五四文殊の従者

南都薬師寺安置文殊の従者也、

手に持たるは手綱なり、



西大寺安置文殊の從者也、



右は去し耽奇令に、關氏より、土浦の人の藏にかゝる古木像の養由基の寫しと云を出したりしが、右の文殊の從者と少も替ることなし、蓋傳來の説の誤なるべし、

五五鳳潭が小傳 鳳潭、名潛、攝津難波村農家子、師鐵眼、後再興華嚴宗、松尾建三華嚴寺、書畫、西歸庵〔頭書、西歸庵は、西本願寺中の安養寺性均のこゝなり〕、心之友、唯阿、親教師老和上鳳潭禪師も、元文三戊午年二月廿四日、洛西華嚴寺に於て、端座定印遷化し給へりと傳へ聞にも、往時の法乳の大恩謝し難く報じ難し、〔默潭云、實は廿六日なり、廿四日より類に重く、廿六日午時逝去〕

五六六歳童の書 此三十日計りまへ、川越のあたりより、〔頭書、高麗郡飯野〕六歳の童子の書をよくせるが來りて、〔頭書、四ッ谷たんす町〕に僑居しゐる由、その童子の名は瀧澤政吉といふ、雅名有常といへるとぞ、小字大書と共に兼たりと云、落款も瀧有常又は瀧澤有常など三十通りは、席上にて水ことなるものをかけると也、〔十一月五日〕◎文政七年芝陽君話、〔頭書、十一月十日、芝陽君にて政吉に達たり、その時一紙をわしせしに、福如三東海廣といへるなり〕

五七濱田氏が異國を攻る圖 萬國新話に載する所の、濱田彌兵衛が異國を襲ひしを繪きし書名をしる者なし、年來聞まほしく思ひ居たりしに、吉雄氏の訪はれし時ふと話し出たりしかば、それはハレンテインと云書なるといへり、ハアレンテインは人名にて、此人の紀行なる由、又は印度紀行ともいへりと也、因に云、大槻氏の子某、西音發微といふ書一冊を著し、蘭字譯父悉曇等の起原及び音の事まで論じたる書上木なりぬと、その説半に過て杜撰なりといへり、

五八津輕笛俗にビヤゴン 此ごろ九月頃、◎世に津輕笛俗にビヤゴンといふ物を兒子の遊びしが、〔十一月、今昔くは〕

やりて、こゝかしこに商ふ店さへ見ゆめり、その形状〔此の如し、鐵にてつくる、これは津輕にて口琵琶といふ物也、謠ひながら指にてはぢきふく也、關東陽云、過し頃百谷といへる人に逢しに、彼もの薩州に遊びし比、かの地にても同じ状なる物あり、その名をシユミセンと云、形かくの如し、その唱歌に、チウサノベント、カヂキノベント、ノドクビトラヘテビヤゴン〕、芝陽君にある時邂逅せしに、右の唱歌のチウサハ中山にて、琉球のことか、カヂキは加治木にて、筑紫の地名なるべし、その外はいまだ考へ得ずといはれし、〔頭書、蝦夷人は竹にて作りし物を吹く云、中音あるものは金にや、詳ならず、○又藝海珠塵の中に、竹口琵琶のこゝ見えたりと、右静應いへり、○翠軒翁筆記云、ハヤカンと云もの、薩州にて吹物、神事に用、岩城八幡にもあり、笛なり、筆記なり、○或人云、漢名は口琴と云いへり〕

○ヌスイ點 佛家の守護札の上に、以如此點あり、世にこれをヌスイ點といふ、傳へて云、水の字の左の點をされりと、火鎮などの心にやなどいへども、左にはあらじ、梵本の經陀羅尼の初に、◎如レ此點あり、これは何ともよまぬ事なる由、音は以と譯する也、それは◎點の上の二點を省せるものにして、言語の先いはんとする時は、阿とも以ともなき音の口内にあるをもて也と云、これを眞言家などにて、水點とも火鎮點ともいへり、されば守札の上に記す點も、この梵本の以字なるべし、水點、火鎮點といへるものは、形状をもてなるべし、
六一者 日本書紀〔卷十の〕「乞ニ知レ道者於高麗、」とあり、〔者ヲヒトとよむ事、吾邦の古書、者字ヲヒトとよむ事多し、字書いまだその訓あるを見ず、釋河衍論、通玄鈔に云、者即人也、〕數珠〔功能經〕とあるにて、その據ある事をしれり、
六二酒ばやし杉の葉、 酒うる家の軒に杉の葉をい出すこと、瓦礫雜考卷二十二「ウマザケノミワとつゝけたれば、三輪に印の杉たてる門などよめる古歌多し、件の杉の葉は、之によりて旨き酒ありとの標には

したるなるべし」とあり、湖亭涉筆、四の四「郷村間以草爲帯、貫於竹竿、標於大木之上、曰酒望子」と見え、又奇異雜談集に、酒ぼうきといへる事あれば、もとは帯をいだしたるが、後に圓にも作れるなるべし、按ふに、掃愁帯などの故事よりや思ひよりけん、酒ばやしといふは轉訛なるべし、

六三伊賀越復讐 世に伊賀越の敵討とて、河合又五郎を討しことを語り傳へ、その事を記したるもの、殺法轉輪卷と云俗書あり、傳説も記録も何れも信用し難き妄誕のみと思はれたり、扱この又五郎の事、逸話二の廿七、にもいでたり、然れどもおのが見たるものの中にては、老話集に委しく記す所、實に近からんと覺えたり、

六四大成經 日本國風二、三、云、「近世、先代舊事本紀大成經といふ偽書を臆度杜撰して、上野國黒龍湖音者五六輩、伊勢兩宮の本を亂し、世人を惑さんとする、神宮より朝廷に訴へ、板を削りて滅盡し世に布す、然れども先達て書に賣る者あり、是又禁すと雖も、遺脱ありて世に匿す者あるは、如何ともしがたしい本居氏が古事記傳一、廿一伊勢氏が舊事本紀剽僞にも、大成經の

偽書なること見えたり、
六五騙馬 貞丈漫筆云、「騙馬と云は、陰囊の玉をぬきたるを云なり、荒馬などぬけば、女馬の如くなる也、薩摩馬などに有よし也、橘岩茶話上十五に、騙馬をキントキウマとよめり、おもしろき訓なり、（頭書、越前流口書に云、「馬のきんたぬき、はなをさき申候、」）

六六熊野譚 予謠曲熊野の古寫本を藏弄せり、その中繪などもありて、道がに畫卷の遺風あり、さてこの熊野が事、寓言とのみ思ひしに、關祕録六十三「池田の宿長が娘熊野といふ者は、謠に作りて、何れの書に有やとせる人なし、是は皇后大夫師時述作の書に長秋記と云ものあり、此書の中に長が娘熊野が事あり」と見えたり、（頭書、熊野が事、中右記卷四、元永二年九月三日の條にあり、遊女考引、）

六七海賊橋 築地へ行處に海賊橋と云あり、これは九鬼、牧野、脇坂、毛利の四家海賊衆なれば、國初にはその屋敷の所即海賊衆の組なれば、それへ行橋故に然いへる也、右の四家舟手を司り、海賊を専らなしたる家なり、後その名をいみて止めたりと赤城いへり、（頭書、申集（第九卷二〇條）可考、海賊の事事物類集に記す、〇鳥羽根元記十三、大隅は海賊衆と成給ふ云々）
六八名乗反切 安齋隨筆後集六の卅、名乗を反す事、

名乗祕傳抄洛下三友云、幽軒の記に、（頭書、幽軒は人見ト幽説見たり、又長頭丸隨筆に載せて、道春の語とせり）名乗を反す事は、中古よりありと見えたり、詞花集は崇徳院仁平元年（仁平は近衛院の年號也）に撰せらる、其時詞花の二字を切して邪の字と反るをもて難せられたりと也、日次記などにも切の事ありといへり、然れども中納言匡房卿の江家次第に、勘申さむ博士勘文を進、

ノ一某書ノ一某ノ一反一也、
ノ一同上某ノ一反一也、
右勘申如件、

官 姓 名

右の通りなれば、匡房卿は堀河院の時の人也、此頃既に名乗を反し、歸字まで查考し給ふ事明也、猶其始まる時を詳にせず、幽軒の説は、此れより少し後の事也、又近世春臺の説に、寛永以來の俗也といへるは、大に非なるべし、又中夏にも此に似たる事あり、晉書に、及爲三海署殿、有識者以爲、清帝拘忌性にて、人名を反たる事あり、これにては音響の通へるを惡みたるなれど、和漢ともに同じきこと也、（頭書、反切の事、秋草姓名部に見えたり、〇台記天養元年十二月の條に云、可被用三思、經反真、最吉也、予云、反者用三同韻字、不可有三反、）

六九白石先生小傳 「新井筑後守、名乗君美、キミヨシとよむ、文章に勘とあるは、俗稱勘解由と云たる故也、又瓊とあるは、俗稱與右衛門とも云たる故也、印章に紫陽とあるは筑紫の事にて、筑後守なりし故也、兄源太郎邦孝の養子となる、父の名は傳次郎明卿、君美より四代傳次郎邦賢説なり、邦賢實は君美の孫なり、安齋隨筆後集六、三十一、長鳥帽子

七〇正月ハゼを賣事 「糯米を炒て白くはせかへりたるをハゼと云、正月にはハゼ賣商人出る、此事何の故と云事を知らざりしに、或人云、三島明神の池の鮒は、明神の使者也と云傳へて、毎年正月元日二日に彼池にハゼを蒔き散して、鮒に食はしむる事あり、正月ハゼを賣事は、彼神事より事起るなるべしと、實にさもあるべし、安齋隨筆後集六、四十四、（頭書、藝元日港九の二十、に、唐土の故事に、之にや、似たる事見えたり、可併考、）〇今も小石川邊へは、元日早朝賣來る由、何の爲に買けるにやと、或人に尋ねけるに、昔はハゼにする料のもち米を買て、焙烙にていりてみる也、よくはざる年はよく、はざる年はあしこの習はしなる由、今は只ハゼを買て、吉兆のみす

七一兄部 「兄部コノカウベとよむ、下學集云、力者之頭也と見えたり、庭訓往來に兄部見えたり、力者

とは剃髮して賦役を勤る者也、與昇馬の口杯取るなり同上六、四十四

七二紅毛婦人の飾 十二月十八日◎文政七年吉雄氏訪

へり、余問云、吾邦の頭玉、上古の飾なること、人皆しれり、西域の瑤瑤、琉球のクロメ、蝦夷のシトキなど同種の物にして、唐土の佩玉も亦その類といふべし、西洋も亦これありやといへるに、吉雄云、有り、首に纏へるをハルススメルと云ひ、手にある物をアルムリンフと云、耳にある物をアフルハンフスルといへり、その着やうを問に、この玉珊瑚、眞珠、水晶、青玉、黄玉等を交ゆといへり、



七三三絛銘 三絛銘、驛鈴ふき

頌歌、こまにかけてひきてぞ鳴らす三つのをは馬くだりの鈴といはし

同、いさまきにかひたてしこまは三つのを手づなにしつゝ引出す也

牧鞆まさた 同、いさまきにかひたてしこまは三つのを手づなにしつゝ引出す也

富士霞ふじがすみ

同、みつのをのこれもたかれに引ばこそふじの霞といふべかりけれ

柚木遣そまき 同、柚木こるしづが車もみつのをひきてたかれを出すさぞきく

車長持くるまな 同、みつのをの名にしおほしてふさはしき引ばなるてふ車長もち

石之白いしのうす 同、引ばなるならせばうたふ物の敷しらべてみつのをにやはらす

右曲亭馬琴へ、或人よりの頼につきていひやりければ、記しおこせたる也、(頭書、十二月廿六日(◎文政七年)の夜曲亭に逢し、去十七日に三絛名目なれもみすじのいこまなみ引手あまたのものにぞありける)

七四義士裁許 赤穂義士の切腹に定まりし事を、世にくさく説あり、されど俗説はもとより信せぬものから、物徂徠の意に出る由専らいへれど、義士の事記したる筆記中、及外にも正しき證據を見ず、然るに予が義士を欽慕する事をしりて、荻生氏俗稱惣右衛門、郡山侯の藩の訪はれし時、その藩に秘し傳ふる永慶寺様、元祖甲斐守殿也、◎柳澤吉保の筆記といへるもの一冊ありしを、携へ來りて示されしに、右に一條分明に記しあり、左に記す、

「元祿之頃、淺野内匠頭長矩公之元御家來、浪人者大石内藏助始傍輩四十六人之輩、吉良上野介義英公之御成敗を、盜賊之御取捌とは、さりとは無御情儀に候、忠孝を心懸にて致候者、盜賊に相成候例に候はば、不義不忠之心懸之もの御取捌は、如何にて可然哉、依之異朝之事は先差置、我朝當時之御例を以御取捌有之、切腹に被仰付候は、彼輩之宿意も相立、如何計世上之示にも相成可申儀と申上候へば、永慶寺様殊之外御満悦被遊、翌朝は例より半時御早めに御登城有之候而、右之趣被達上聞候處、常憲院様にも其被遊御感悦、御評議俄に相變、各右之輩切腹にて、内藏助が悴吉千代初、十九之輩は遠島に被仰付候、

屋敷に忍込、亡君の仇の由にて、上野介殿を討取て、亡君之菩提所泉岳寺に供養に備へて、上の御成敗を伺ひし故、細川越中守綱利公に十七人、毛利甲斐守綱元公に十人、松平隠岐守定直公に十人、水野監物忠之公に九人御預に而、御老中方には、阿部豊後守正成公、土屋相摸守政直公、小笠原佐渡守長重公、稻葉丹後守正通公御評議之上、御先例等明に御取調有之候處、御同御評議には、右の輩は仇討の宿意有之候逆、或は町人又は日傭人足之姿に身をやつし、殊更深更に人家に忍込候次第、武士道に有之の間敷致方に候へば、全夜盜之輩之致方に付、其御取捌に而可然逆、四十六人之輩討首に可被仰付御沙汰に相極り候所、永慶寺様云々、御歎ケ敷被思召云々、御家來儒者寺村三左衛門、荻生惣右衛門兩人被爲召、右御裁許之儀御内談有之云々、惣右衛門申上候には、扱々御評議之各様には、誠に些細之事に御拘り有之候而、大要之事に被御心附無之儀と被相伺申候、總而物は大要之事に而者、些細之事は致頼着不申事、聖人の教に候、當時忠孝之道者、上にて御政務之第一と被遊候御儀之處、假にも其趣意にて相目論候者之御

海錄卷之十二

一五點具足阿字 上野東叡山より出る角大師の御影といへる物あり、或は降魔の像ともいへり、俗説色色あれど取べきなし、中村佛庵云、「大師黒箱傳といへるもの秘の物といふに、惠果阿闍梨所傳弘法大師筆、象形梵文五點具足阿字を、誤り傳へしものなるべし」といへり、



二遊行十二世 後醍醐皇帝 日本廿一大本寺記云、「相州藤澤清淨光寺云々、十二世住持他阿彌陀佛尊觀、大塔宮護良親王之子、以レ故自爾賜ニ御門跡之號」云云、世に傳ふる所皆同じ、然るに越後高岡にある所の遊行系圖に因て、始めてその誤もしられ、信の説も顯れたりとて、春登法師時業、の抄寫して、猶この尊觀親王の事委しく正し給へとて、おのれに贈れり、
鹽尻二篇 卷二の

八十九代
龜山院第四皇子

「一品式部卿常磐井恆明親王」

「尊觀上人 按、觀應二年誕生歟、

右遊行十二代、嘗爲後村上帝養子、後出家入三時衆、

越後高岡極樂寺所藏系圖略 〔頭書、後醍醐皇帝八皇子越中宮、佛眼明心上人由緒文存、今猶〕

三大多法師畫也 世に大多法師の畫卷と云物を傳ふ、〔頭書、大多法師考、又第十八卷の二條にあり可併考〕之を思ふに、そのかみの童話に斯る事のありしを繪きたるならん、己も一本を收めたり、その始に大魚の、舟遊びせし人を舟ながら呑めるが、大多法師の膳部につきて、魚腹の中に猶舟遊びして居けるをもとせし也、これは呑舟之魚といふ事の漢土に見えたるより、思ひよれる趣旨なるべし、大多法師といふことは、甲越のあたりにて大きな足跡をみれば、大多法師の足跡と諺にいへり、〔按ふに、山操、俗に山男といふ巨人跡の事なり、へるもの足跡なるべし〕、唐土にいふ巨人跡の事なり、
四毀大佛鑄錢 松陰快談卷一十四云、「寛永中、

吉田侯爲執政、建議毀大佛像、以鑄錢、曰、佛法以身世爲妄幻、以利人爲慈悲善根、則使佛存于今、必割其身以利人、矧銅像乎、この説昔より人口に膾炙すれども大に謬なり、その故は、大佛を毀ちて錢に鑄る事は、靈元天皇御宇寛文八年、京都大佛の銅像を毀て、天和三年迄江戶龜戸村にて鑄たり、錢文の筆者、正五位下行左兵衛大尉辻高庸と、和漢錢彙に見えたり、〔古今泉貨鑑卷十五近代和錢の部に同じ趣なり〕さて吉田侯の卒去は、近世武家編年略云、「寛文壬寅二年三月十六日、松平伊豆守信綱卒、六十七歳」とあり、〔編年略に「寛文二年三月、改造京同四年四月八日、京都方廣寺大佛再造功成」とあるを見れば、信綱卒去の前に毀ちしとは見ゆ、或は京都大地震にて佛像崩れしゆば、その遺骸に鑄たりともいへり、〔頭書、編年略云、「寛文二年五月朔日、大地震、五條石橋、江州朽木山崩、谷中土民多死」云々、按に、この地震の時大佛崩れしにや、それにては三月十六日、之をもて見る時は、信綱卒去なれば、四十日後の事なり〕之をもて見る時は、信綱卒去の後七年に、錢をば鑄し也けり、
五大佛錢 世に寛永錢の永字の、永如レ此前の畫をはねたるを、大佛錢といへり、是又あやまり也、古今泉貨鑑卷十五近代和錢、云、「跋寛永錢、或説曰、寛文の頃ひそかに盗み鑄るの錢なり、後に其錢を鑄し人、事顯はれて刑罰せられたり、享保初年の頃に至て、其孫たる者

祖父追福の爲に、此錢を普く四方に需て、一錢を三文に買取、これを以て佛像を鑄て寺院に納めたり、其後此錢世に少し云々、世俗此錢を以て大佛錢と云は非なり、其子孫たるもの買取て佛を鑄し故に、誤りたるものなるべし」と見えたり、大佛をもて鑄たりしものは、先に記せる文錢なり、

六雷 雷をえがけるに、連鼓を負へる形狀を圖せり、その説もと王充論衡に見えたり、然はあれど其よつて來れる事あるべし、いかにとなれば論衡にも、世俗に然いへるとある時は、もとよりいひ傳へし俗説なり、その俗説は、佛説に本づけるものによと思ふ事あり、眞言宗の書に圖像抄 世に十卷抄とも、十卷あり、眞言宗の書に圖像抄あるもの故にいへり、とて佛菩薩の像をえがけるあり、その中に雷の連鼓をおへるもの見えたり、且は法華經の普門品に、雲雷鼓掣電ともあれば、これらより世にも普くいひ傳へ、今に至りて走卒兒童も、見て疑ひを起さぬ事とはなりし、〔頭書、金剛阿闍梨俱經に、雷の連鼓を負へる事をさけり、○願豐堂漫書に雷の説あり、〔右秘笈の中〕○雷震記といへる物、後藤梨春の作なり、○藝苑日涉三の七、○國學忘貝下の八、○拙古遺文一、○雷、此則連鼓の形なるべし、○易に、「鼓之以雷霆、潤之以風雨」といへるを見れば、鼓は樂器の鼓にはあらで、響の事をいへるにや、○雷二大勢一文獻通考、藝苑日涉五の十四、引、○鴨村瓊記

七口よせ 巫女になき魂よするを、口よせと世にいふ事、いと近きことのみ思ひ居たりしが、遊行廿四代御修行記といへる物をみしに、その中に、「永正十七年二月半の頃、親類なりける女みこ語らひて口をよするとかや、時にこの神子にのり移りて、死人詫しけるは云々とあり、この頃より夙く世にありし事なるをしるべし、

八平家蟹附武文蟹

赤水の長崎行役日記、明和二年

十月七日、豊前小倉の條に、題平家蟹詩あり、

夢中在帝所 二十四年祭

豈意介蟲小 猶遺平氏名

漢土にては、この蟹を鬼面蟹と云、祝允明野記曰、「嘗得公牒、列海味名、漫筆之云、彭蚰、鬼面蟹、竹蛭、毛蛭、達按するに、鬼面蟹、俗に島村蟹、又名武文蟹、平家蟹、俗に傳ふ秦武文海へ没死し、其怨魂の化する所と、状甚怪異也、眉目口鼻殼上に歴々として具る、鮭菜の中にも雜りあり、以上介平家蟹といへる名目の故よしは、人皆よくしり、且は長門國八島にても其俗

王寺の近隣にて生害せられけるに、其家人島村彈正左衛門貴範と云者、高國に走後れけるが追付て、御行末を見奉らんと急けるに、此貴範を不待して、道永敵に襲れ無爲方、一壺の中へ隠れたるに、運の盡にや有けん、彼壺を敵にあやしめられ、遂に見出されて討れけるとなん、本意なき事也、此生害を貴範聞て無念に思ひ、あたりの敵を縦横無慙に追拂、向ふ敵二人がい觸みて引寄せ川瀬の深きに飛で入、敵味方三人水底に沈けり、其靈化して蟹となると云々、天王寺より道に、野里川と云あり、則其川へ入ると云々、島村が家なれば、俗に島村蟹と云、(頭書、島村蟹のこと、攝陽群談十六の十三、○書言字考五の四十四、云、傳云、享祿四年、細川高國爲三好海雲、敗走、其從士島村貴則苦戰、以没攝州野里川、所化者、) 九慶元以後人物 予居常に謂らく、我邦古へは姑

くこれを置、慶元以後の人物を見る時は、石川丈山也、學者に於ては貝原篤信、新井白石、伊藤長胤の三人に過る事なし、先貝原の篤實敦行、新井の英傑果敢、伊藤の考證該博、世人物多しと雖も、實に欽慕敬服する所なり、猶いは、並河天民、(天民、遺言、降りては豊島豊洲、大學、その學純粹ならずと雖も、議論甚甘心する事少からず、及び武家の伊勢安齋、國學に本居宣長、考據精確あへて及ぶ所にあらず、

説を傳へいへり、己れも彼地に到りて、覺め得て還れり、(頭書、平家蟹、故事、因縁集の十二、) 武文蟹、島村蟹と云も、皆その人に託したりし名目ながら、武文、島村が蟹になれりと云俗説を記せしもの少し、今考るに、武文が事は、舞の本の新曲に云、爰にげんこうけむの昔を思ふに云云、中にも哀れなりしは、一の宮のみやす所の御事と、右衛門のふじやうはたのたけぶんがふるまひなりとて、武文が忠死の由を作爲せり、之には蟹になりし事は見えねど、この舞の今語の如く、人皆むかしを聞覚えしによりて、この俗説はいできしなるべし、近く諸國里人談、(寛保三作、卷五に、「攝津國尼崎兵庫の浦に、蟹の甲怒れる面の如くにして、甲を着たるありさま也、是秦武文松浦五郎がために海中に入て死、その靈なりと云り」とあり、(頭書、武文蟹、東里新談下の廿五、○宮尊長隨身秦武文、爲松浦枝、没攝州大物浦、其靈所化、) ○武文が事、太平記卷十八、一宮御息所事と云條にみえたり、○攝陽群談九の廿六、武文蟹、攝州尼崎にあり、此塚海岸寺、○攝陽群談九の院中也、元弘年中秦武文の古墳と云へり、) 島村蟹といふ由は、文祿清談卷二に云、近年世に珍く怪き事云弘めたり、攝州尼崎の近所の川水に、不思議の蟹住めりと云、甲の面に人の顔昭々と顯れ、ゑり入たるが如しと云云、其由緒を尋るに、中比細川武藏入道高國、(法名、天

一〇安宅丸 近世武家編年略云、「寛永十二年乙亥六月、公普命向井將監、令造巨船於相州三浦、而成、長三十尋、以銅包之、有三重樓、構檣二百挺、水主四百人、號安宅丸、公乘之、蓋備變也、また「寛文二年、今年公乘大船安宅丸、逍遙、美成按するに、安宅といへる義を思ふに、孟子の仁者人之安宅也に取れるなるべし、その巨大にして安居するの意也、此名寛永年間に始まれるにあらず、その由は、清正記、七の十一、忘井の木島瀬戸口、番船のおさへて、あたけをかけ置候はんや」と見えたるも、大船の事をさしていへる也、これは朝鮮役の時の事なれば、遙かに安宅丸を造れる年よりは前也、さる名のありければ、大船なればやがて安宅丸と名負せしなるべし、(見聞集に、唐船をつなぐ由ありと覺ゆ、(頭書、浪花後記卷下、寛永十二年六月、安宅丸上覽のことあり、) ○我衣に「天和二年、安宅丸出来、長三廿二尋、十二船玉、東叡山南光坊、大山八丈院兩僧勸請御船也、堀田筑前守解之、安宅丸はもと北條家の船にて、天正十八年以來秀吉に屬せしよし云々、) ○天和二年破却申渡され、寛永十二年江戸へみえたり、) ○入朝紀開五の九、寛永十一年六月の條、元寛日記を引、安宅丸のことあり、彰考館に所藏の天正二十年五月十八日の豊可相越候」云々とあり、是又寛永年前の一説なるべし、) 一 田家五行晴雨占、 農夫の時節をしり、 船人の

風候を暗するもの、身その中にあるをもて也、唐十已に田家五行の書あり、吾邦にもこれらの事少からず、今その間ものを左に記す、〔頭書、河漢録に、晴候、風候等見えたり。〕

○曆に、田がりよしといへる日多きは、その年稻のみよりよしといへり、されど十度あるは餘りよすぎる也と、八度九度ぐらひをよしとせり、大方は五六度なる由といへり、○赤とんぼの北に飛事の少き年、雪ふらすといふ、〔大圃中を穿て伏する時は、必ず霖雨す、孤鳴時は、三太郎、八事次郎、土用三郎、寒四郎、○中陵漫録卷一、一預ト晴雨、雨歎んする時は、茅屋の上に煙透り昇るに、果して天氣也、夏月早天に、平島にくもの集に白霧のかかりたる時は、天晴也、井水濁る時は、又雨ふる、鳶高く天にまふ時は、雨自ら止む、細蟲夜出る時は、三日の中に雨あり、諸木の葉に風あて、葉うらを見する時は、翌日雨あり。〕

一二詞花集逸歌 詞花和歌集春上、十一首 俊恵法師歌の次、

藤原盛經 題しらす
さりつなぐ人もなき野の春駒は霞にのみやたなびがるらん
雑下、九丁 右衛門督公行めにおかれて侍ける頃、女房につけて申さすること侍りける、御返しによま

新院御製

せ給ひける
いづるいきの入をまつまもたきよに思ひしららん袖はいかにぞ
右二首、在二政治家公本、流布の印本には見えす、

一三やうき しろがねのやうき、源語宿木卷、河孟「銀揚器也」云々、「白木をやうきと」云々、〔頭書、うつば三〕至徳記、「云々様器、盤杯、寸法」類聚雜要抄、〔頭書、上二の世〕
一四鳥杖 寛政十年午、桐原義用問、裏松固禪答、山本大膳亮鳥杖と申ものを贈申候、雉杖と見受申候、杖枝の字似より候故、面會之節問候へば、とりづえと答申候、小笠原流などの鷹具集と申雜傳にも、狩杖、勢子杖、鳥柴の類は御座候、愚按、若雉杖之別稱にても可有御座候哉、

一五京の大路を詣する歌 京師の縦の大路を詣する歌二首、〔増池、寺御行ふや宮柳馬あいの東に車からすま〕

一六林子平が辭世 正月十三日、〔文政八年〕立原氏へ年賀に行たりしに、林子平が書なりとて見せられし、

辭世のこゝろを 友直
すくふべきちからのかひもなぞらのめぐみにもれて死ぞやしき
一七謎第二
雀めかりをしながら目をぬかれされどもこをば羽の下にあり、視箱の謎、
こばたひつくりかへして七月なかは、烟草盆の謎、又遠目鏡の箱の上書に、卯よりかぞふべし、十ヲ目が子といふ意なり、

又、石見國如レ視、竹生島似レ筍、
又重レ重 重 重、遲レ遲 遲 遲、此五字、同字にて平仄のあへるは、いと巧といふべし、
又極字詩謎、出近、木了又一口、非レ困亦非レ呆、請君子細看、莫レ作ニ杏字猜、
又奇字謎、奇字の謎、五雜俎卷六、上欲レ立下不レ可、下欲レ可上不レ立、〔頭書、謎語の類、藤澤雜記にも多く見えたり、第十六卷をにきりしをみて、奴手爲レ拳、自レ今來莫レ擊ニ奴手、人言爲レ信、自レ今來莫レ信ニ人言、○丙戌春、遠州へ寧波船漂流し來りし時、その〕

處を清水港と云ふ以て、船主、清水水清と云ひける
一八酒の異名 酒の禍を醸する事、古今かぞへ難し、古人異名して狂水といへり、然るに清異録四の十に、〔御代官羽倉氏、寧波波寧也と答へしとぞ、〕に、〔御代官羽倉氏、寧波波寧也と答へしとぞ、〕

一九金魚 美濃舊衣八丈綺談、〔卷三の二、第二落葉、責して、金魚を「金魚はむかし我くになし、先朝後柏原の御時に、文龜二年壬戌の春正月、異國よりこれをわたりして、左海〔頭書、左海は堺也〕の津に來舶せり、このときは魚の色も赤白黒の三種にて、更紗などいふものはなし、その後これを畜ふものあり、その種類も夥出來て、銀魚あり、瑠璃魚あり、これは今云更紗魚なり、又金魚にして尾の形鯽魚に似たるを、金鯽魚と云、所謂今の和金魚也、又金鯽魚あり、矮魚あり、金鯽は即ひこひなり、矮魚は即らんちゆうにて、らんちゆうは蠻名ならん、その色黄なるを丹魚といふ、これらの稱呼は漢名なり、又鰓尾あり、凹尾あり、兩端、葡萄、一文字、八文字、又十文字、鶴尾、筒尾のくさくさは、尾の形をもて名を得たる、三岐、四岐、箭尾、房尾、梅尾、鬩斗尾と名も色々に聞えしは、いと後の事にて云々、

二〇方言 諸國におの／＼方言あり、その中に、その處にて方言を概して、諺にいふものあり、大和の國にて、テイ／＼ゴザレ、歩行の義、俗にある、ソウハツチャ、左邊、カタツカ、つまらん云々、ケンズイ、間食云々、ソマツリ、海魚の名、これは海魚まれの處なれば、そを以て祭るは、よほどのこと云々也、陸奥にて、ビルドンボガニゲイル、彼國音多し、故にソマツリ、出羽にて、アイベチャ、行け云々、コヒチャ、來云々、モセチャ、何れもチャ云々、をへて云也、〔頭書、ケンズイ云詞、風俗文選南都の賦にありしと覺ゆといへり、淺紅園、〇汶村が南都賦の中に、なら茶ヤチウとなづけ、晝食を覗水といふ。〕

二一冠山公西行贊 冠山老侯、西行上人遠忌、應鈴聲院需、撰集抄傳興起人、追思花下往生辰、和歌弓馬神通力、泉石烟霧自在身、跡遍皇國無所住、名揚三霸府、薄於塵、不唯抛擲銀猫去、睥睨金輪與鐵輪、正月廿六日、西教寺上人扇面を示されしに、右の詩あり、猶いへらく、鈴聲院は高野山にありて、そのかみ西行そのあたりを通りしに、鈴聲を聞て宿せし處故

に、即ちその名を負せしなりと云、又云、結句の金輪と鐵輪は、天子と將軍をさすといへり、二三燕に紅縷を付る事 今昔物語に、女の燕に紅の縷をつけし語をのせたり、然るに南史曰、「衛敬瑜妻、年十六而夫亡、父母姑舅欲嫁之、乃截耳爲誓不許、后有燕巢、常雙飛、後忽傾飛、女感其偏栖、乃縷繫脚爲誌、後歲此燕復來、獨帶前縷、女爲詩曰、昔年無偶去、今春又獨歸、故人恩意重、不忍更雙飛、かぞいろはあはれさみらん燕すらふたりは人さちぎらぬものを續歌林良材下廿一に見えたり、

二三寛算が日 長明無明抄卷下廿五に、おもひかれいもがり行は冬のよの河風さむみ千鳥なく也此歌ばかりおもかげあるたぐひはなし、六月廿六日寛算が日も、これをだに詠すればさむくなることぞ、或人は申侍りしと見えたり、六月廿六日寛算が日といふ事、何の由ともしられず、後考を俟、〔頭書、寛算は僧也、廿六日にて、此僧が怨念によりて、この日常よりも熱しといひ傳へたり、その事明月記に見ゆる由、おもひかれの歌は、この日にも誦すれば寒き意地するこの事也といへり、〔丙五月九日、靜慮話〕〇寛算が事、山城名勝志五の四十三也。〕

二四鈴奏鳴子、成形圖說四の廿今の鳴子は、古への鈴奏に出しとも見えぬ、園槐抄曰、「諸社比鈴奏、懸鈴曳之」とあり、西土にても、鈴索、五代高唐昭祖、祖紀、鈴架、宗紀、懸鈴架といふ物鈴奏と相似たり、

二五質問本草 成形圖說提要の中に、「草木の類は、姑く程順則が質問の説と、此間に註、長崎に來れる清商の俗稱とを擇み載るのみ」といへる註に、「昔年、吾附庸中山に程順則といふ者あり、學を好みて傍ら本草に及ぶ、中山より藩中の土産にいたる迄廣く探りて、名質當否の未だ審ならざるものあれば、その花腊葉貼し或は根實を曝乾し、且其眞を寫し、生熟時候を記し、唐山互市の徒に託して、彼地の巨儒高醫に質問ひ、決疑を其答簡に取る、後又此にならひ志を繼ぐ者ありて、遂に稍々數百品を得るに至れり」とあり、茲にいへる草木の質し定めし物を記して、質問本草〔頭書、質問草木略に作る。〕といへるもの一冊あり、

二六田券の記號神代字 田賦集曰、古の田券は、一段を十に分て其一をIと記し、二をIIと記し、三をIIIと記し、四をIIIと記し、五をIと記し、六をTと記し、七をIIと記し、八をIIIと記し、九をIIIと記せ

り、Iは方六間の廣さなり、後世に及でIを一畝、IIを二畝と號と云、是三百六十歩一段なれば、Iは三十六歩、IIは七十二歩なるべし、餘は是に準ふ、今按に、IIIは即太古に在て一二三の文字也、後に於て算置の畫とす、釋紀、大藏省御書中、有三神代字六七枚といふもの、IIIの如き、古の三字なること、瓊矛拾遺に記せり、古へ未だ書契あらず、おのづから經界の記號かくの如くなるべし、今又河内枚岡泡輪神社の藏土笥に鏤ところ、天名地鎮といふものあり、五音字母なり、其字左の如し、其讀法は、粗傳事大經に出せり、

フ	七	シ	上	フ	七	シ	上
報	忍	元	報	忍	元	報	忍
七	シ	上	フ	七	シ	上	フ
名	忍	元	報	忍	元	報	忍
七	シ	上	フ	七	シ	上	フ
名	忍	元	報	忍	元	報	忍
七	シ	上	フ	七	シ	上	フ
名	忍	元	報	忍	元	報	忍
七	シ	上	フ	七	シ	上	フ
名	忍	元	報	忍	元	報	忍

止 註 宜 照 法 守
 干 進 惡 攻 絶 欲
 七 一 七 二 七 三 七 四 七 五
 六 六 七 七 八 八 九 九 十
 上 百 千 萬 億 十

新井氏曰、所謂神代文字者、凡五、或有其字不可讀
 者、或有其體不可辨者、或有如蝌蚪書者、或有
 如鳥篆者、天武之世、更造新字四十四卷、其體如
 梵書、又有肥人書、薩人書、而肥人書一、即今猶
 有通用者、古者列國各有其字、而異其制、又曰、
 氏所傳一萬五千三百七十九字、乃是灼龜之兆、猶卦
 之有爻也、今按に、阿奈以如は此等の中の一體耳、右
 成形圖說二、にみえたり、第三卷の
一條参照
 二七 與保呂 「與保呂、書紀、○雄略記に、直丁を都
 加倍乃與保呂と讀、延喜式には、運脚を波古夫與保呂
 とも、又和名鈔には、丁野を與保乃と讀、又文德實錄
 には、壯丁の二字を袁とのみ訓めるは、丁は男夫の役

なればなるべし、又新撰字鏡に、躡を與呂乃須知と
 よみ、和名鈔圖註、臛腓也、「與呂保」とあり、與呂保も
 與保呂に通へば、夫足、人足など云が如きも是より出
 たるにや、同上卷九の二十頁表に見えたり、
 二八 無盡錢たの 「無盡錢、建武、田乃毛志、田物代に
式目、田實あ
るを云な、是は國制に、貧富強弱を平等に配り合せ、百姓
 互に伍人組を立、田物志をもつて出合、錢を村役所に
 預置、貧民のものを租なく食なく、前後に迫る時
 は、その錢を役より出しあたへ、一郷一村中を結合立
 行ゆる、産業よき者は、一生涯に其田のもしを取こ
 なく、年々賸入ことのみなせり、是貸税の古法遺れる
 大形なり、同書卷十の廿八頁表に見えたり、〔頭書、貸
税のこと、
天武紀詔に
みえたり〕又伊勢物語知顯抄の「みよしののたのもの
 かり」云々の歌の註に、たのもしの事をいひよせ
 たり、又但馬國太田文の中に、徳政の事見えたり、
 二九 正一位 正一位の神位を授さるは、即神領
 田八十町を寄進し給ふことなるに、今は一步田もな
 き社にも、正一位稻荷など扁額を掲ぐるは文盲の限
 りなり、同書成形圖說位田の條、卷七の十八、(頭書、鹿島志上の
十、云二、そもく、神の位階は尊

卑を分つ爲にあらす、開田耕筆に、是は正五位なれば十二町、正四
 位なれば廿四町の田を奉らる、也、次第は今の定の如く有名無實
 にして、稻荷といへば必正一位を、社
家より免許せる類ひにはあらす。
 三〇 日本水土考 日本水土考四ノ末林
齋著云、「日本東西
 經度、相互地之十二度、北有東西四分之二、而及地
 度之三也、比之天竺震旦、則雖謂小島、然萬國之
 間、堺内不如此日本者最多、況於偏熱偏寒類耶、傳
 聞、大海中島洲大者八、其中以日本國爲第一大島、
 何謂小島哉、或有以爲粟散國者、甚不不然、夫大
 地雖廣大、有其里數所極而著明也、今之號世界
 者、其周圍三百六十度、而無過於萬五千里、即以
 日本東西之經度較計之、則莫餘於三十二倍、然則
 日本亦大國也、豈得號粟散國哉、夫國也者、不可
 以廣大爲貴、以四時之正偏、人物之美惡、而可
 定其貴賤、是故國土極大者、其人情風俗多岐而難
 一統、故雖震旦聖國、也動有皇統變亂而難久治、
 雖周之世系經八百餘年、其間治平純靜者、不足三
 百年、況其以下歷世、暨三百年者殆稀也、日本之限
 度、不廣亦非狹、其人事風俗民情相齊、混一而易治、
 是故日本皇統、自開關至今、當今而無變者、萬國中
 惟日本而已、是亦非水土之神妙耶、自九頁而
至二十頁面。

三一九六の數 兩城人數考同人云、「天法一、重之
 地法二、重之成人法三、重之成天者生於一而成二、
 地者生於二而成四、人生於三而成六、故天一地
 二相合則爲三、天二地四相合則爲六、六三相合
 則成九、此九六者、三才陰陽之極數也、下略
 三二 片岡山の飢人 太子と達磨の片岡山の贈答の
 歌、いと古く見えしは、一心戒文にありといへり、
 美成云、日本紀法王帝説には見えす、さればその妄
 誕辯を待すしてしらる、又片岡山のうへ人は文殊
 也、俊祕抄、五、奥義抄序などに見えたり、これ
 は妄誕中の異説なり、
 三三 鼈化蛇物化 山居四要卷の二三云、「鼈腹有
 蛇蟠痕者、不可食」と見えたり、これは蛇の蟠り
 ながら鼈に化したるは、毒あればなるべし、獨醒雜
 志五、蛇の鼈に化せし事を記したるをもて、證とすべ
し、
 三四 空白 知不足齋叢書第五集の中、歸潛志卷十
 三に、もの本の二行白紙のありといへる事を、分
 註に、原本空白二行の六字あり、書を校する折かくこ
 そか、まほし、

三五道阿彌附、山岡「道阿彌子主計、後號、御鐵砲百挺御預、父の跡七千石被下候、別腹の弟與左衛門に三千石被下、與左衛門は駿河に罷在、圖書は江戸御奉公人也、兩人死去跡目、圖書子新太郎、與左衛門子長太郎、兩人ともに早世、故家綱公御代につぶれ申候也、右無名の冊子に見えたり、

三六諺の義 ことわざといへる詞は、事行なり、日本紀十二に、言事と見えたるもの當れり、又諺を神のまなれや云々古に訓ぜり、古今の序に、ことわざしげきとあるは、事行、言事の意なり大學に、「事有三本末、行有終始」とあるをも併せ考べし、古事記傳卷十三十四に、諺の訓義見えたり、三十五○續紀五十六詔に、事行とあり

三七車の原始 車の權輿詳ならず、大和事始に、海東諸國記を引用して證とす、然るを伊勢貞春の正誤に辨じて云、「按、海東諸國記は、朝鮮國人申叔舟が作る書也、天武天皇十二年、車を作ると記したれども誤也、日本紀天武天皇の紀に見えず、車の號見えたる始、日本紀、雄略天皇五年二月、天皇狩獵于葛城山、中略、天皇乃與皇后、上車歸云々、姓氏錄、車持公、豊城入彦命八世孫、射狹君之後也、雄略天皇御世、供進

乘與、仍賜姓車持君云々、雄略天皇の比より此號あれば猶昔よりありしなるべし、吾朝の國史を引ずして、朝鮮人の記したる書を引たるは、誤なり、此說常れりといふべし、されども日本紀を按ずるに、履仲天皇十二、五年十月の條に、「葬皇妃、既而天皇悔之、不レ治神崇、而亡皇妃更求其咎、或者曰、車持君行於筑紫國而悉校車持部」下略、とあり、か、れば是を國史に見えし始ともいふべし、雄略五年よりは凡五十八年前にあり、

三八クスグル撲 人を笑はしむるに、くすぐるといふわざあり、正字詳ならず、合類節用に、撲又は擣の字を記せり、字鏡抄に、擣字にクスグルと訓あり、節用大全に、「擣、クスグル、擣人身也、出ニ止觀」と見えたり、然るにその詳にして且正しきものは、惠琳音義治神病秘要法經、○曰、「擣、擣人令心不定也、これに五十四卷九十九丁、擣、擣人令心不定也、これに五十四卷九十九丁、擣、擣人令心不定也、蓋人手心通二心、心通火喜動、故不レ寐、人足心通二腎氣、腎屬水喜靜、故寐、人

文政乙酉四 正月元日の夢に、白き淨衣きたる老人の現はれ、奉書の紙に、文一篇、歌一首認示す、
惠方稻荷社、梅花雨露玉、長生不老藥、神功爲ニ施行、

世の人の心の玉をなほくもて花の色香にうつりこそすれ
さていへるは、夜の梅の花の露を取て諸人に施すべし、けして錢貨を受べからすと告たる由、是は稻荷也、醒て後教の如くして梅花の露をさるに、香甚だ高く芳しきとぞ、友人龍珠君の許にも、清左衛門手づから梅花水を持來れるとぞ、三月十日、龍珠ぬしの談なりき、

四〇針灸の原據 今史いはんも嗚呼のわざながら、病疾を療する事、針灸の功を奏する事、草根木皮に勝れること遠し、然るに針といひ灸と云ひ、今世に用ゆるものは、古のものと甚く異なると思へり、針と云は、今云三稜針にて、刺す時は必ず血を見るものなるべし、今の針の如き、せざるには若ざるもののみ、灸は砒石の名残なるべし、砒石は石をやきてあつる也、戰國策、三上の「石針曰砒」に註、高誘せり、さらば今これらの古の様を見るべきものは、馬遼近しと云べし、灸といへば鐵を焼て刺し、針といへばつきて

血を迸らしむ、猶いはゞ、余瘡に灸をすゆる事、盛衰記に、古より戰國の常なり、今も血のいでて止らざるに、焼がねをあて、血をどむる也、焼鐵も灸と功の同じきを見るべし、

四一吉原花植 三月十五日、文政八年吉原の花見に行たり、文實、去年の四月焼亡せしが、新に立連ねたる軒のいと清らかにて、殊更に覺えたり、大門の柱に、紙にて貼りし書付に、
と記したり、再云、過し比鳥亭

花植中
荷馬井
かつぎ荷之類
晝八ツ時限

し、浮華の儂大方然りとはいへりしが、耳に止りみたりければ、心をこめ見るに、厚き松板俗に一寸板と云ふものにて、一、二枚重ねに葺てあり、其あたりにて、友人にも語りあひて笑ひぬ、

四二しゆみせん汁 江戸にてざく／＼汁、豆腐を小さく四角にきりて、菜を細かにいふものを、因州にてはしゆみせん汁といへる由、冠峯老公の御話なり、（頭書、しゆみせん汁のこま選魂紙料にあり）

四三南部曆の笠鞋 ことし^{◎文政八年}春予が新刻に、南部田山曆を翻刻せしに、わたましせずと云所に、笠とわらちをゑがけり、予は田舎の徒居は程遠ければ、かかる物しるしせしとのみ思ひ過したるに、友人春登法師の尋ね來れる時に語りしは、さいつ比贈り給へる曆の笠わらちの心にかゝりて、此彼人に問ひ尋たりしに、武州關戸のあたり、東海道戸塚の在にては、わたましの日、大黒柱に笠笠をつる事、通例となりてありといふ、これは雨具故、火を鎮むる厭勝にやあらんといへり、

四四松竹梅 橋洲云、松竹梅、邦俗の恆言にして、賦咏に顯はる、事稀なり、高士奇が金龜退食筆記云、五龍亭、舊爲三太素殿、創于明天順年、在三太液池西南向後、有草亭、畫松竹梅于上、曰三歲寒門、又元張伯淳題三皇甫松竹梅圖詩あり、曰、三友亭々歲晚時、政縁冷澹易相知、何須近舍三今皇甫、却向三圖中覓補之、元詩二集、養蒙先生集に出づ、葛原詩話後篇二の二、かく見えたりども、唐人已に松竹梅の詩あり、唐詩六言、八種畫譜に李邕が題畫の詩に、對雪寒窩酌酒、敲氷暖閣烹茶、醉裏呼童展畫、咲題松竹梅花、とあり、^{◎頭書、松竹梅を}

^{◎、月令廣義に見えたり、○除餘考四十三の二十五、歲寒三友、元次辨論云、古人稱無三君子、則與三山水、爲三友、里無三君子、則以三松竹爲三友、座無三君子、則以三琴酒爲三友、東坡詩、風泉兩部樂、松竹三益友、七}

四五有明袋 有明袋、表貴布、裏紅、中に入る品、鎌ごまめに搗栗に艾、

曉毎の道途に持出るもの故、有明ぶくろといふ由、又旅に赴く人の杖などに附る物なり、或は松の枝に括りつくるともいふ、

四六安徳帝 肥前の川上といふ所に、水上公主萬壽寺といへる寺院あり、開山を神子和尙といふ、これ即安徳帝なる由、その寺の縁起に云、昔安徳帝西海にて戰爭の間、二位尼及郎等四五輩と共に、この川上に逃れ來りて、年二十まで隠れ住み、二十にて入宋ありて、學問成つて衣鉢を傳へ、歸りて此所に一寺を建てたりと云、寺内に寶劍堂と云ありて、こゝに神器の寶劍を納む、箱の長さ一尺五寸ありと云、古來よりその箱を開く事なしとぞ、寺邊に二位尼村あり、文政三年に神子和尙の六百年忌ありし時、肥後の五家より、此五家といふは、他の交りなしと云、昔安徳帝の郎等五人住、別一村ありて、たりしが、後に一村とされるといへり、各系圖を携へ、金子廿五兩を奉納に來り、云へらく、この年、主人の年忌なれば備へ奉るといへりとぞ、この話は、柳川の藩士

町野通稱與左

某の談なりき、^{◎頭書、梨軒翁筆記云、下の關に寺あり、安徳帝の隠れ給ひし所なり、今に劍寶の間と云所、外人の入、こゝ能はず、帝後僧となり、神子和尙と號して此寺の開基なり、或既に、帝實は女帝にて、此に隱給ひし時、山伏ありて、帝に配して子を生む、神子和尙は此子なりと云、美成云、こゝに下の關と云ものは誤なり、そは阿彌陀寺と説の紛れたるものならん、○同書に、丹波にも安徳の陵あり、龜山に近し、}

四八廁の訓

廁をカハヤといふ事、下學集に、「河水の流れの上に廁室をつくりて、不淨を流す、故に河屋といへる也」とあり、然れども此説非に似たり、按に、カハといふは糞の事なり、糞取をカハカフ糞取の意と云ひ、糞をする器をオカハ^{或はひまるといふ、まるといふも糞をする事なり、}といふ、又牛祭の祭文に、カハツルミとあるを、多く持手の事なりといへど、男色のことにて、糞道ツルムといふ意なるべし、カハツルミの事、北邊隨筆にも、^{諸書を引たる考あり、可并考、これらによる時は、糞屋といふ事なるべし、}

四九穢の稱

唐伯虎の僧尼孽海^{五冊に、あに、姪、音ヒ}婦人の陰門のことなりとある由、近頃かんく躍と云もの行はれて、その唄ひ物に、ビイハウとあるも、此彼なる由いへり、

五〇洒落本

洒落本とて、遊里の有様をかける小冊子の始めは、遊子放言^{作者は忘れた}と云ものなり、そ

の後傾城虎の巻、田螺金魚といふ人の作なり、此^{は神田明神前醫者の息の由、}これも世に行はる由、次で蓬萊山人、^{名は龜キヤウ、高崎侯の藩士なりといふ、}この人専ら作れりしが、山東京傳いでて皆壓倒されて、一人に歸すとなり、その比寛政^{元年、}草雙紙に、天下一面鏡、梅鉢文武二道、萬石通などいでたり、^{これは皆白川侯執政にて、世の變りし狀をつくれる也、之につぎて、京傳の地獄一面鏡淨波梨といふ草紙出づと云、此ころ寛政三年、の町觸に、世の中の事及び遊里の事など著し作れる冊子、無用たるべき由仰せ渡れしが、猶鷲屋重三郎の勸にて、山東京傳の仕懸文庫、錦のうらといふ二種の草紙出たりければ、公より御答ありしと云、^{此時の町奉行は初鹿野、この條曲亭話、四月六日、文政八年、}}

五一盛衰記抄

盛衰記卷廿六、「武藏國多胡郡、一オ、^{かこちちぐさ、一オ、}「手習い、二オ、^{ほくそ、咲、二オ、}「乞索壓狀、三オ、^{獄門の樗木、六オ、}「脚力、七オ、^{飛脚、八オ、}「鋸にて頸を切、八オ、^{清盛云々身の中燃焦る、九オ、}「里業、十オ、^{火の車、十一、}「馬の尾に鼠巢くふ、十四、^{經島、十六、}「一樹の陰一河の流れ、廿一、^{具足、衣服、廿五、}「同書廿七、^{「交名、三}「潤二月、八オ、^{「簿、八オ、}「八幡、十一、^{「不感者はなかり}

けり、十三「氏文」、十三「腹黒」、十八「口占」、廿一

五二雞蘇佛茶の異名、茶の異名を雞蘇佛といへり、雞蘇は、茶の事にあらず、薄荷の異名なる由、陶穀が茶の詩に、「生涼好喚雞蘇佛、回味宜稱檳欖仙、韻文に見え

五三海市 山市 結託録、卷下「海市は歴樓也、〔頭〕海市、宋詩鈔二十、蘇軾の海市、佛書に乾闥婆城と云也、周防にて濱遊又龍王遊とも云、土人云、海龍王の濱へ出て遊ぶ也と、周防の醫生某、在國の時目撃せりと、其物語に、海中俄に洲渚、山郭、城樓、村落、竹樹、人物、往來歴々たり、暫して滅すと、安藝の嚴島にて蓬萊の島と云、松下氏異稱日本傳に、蓬萊島を嚴島の別名とす、誤也、山上に現するを山市と云、〔頭書〕山市、南部にて一の廿九に、四日市にても見れし事あり、越中にては狐見えたり、常陸の影沼は別なり、影沼は、地に人物の往來する影寫り見ゆる也、即唐土の書に出たる地鏡なり、前漢書天文志十六云、「海傍有臺字、氣象樓臺、廣野氣成宮闕、海傍氣は海市也、廣野の氣は山市なり、

五四歳 皇史宬は、明太祖の藏書の室の名也、濮陽

涑が韻學大成に、成は史庫也と、成又成に作る、〔結託録中〕五五字 「假名、名即字也、周禮、外史掌達書名于四方、註曰、古曰名、今曰字、〔藝苑日涉〕五十六長錢短陌 抱朴子云、「取人長錢、還人短陌、〔内篇一の五〕

五七烏賊墨作偽契 癸辛雜識續集曰、「世號墨魚爲烏賊、何爲獨得賊名、蓋其腹中之墨、可寫爲偽契券、宛然如新、過半年、則淡然如無字、故狡者專以此爲騙詐之謀、故諺曰賊云、〔同上八の〕

五八留客不蔬豆 老學菴筆記曰、「嘉興人、開人茂德、名滋老儒也、喜留客食、然不過蔬豆而已、〔同上八の〕

五九羊肝、牛皮 「羊肝糕、以三紅豆白糖一成劑、牛皮糖、以糯粉糖漬、爲餅、〔同上九の十七、金門談節、乘禮録に書、羊肝の事は、金門談節云書を引けるものなれ、その書今絶たり、又引なるべし、静慮いへり〕

六〇赤鳥考 難太平記、下の「桃井勢は皆鷹の鈴を附たり、故殿笠符を思案し給ひけるに、赤鳥を馬に附ばやとて、其夜俄に附られき、〔同上五の〕富士淺間の宮に神拜の時、神女託して云、遠江國近して、吾が氏子に欲

かりしかば云々、我赤鳥を賜し故に勝事をも得、此國を賜き云々、以來我等も子孫も、必此赤鳥を可_レ用と仰られき、此今川家の赤鳥の事、大塚氏の考に、婦人の顔を拭ふ具とし、又諸家傳記によりて、馬の垢を洗ふ布なるにやといへり、此説載て安齋叢書の中にあり、按に、諸家傳記に、濃州青野原合戦の時、附馬垢取爲笠験とあり、思ふに附馬垢取とかけらるならんには、難太平記の文を寫せるにて難なし、大塚氏の附馬垢取とよみて思ひ誤れるか、記者の難太平記をよみ誤りしにや、又隨筆に赤鳥の巻あり、云、「今川家赤とり引綱の事、錦芥抄〔朝倉孫右衛門、日下部景衡著〕云、「此間御尋被_レ成候今川指物の儀、拙者十八九の時分、今川刑部大輔様家老稻垣勘右衛門續御座候て、御心安刑部大輔様へ御出入仕候節、蟲干の砌、御居間御文庫の内にて風干有_レ之候物、見馴不_レ申候に付相尋候へば、御家の指物あかとり引綱と申候て、大切のもの由、他見仕間敷候と申候、〇人形の着候ぐらゐの女の小袖、地なし小袖、地黒にて、もやう薄に扇子、裏赤ゆるし附申候、引綱はふとみ小指ほ_レ有_レ之候、しんぐの打緒、尤けまん結びのやうに結有_レ之、右土藏の内に懸候て

干申候を見及申候、〔真丈云、右のあかとりを近年造作したる、正物にはあらじ、〕この外にも安齋翁の考ありやしらねど、これにては赤鳥の事、明了に辨へ難し、〔頭書、軍器考首書云、「真丈云、赤鳥は赤垂鞍の上より赤き打敷也、タビトと音通也、武家の女房馬に乗に、なほ垂る、也〕今按に、右に女人の具とあるは甚當れり、且今川家にて風干に見しと云小袖の如きもの、尤近しといふべし、赤鳥はもとより假字にて、本字は明衣なり、延喜式卷七、四「各給_二明衣并被_一、〔また同卷、八、明衣料、調布端八尺、按に、明衣をアカハトリとよめる由は、明をアカとよむ事は常に、明櫃〔延喜式七〕などもあり、衣をハトリとよめるは、吳織、綾織、ごのハトリにて、神服ともよめり、〔同書七の〕ハトリとよむべし、〔頭書、明衣、合抄上の三、十四、書紀七の廿一〕あかとりはあかはごりの中略語也、通雅曰、「加景、即帳、儀禮、士婚禮加_レ景、註、景之制如_二明衣、_一加之以_レ行道御_レ塵、智謂、非_レ禦_レ塵、以爲_レ蔽也」云々、之による時は、婦人のかづき、男子の道服に同じかるべし、然ればあかとりを、女服とし小袖とするも、いと近くして當れりと云べし、後世のものながら、續武家閑談卷三〔毛利元就上、落の條、〕女の装束にあかごりの名あり、〔頭書、信長記、上の廿五、事あり、ゆかたびらこよめり〕又三の五に、明衣を碧玉ふ

六一血爲レ火 本教異聞上六云、「伊奘册神、終爲レ子所レ焦而化去、○漢人以レ血爲レ火、關尹蓋是婦人、愁ニ長血白血ニ而死之縁也、小品方、婦人長血、又有白血」神代卷上十七云、「一書曰、伊奘諾尊斬ニ軻遇突智命ニ爲ニ五段ニ云々、是時斬血激ニ灑於石礫樹草、此草木沙石自含レ火之縁也、美成云、これ上の關尹子の説と併せて、血と火と同じ物なる事をするに足る、列子の野血の燐となるをも引て證とすべし、

六二葦船 神代卷上六云、「先生ニ蛭兒、使載ニ葦船ニ而流レ之、この葦船を口訣七の廿に、「葦船、裏レ葦而流也」と見えたり、詩經の一葦抗レ之、また赤壁賦の一葦所レ之など思ひ合せ見る時は、葦即ち船の事なるべし、吾邦の語、多く同じ事を、又蘆葉の達磨をも、葦は船なるを誤り解したるならん、桂林漫録にも見えたり、（頭書、第十四卷に、蘆葉達磨の事を記せし可三參考）○葦は舟材なるべし、と同放言にもあり、

六三新撰類聚往來 新撰類聚往來の内に、今年八月閏を加ふといふ事あり、八月閏は永祿九年なり、此年の作なるべし、今傳ふる印本は、慶安○原年なり、作者丹鳳和尚とあるは隠し名なり、何人か不知、文中にわれはじめのある、是隱名の證なり、それを書中の事

をもしらすして、作者を尋ぬる人あり、可レ笑、**六四猫を貫に錢を附る事** 上州桐生のあたりにて、猫の子をもらふに、百三文錢をやりて貰ふとぞ、あたへを取らざる者もあれど、おほかた此の如し、蠶をかふに鼠をおそれて、必ず猫を家毎に養ふなり、

六五蠶の口よせ附、蠶の手向 同國にて梓御子をよびて、蠶を口よせすれば、蠶の始りの事を、かた語にていひて、最をかし、同國にて蠶をほし殺す時、茶わんに水を汲み、桑の葉にて水向けをなす、是を蠶の手向といふ、往來へ出し置て、往來の人にも手向さすとぞ、いと哀れなる事なり、

六六短冊豆腐 公儀にて御獻立には、短冊豆腐、田樂焼とかけり、最なる事なり、○第十五卷、五六條參照、

六七大門先祭禮、杉の森稻荷祭四月十六日なり、人形町通りより入る小路に、のぼり二本あり、其下に高張の挑燈二つを出す、森と云字を紋の如くかき、向に大門先とかけり、昔こゝに吉原ありし時、大門先にありし稻荷なる故なりとぞ、

六八小町針 小町針、みぞのなき針をいふ、例の穴なしより出たる名なり、小町琴柱といふ簪も、股の筋

ばかりつきてひらかざる故なりとぞ、同意なるべし、小町針は、人の膚に影をなす時用ふる故、今は制禁にて、はれては不賣、

六九銀つぶし 銀つぶしと云は、ごまの灰と同じ、道中の賊なり、路銀に盡たる故、脇差の胴がねをはづしたり、是をかひて給はれといひて、銀にあらざる物を、給きて賣つけしよりの名也と云、

七〇カタジウケナイ といふ流語 かつじうけなといふ流語、寛文三年印本剗野老の序に、「伽羅の烟りのやきでにあふて、胸のはむらも共にこがれ、君をこひ茶のいきちもしらで、おもひそめつけの茶わんの、かつじうけないとて」云々、又同書に、坂田市の丞といふかぶきの少年を讚せし狂歌に、

顔ばせも情のほごもいちのじようふりのいとしさかつじうけなま
ト養狂歌集、「湯治みやげとて、木地の三つ組の重箱を給はり、かた地に申つけたり、ぬりてつかへとて、是にも歌よみおこせとありければ、當世の流行語にてよめる、

七一酢ムヅカリ 野州佐野の邊にて、二月初午、大豆をゆでて酢をかけて稻荷へ供するを、スミヅカリ

と云と、彼地にをれる友人に聞けり、又其後かの地の僧に尋ねしに、寺院にては常にも調じて喰ふ、酢に少し醬油を加へ、大根おろしをかくるとぞ、是宇治拾遺に見えたるスミヅカリ也、（頭書、古事談三の十七）「慈惠る云々、酢むその事瓦礫雜考にみえたり、右十條、柳亭机のつかり、」

七二誰袖 貝張 花袋 女子の細工物に、たが袖、貝張り、給貝の中に小豆な花ごまの類あり、今は何のよしとも思ひ分ねど、そのかみの匂袋なるべし、柳亭考也、たが袖は、古今集の歌によりて名づけしなるべし、香包にも誰袖の形あり、五月雨記に見えたり、貝張は、足利時代に云にはひ貝ならんか、寛永の比に花袋といふ名目もあり、或俳諧に、「匂ふらし山ふところの花袋」と云匂あり、浮世袋も匂袋なるべし、古き繪に、誰袖、浮世袋にもみな紐を附たり、之にて身内にかくる物なるをしるべしといへり、

七三武家高名故事 武家高名故事、中には高名故事、全五卷かな書にして、古記録より抄出したるもの也、其跋云、「右の一書、書肆のもとめに任せ、めづらかなる事のみを記すのみ、もしそれあまねく探り、つまびらかに輯めんとせば、數十卷に及ぶともつき難かるべし、

給はりし木地三つ組のぬり物はうるしいくかつじうけない

し、然れどもたゞに童蒙の翫びとなるまでにして、あへて時用に補ひなければ、纔に五卷にして筆を委しむも、又可なり、後の見ん人、拾遺の名によつて、委しからざるをそしる事なけれ、蟠龍子書と見えたるをもて考ふるに、井澤長秀龍子の著述に、舊説拾遺物語といへるものあり、高名故事は、外題をかへし物なるべし、昔も今も書肆の、かゝるえせ事するは常なり、印本の體を見るに、高名故事と題したる所、入木にまざれなし、再云、著述目錄に、武家高名故事五、舊説拾遺物語四と記したるものは、委しくせざるの誤にて、二書と思へるなるべし。

七十四王經 佛説地藏菩薩發心因緣十王經は無下の偽經なる事は、人も皆しりてあれば、今更いふべくもあらず、譯をなせるものは沙門藏川なり、右經の鈔云、「藏川者、大宋仁宗皇帝代之人也云々、天聖十年、一夜依三文殊示現而弘通此經」といへり、されどもとは此經は、いと近く我邦の僧徒の撰とのみ思ひ居たりしが、顯註密勘第十六、一オ、哀傷部、なく涙あめさふらなんわたり河水ささりなばかへりくるがに

といへる歌の註に、十王經を引用せり、さればいと近き世の作とも思はれず、天聖十年よりこの密勘の、比まで、大約二百年計、再按、こ

の十王經の中に、鷓鴣示三怪語、鳴三別都頓宜壽、四丁と杜鵑の和名を註したるは、いと覺束なく、古しといへど我邦の人の作なるもしるべからず、

七五高札 江戸町々にある所の御高札の條目の末に、奉行と記しあり、これはもと、その時々のお老職の名を記したりしに、御役替の度毎に書き改められたれば、いとわづらはしくぞありし、久保吉右衛門時代未詳、寛といへる、その比の御祐筆役の奉行と書改、今にしかり、文政輪池翁の五月八年朔、兔園席上にての話なりき、

七六「牛の歩み」の歌
おこたらず行かば千里の末もみん牛のあゆみのよしおそくとも
此歌人口に膾炙すれど、讀人をしらざりしに、伴將曹後水尾時といふ人のよめる由、

七七仇物語第二 仇物語といふ冊子二巻あり、三浦長門守平爲春の作にて鳥類の事を記したる作物語にぞありける、うそ(鶯)姫、いすかの局などいへるありし、これは新六帖の

てらうそのむねはこがれて思へどもいすかののはしのあはぬ君哉といふ古歌の意をもととして、作意せしなるべし、

寛永年中梶井宮に就て、此書を仙洞の叡覽に備へ、院中に止め置れし由、宮より仰下されし文書、家に藏せりと、梶井宮は此時隨庵と稱し給ひ、この物語の末に烏丸光廣と同じく跋を書き給へり、流布印本には見えす、

七八神君御畫贊 三河國法藏寺は、神君御幼稚の御習學の所なり、今に御手習の机あり、その面に御むだ書に、城郭を幾つも御書なされ、竹千代、城名、御記被遊候がこれありと、梅檀の二葉にて、さこそあらせられ候御事とおほゆる、右の寺院より、神君御幼稚の御すさみに被遊候渡唐天神の畫贊を印行して、御目見以上の方にて、御望に任せ呈し候由、その御贊の歌に、

一年にたけたかくなるたけの子の千代を重ねん君がみきはは
と遊ばして、御名竹千代あり、

七九陣太鼓 軍陣に太鼓、鐘、法螺等を用ゆる事、人皆しる所なれど、古への令軍防及び鼓吹司の陣法などには見ゆれど、保元以後の戰爭に曾て見えす、記者の記し洩せしにや、其比はかゝる器は用のすやありけんと思ひたりしに、源平盛衰記廿九、礪並山合戦の

條に、「樋口次郎兼光は、搦手に廻りたりけるが、三千餘騎、其中に太鼓法螺貝千ばかりこそ籠たりけれ、又云、「時を作り太鼓を打法螺を吹、木本、萱本を打はためき」云々、これにて其比太鼓をむねと用ひたる事疑ふべからず、頭書、盛衰記卅三の廿一オ、城の中よりは、勝鼓を打て留懸る、同書卅五の四オに、「平等院の御堂より太鼓をききりうつて攻むる、信長記八の八オ、敵勢推寄、太鼓を打て懸り來れば」云々、

八〇天七地五 神代紀鬚華山蔭十二云、「天神七代、地神五代と申すこと、古書に曾て見えす、忌部正通の神代卷口訣に始めて見えたる、頭書、美成云、忌部正通の口訣の自序、貞治六年なり、盛衰記は日件録の説によれば、略は惡七兵衛記し給ひしを、爲長卿撰集録の由なれば是ぞ天七地五のものに見えし事の古きといふべし、

○親房卿の東家秘傳に、「地神五代應三五行運云云事みえたり、親房卿歿するは正平十四年なり、見三櫻雪記、貞治六より九年前にあり、
こは事のこゝろをも考へず、漫りにいひ出せる後世の俗説なるを、物知り人たちさる辨へもなく、かしこげに天七地五などいひあへるは、いとかたはらいたき業なりかし云々、頭書、古事記傳三の五十オにも説あれど、傳著したる後に見出たるを、うすの山蔭には記したるなるべし、○拾芥抄上末一オ、「此作者は公賢卿なれば、興國正平の頃にあたり、源平盛衰記卷卅八云、太神宮行幸願の條に、「伊勢大神

宮と申は、天神第七代伊弉諾伊弉冊の御子、地神最初御神也、「頭書、盛衰記卅二の廿七オに、神武天皇は、地神第五代の御も天神七代、地神五代の御末を、思ふにこの盛衰記も、古書といふ程のことあらねど、これら天神七代地神云々とあれば、これなど古く見えたるにてもあらんか、又按ふに、地神五代とあらざれば、天七地五の説の未だいで来ざりし前にや、何れにもあれ、口訣と盛衰記との時代を併せ考へて、後にこそ定めつべき、

八一沛艾 源平盛衰記卷廿八、六オ、宗盛補大臣の條に、「同く廿二日大嘗會の御禊あり云々、大内臣被供奉たりけるに、馬沛艾して、春日大宮にて高くあがりて、走廻れば云々、卓氏藻林卷八、十、獸類云沛艾馬疾行貌、と見えたり、

八二書言故事六條抄錄 「蜀馬良、字季常、眉有白毫、兄弟五人並有才名、時人語曰、馬氏五常、白眉最長、稱人獨出衆、書言故事一者謂白眉」の十七オ、「晉王導、其子悅、奕棋爭道、導曰、相與有瓜葛、那得爲爾耶、言素成、曰、書言故事、宋桑維翰、或令其改業、維翰鑄鐵硯、以示人曰、硯穿則易他業、卒以進士及第、不改業曰、書言故事、鐵硯未穿、六の四、唐許敬宗、性輕、見人多

忘之、或謂其不聰、曰、卽自難記、若遇曹名植、劉公幹、沈約謝靈運、暗中摸索、著亦可識、書言故事六五代宰相逢道、世本田家、狀貌質野、朝士多笑其陋、入朝任贊、劉岳在後、道數反顧、贊問岳、道顧何爲、曰、遺下兔園冊子、鄉校教田夫、牧、書言故事十、子所論兔園冊、一の六、唐韓昭祖、粗有文章、人曰、韓八座才、如折三鞭線、無一條長、自謙、書言故事十、短才、一の九、

八三さしこみ帯 古畫美人の三幅對を見たり、その様遊女なるべく思はる、摹本別に、何れ方より來りしや、或日輪池翁を訪ひける時に示されき、この婦人の帯のは、甚廣し、時代いかにといはれし、予はその畫を寛永の比の物と思へど、帯は何とも辨へずといへり、曲亭此繪を見て、帯にあらす帶掛といふ物なりといへり、帶掛考別、又此畫の摹本を、或日五月來ましたる折示せしに、いへらく、昔、遊女はさしこみ帯といふをしたり、そは帯を纏ひて、端をさし込しのみなれば也、さるによりて古畫の美人に、帯の結びめあるは、大かた稀なりといへり、されどこの畫は、それにも幅廣過ぎたる由、然れども畫はそらごと多かる物なれば、かく廣くもかけるにやといへり、

八四市村の橋紋附、繩た

市村竹之丞もさはは繩の丸の紋、の橋の紋に改めしは、元祿三年庚午、の事なり、又市村の家の狂言に、紐の長きを頸にかけたる狂言あり、その名何といふ事もしられず、不可得物語に、繩たらしといふ狂言の名見えたり、按ふに、かの狂言の事なるべし、たらしは欺にて、繩をもてくさく、に脇の者を給けるの意ならんかといへり、これも柳亭主人、同日の談なり、

八五萬年橋附、五

深川に萬年橋といふあり、海邊大工町へ、橋也、この處、そのかみの船番所にてありし、下繁割川に移ると云、されば此處に、その比の石垣の上り場ありて、そのおもがけもしられしを、去年文政、かの橋臺の石垣修覆の時、その石垣をも皆作り直したるこそ、そはありふれし事にて、儼なく見えし、萬年町へかゝる橋を海邊橋と云、今は外にも、名之はもと萬年町の橋故、萬年橋といへるを、海邊大工町へかゝれる海邊橋、今の萬年橋の修復願ひの時、萬年橋と書間違ひて書上げたりし時、見分の役人來りしに、かの橋は損じもなければ、海邊橋へつれ來りて之れなりといへると也、この後やむ事を得ずして、その橋の名を互に替たりといへり、の時にやありけん、又本所に五本松とて

由緒の松の木あり、萬年橋に一本古松あり、

まさき稻荷の傍にあり、このまさき稻荷と云は、そのかみ神君、この處に御出遊され候みぎり、かの古松に御腰をかけさせられて、このまさき木を御手して觸るにて、實は稻荷にてはあらず、神君の御徳を仰ぐによるものこそ、これに或時、神君御腰かけさせられし節、こゝより見渡さるゝ處に、松樹五本ありし、之を今に五本松といへり、をなぎ川の松、五本の、妙見の松、押上、五、某候の下屋敷にありと云松、一本、今一本、所在未、これに萬年橋の松を合せて五本也といへり、某候の松は、近、八六國體、公羊傳、莊四年曰、國君以國爲體、僖七年、何休註曰、諸侯國體、以大夫爲股肱、士民爲肌膚、言行錄前、二の六、

八七長者教

長者教一卷、寛永四年印本、中、柳亭跋に云、此冊子、俳諧の句に見えたる事別記にあり、故に久しく此さうしを尋ねしが、東都に絶てなし、古鍵亭主人上京の刻、彼地の書房にて得ておくらぬ、珍重すべし、文政乙酉初夏やむ事ありて、筆をかまざるの隙、へうしのやぶれを補ひおきつ、美成云、近松門左衛門が作の院本に、博多小女郎浪枕といふあり、その中に、新長者教といふ段ありて、専らむねと

儉約をいへり、その文に、させせ傘人にかすな、かつをぶし、鼠のしり尾はきりのさや、水なき井戸はしごの入ものなどいへる様の事ありと覺ゆ、この新長者教は、右古刻本の長者教に對へて、新しといへるなるべし、〔頭書、信長記卷十四の十に、信長朝夜話の條に、翠竹菴道三、福の神の十子に、假名實名など付し、は、京童屏風或は扇、疊紙などに書記し、口號之候云々、高太郎爲持、内膳二郎仲吉、對酌三郎未安云々、按に、これら長者教のよつて起る所なり。〕

八八キリムギ町 寫本洞房語園卷二云、「承應三年十一月、キリムギ町より出火にて、元吉原大通り長谷川町の邊迄類焼、北女閨紀原云、「キリムギ町とは何方にや、今確かならず、此文勢にて考れば、富澤町南側なども、風下と見えれば、北西の風にて東南へ焼たると察らる、然ればキリムギ町とは、今の乗物町、立花町邊の名なるべしや云々、

八九車塚 山陵志、卷二の「諸陵式、淳和陵不載、以遺詔、壘粉其骨、而颺之野也、物集村有田園墳焉、曰車塚、里老相傳、淳和帝靈車、火於此、猶可擬山陵云々、同書、四の「玉手丘東南有舊家、呼爲罐子山、取名其形也、然檢之、實是宮車象、而左

右有三三圓家、蓋所陪葬者、〔頭書、山州名跡志十六の九右〕又一の廿「敏達陵云々、葉室村西有古墳、此也、其形象宮車、〔頭書、山州名跡史九の三七右〕美成云、「一日近藤正齋訪きまして、いへらく諸國に車塚といふものは、大方その形の、圓にして車輪に似たる故なり、舊説拾遺物語、七の十「紀州若山より熊野にいたる道、岩手村に神宮寺といふ寺あり、相傳、昔大磯の虎尼になつて諸國を修行し、此國に來り、熊野に參詣するごと車に乗、岩手村まで到りしが、遽かに病つきて云々、程なく息たえたり、所の者ども哀れなる事に思ひ、その骸を車と共に塚とし、車塚と名づく、〔頭書、大磯の虎の馬にのりし事は、曾我物語たり六の廿七右におれど、車は信じたし、〕美成按に、此塚も后妃皇子などの墳なるべし、諸國修行に車にのりしといふも如何なり、筑後柳川領にも、景行帝の車塚といふあり、近ごろその塚より、古鏡三枚を掘りてたり、予その搦本を藏す、その委しくは耽奇漫録に記し置たり、〔頭書、那須國造神の五町程下に、侍塚と云あり、又車塚ともいへり、那須神記に詳也。〕

九〇嫺 「野客叢書宋王、云、温具言、故東坡曰、吾嘗呼王郎與子爲嫺、未幾、坡過海不諧、其女、温部、遂卒、〔見卷十の〕正字通丑集下、嫺、籍文、烟、舊本音切重、出解、按、嫺音因、讀如淵、國俗所云、綠者綠類、婚縁縁談等之縁、素不稱其義也、疑古人以嫺

讀爲淵、故遂轉訛以爲縁耳、當作嫺者、嫺類、婚嫺、嫺談、〔右曲、〕

九一元結 源平盛衰記卷卅一、八、或時鬢をひろげて、何とやらん書付て、又如元に引結拾給へり、〔維盛の條なり、〕紫一本卷一、〔永坂の條に、〕云、「此坂の下にて、文七鬢結連名物の元結を拵なり、文七といへる者の拵侍るかど尋ければ、或老人の物語に、文七と云は、元結に拵る杉原紙の印の名也と申されし、元結車にてよるなり、

九二別當 勾當 「別當といふ稱呼、明解なし、赤城正徳、云、別に勾當するといふ意ならんといへり、勾當と云事は、言靖曰、先儒言勾當、幹當事也、〔言行輯釋、〕頭書、別當、勾當の當、去聲に用ゆ、例は萬原詩話一の十七、〔二の二十にみえたり、〕〇了當の解、已に第五卷無冤錄抄の條にあり、

九三つるのはし 濱出草子に、「いしきり、つるのはしをもて、高き所を切たひらげ、天正記〔太田牛一〕、卷二柴田責の條に、「げんをう、つるはしをもつて、石垣うがちつき崩す、

九四掛畫 〔附、掛〕 蜷川親元日々記、「文明十三年七月十日、大内殿より掛繪到來云々、貞徳文集に、「三幅掛畫云々、桂川地藏記に、「懸字云々、貞徳文集に、

掛字二幅表具云々、

九五曾我物語抄 〔附、曾我物語〕 曾我物語に、「おさへことり九右、と云事あり、十訓抄にこりこと云事見えたり、「大磯の虎馬にのりし事、女の馬に乗ること、〔六の廿、〕今昔などにもあり、「爲世卿の歌を引けり、〔七の廿、〕之にてこの物がたりの時代知るべし、「管神の雷にならせ給ふと云事、〔十一の〕こゝに始めて見えたり、「井出のやかた、〔十二の〕運歩色葉集一卷、伊部、蘭手屋形、曾我、とあり、運歩は天文十一年の撰なり、按ふに、此物がたりは、この前に作れる事明にて、爲世卿の後なるべし、〔頭書、管公雷になり給ふといふ事、扶桑略記にみえたり、〕こゝに始まる云は、非なり、

九六龍尙舍小傳 古語拾遺言餘抄の撰者龍尙舍とあり、尙舍は伊勢の祠官にて、神道の學に専ら心を用ひ、傍ら佛典をも伺ひたりし人なり、雲遊文蔚〔増上寺の寛政中の〕、卷五八、神道契に云、「予以寛政己未三月、遊紀行也、卷五八、神道契に云、「予以寛政己未三月、遊勢宮之梅谷館舍云々、時有龍照氏者、號尙舍、天資穎脫、家世祠職、産于勢宮、長于玉墻、博搜神籍遺編、親親神藏祕典、大起神佛幽玄、著作悉爲眞教冥契、また勢州緇素往生驗記卷下、廿「道旦居士、姓龍氏、名照近、尙舍書齋之號、山田人、家世祠官、晚年更

號生白、蓋白是西方之色、蓋取往生西方之義也云云、常歎曰、神官祕記之中、用佛典、解神道者、往々有之、非得佛氏之學、安議神道耶云々、廿二元祿六年八月二日、春秋七十八と見えて、著述の目冊餘部を載たり、按ふに、その學の正不正は姑く置、又尋常の人にあらす、然るに世に此人をしれる者曾てなし、今所見に従ひ爰に記す、再按るに、文蔚に龍照を氏とする者は謬なり、近代名家著述目錄に、卷三の十俗稱傳右衛門と見えたり、

九七淺草寺 この大江戸の中にして古蹟といへるは、淺草の御寺にしくものはあらざるべし、先そのよしをいは、鐘銘の年號至徳四年なり、予その搨本をた六月十五日の祭禮に用ゆる古面太夫の蔵す、元久三年三月十八日と彫たり、古書に見えたるは、永享記古寫本に、「城の東淺草寺、推古天皇御宇、定居二年戊子、に建立の所、弘法最初の靈場也、又關東兵亂記卷三に、「大永二年九月初め、古河の御所へ御使あり、御使者は富永三郎左衛門尉とぞ聞へし、其歸りに富永武藏の淺草へ參詣しけるに、其日觀音の緣日にて、十八日の事なるに、常より人群聚す云々、彼淺草寺者、

仁王廿四代推古天皇の御時、定居二戊子年建立也、本尊は聖觀音、關東最初の伽藍、靈驗無雙の處なり、種種の舊説、不思議の事、舊記に載る所不可勝計といへり、然ればこの大永年中より遙か前の舊記多かるど見えたり、今傳はらざるはいと惜むべき事なり、回國雜記に、十一面と記したるは、謬なること論なし、然るを六樹園の隨筆に引く、今の御佛を疑ふは井底の蛙と云べし、さて本寺の緣起と云ものも、予は未だ見ざれども、近代の物にあらずといへり、逸號年表に、定居を推古天皇十九年辛未とす、引用する所古本水鏡、古代年號、年代記、皇代記、神明鏡、海東諸國記等也、此に引ける二書には、卅六戊子とせり、これをば年表には引ざりし、

九八イモリ、ヤモリの辨 蟲の名のいもり、やもりは、和漢の名混じて辨じ難し、今按するに、唐土に云守宮は、今のやもり也、やもりは家守の意にて、和漢同義也、(頭書、ヤモリは家守の義なり、又按るに、守宮によりて、みちやま、峯をみれ、路をいも思へど、ヤは家の總名、ミヤは眞家、山みちと云ふの如し) いもりは井守の意、(頭書、イモリは井井と云ふは田にまかする流水をのみ云事、別に委しく辨じ置たり、(頭書、同く流水にても、田にまかするを井といひ、常云ひ、井をうつを井株と云ひ、水も食用に充るをモヒと云ふ、主水はもひと云ふ也、常の水をみつと云ふの類多かり、因に云、錢も常には錢

ゼに云ふ、日用に充る時は、されば今も此わたり根岸、の溝に往々すめり、これは唐土の守宮とは異り、古人守宮をいもりにあつるは非なり、守宮、蠅蛭の辨、春水の答へ、疑問録にあり、併せみるべし、この一條は、井の説の因みに云ふべし、

顏師古曰、守宮、蟲名也、術家云、以器養之、食以丹沙、滿七斤、擣治萬杵、以點女人體、終身不滅、若有房中之事、即滅矣、言可以防閑淫逸、故謂之守宮也、

疑問録「イモリ、物理小識曰、龍盤山、乳洞有金妙、龍盤魚皆四足、脩尾丹腹、狀如守宮、北戸錄又詳載之、○ヤモリ、守宮、一名壁虎、蝟虎、蠅蛭、弘景曰、蠅蛭、喜緣籬壁間、以朱飼之、滿三斤、殺乾末、塗女人身、有交接事、便脫、不爾如赤誌、故名守居、而蠅蛭亦名守宮、殊難分別、按、東方朔云、若非守宮、則蠅蛭是矣、○トカゲ、石龍子、一名山龍子、泉龍、石蜴、蠅蛭、豬婆蛇、守宮、時珍曰、此物生山石間、能吐雹、可祈雨、故得龍子之名、蠅蛭本作析易、弘景曰、守宮、蠅蛭也、而此亦名守宮、殊難分別、時珍曰、生草澤間者、曰蛇醫、又名蛇師、蛇舅母、木蠅蛭、蠅蛭、俗亦呼豬婆蛇、春水按、時珍所謂石龍者、即今

所レ有之登加計也、其蛇醫、又名蛇師者、色紺碧、背有五色彩、俗呼金蛇、然非蛇屬、形狀全無異石龍子、

海録卷之十三

一三種神器 神代の昔、天照大神の皇孫に詔給ひて、八尺勾璣、鏡また草薙劍を授け賜ひ、永く天つ日嗣の御璽となし給へる由は、他國はいざしらず、吾大御國に住てん程の者、誰かはしらざるべき、しかはあれど世人の、この三種の神器は、源平の争戦ありたる時に、壇浦にて安徳天皇を二位尼の抱き奉りて入水ましゝたる時、ともに海底に沈めるとぞいふなる、其後内裡炎上もありしかば、今は三種の一つだに實の物はなしともいひて、此彼いひ留めく者もありとかきけり、あなかしこ其等の俗説は、もと吾邦の國史實録に疎きが致す所にこそあれ、此三種の神器は、天地と共に此大御國知食す御璽にぞありける、珍らしげなき事にはあれど、その由を聊今いはん、此三種の神器を、大神の吾を齋しが如くいつけと勅しより、内裡に齋き納め置奉りし也けり、然るを人王第十代の帝崇神天皇の御宇に、鏡劍の神威をかしこみ、同じ御宮に置奉らんことを憚らせ給ひて、大和國笠縫に

御宮を建て、これに移し參らせ、別に鏡劍を造らせ、禁中に齋き奉りたまひぬ、扱八尺勾璣は、天石戸にて神樂を奏し、時、眞賢木の枝に鏡ととも取着し物なり、一宵話に、八尺曲玉は天より降ります也、鏡も同じ時に、下りしま、今日まで禁中に見えたり、鏡も同じ時に、石凝姥命の大神を招禱奉り作りて、これも眞賢木にぞり附たる也、此御鏡は、崇神天皇の御宇大和に移し奉り、其後垂仁天皇の御時、倭姫命をして伊勢の御宮に移し鎮座なし給ふ、草薙劍、草薙雲の劍と申、日本武尊に名づけ、この御劍も鏡ととも大和より伊勢に渡らせ給ひて、日本武尊東夷征伐のとき、倭姫命草薙劍を授たまふ、其より相摸に至り國を平げ給ひ、尾張國にかへり給ひ、國造建稻種命の妹宮實姫の許に宿りて、此劍をあづけ、近江路へ赴かせ給ひて、やがて薨じ給ふをもて、此御劍は、永く尾張の國熱田の御社に鎮座あらせ給ふなり、天智天皇の御時、新羅國の惡僧道行竊みたれど、御の御詞にて目昏れ心まごひ遂に御劍をば社人に取返へさか、れば壽永の亂に西海に沈みし鏡劍も、南北朝争戦に彼此へ渡らせ給ふ御璽も、いづれも皆眞の物にはあらず、別に造り給ふもの也、しかはあれど縦令摹造にもあれ、一たび天つ日嗣に備へ奉るもの、崇め尊まざらめや、之によりて三種の神器は、神代

より今に、つゆ損なはる、事もなく渡らせ給ふも、自の御徳のましませば也、恐こみ思ひはかり奉るにこそあれ、これらの事、おのの發言をまたすとも、記紀を一わたりに讀みたらん人は、何ぞ聊も疑ひいぶる事あらんや、

附て云、三種をもて智仁勇の三徳に像ぞり、正通、口多田義俊の神璽辨に、天皇御璽の御印をもて充るものは、みな是にあらず、

神璽の劍鏡、書紀繼體紀、十七の二左宣化紀十八の七右、持統紀三十の十二右、○神祇令、○古語拾遺、○頭書、延喜式七の廿七、○神璽之鏡劍、古語拾遺七、一以八咫鏡及草薙、三種神璽、授賜皇孫、永爲天璽、所謂神璽劍鏡是也、神祇令一忌部上神璽之鏡劍二鏡劍稱璽、一此即以一

寛弘二年十一月五日、内裡焼亡の時、神鏡焼損のこと、小右記にみえたり、玉勝間二の五の右に全文を載す、○天徳四年九月廿三日、内裡焼亡のこと、日本紀略にみえたること、全文玉勝間三の廿六に載す、○書紀の集解、天武天皇元年六月戊寅條に云、一本文二、天皇病、崇草薙劍、即日送置子尾張國熱田社、一尾張守村楯縁起曰、一、天皇病、崇草薙劍、即勅有司、還置子尾張國熱田社、一爾以來、始置社守七員、一人爲長、六人爲列、並免齋役、○余問、此時送使、令神官守部氏家、稱大木、是也、○按、天智天皇七年、自新羅沙門道行觸冒之、藏在子禁中、也、一草薙の劍の事、委しくは神劍勅物にあり、駿河風土記(十二)に、草薙はもさよりの別名にして、日本武尊にはじまれるといへるは謬なる由、辨じたりき、○神皇正統記曰、八咫の鏡と申す正體は、皇太神宮にいはひ奉る、内侍所にましますは、崇神の御代に鑄かへられし御鏡なり、寶劍も云々、熱田の神宮にいはひ奉る、西海に沈しは、崇神の御代に同

く造りかへられし劍なり、○遠磐軒記下九十四、○源平盛衰記廿一の二、

二千字文 千字文の吾邦に傳ふる事最古し、應神帝の朝に百濟の王仁來りし時に、論語と千字文とを將て來りし、是を始とする也、扱唐も和も、此千字文をいたくめで思ふ事也かし、變阿書法帖に、魏の鍾繇の千字文といふものあり、今行はる、異なり、之に次で作れるもの、廣千字文といへるあり、(類書、續千字文、類從百三十五にあり、○錢古千字文、宋禮部侍郎胡公明仲作、○日知錄、千字文の條あり、可見) 吾邦に醫家千字文、古へのもの、近來作れる、等、その體裁に倣ふもの少からず、鷲峯文集卷百十二、丁に、和千字文、周周興、あり、猶古くも三善の爲康が作あり、其頃これを稱して、吏部郎敦光の句に、遐齡多過三八句、美麗句新成、千字文、又藤原の宗兼も、八十年勤收白雪、一千字韻入三青雲、一宵話卷二、又朝鮮の千字類合の如きも亦倣ひ作れるものと云べし、深く考へば猶數多あるべし、

三蛙延寺 下總國古河に、蛙延寺、大堤村、といふ寺院あり、これに熊澤番山先生、世に了介の墓あり、然れども今にその碑もなく、只木像あり、されど折々は人の尋ね來りて、拜禮せん事を乞者少からず、今茲、文政七年四月、立原杏所君の手、蛙延寺留主居觀行房といへる僧

尋ね來りて云けるは、こたび熊澤翁の碑銘を取立んことを思ひ立て、この江戸に來れり、希はくはよきに計らひ給はれど、ひたすらに頼ける儘、余先募縁を記し參らすべき由いひたり、さて彼僧のいへるは、おのれ彼寺の住僧にもあらず、かゝる世話すべきならねど、蛙延寺先住の僧甚だ不行跡なる者にて、寺寶等まで取逃し、本寺退轉に及ぶべき故、おのれ彼寺に縁あるをもて、人々の勸むるによりてかゝる事思ひ起ししも、寺の爲にもがなとて也けり、おのれ彼寺の開基の一族也、その開基といへるは、最上家の臣蛙延越前守秀綱、〔頭書、蛙延越前守のこゝ、見會津藩事考卷九慶長五年九月十八日の條〕後に土井家へ仕へたり、〔これは最上は、古河に居たり、後に古河秀綱一代のみ、嫡子なきに、妾腹の血統ありて本郷森川宿に住めり、この時森川を、さる處、土井に仕へても森川を氏とし、今もて氏とす。〕森川彌五兵衛とて留守居役を勤め居れり、おのれも彼森川の一類なれば、かの蛙延寺に縁あるは之をもて也といへり、

四菅公顯雷安説 菅公の雷になり給ふ事、其妄なる、辯を俟ずしてしるべし、然れども其妄説の起れる

も亦古し、扶桑略記〔廿五の〕に聊其よし見えたりと、埒氏いへり、或人曾我物語をもて、此妄説の權輿とする者あれども、非なり、曾我物語たりは、天文年間僧徒の作なるべし、〔廿四の〕に、〔北野天神の火雷火神、嘗てきけるは、貝原翁その筑の前州に産るゝをもて、天満宮故實二卷下の丁より廿八、を撰みて印行す、然るにその中、菅神雷に成給ふ事の非を辨せられしかば、太宰府より社傳に違ふ由訴へ出で、終にその印版を毀ちしとぞ、社家僧徒のこゝを解せざる、昔より今にしかり、一大息して嘆するに堪たり、〕

五壽老人 おのれ嘗て七福神考あり、〔古河の藩士小出、鶏居の需に懸す、その中老人星の事は、世に壽老人といひて、福祿壽と同じく何れも一神也、さて長頭短身の圖を證して、元の趙松雪が畫を引用せり、〔頭書、續和言對體篇(九十五丁)に、可然るに此頃曲亭が方にて、京師角鹿桃窠の翻刻したる宋、東坡が老人星の圖を見たり、風俗記三老人星傳云、元祐間、宋、哲宗、京都有二一老人、長纒三尺、身與首相半、秀目豐鬚、幅巾野服、以卜遊於市、得錢則飯、叩其頭一則曰、吾身益壽聖人焉、按するに、五雜俎に、未、知、よりて按ふに、壽老人、今いふ福祿壽、長の圖は、東

坡の繪きたるものより古きあるべからず、〔古玉、景祐三年丙子十二月十九日卯刻、公生三於眉山縣紗穀、行私第、建中靖國元年辛巳七月廿八日、公薨、享年六十六、紀年録〕

六我邦忠臣 吾邦に忠臣をいへば、楠正成、近くは大石良雄を人々賞譽すること常也、柳川の安藤省菴が三忠傳は、平重盛、楠正成、藤原藤房を三忠とせり、水府の黃門公は、守屋大臣、楠正成、石田三成をもて三忠との給へる由、〔尾張にて近松氏の、主命にて關原合戦の事に、後水戸公の後を見るに及び、符合、を撰述しけるにも、石田三成をもて稱せしせり、云々、矢鏃踏踏の跋にあり、〕隨齋の云へるは、「何人の説やらん、日本開闢より已來、眞の忠臣といふ者は、和氣清磨一人のみ也といへる者ある由、いとおもしろく覺えたり、さて吾邦忠義の士、古今その人に乏しからず、然れどもたとへ其人無しとて、國家の安危に拘はれる程の事は、無きにはあらねども多からず、就中和氣氏に於ては、實に吾邦天孫降臨ましませしより以來、百王一姓なる皇統の、道鏡法師が時より危きことなし、和氣氏なかりせば、いかばかりやしからましとぞ思はる、い、

七拗體 詩に拗體、拗字といへる、平起の第三句の

第二字仄字なるべきを、却て平字につかふ也、拗句、拗字も常に倒するをいへり、隨齋云、「拗字の義を按ふに、ネジケタルことなり、譬へば物の面背あるものを、拗すといは、〔面背〕如此なるをいへる也、櫻耕録に花を折ることを拗花人といへり、〔頭書、地口の云一種の口調あり、地口辨に委しくいへり、類に、もちりともちり、この拗すといへるに當れり、〕何れにまれ手折なれど、拗はねちり切ることなり、之にて拗體の拗も、いとよく辨へらる、事也」といへり

八僧如竹 僧如竹、薩州の人、釋文之南浦、に従ひて學ぶ、〔如竹が傳、諸家人物志上の三、にあり、〕此僧、薩州の屬島屋久島に行て、その島の人民を賑はし懐けたりければ、此島に今に如竹が廟ありて、年毎の祭事ありと云、且人民のかしこみ尊める事甚しといへり、〔此事、豐藩名物考に、九龍門、水經鱈鯉出三葦穴、三月上渡三龍門、得渡爲龍、否則點額而還、書言故事八、登龍門、書言故事七、一〇兵は食にある事、〕「劔術の達人、弓馬の名人にても、腹の中からびたる人云、大敵に斬たてられては、防ぎも逃れもならばこそ、昔の名將勇士達名もなき雜兵の手にかゝり、敢なく討れ給ひしも、大かたは數日食事の暇なく、空腹になりし故なるべし、それを

軍書に、軍にはし疲れ給ひしなど記せるは、さすが
ひだるくなりしからどはいひにくければ、飾り詞と
いふもの也云々、此を孔子の足兵足食、民信之と
仰られき、又論語に、既に鹿あり、富之教之の給ひしを、或人
かけ引操練、一宵話三美成云、塊かゝみ卷二十、西村下
總といふ者、水科平内に戦場の心得を物がたること
を記せり、趣似たり、併せ記すべし、

一 一羊蹄 「東蝦夷地のシリベシ獄は高山にして、
其絶頂に徑り四五十町の湖水あり、その湖の汀は皆
泥なり、その泥に羊の足跡ひしとありといふ、奥地の
シリベシ山を、日本紀齊明五年、に後方羊蹄とかれたる
と、此蝦夷の山と同名にして、其文の如く羊の住める
はいと怪じと、蝦夷へ往來する人語りし、誠に羊蹄二
字を、日本紀にも萬葉集にも、シの假字に用ひしは、
故ある事ならん、一宵話三

書紀云、使阿倍臣率船師一百八十艘、討蝦夷國云々、時間免
蝦夷國免種名二人進曰、可下以後方羊蹄為政所也、
此地通證云、疑、此今蝦夷志利邊也、有山曰シリベシ、蓋
一 二アナと云ふ詞 あなかしこ、あなたふとさしな
ごいへるアナに、穴といへる文字をかけるは、もとよ
り假名にて勿論なり、古語拾遺に、阿那於茂志呂とい

へる自註に、事之甚切、皆稱「阿那」といへるは明解
にて、昔より人々しれり、然れども此書は、大同二年
二月十三日、忌部廣成が記す所にして、猶いはゞ日本
書紀神武紀三の九に、大醜乎奈瀨、こあるぞ、古く
正しき據とはいふべし、これに古語拾遺を併せて、尤
も詳なりといふべからん、

一 三馬上砲 軍器譜卷三、騎馬帶三眼銃事曰、
「騎兵五名、各帶弓矢、或帶三眼銃、研刀、鐵箭、捫棍
隨人、當時習學慣熟者徒、便攜帶、太閤傳播州三木合
戰の條云、「天正七年二月五日早朝、三木諸將來會、中
略、秀吉勢追北疾、三木大將別府八郎返合々々踏止
り、近習の侍百五十騎返合、以三馬上鐵砲五間六間に
して打ければ、無流矢」云々、武家編年紀云、「慶長
十九年十一月廿二日、難波冬御陣、大樹御進獻の驪騮
を牽來れば、城の方に向て嘶く、神君は敵陣に向て嘶
く馬、珍敷由御諺あり、藤堂高虎寔に吉兆の旨を述
る、御喜色の餘り、地道一返馳に返乘らせ給ふ、大名
皆々蹲踞稽首して拜見す、時に上意あり、壯年の頃は
戰場に於て馬上に鐵砲を放し箭を廢して敵を拒ぎ、
平日は騎上に鷹を眩にし、終日馳驅しけるには、老齡

の今は、常取さへ輒からずと云々、藤堂高虎今以強盛
の御事と稱譽す、斯て住吉に還御、難波夏御陣、元和
元乙卯年五月六日、難波に於て、伊達家の陣法二騎戰
を好みければ、兼々諸士の鹿子壯健なるを選て、領内
の駿馬を與へ、八百の騎隊となし、戰場に於て火砲を
馬上より一列に發し、焰焔の煙の下より、間に髪を容
れず、轡を並馳破りければ、如何成剛敵堅隊成其、頽
れざる事を得ず、今日其一備一二町進み出れば、眞
田は先陣の乗り、爰を堪よ、敵火砲を發する時、一
足も引ば、忽馬蹄に蹂躪せられ、塵に成べき旨下知
云々、武林往昔日記に云、「攝州大坂合戰の時、寄手方
より、心がけの武者三人は、進退の足場を見ん爲に物
見に出る、細き流の小川ありて、漸々人の腰たけ立や
立ざる程の川なりしが、其川端の向ひの岸に、一つの
石佛あり、寄手のたゞ三人のうち、二人は鏈をもち
て、今一人は馬上筒を持たり」云々、明君徳光録卷五、
に云、「享保十五年の三月、青山大膳亮が青山の下屋
敷へ、明君有徳院様御被爲成、猪狩被仰付候、逞き
猪御馬先に罷出候に付、御馬上に而御鐵砲の火蓋を
被爲切候處、加納遠江守不圖御筒先に乗出され候

故、あはやと存候間も無之、御鐵砲を空さまに被爲
拂候へば、玉は空中に入、遠江守は人馬ともに少し
も怪我無之候由、危急至極の御場處にて、右の如き
早業は、實に神氣御融通被遊候御事なり、
信長記八の九云、家康卿より出置れたる三百人の鐵砲足輕云
は、何も名を恥合ふ究竟の兵、馬上に鐵砲自由を得たる者共なれ
ずといへども、長一尺二三四五寸の小筒、彼の鼓輪に附る有り、甚
下略、

一 四大鵬吞駱駝 宋、周去非が嶺外代答卷二六有、
云、「西南海上有崑崙、層期國連接大海、島常有三大
鵬、飛蔽日移晷、有野駱駝、大鵬遇則吞之、或浴鵬
翅截其管、堪作水桶、又有駱駝、鶴身頂長六七尺、
有翼能飛、但不高耳、食雜物炎火、或燒赤熱銅鐵、
與之食、及產大象牙犀角、又海島多野人、身如黑
漆、奉髮、誘以食而擒之、動以于萬、賣爲番奴、
此一條、山海經の巴蛇吞象の事と併せ録すべし、
一 五天狗の金印 下野國宇都宮田中、に、東廬山成
高寺と云精舎あり、第四世を祥貞和尚といひ、
平寺十一世の法裔にて、文明明應年間この寺に住職
す、永正八年入滅、扱かの和尚の手かく業拙からざりしに
や、或時天狗の來りていへるには、和尚の手をしはし

かり度由所望せり、和尚の云、手かさん事は易かれど、引拔往なんどはうべなひ難し、さる事は許し給へといへば、天狗の云、さにはあらず、かすとさへいはば事濟ことといふによりて、しばし借すべき由約しぬ、爾してより何となく手縮まりてのびず、故にありの者は手短かの祥貞和尚と稱せりと也、かゝりける事一月餘過ての後、天狗かへしに來りし時、謝物として火防の銅印、つを授けたりしが、今にその印ありて、火防の守護とする由なり、和尚の書も往々あり、火防の由いひ傳ふるといへり、右の一條、外岡北海、今茲^{◎文政八年}陸奥のあたり遊歴の折聞たること、余に語りき、且本寺の銅印をしたる火難除の札を贈りし、

天狗の金印



一六狐の怠狀 右の寺^{東廬山成}に、狐のあやまり證文と云あり、いつの頃にやあらん、覺道といふ所化のありしに、狐の憑しかば、その頃の住寺、殊に丹誠をこらし祈りければ、かの狐一通の證文をかきて謝し去れりとぞ、^{臨本別あり、今其文のみ寫す、}

只今御きどうの内に、覺道のたいをかへし、たちの

きてし、此後は少も寺中にわざわひ仕間敷候つも、元祿十四年六月七日 新たつきつね

成高寺様

此一條も亦北海談、

一七三尺坊の書^{火用} 松島瑞岩寺に、昔より澁紙に包みて柱に結附ありて、火防なりといふ物ありし由、然るを或人の彼寺に遊びて、この紙包を見つけ、中を見ん事をこへどもゆるさず、或時寺僧等に酒侷めなごしたるに、みなく酔ふしたる折柄、右の紙包をひらき見たるに、木版に火用心の三字、飛白體にてかけるを彫たる也、^{曾て三尺坊秋葉の書也と云傳へたり、か、れば密かに蠟墨もて撮り、もとの如くに包み置たれば、誰しる者もなかりしと也、^{右掲本の寫}乙酉八月初四北海示携、}

一八甲冑着用次第 甲冑の着用、古へより次第定まりし式あり、先づ大むねをいは、着する時は下上中左と、下より始めて左に終る、脱ときは上下左右と、冑より脱はじめ右の弓がけに終る也、義家朝臣鑑着用次第と云冊あり、また體源抄、^{樂人豐原家の義貞記、或義貞軍記と云、軍字加ふるは非なり、新田義貞朝臣の所記なり、}此等そのいふ所みな符合す、古法なる事疑ふべからず、舞の堀川夜討、鴉鷺台

戰物語などにも亦着用の次第あり、合せ考ふべし、その詳なるは伊勢安齋の撰甲圖説あり、

一九有暇無暇

今茲^{◎文政八年}

八月六日に、木性の人う

けに入とて、木性の人殊に祝ひたり、昔はあらぬ事なる、七ふの圖、^{錦繪にて五六通りありし、予一枚を收るべけれど、今茲に殊に甚く、菓子りもありし事子座ごごに□せぬ家はなかりし、}などはさら也、往來を賣あるく者さへありし、其うけといふ事の、昔より陰陽家にはいひならへる事なべけれど、今はかな曆にさへ書載する事となれど、^{貞享曆の時より、しかと有け無けのいはれ悟り得し人もなく、}説あきらめし書も見ざりしが、了阿法師の考得たりとて示されしは、

十二運

長、生相、沐、官、臨、住相、帝、衰、病、異相、死、墓、絶、滅相、胎、養、生相、此十二運は陰陽家の名目なれど、その據る所は十二因縁の無明、行、識、名、色、交、觸、受、所有、生、老、死の十二を、一、文字づつもて生住異滅の次第をもて充たさるものなり、さて生住異滅は常いへる事ながら、唯識論卷二左に、「本無今有、有位名生、生位暫停、即説爲住、住別前後、復立異名、暫有還無、無時名滅、

有氣

五性共に、胎の運の年月日時、有氣に入、

無氣

五性共に、衰の運の年月日時、無氣に入、

十二運を十一月に配當す

木性は、正月を臨運の月とす、

火性は、正月を長運の月とす、

水性は、正月を病運の月とす、

金性は、正月を絶運の月とす、

さて有暇無暇といへる名は、もと經説に出たり、大般

若經三百六十三^{初分實說品第}六十二の、曰、「因三諸菩薩摩訶薩、故便能永斷一切地獄、亦能永斷一切傍生、亦能永斷一切鬼界、亦能永斷一切無暇、亦能永斷一切貧窮、」なほ委しくは、佛説八無暇有暇經一卷ありていと詳に説けり、^{大藏經今左にその偈を摘す、}

我已爲説八無暇 皆願當生有暇中

若生難處不聞經 汝等至心應善聽

また偈に、

若人生於有暇處 八種無暇過皆除

猶如病者遇良醫 應可至心聞正法

八無暇とは八難處の事なり、右偈中にも八無暇といひ難處といふなど、合せおもふべし、八難處とは一地獄、二天、五北洲、六畜養癘癘、七世智辨聰、八生在佛前後、

有暇に七ふを祝ふ事は、七福より出しことなるべし、佛説温室洗浴衆僧經十葉曰、「何謂七福、一者、四大無病、所生常安、勇武丁健、衆所敬神、二者、所生清淨、面貌端正、塵水不着、爲人所敬、三者、身體常香、衣服清淨、見者歡喜、莫不欽敬、四者、肌體潤澤、威光德大、莫不敬歎、獨步無雙、五者、多饒人、縱拂拭塵垢、自然受福、常識三宿命、六者、口齒香好、方白齊平、所説教令、莫不肅用、七者、所生之處、自然衣裳、光飾珍寶、見者懷息、七難即滅、七福即生といへることは、仁王經に見えたりといへり、

二〇五百羅漢 釋尊の御弟子の五百羅漢といへるを、江戸本所を初めとして諸國にても、木に石に彫り刻みあれば、走卒兒童も其名をしらぬはなし、さて佛典中、婆娑論等の論部に、五百阿羅漢の名あり、又孝字の函に、大藏、五百弟子自説本起經といふ經さへ載たり、然れどもその五百の尊者の名、毎々には誰もしらす、もとより大藏中にも佛名經はあれど、尊者五百の名は記さず、然るに予印本にて五百羅漢尊號と云一冊あるを藏弄せり、按ふに、佛説にあらざるは勿論なれど、漢人の造りしものによ、我邦の人の所爲とも見え、然れども其疑ふべきもの也、

一休談に、一休へ或人の五百羅漢の名を、一々に問ひし事あり、時に、法華の文字、段々にいひて答へられし事ありけり、

二一重忠悟四相 院本兜草に、しさうをささる重忠といへる事あり、こは重忠の才智の賢かるをいへる也、さて此しさうといふは、四相なるべし、藏乘法數、廿三、藏四相、亦名三、生相、老相、病相、死相、細四相、亦名刹、生相、住相、異相、滅相と見えたり、されば此しさうをも悟る程の、心かしこき人也といへるなるべし、又舞の本堀河夜討十七に、「日本一のよしつねも、二さうをささるべんけいも」といへる事もあり、舞の中に、四相といふもありしやう、こゝに二相といへるは、四相の生老病死に對へて生死などをやいひけん、按に、諸乘法數によるに、自相、共相、また總相、別相、また同相、異相等あれど、さる深き故迄にはあらざるべく思はれたり、

再按するに、重忠の英才の神に通じたる事、源平盛

衰記卷三十四卅一イケヅキが鳴にあり、これらより基づき云へるにや、

二二雁頭 教餘子唱集僧空、卷一十、荳若草歌あり、敘を并せたり、その詩中に、「雁頭領尾數寸管、吹作遊人無曲笙」とあるは、今もよべる雁首の事なるべけれど、その名の詩元祿年間中に入る事、甚だ奇と云べし、

二三肝煎 俗に一職の中にて、抽て進退を掌る者を肝煎といへり、肝煎の字室町殿日記に見えれば、三百年來の俗稱なるべし、未だその義は詳ならねど、按ふに、ヂレル事を俗にイレルといひ、又はイレがきたなどいへり、又羨ことをヤケルヤケ、などもいふ、古く和歌に思ひにもゆる、戀にこがる、といふも同語なるべし、されば此彼と思ひをこらす故、肝をいると云ことによ、肝をつぶすなどいふに同じ意の肝ならん、宋の陳與義が夜歩隄上の詩に、「物生各擾々、念レ此煎三百慮」といへる煎の字、肝煎の煎に似たることやいはんか、陳與義が詩、宋詩鈔卷

琉球神道記五の五十七、村の肝煎と云ことあり、○禁裡の職名に、古く中宮大夫、中宮權大夫、中宮大進、中宮亮、中宮少進等の官あり、○雖も、當時は皆職名のみにて、實は中宮御肝煎と云こと有らば、今の見取なり、○梨本集序の二云、思ひに身をやき、戀にこが

る、といふも、皆ひの字を火に用ゐていふ事なり、○將門部廿七、「胸上之矣、無心中之肝」肝を焦す、盛衰記四十一の九丁、○顔子家訓者事篇云、「墨翟之徒、世謂熱腹、楊朱之侶、謂冷腸、○孟子萬章上云、仕則憂君、不得於君、則熱中、九の三、集註、一熱中、躁急心熱也、○呂覽順民篇に、焦唇乾肺、費神傷魂とあるは、煎肝と同例、○源氏末摘花の卷に、「こゝろいられ」と云詞あり、源話云、「今云氣のいれるなり、」

二四宗長歿年 二根集曰、「享祿五年三月六日、宗長歿す、

駿河國丸千柴屋軒にて、宗長、れがはくはおもゆの通る道ばかりしばしはゆるせ胸の關守、右二根集は、文祿四年霜月廿一日荒木田守平撰也、按するに、守平は守武が子歟孫歟なるべし、此一條、柴屋軒宗長日記の初に、柳亭主人の「享祿五年七月廿五日、天文と改元あり」と記されたる也、
二五新羅國 神代紀卅八云、「素盞鳴尊、帥其子五十猛神、降に於新羅、」按ふに、これ吾邦の人異邦に行こと、ものに見えし初なるべし、此時より異國の手ぶり、早く吾邦にも傳へ來にけるやとも思はる、事なきにしも非ず、

二六西國札打こと 今神社佛閣の宮居に札張ることの盛に行はるゝを、其徒のいへるには、札打こと

は、花山法皇の西國三十三所の靈場を巡り給へる事に濫觴せりといへり、題名功德演説にも、しか記したりき、

按するに、源平盛衰記卅九、廿一の十、維盛高野詣の條に、「去る治承の頃、小松殿熊野參詣の次に、彼寺に參給たりけるに、書をき給へる打札あり、今一度父の手跡を見給はんと思出給ひけり」云々、これや札を打てる始とも云べし、

二七 納子 刀劍の具に、納子を蒔て細點をつくる事あり、裝劍奇賞卷一、二の總論に、納子を七子とよむ事、字義にはあたらす、其細點を蒔事魚胎に似たるをもて、名づけたるなるべし、魚を古語にナといへば、魚子の義にて、ノをナと云は音便にて、古言に其例少からず、魚を古語にマナと云、元々集に、魚井之原と訓ず、なり、魚をナマケサシと云、

二八 幕祭の始 日本紀神代上、十一紀伊國熊野云々、通證、三の十「玉木翁曰、此土俗之祭儀、而非國家之例、雖然亦可謂幕祭之始也」、

二九 白銅鏡 日本紀通證八の三云、「兼良曰、白銅、訓云、眞澄、蓋眞實澄清之義也、鏡者正直之器、爲三神明

之德也、今按、萬葉集、眞十見鏡、又清鏡、出雲國造神賀詞、麻蘇比鏡皆同、玉葉集、荒木田經賴、曇利奈久今毛麻須美乃鏡登波天照空乃日影爾毛知禮、稱德紀曰、以眞白鐵所鑄之鏡、續博物志曰、古無純銅作鏡、皆以錫雜之、本草曰、白銅出雲南、正通曰、白銅鏡、眞心清明之謂、又曰、正直則明也、鎮座傳記曰、天鏡尊所鑄造之鏡、伊弉諾尊傳持之、而神賀吉詞、白鳴日神月神所化之眞經津鏡是也、今按、前說主天鏡、後說主心鏡、蓋諸尊之心鏡與造化之二鏡、相感相映而化生、則合三義、而方備矣、

三〇 四季 龜北瑣語云、「世の人、四季を四時のこと心得たるは、大なる誤なり、俳諧家にて春季夏季などいひ、無季發句などいふは、いよゝゝ誤り也、季はもと末の子といふ義にて、兄弟の行をいふに伯仲叔季とよび、季子などいふ事もあり、管子に季材といふも、木のいまだ遂長せざるをいふ、是も兄弟の末の子の事を、生れて久しからざるを云、又月次を算へて、四孟、四仲、四季と云ことあり、正四七十を四孟、二五八十一を四仲、三六九十二を四季月といふ也、これを心得誤りて、四季を四時のことと思へる也、され

ど四季物語などいふ書あれば、久しき誤なるべし、又按に、四季須知云書あれば、華成按するに、四季といふ人も誤りしなるべし、以上瑣語、美成按するに、四季といふこと、唐の俗語にやと思はる、唐の周繇が送人行三黔中二五律に、「峽漲三川雪、園開四季花」の句あり、此詩、三體詩、これ四時を、平仄にやよりけん季とはに見えたり、もとさる俗語のあればこそ此字は用使へるなれど、もとさる俗語のあればこそ此字は用ひたりしならん、按ふに、春秋といひて一年の事に用ひ、或は寒暑を経るなどもいへり、されば四季といひ、孟仲をもこめたりしなるべし、源平盛衰記卷四の「千草の嶽に上れば、四季の花一時に開て盛りなり、これ周繇が句意によれるか、

説文云、「季、少稱也、从子、从禾、省、禾亦聲、居悸切、五の卅九、後拾遺注生傳上の二十、に、釋箋の云を云所に、切、季三季とあり、學令には二仲とあり、○禮記月令に、孟春、仲春、季春、○詳書拾遺の一の五、四季云々、○頭書、四季、難字類編六の十五、○四季土旺、見、續名數上の十九、○四季異名、見、蓬蓬抄十の三、○頭書、和本の方、類書纂要三の十八、右、四季、即四時の○白虎通二、云、土王四季、名十八日、云々、○萬葉全書卷二の六十五、○詳書、詳書三、四季、○四時、花、秋、結、實、云々、○諸聲品字箋、乙、意、計、季、又未也、俗云、四時爲四季、指二月末月、言、又未也、謂三之、同、季、亦此意、云石、品字箋、康保十六年の自序あり、○令十の六、季末、義、解、季末者、四季之末月、朝野羣載卷三、延曆寺起請之簡條事の中、第四條の文に、春秋二季と云、こゝあり、右起請は、藤敦光の文なり、○増鏡八の三十五、に云、「兵衛督爲定、故中

納言のあをわけて、えらびつる撰集のことを、正中二年十二月の頃、まづ四季を發する由開えし、

三一 黄金銀の始 通證五の十、云、「稱德紀曰、聖武皇帝時、陸奥國馳驛、貢小田郡所出黄金九百兩、我國家、黄金從此始出焉、大伴家持歌載在萬葉集、天武紀曰、對馬國司忍海造大國言、銀始出于當國、即貢上、凡銀在倭國、初出于此時、朝野羣載有對馬貢銀記、」

三二 觀鷺百譚 廣澤の觀鷺百譚は、那須の六久保佐渡守殿御幼年の頃、書て奉れる所にて、右御家に自筆の觀鷺百譚ありと申、

三三 十二月の和名訓義 正月 〔頭書、藤原字萬伎、十二月の名考一册あり〕 通證云、「生月也、謂、發生之初、歲之首月也、(八の三十七、和爾雅に、睦月(二)の四、奧義抄云、むつび月、(上)の四十七、(語意考云、本、月、て、ふ、こ、也、毛都の約、半、なれば、し、云、(廿七)、萬葉別記、元、の、月、三、の、四、日本、釋名、睦月、) 通證云、「氣更來也、言、生氣更に發達也、(八の九、和爾雅に、「衣更着、(二)の五、) 釋名同、與義抄、衣更着、語意考云、「久佐佐波里月、草木の芽を張出すは二月也、久佐伎の約は、佐良と波里と通へり、(廿七)、別記同、

三月 通證云、「彌生也、月令、季春是月也、生氣方盛、(八の九、和爾雅同、(二)の六、) 傳同、(三十の八十八、) 奧義抄同、(上)の四十七、) 語意考同、(廿七)、日本釋名、

四月 通證云、「種月也、播種種之義、古說、爲卯花月、○詩註、周正の四月は卯月也、(八の十、) 條云、「名づけたる意は、未

考へ得ず、(廿の八十七)、和爾雅に、「卯花月」(二の七)、
奥義抄「卯花月」日本釋名同、別記空木花月(三の五)、

五月

通「小苗月也、謂「植」苗也、(八の十二)、傳云「農業を凡て
佐と云、その苗を佐苗と云、植る女を佐少女、植る始を佐開
云々、其業する月を佐月と云、さなへ月と心得るは本末たがへ
り、(七の廿二)、和爾雅に、「早苗月」(二の八)、(頭書、奥義
抄「早苗月」、日本釋名「早苗月」、別記、淺
苗月)。(日本釋名與「奥義抄」同)。

六月

通「水月也、言、田皆引、苗代水也、(八の十三)、和爾雅に、
「水無月」(二の八)、奥義抄「農のこころも皆しつきたる故
に、みなしづきと云を誤り、一説に、水無月、(上の四十七)、
語源考云「雷月の上下を略しり、(廿八)、別記に、「神鳴月」
和爾雅に、「文月、七日、故曰「文月」(二の九)、釋名同、語
意考云、「保布々美月の下を略き云也、稻は七月に穂を含
めり、萬葉に布久むなば、布々萬里と云、春の
二三月は草木をもちて云、秋は稲もていふ也」。

七月

通證云、「葉月也、謂「黃葉可「愛、(八の十七)、和爾雅に、「葉
落月」(二の十)、釋名同、奥義抄「葉落月」、語意考云、「は
はり月也、稻は八月に
穂を張なり、別記同、

八月

通證云、「夜長月也、拾遺集云、秋深み戀する人の明しけれ
夜を長月と云にや有らむ、(八の廿一)、傳云「稻熟月」三
十の八十八)、和爾雅に、「夜長月」(二の十一)、

九月

通證云、「十月、神嘗月也、下文「神武紀」曰、冬十月癸巳朔、天
皇嘗其殿武之額、天武紀曰、十一月祭幣帛於相新嘗神祇二
云々、(八の六)、和爾雅「神嘗」之類、無陽謂之無神、(二の
十二)、年山紀問の義の誤を正し、(頭書、奥義抄「天下も
もろの神出雲に行、こ社に神なき故に神無月と云、(上の四十
八)、語意考、「十月は陰月にて、雷のなれば、かみ無月と

十月

通證云、「霜月也、言、霜降之時也、(八の八)、和爾雅
同、(二の十三)、奥義抄同、日本釋名同、別記「霜零月」
抄「僧を向へて佛名を行ひ經をよませ、東西にはせ走る故
に、師走月と云」、別記「年極月」、伊勢古意(三の十二)、

云、詞林采葉抄云「素瀧鳴聲の隠れまはすは冬十月也、十月を神
無月と云、日本釋名一説に、「十月の律を上無と云」、別記に、
「霜無
十一月 通證云、「霜月也、言、霜降之時也、(八の八)、和爾雅
同、(二の十三)、奥義抄同、日本釋名同、別記「霜零月」
抄「僧を向へて佛名を行ひ經をよませ、東西にはせ走る故
に、師走月と云」、別記「年極月」、伊勢古意(三の十二)、

三五立原氏展観會

霜月八日、(文政八年)立原氏展観會

ありしとて、如樵の告來りしかば、己れも明畫の馬
一幅、大坂戦争の古畫一幅、平島堵菴の一行物一幅を
携へて行たるに、席上にて見しは、清人璞齋の枇杷一
幅、紙本、題云、「新羅山人愛寫此圖、余隅一臨摹、未
識有「一二仿弗「否」、印文「唐陵僧」といへるあり、清
張莘畫披南天燭蠟梅(着色)、一幅、兆殿主、波上觀音摹本
一幅、清王弘「淨書、關防、印文「印」一幅、震蒙畫醉美人圖
一軸、絹本、清柳村橋畫葡萄一幅、(絹本、孫師昌畫菊葵
百合相思鳥二羽、着色)、明末清初人、印文「印」(以上渡邊
馮混山水の可疑)、一幅、墨繪不動、探幽六十八歳筆、絶
品、明人之書卷軸、題云、「戴公洛源、王登瀛の蘭畫賛に
云、「烟籠三秋月、月籠花、山滿三秋烟、花滿三涯、花倚三
水涯、涯倚三月、花香月皎似三仙家、(圓洲、以上、清費
晴湖扇面山水、(仿來、(墨法)、一幅、維摩像一幅、蓋摹、安信
筆船子夾山の圖一幅、(谷文、以上、清林寵書小楷一幅、
十三一軸、觀馬圖一軸、(何人、以上、清、
大雅堂竹一幅、(何人、以上、清、馮混山水、題云、「摹荆關合
筆意、丁未小春、馮混、(絹本、五山僧寄合書、贊畫は周
文一幅、(奇品、以上來、中、愛梅畫梅、(絹本、
大雅堂竹別人、愛梅畫梅、(絹本、)

佳、鐵嶺、蟹畫一幅、汎十洲山水、(着色、絹本、以上、
も猶二三品ありし、

三六墨うつり(附、乾) 金箔の押たる紙には墨のらす、
耳の垢を墨にすりませて用ゆ、又木綿は、たを火にか
ざし暖めて拭て可也、紙いく枚も徹する如く認むる
には、水かねを墨に入る、也、
乾打碑は、白蠟を火にてねり灰墨を入る也、紅をいる
るに傳あり、假初にも火にかざせば、色變じて黄色
となる、是はあつき中忍びて手のひらへのせ、紅を指
につけ、押ませくする也、金銀箔の類も、煉交る時
は用ゆべし、

三七編無爲傳

君諱貞鎮、字伊織、自號「編無爲」、武
之府中人也、姓源、五十嵐其氏、後有「改」氏依田、父井
田攝津守是政之曾孫、來繼「家姓」、母了、五十嵐氏也、父
母已歿、卜「居東都谷中」有「年」、君爲「人温雅、樂「善好
レ静、神儒佛之學無「所不「窺、奉「佛非「佞、事「神不
レ泥、操履愿慙、脇不着「帶、凡四十年矣、中年以來私
涉「先代舊事本紀、研精覃思、深造「此學、其所「著書
號「本紀箋」者三十三卷、曰「諸神鎮座記」者二十一卷、
曰「祕傳錄」者十八卷、空華集十七卷、至「灌漑深祕之

書、總計百三十有餘卷、是君之志可觀焉、延享三年丙寅秋、東叡大王特命攝之四天王寺傳、君、所修神事祭法、言念師標、忝賜衣冠、而褒飾焉、閩巷之人此爲榮矣、君齡邁杖、國、壯志未減、欲觀天下神道之淵、奮然而起遊于帝都、西詣雲之大社、南探熊野神窟、慨然歎曰、神道之政、其明善乎、千歲已下有治、真至聖皇之業、者、吾不待而讓矣、復還帝京、寓居三年、遂達天聽、於是三種神器傳并從聖寶傳、就姉小路公文卿、以進上、撫其書、而歎曰、翁誠國之寶也、惜哉老矣、九條左大臣尙實公、誓約稟學、雖歸舊廬、音問不絕、先是享保十三年戊申夏、德廟之近臣大島古心謂君曰、未然本紀、媿卿難曉、乞審註解、獻焉、於是操觚勒成三卷、以進矣、故沼田侯直邦素以尊信、大經好尚相伴、雖右顯滅、蘭契殊篤、至遠囑、令其令孫直享從君稟學、其他長門侯重就、故佐倉侯正亮、園部侯英智、僉誓約稟學、延享元年甲子夏、與善明寺主證海、謀移寺於君之舊宅、改爲律苑、其田園家資悉充、持律僧伽之費、甲申春正月元旦謂侍人曰、吾事畢矣、今日而後雖生猶死、有客勿告、季春疾漸、其前三日願證海及門人、囑以後

事、終日自又手、泊然而逝、實明和紀元之年三月十七日、天不遺此老、嗚呼哀哉、君自少精進鍊行、不娶無嗣、凡稟學者四百有餘人、蓋君行事可記者衆矣、今誌一二以貽後昆、君以天和元年辛酉三月十三日生、享年八十四、歸葬善明律寺先人墓側、執喪者大僧都覺印也、治葬建碑者青木對馬守政勝也、論次其所得於政勝、而爲之銘者釋證海也、銘曰、惟明和之粵、春三月己卯之辰、窆吾依田君於善明之寺後、嗚呼千歲而下、曰此編無爲翁之古墳、南畝翁云、編無爲翁は、府中本町之長百姓五十嵐定右衛門、田地七八百石も持しもの也、弟子證海沙彌、上野より谷ありて、十五ヶ國御構になりしかば、伊豆國に塾居す、東叡准后御再住の時召かへされしが、正月池の端里坊に住し、其七月伊豆に行道にて、疾にかへり遷化なりと、番場宿の矢島氏己巳仲春物語なりと、三八犬櫻 上野寒松院原の藪の中に、兒稻荷といふあり、俗に小僧の篠原にある櫻は、彼邊にて吉野の櫻の種をとりよせられたる花といふ、又一説に、是誠の犬櫻也、有廟の御時、成鳥道筑を花の時日に彼地に遣はされ、盛のよしを聞しめし、御成ありて花御覽あ

りしと云、花ひがんに似たり、

三九佐竹氏の事 上杉憲政没落して後、天文廿年、滅亡せざる以前なり、佐竹右京大夫義昭が許にいたりて、管領及上杉の號をさづけんといひし處、義昭答て、管領は望む所なれど、先祖の佐竹を改めん事本意にあらずと、夫より謙信に授けしと也、

四〇小判鮫 小判鮫、佐渡方言ア、漢名咽機那魚、明利瑪竇坤輿萬國云、「咽機那魚、長尺許、周身皆刺、而有大力、若貼船後、雖順風不能動、」

四一古錢を掘出しこと 閏二月十九日、攝州伊丹より書狀之由、新川酒問屋より伊丹七之助へ申來候寫、

未得尊意候へ共、一筆啓上仕候、益御勇健に可遊御座、珍重奉存候、然に先達而當郷田中より、古錢五百二十貫文餘掘出候、一件別紙に認奉差上候通、伊丹氏御軍財に申儀に付、御由縁之御方も御座候て、御沙汰申上度奉存候て罷在候處、御尊名承り傳へ候間、不忍止奉申上候、尤段々御改も相濟、此度右古錢手筋を以乍聊拜受仕候に付、甚無數候得共、十五泉相添獻上仕候、宜敷御披

露奉希候、殊に御家號御慕敷奉存候儘捧愚札候、爲差儀も無御座候儀奉恐入、恐惶謹言、
閏二月三日 伊丹南町 吉野源兵衛判

古錢之略記 伊丹様御家老中様參人御中

一文化元年甲子四月十七日、近衛殿御家領攝州河邊郡御園庄有岡郷伊丹外崎村百姓五郎兵衛所持之古城と申田中より、家普請之土掘取中、六尺計下より古錢出、數二萬八千五百疋餘掘出、板厚一寸程之杉桶に入有之、
一同二年乙丑三月廿四日、同所より、再度古錢二萬七百五十疋餘掘出、此度は南蠻燒の大壺に入有之、右各石灰を以相納候與相見え、錢面白く、毛頭府内之錢に無之、尤兩度共書付類一切不相見候に付、段々相考へ候處、右兩年共洪武永樂錢一錢も無之、仍而其已前所貯にて、土中に有所四百五十年より五百年にも可相及申、古錢は不殘近衛殿御寶庫へ相納り、地主掘入に當錢を以、員數高に割賦被下置候、右古錢於御殿追々御改御座候處、左之通、